

和歌山県地域防災計画

地震・津波災害対策計画編

(令和4年度修正)

和歌山県防災会議

目 次

第 1 編 総則

第 1 章 総則<県総務部（防災企画課）>.....	1
第 1 節 計画の目的.....	1
第 2 節 計画の性格.....	1
第 3 節 計画の修正.....	1
第 4 節 用語.....	2
第 2 章 和歌山県の地勢と災害.....	3
第 1 節 自然条件<和歌山県>.....	3
第 2 節 社会条件<和歌山県>.....	8
第 3 節 地震と津波による災害<和歌山地方気象台>.....	8
第 4 節 既往被害地震<和歌山県>.....	11
第 3 章 地震被害想定<和歌山県>.....	16
第 4 章 地震防災対策の実施に関する目標<和歌山県>.....	32
第 5 章 防災関係機関の実施責任と業務大綱<県総務部（防災企画課）>.....	33
第 1 節 実施責任.....	33
第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱.....	34

第 2 編 地震防災対策

第 1 章 地震防災対策アクションプログラム<県総務部（防災企画課）>.....	41
第 2 章 地震防災施設緊急整備計画<県総務部（防災企画課）>.....	43
第 3 章 津波から「逃げ切る！」支援対策プログラム<県総務部（防災企画課）>.....	47

第 3 編 災害予防計画

第 1 章 河川防災計画<近畿地方整備局（和歌山・紀南河川国道事務所）、 県県土整備部（河川課）>.....	55
第 2 章 砂防防災計画<県県土整備部（砂防課）>.....	56
第 3 章 山地防災計画<近畿中国森林管理局、県農林水産部（森林整備課）>.....	58
第 4 章 地すべり防止計画<県農林水産部（農業農村整備課、森林整備課）、 県県土整備部（砂防課）>.....	59
第 5 章 急傾斜地崩壊防止計画<県県土整備部（砂防課）>.....	61
第 6 章 ため池防災計画<県農林水産部（農業農村整備課）>.....	63
第 7 章 海岸防災計画<近畿地方整備局、県農林水産部（農業農村整備課）、	

	県県土整備部(港湾漁港整備課) >	64
第 8 章	港湾防災計画 <近畿地方整備局、県県土整備部(港湾漁港整備課) >	65
第 9 章	漁港・漁村防災計画 <県県土整備部(港湾漁港整備課) >	66
第 10 章	道路防災計画 <近畿地方整備局(和歌山・紀南河川国道事務所)、 県県土整備部(道路建設課、道路政策課、道路保全課) >	67
第 11 章	火災予防計画 <県総務部(危機管理・消防課) >	70
第 12 章	都市防災化計画 <県県土整備部(道路政策課、道路保全課、都市政策課、 建築住宅課) >	71
第 13 章	建造物災害予防計画 <県県土整備部(県土整備総務課、建築住宅課、 都市政策課) >	73
第 14 章	下水道等施設災害予防計画 <県県土整備部(下水道課) >	76
第 15 章	宅地災害予防計画 <県県土整備部(都市政策課) >	77
第 16 章	盛土防災計画 <県農林水産部(農林水産総務課)、 県県土整備部(砂防課、都市政策課) >	80
第 17 章	流木災害予防計画 <県農林水産部(林業振興課)、 県県土整備部(河川課、港湾空港振興課、港湾漁港整備課) >	81
第 18 章	上水道施設災害予防計画 <県環境生活部(食品・生活衛生課) >	82
第 19 章	文化財災害予防計画 <県教育委員会(文化遺産課) >	83
第 20 章	危険物等災害予防計画	85
第 1 節	危険物災害予防計画 <県総務部(危機管理・消防課) >	85
第 2 節	火薬類、高圧ガス製造施設等災害予防計画 <県総務部(危機管理・消防課) >	86
第 3 節	毒物劇物災害予防計画 <県福祉保健部(薬務課) >	88
第 4 節	放射性物質事故災害予防計画 <県総務部(危機管理・消防課) >	89
第 5 節	有害物質流出等災害予防計画 <県環境生活部(環境管理課) >	90
第 21 章	公共的施設災害予防計画	91
第 1 節	公衆電気通信施設災害予防計画 <西日本電信電話(株)和歌山支店、(株)NTTドコモ関西支社、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)関西営業所、 KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株) >	91
第 2 節	電力施設災害予防計画 <関西電力(株)、関西電力送配電(株) >	95
第 3 節	大規模停電災害予防計画 <県総務部(災害対策課) >	102
第 4 節	都市ガス施設災害予防計画 <大阪ガスネットワーク(株)、新宮ガス(株) >	103
第 5 節	鉄道施設災害予防計画 <西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、 南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株) >	108
第 22 章	地震・津波観測施設等整備計画 <和歌山地方气象台、県総務部(防災企画課) >	110
第 23 章	防災救助施設等整備計画	113
第 1 節	消防施設整備計画 <県総務部(危機管理・消防課) >	113
第 2 節	救助物資等備蓄計画 <県福祉保健部(福祉保健総務課、薬務課) >	114
第 3 節	防災拠点施設整備計画 <県総務部(防災企画課) >	116
第 4 節	紀の川緊急用河川敷道路・防災拠点整備計画 <近畿地方整備局(和歌山河川国道事務所)、県県土整備部 >	116

第 24 章	防災行政無線整備計画<県総務部（防災企画課）>	117
第 25 章	公安関係災害予防計画<和歌山・田辺海上保安部、警察本部>	118
第 26 章	防災訓練計画<県総務部（災害対策課）>	120
第 27 章	防災知識普及計画 <近畿総合通信局、県総務部（危機管理・消防課、防災企画課）、 県環境生活部（食品・生活衛生課）、県教育委員会（教育支援課）>	122
第 28 章	自主防災組織整備計画<県総務部（防災企画課）>	126
第 29 章	震災時救急医療体制確保計画<県福祉保健部（医務課）>	129
第 30 章	避難行動要支援者対策計画<県総務部（防災企画課）、県企画部（国際課）、 県福祉保健部（福祉保健総務課、子ども未来課、長寿社会課、 障害福祉課、健康推進課、国民健康保険課）>	131
第 31 章	ボランティア活動環境整備計画 <日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部（防災企画課）、県企画部（国際課）、 県環境生活部（県民生活課）、県福祉保健部（長寿社会課、障害福祉課、医務課）、 県教育委員会（生涯学習課）>	135
第 32 章	企業防災の促進に関する計画 <県総務部（防災企画課）、県商工観光労働部（商工振興課）>	137
第 33 章	廃棄物処理にかかる防災体制の整備<県環境生活部（循環型社会推進課）>	138

第 4 編 災害応急対策計画

第 1 章	防災組織計画	139
第 1 節	組織計画<県総務部（災害対策課）>	139
第 2 節	動員計画<県総務部（人事課）>	173
第 3 節	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画<県総務部（災害対策課）>	175
第 2 章	情報計画	178
第 1 節	大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達計画 <大阪管区气象台、和歌山地方气象台、県総務部（災害対策課）>	178
第 2 節	被害情報等の収集計画<県総務部（災害対策課、市町村課）>	191
第 3 節	災害通信計画<近畿総合通信局、県総務部（防災企画課） 県企画部（情報政策課）>	198
第 4 節	災害広報計画<県知事室（広報課）、県総務部（災害対策課、市町村課）>	203
第 5 節	生活関連総合相談計画<県環境生活部（県民生活課）>	206
第 3 章	消防計画<県総務部（危機管理・消防課）>	207
第 4 章	水防計画<県県土整備部（河川課）>	209
第 5 章	罹災者救助保護計画	210
第 1 節	災害救助法の適用計画<県福祉保健部（福祉保健総務課）>	210
第 2 節	被災者生活再建支援法の適用計画<県福祉保健部（福祉保健総務課）>	212

第3節	避難計画<和歌山・田辺海上保安部、陸上自衛隊第37普通科連隊、 県総務部（防災企画課、災害対策課）、県福祉保健部（福祉保健総務課、 健康推進課）、県農林水産部（河川課）、警察本部>……………	216
第4節	食糧供給計画<農林水産省、県環境生活部（食品・生活衛生課）、県福祉保健部 （福祉保健総務課）、県農林水産部（果樹園芸課）>……………	222
第5節	給水計画<県環境生活部（食品・生活衛生課）、県福祉保健部（福祉保健総務課）>	225
第6節	物資供給計画<県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	228
第7節	物価対策計画<県環境生活部（県民生活課）>……………	230
第8節	住宅・宅地対策計画<県福祉保健部（福祉保健総務課）、県農林水産部（林業振興課） 県農林水産部（建築住宅課、都市政策課）>……………	231
第9節	被災建築物・被災宅地応急危険度判定計画 <県農林水産部（都市政策課、建築住宅課）>……………	239
第10節	医療助産計画<日赤県支部、県医師会、県看護協会、県薬剤師会、 県福祉保健部（福祉保健総務課、医務課、薬務課）>……………	240
第11節	罹災者救出計画<県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	242
第12節	住居等の障害物除去計画<県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	243
第13節	災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画<県福祉保健部（福祉保健総務課）…	244
第14節	遺体搜索処理計画<県環境生活部（食品・生活衛生課）、 県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	245
第15節	災害義援金品配分計画<日赤県支部、（福）和歌山県共同募金会、 県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	247
第16節	外国人支援計画<県企画部（国際課）>……………	249
第17節	海外からの支援の受入計画<県企画部（国際課）、 県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	250
第6章	保健衛生計画 ……………	251
第1節	防疫計画<県福祉保健部（健康推進課）>……………	251
第2節	清掃計画<県環境生活部（循環型社会推進課）>……………	255
第3節	食品衛生計画<県環境生活部（食品・生活衛生課）>……………	257
第4節	保健師活動計画<県福祉保健部（医務課）>……………	258
第5節	精神保健福祉対策計画<県福祉保健部（障害福祉課）>……………	260
第6節	動物保護管理計画<県環境生活部（食品・生活衛生課）>……………	262
第7章	公共土木施設等応急対策計画<県農林水産部（農業農村整備課）、 県農林水産部（技術調査課、道路保全課、河川課、 港湾漁港整備課、砂防課、下水道課）>……………	263
第8章	水産関係災害応急対策計画<県農林水産部（水産振興課、資源管理課）>……………	264
第9章	事故災害応急対策計画 ……………	265
第1節	海上災害応急対策計画<和歌山・田辺海上保安部、県総務部（災害対策課）、 県農林水産部（農業農村整備課、資源管理課）、 県農林水産部（港湾空港振興課、港湾漁港整備課）、 警察本部>……………	265

第2節	航空災害応急対策計画<大阪航空局(南紀白浜空港出張所、関西空港事務所)、 県県土整備部(港湾空港振興課)>……………	271
第3節	鉄道施設災害応急対策計画<西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、南海電気鉄道(株)、 紀州鉄道(株)>……………	275
第4節	道路災害応急対策計画<近畿地方整備局(和歌山・紀南河川国道事務所)、 西日本高速道路(株)、県県土整備部(道路保全課)、 県農林水産部(農業農村整備課、林業振興課)、 警察本部>……………	285
第10章	在港船舶対策計画<和歌山・田辺海上保安部、 県県土整備部(港湾空港振興課、港湾漁港整備課)>……………	287
第11章	危険物等災害応急対策計画……………	288
第1節	危険物施設災害応急対策計画<県総務部(危機管理・消防課)>……………	288
第2節	火薬類災害応急対策計画<県総務部(危機管理・消防課)>……………	290
第3節	高圧ガス災害応急対策計画<県総務部(危機管理・消防課)>……………	291
第4節	毒物劇物災害応急対策計画<県福祉保健部(薬務課)>……………	292
第5節	放射性物質事故応急対策計画<県総務部(危機管理・消防課)>……………	293
第6節	危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画 <県総務部(危機管理・消防課)、警察本部>……………	294
第7節	有害物質流出等応急対策計画<県環境生活部(環境管理課)>……………	295
第12章	公共の施設災害応急対策計画……………	297
第1節	公衆電気通信施設災害応急対策計画<西日本電信電話(株)和歌山支店、 (株)NTTドコモ関西支社、 イヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)関西営業所、 KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 楽天モバイル(株)>……………	297
第2節	電力施設災害応急対策計画<関西電力(株)、関西電力送配電(株)>……………	310
第3節	大規模停電災害応急対策計画<県危機管理局(災害対策課)>……………	315
第4節	都市ガス施設災害応急対策計画<大阪ガスネットワーク(株)、新宮ガス(株)>……………	316
第13章	文教対策計画……………	320
第1節	小・中学校及び市立高等学校の計画<県教育委員会(総務課、義務教育課、 教育支援課)>……………	320
第2節	県立学校関係の計画<県教育委員会(総務課、県立学校教育課、 教職員課、教育支援課)、県立医科大学>……………	322
第3節	私立学校関係の計画<県企画部(文化学術課)>……………	324
第4節	学校給食関係の計画<県教育委員会(教育支援課)>……………	324
第5節	社会教育施設関係の計画<県環境生活部(青少年・男女共同参画課) 県教育委員会(生涯学習課)>……………	324
第6節	文化財等救援・保全活動の計画<県教育委員会(文化遺産課)>……………	325
第7節	学用品支給計画<県企画部(文化学術課)、県福祉保健部(福祉保健総務課)、 県教育委員会(総務課、県立学校教育課、義務教育課)>……………	325

第 14 章	災害警備計画	328
第 1 節	警察警備計画＜警察本部＞	328
第 2 節	海上災害警備計画＜和歌山・田辺海上保安部＞	329
第 15 章	震災対策要員の計画	330
第 1 節	ボランティア受入計画＜日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部（防災企画課）、 県企画部（国際課）、県環境生活部（県民生活課）、 県福祉保健部（長寿社会課、障害福祉課、医務課）、 県教育委員会（教育支援課、生涯学習課）	331
第 2 節	労働者の確保計画＜和歌山労働局、県福祉保健部（福祉保健総務課）、 県商工観光労働部（労働政策課）＞	333
第 16 章	交通輸送計画	335
第 1 節	道路交通の応急対策計画＜近畿地方整備局、西日本高速道路（株）、 県県土整備部（道路保全課、港湾空港振興課）、警察本部＞	335
第 2 節	船舶交通の応急対策計画＜和歌山・田辺海上保安部、県農林水産部 県県土整備部（港湾空港振興課、港湾漁港整備課）＞	341
第 3 節	輸送計画＜和歌山・田辺海上保安部、近畿運輸局（和歌山運輸支局、勝浦海事事務所）、 近畿地方整備局、陸上自衛隊第 3 7 普通科連隊、西日本旅客鉄道（株）和歌山支社、 県総務部（災害対策課）、県企画部（総合交通政策課、地域政策課、 移住定住推進課）、県福祉保健部（福祉保健総務課）、県農林水産部 （資源管理課）、県県土整備部（道路政策課）＞	343
第 17 章	自衛隊派遣要請等の計画＜陸上自衛隊第 37 普通科連隊＞	347
第 18 章	県防災ヘリコプター活用計画＜県総務部（災害対策課）＞	352
第 19 章	防災拠点施設活用計画＜県総務部（災害対策課）＞	354
第 20 章	広域防災体制の計画＜県総務部（防災企画課、災害対策課）、 県福祉保健部（福祉保健総務課）＞	355
第 21 章	近畿地方整備局による災害時の応援計画＜近畿地方整備局＞	357

第 5 編 災害復旧・復興計画

第 1 章	施設災害復旧事業計画＜県総務部（防災企画課）、県企画部、県福祉保健部、 県農林水産部、県県土整備部＞	359
第 2 章	災害復旧資金計画＜県福祉保健部（福祉保健総務課、子ども未来課）、 県商工観光労働部（商工観光労働総務課、商工振興課）、 県農林水産部（農林水産総務課）＞	361
第 3 章	災害復興都市計画＜県県土整備部（都市政策課、建築住宅課）＞	362
第 4 章	その他の復旧計画＜和歌山労働局、県商工観光労働部（労働政策課）＞	364
第 5 章	復興計画事前策定＜県総務部（防災企画課）＞	365

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	367
第1節 推進計画の目的<県総務部（防災企画課）>	367
第2節 推進地域<県総務部（防災企画課）>	367
第3節 特別強化地域<県総務部（防災企画課）>	367
第4節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 <県総務部（防災企画課）>	367
第2章 地震発生時の応急対策等	368
第1節 地震発生時の応急対策<近畿運輸局、大阪管区气象台、和歌山地方气象台、 和歌山・田辺海上保安部、陸上自衛隊第37普通科連隊、 西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、日赤県支部、県医師会、 県知事室（広報課）、県総務部（災害対策課、 危機管理・消防課）、 県環境生活部（循環型社会推進課、食品・生活衛生課、 県民生活課）、 県福祉保健部（福祉保健総務課、医務課、健康推進課、 薬務課）、 県県土整備部（河川課、砂防課）、警察本部>	368
第2節 資機材、人員等の配備手配<県総務部（災害対策課）>	370
第3節 他機関に対する応援要請<近畿地方整備局、陸上自衛隊第37普通科連隊、 県総務部（災害対策課）>	370
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	372
第1節 津波からの防護<近畿地方整備局、県総務部（防災企画課）、 県県土整備部（河川課、港湾漁港整備課）>	372
第2節 津波に関する情報の伝達等<和歌山地方气象台、和歌山・田辺海上保安部、 県総務部（防災企画課）、県農林水産部（資源管理課）、 県県土整備部（河川課、港湾漁港整備課）>	372
第3節 避難対策等<県総務部（防災企画課）、県県土整備部（港湾漁港整備課）>	372
第4節 消防機関等の活動<県総務部（危機管理・消防課）>	376
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係<関西電力送配電(株)和歌山支社、 大阪ガスネットワーク(株)、新宮ガス(株)、 西日本電信電話(株)和歌山支店、 (株)NTTドコモ関西支社、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)関西営業所、KDDI(株)、 ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、 日本放送協会和歌山放送局、 県環境生活部（食品・生活衛生課）>	376
第6節 交通対策<近畿地方整備局、和歌山・田辺海上保安部、西日本高速道路(株)関西支社、	

	県県土整備部（道路政策課、道路保全課、港湾空港振興課、 港湾漁港整備課）、警察本部	377
第7節	県が管理又は運営する施設に関する対策<県総務部（防災企画課）>	378
第8節	迅速な救助<県総務部（危機管理・消防課）>	379
第4章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	380
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 <大阪管区气象台、和歌山地方气象台、県総務部（災害対策課）>	380
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係 る措置<大阪管区气象台、和歌山地方气象台、和歌山・田辺海上保安部、 陸上自衛隊第37普通科連隊、関西電力送配電㈱和歌山支社、 大阪ガスネットワーク㈱、新宮ガス㈱、西日本電信電話㈱和歌山支店、 ㈱NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱関西営業所、KDDI㈱、 ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱、日本放送協会和歌山放送局、 日本銀行大阪支店、西日本旅客鉄道㈱和歌山支社、㈱南紀白浜エアポート、 県知事室（広報課）、県総務部（危機管理・消防課、防災企画課、災害対策課）、 県環境生活部（食品・生活衛生課）、県福祉保健部（福祉保健総務課）、 県県土整備部（道路保全課、河川課、港湾空港振興課、港湾漁港整備課）、 警察本部	380
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係 る措置<大阪管区气象台、和歌山地方气象台、 県知事室（広報課）、県総務部（災害対策課）>	384
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画<県総務部（防災企画課）>	386
第6章	防災訓練計画<県総務部（災害対策課）>	387
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画<県総務部（危機管理・消防課、 防災企画課）>	388

第 1 編

総 則

第 1 章 総 則（県総務部危機管理局）

第 1 節 計画の目的

この計画は大規模な地震・津波災害に対処するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、和歌山県防災会議が作成する計画であって、県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮して、県の地域（石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域を除く。）における地震・津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

- 1 和歌山県地域防災計画は、防災関係機関が処置しなければならない県の地域に係る防災に関する事務または業務について、総合的な運営を計画化したものであり、風水害等災害を対象とした「基本計画編」と地震・津波災害を対象とした「地震・津波災害対策計画編」の両計画をもって構成するものである。
- 2 和歌山県地域防災計画の策定、運営にあたっては防災基本計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図っていくものとする。さらに、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「和歌山県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「和歌山県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。
- 3 この計画は、地震・津波災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めるものとする。
- 4 災害時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、県民自身及び自主防災組織等県民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

第 3 節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

また、災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、市町村地域防災計画については、この計画を参考として作成、又は修正するものとし、この計画に抵触しないことが必要である。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法 災害対策基本法
- 2 救助法 災害救助法
- 3 本部 和歌山県災害対策本部
- 4 支部 和歌山県災害対策本部の支部
- 5 市町村本部 市町村災害対策本部
- 6 県計画 和歌山県地域防災計画
- 7 市町村計画 市町村地域防災計画
- 8 本部長 和歌山県災害対策本部長
- 9 支部長 和歌山県災害対策本部の支部長
- 10 市町村本部長 市町村災害対策本部長
- 11 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

なお、本計画中次の組織名称は、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本部	和歌山県 危機管理局 災害対策課
本部長	和歌山県知事
本部部班	和歌山県部課
支部	振興局（地域振興部）
支部長	振興局長
市町村本部	市 町 村
市町村本部長	市 町 村 長

第2章 和歌山県の地勢と災害

第1節 自然条件（和歌山県）

1 位置

本県は、紀伊半島の南西部に位置し、北は和泉山脈によって大阪府と接し、東は奈良県、南東には三重県をひかえ、西は紀伊水道を挟んで兵庫県（淡路島）、徳島県と相對している。

2 面積

本県の面積は、4,725k m²で全国総面積 377,971k m²の 1.25%に当たり全国都道府県中第 30 位の大きさである。

3 地形

本県は、紀の川沿いを除いて平野に乏しく、狭い平野が各河川・海岸沿いに形成しているほか、狭小な谷底平野が山地内部に複雑に入り込んでいる。これに対して、山地の面積は広く、傾斜が 30 度を超える山地が全県の約 14%に及び（建設省国土地理院「昭和 57 年国土数値情報作成調査」）、山地は海岸線までせまっている。山地と平野の間には、丘陵地や台地が分布する。

※ 和歌山県の主要な山岳と河川は、資料編 01-01-01（主要河川と河川位置図）、01-01-02（主要山岳名）、01-01-03（主要河川名）を参照

(1) 山地

本県の中央部より北側には、和泉山脈、生石ヶ峰山地、護摩壇山・白馬山地が東西方向に走り、それより南側には果無山脈が東西方向に走り、更に南側には、千丈塩津山地、大塔山地が北東～南西方向に走っている。山腹斜面は河川の攻撃斜面側が急で、山頂部は北又は西北に緩斜するものが多い。

(2) 丘陵地

紀の川沿いの橋本丘陵、田辺盆地周辺の田辺丘陵、紀南沿岸の周参見・古座丘陵が見られる。これらの丘陵はほぼ 15 度以上 30 度未満と比較的緩やかな傾斜を示している。

(3) 台地

台地は、紀の川、有田川、日高川などの各河川沿いに発達する河岸段丘と、御坊以南の紀南海岸に発達する海岸段丘（高さ 20～50m）に分けられる。

(4) 低地

低地は、主に紀の川、有田川、日高川、富田川沿い等に見られ、海岸近くに砂州が形成され、その後背地に三角州性低地が発達している。

(5) 海岸

海岸線の総延長は約 651 km であり、和歌山市から潮岬まで約 499 km の紀州灘沿岸、潮岬から新宮まで約 152 km の熊野灘沿岸の 2 沿岸からなっている。海岸線のうち紀北、紀中は典型的な沈降海岸地域で、御坊以南の紀南海岸は隆起海岸地域であり、海蝕性の岩礁海岸が多く見られて、枯木灘と呼ばれている。

(6) 河 川

本県の河川は、大台ヶ原に水源をもつ紀の川が県北を西流し紀伊水道に注ぎ、また東部には、日本最多雨地帯の大峰山脈に源を發し熊野灘に至る熊野川が県内の2大河川で一級河川となっている。

この2河川に挟まれて有田川、日高川、左会津川、富田川、日置川、古座川、太田川等 317 の二級河川並びに射矢の谷川、神谷川等の 99 の準用河川及びその他の普通河川があるが、これらの河川はいずれも本県の地形条件により急流河川が多く、短時間の豪雨で出水氾濫による災害を受けやすい。



4 地 質

西南日本を外帯と内帯に分ける中央構造線は、県内では、ほぼ紀の川に沿って東西に走っている。中央構造線の北側（内帯）には、上部白亜系の和泉層群が分布する。中央構造線の南側（外帯）には、色々な時代の地層や岩石がほぼ東西に帯状に分布している。

その構造は、北から三波川帯の結晶片岩類、秩父累帯の古生層、中生層、日高川帯の中生層、牟婁帯の古第三紀層及び新第三紀層である。（日高川帯と牟婁帯を合せて四万十累帯と称す。）

沖積層は紀の川低地に分布し、段丘を形成する洪積層は、各地帯の海岸、河岸に分布する。火成岩は比較的稀ではあるが、潮岬、大島の火成岩類、新宮付近の熊野酸性岩類、これとほぼ同質の石英斑岩脈が火成岩の分布する地域で見られる。

(1) 西南日本内帯

和泉帯は砂岩、礫岩、泥岩からなり、酸性凝灰岩を挟む東西ないし東北東～西南西の走向を持つ大きな向斜構造をなし、向斜軸は和泉山脈を通っている。

(2) 西南日本外帯

中央構造線より南の外帯には、古生代から新生代にわたる様々な時代の地層が分布している。外帯北縁部には、中央構造線と御荷鉾構造線に挟まれて三波川帯の変成岩類（緑色片岩、黒色片岩、砂質片岩、珪質片岩など）が分布している。

三波川帯の南には、秩父帯の中・古生層がある。石灰岩・チャート・泥岩・砂岩からなる。その南には、日高川帯と音無川帯、牟婁帯の古第三紀層が分布している。礫岩、砂岩、頁岩からなり、塩基性及び酸性凝灰岩を挟んでいる。南西部の田辺と南東部の熊野地域には、新第三紀層の田辺・熊野層群（砂岩、泥岩、礫岩）が分布している。

(3) 洪 積 層

各河川及び海岸などの段丘に小規模な範囲で分布する。特に紀の川水系の段丘には、橋本市周辺で有名な菖蒲谷層が分布している。

(4) 沖 積 層

紀の川、有田川、日高川、切目川、南部川、左会津川、富田川、日置川、古座川、太田川、熊野川の下にかなり拡く発達している。その他河川にも、小規模な沖積層が見られる。紀の川水系には、県下で最大の沖積層が広がっている。

5 地 盤

県内の約 2,000 本のボーリング柱状図と既存資料に基づいて、明らかにした軟弱地盤の特徴は、次のとおりである。

(1) 紀の川流域

紀の川の河口付近や海南市の市街地付近で軟弱層は最もよく発達し、層厚は 30m を超える。層相は、下部と上部が砂層からなり、その間に粘土層を挟む。この粘土層は上流に向かうにつれ薄くなり、砂層も礫がちになる。岩出町より上流では、ほとんど礫からなる。

(2) 有田川流域

有田川河口付近で軟弱層の厚さは 20m を超えて上流に向かうにつれ薄くなる。河口付近の層相は下部で粘土質、中部で砂質、上部で礫質となる。河口から 5 km の地点より上流ではほとんど礫質となる。

(3) 日高川流域

日高川河口付近を中心にして軟弱層の厚さは20mを超える。河口付近の層相は軟弱層の最下部に薄い粘土層を挟み、上位は厚い砂層からなる。上部は礫からなり、礫層は上流ほど厚くなる。

(4) 左会津川流域

田辺港付近では軟弱層の厚さは極めて厚く、層厚30mを超える。下部は粘土層や砂をまじえた礫からなり、中部は粘性土を主体とし、上部は粘土、砂、礫が複雑に堆積している。全体としては粘土層に富んだ地盤となっている。

(5) 富田川流域

富田川河口付近での軟弱層の厚さは30mを超え、上流に向かうにつれ薄くなる。河口付近での軟弱層は上部が礫からなるほかは、ほとんど粘性土からなっている。ただし、河口付近では粘性土が優勢であるが、上流に向かうにつれ砂層が優勢となる。

(6) 日置川流域

日置川流域の軟弱層の層厚は、日置川河口付近で30mと最も厚く、上流に向かうにつれ薄くなる。この地域の軟弱層はほとんどが砂や礫からなり粘性土は少ない。軟弱層の上部は礫からなり、その下部はほとんどが砂である。

(7) 熊野川流域

熊野川流域の特徴は、県下の他の河川沿いの軟弱層と異なり、砂や礫の少ないことである。軟弱層のほとんどが粘性土からなり、その厚さは20mを超える。この粘性土も河口から上流に向かうにつれ薄くなる。

6 活断層

紀の川沿いの中央構造線が、県内の活断層の代表的なものである。

この断層は、2億年前から活動し、現在まで続いているという世界的にも最も大規模な断層である。地形的に判断される場所では、右ずれであり、最近数万年間の平均変位速度は、5~10 mm/年とされているが、常時動いているのではなくて、地震の時に瞬間的に変位するものである。

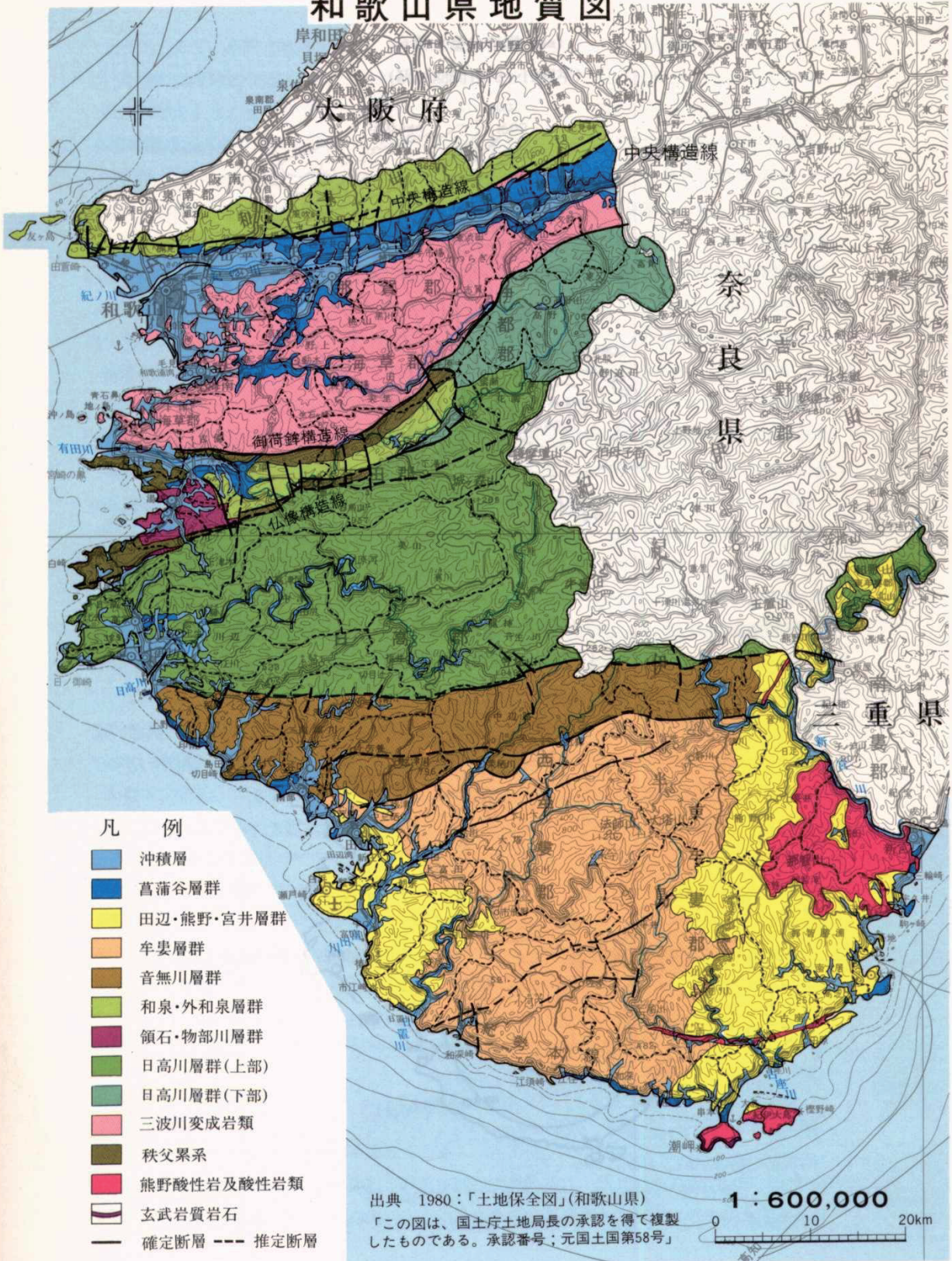
活動するたびに多くの破碎帯を生じており、防災、開発上でおおいに配慮が必要であろう。

7 その他の断層

- ・ 御荷鉾構造線
- ・ 仏像構造線
- ・ 御坊 — 萩構造線
- ・ 本宮断層

これらの断層は、活動した時期が非常に古くて、それ自体に問題はないが、断層周辺には破碎帯が存在して水の通路となり、そのために崩壊することがある。

和歌山県地質図



第2節 社会条件（和歌山県）

地震被害は、自然条件に加えて社会条件により被害の度合いが大きく左右される。

1 人口

令和2年国勢調査による和歌山県の人口は、922,584人で、前回の平成27年からの5年間の人口増減をみると、3市町で人口が増加している。

このうち、増加数が最も高かったのは岩出市で515人の増加、増加率が最も高いのは上富田町で1.6%の増加となっている。一方、人口が減少した27市町村（8市18町1村）のうち、減少数が最も多いのは和歌山市で7,425人の減少、減少率が最も高いのは古座川町で12.2%の減少となっている。（令和2年国勢調査確定値による）

2 土地利用

令和2年国勢調査による和歌山県の人口は、922,584人で、前回の平成27年からの5年間の人口増減をみると、3市町で人口が増加している。

このうち、増加数が最も高かったのは岩出市で515人の増加、増加率が最も高いのは上富田町で1.6%の増加となっている。一方、人口が減少した27市町村（8市18町1村）のうち、減少数が最も多いのは和歌山市で7,425人の減少、減少率が最も高いのは古座川町で12.2%の減少となっている。（令和2年国勢調査確定値による）

平成27年の県土地面積は4,725k㎡である。利用区分別の現況は森林76.5%、農用地7.1%、水面・河川・水路3.0%、宅地3.6%、道路2.6%、その他7.1%となっている。（平成27年10月1日現在 土地利用現況把握調査）

近年、近畿自動車道紀勢線・京奈和自動車道の延伸等の道路整備が進むにつれ、都市の郊外化の傾向が目立っており、紀の川沿い・太平洋沿岸地域では、農用地と宅地の混在が進行しつつある。

第3節 地震と津波による災害（和歌山地方気象台）

古来日本では、地震と津波は、しばしば大規模な災害をもたらしてきたが、本県もその例にもれず、特に海岸部が全長600kmに及びリアス式となっているため、地震動そのものによる災害よりも、津波による災害が大きくなっている。

地震を感じた場所における地震動の強さ（揺れの強さ）は、計測震度計によって0から7まで10階級（気象庁震度階級）の震度に分けるが、これは地震そのものの強さを示すものではない。一つの地震の震度分布は、震源からの距離や地盤状態などによって異なる。

地震そのものの大きさを表す尺度としては、マグニチュード（M）が用いられる。地震によって放出される総エネルギーの関係から定義される地震の規模（M、マグニチュード）が求められ、発表されている。このMの値が0.1だけ増すと総エネルギーは1.4倍に増し、Mが1.0増すと32倍に増すことになる。単に大きな地震という意味で「大地震」という言葉が使われる。また、Mが8クラスの地震は「巨大地震」と呼ばれることがある。

歴史時代の記録や、地震計による観測結果からみて、日本において大地震の頻発した地域とそうでない地域とが区分できる。本県は地震頻発の地域に属し、大きな地震発生の可能性も少なくない。しかも、和歌山市などは広く深い沖積層の上にある河川の流域であって、地震に対し地盤は弱いので、建築物等の地震対策には十分留意しなければならない。

次に、本県の地震を災害面から、内陸部に起こったものと、大津波を起こした海底の地震とに大別して説明する。

1 内陸部を震源とする地震

和歌山県では、歴史の資料により 938 年（M7）以降、古くから数々の陸域の地震によって被害を受けてきたことが知られているが、震源が和歌山県内にあると推定されている地震の数は少ない。しかし、紀伊半島南部に被害が生じたとの記録がいくつかあることを考えると、必ずしも県内で発生した地震が少ないかどうかは分からない。さらに、活断層のない地域や紀伊水道も含めて、県内のところどころで、M7 より小さいが局所的に被害が生ずる地震が発生することがある。被害地震としては、明治以降では、1906 年（M6.2）と 1924 年（M5.9）の日高川流域の地震、1938 年の田辺湾沖の地震（M6.8）、1948 年の田辺市付近の地震（M6.7）などが知られている。

また、周辺地域で発生する地震や 1899 年の地震（M7.0、推定の深さ 40～50 km：紀伊大和地震と呼ぶこともある）や 1952 年の吉野地震（M6.8、深さ 60 km）のように沈み込んだフィリピン海プレート内で発生するやや深い地震によっても被害を受けることがある。

和歌山市及びその周辺では定常的に地震活動が活発である。ほとんどが M5 程度以下の中小規模の地震であるが、有感地震（和歌山県内で震度 1 以上を観測した地震）回数は 10 年平均（2001 年～2010 年）80 回程度にのぼり、日本で最も有感地震回数が多い地域の一つである。特に 1920 年以降報告回数が増えたことが知られている。近年この地域に大規模な地震の発生は知られていないので、この地震活動は特定の大地震の地震活動ではない。その規模は最大でも M5 程度であるが、震源がごく浅いために、局所的に被害が生じたこともある。

2 海底を震源とする地震と津波

海底に大きな地震が起こり、そこに陥没あるいは隆起が瞬間的な時間に発生することにより、海水が海底から水面までほとんど一様に動かされて波が発生し、それがいわゆる長波として伝わる。これが海岸に押し寄せ津波となるわけであるが、波動の伝わる速度は $(g \times h)^{1/2}$ である。

ここに、 g は重力の加速度、 h は海の深さである。この伝播速度は海の深さ h の平方根に比例して大きくなるから、海岸から相当遠距離の海底に地震が起こっても、その場所の水深が深ければ、津波は予想外に早く押し寄せて来ることになる。過去の南海道地震などの際には地震の発生後（人体に感じてから）紀南では数分、紀中では 10～30 分、紀北では 30～50 分で、津波の第 1 波が到着した。地震を体にしたとしても、それが内陸の地震か、海底の地震であるか、とっさに判別できるものではないので、海岸で地震を感じたならば、同時に津波ということ念頭に置かなければならない。

津波の全体の勢力は、深い海の場合に大きく、浅い場合は小さくなるが、海岸における津波の高さは港湾の形によって大いに異なる。V 状に海岸に開いた港湾では津波は最も高くなる。本県にはこのような港湾が多いので警戒が必要である。

記録によると、天武 13 年 10 月 14 日（684.11.29）の天武地震（ $M=8_{1/4}$ ）を初めとして、古来、本県に津波の災害を与えた南海トラフ沿いの地震では、100～150 年ごとに巨大地震が発生しており、そのたびに地震動・津波両面で大きな被害を出している。近年の地震として 1707 年宝永地震（ $M=8.6$ ）、1854 年安政南海地震（ $M=8.4$ ）、1946 年南海地震（ $M=8.0$ ）があり、1854 年安政東海地震（ $M=8.4$ ）、1944 年東南海地震（ $M=7.9$ ）などのように、南海トラフ上で東西

に分かれ数年以内に続いて発生することもあるので注意が必要である。

理論上、波源（震源）が潮岬より東にある場合と西にある場合とでは、エネルギーの集中状況が非常に異なり、東にある場合には、熊野灘に面した海岸に、西方にある場合には、紀伊水道寄りに集中してくる。

なお、地球の反対側にある南米で巨大地震が発生した場合、津波は、約 24 時間後に和歌山県に到達する。このような場合には、地震を感じなくても津波が襲来し、被害を受けることになるので注意を要する。

県内各地の津波記録

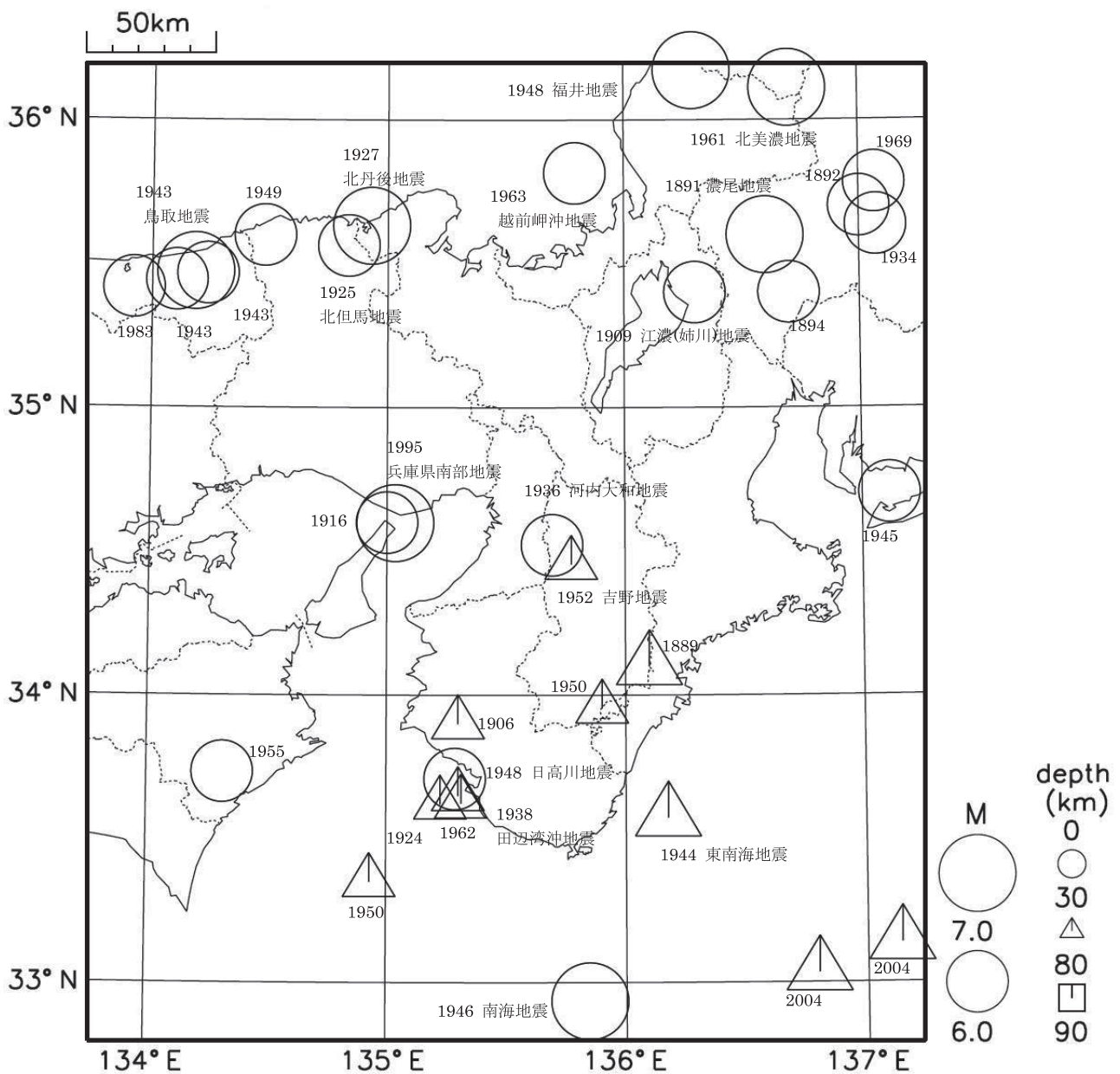
単位：m

	東北地方 太平洋沖地震	チリ地震 (2010)	チリ地震 (1960)	南海地震	安政南海地震
和歌山港	0.8	0.2	1.5	2.0	
海南港				3.5	4.0~5.0
下津港			1.1	2.8	4.5
湯浅港					
由良港					5.0~5.5
田辺港				3.5	3.0~3.5
袋 港	1.5	0.9	3.1	5.5	6.5~7.0
浦神港	1.2	0.4		3.0	
勝浦港				3.0	2.0
堅田漁協	1.1	0.5			
祓井戸漁港	1.1	0.4			

第4節 既往被害地震（和歌山県）

和歌山県付近の被害地震図のとおり、県の東方・南方・西方のいずれも100 km以内の海域で地震が多発している。また、県内や隣接する大阪府、奈良県、三重県内でもマグニチュード6程度の地震が発生しており、全国的に見ても地震活動の活発な地域に位置しているといえる。ここでは、マグニチュード7.9程度以上で、本県に影響のあった大規模な地震についてまとめた。なお、以下に示す地震のマグニチュード（M）は理科年表による。

1885年(明治18年)から2005年(平成17年)に発生した
マグニチュード6以上の被害地震



天武地震（684年11月29日、32.5° N、134.0° E、M=8_{1/4}）

白鳳地震ともいわれ、記録のある最古の地震である。和歌山県についての記載はないが、震央が四国沖にあったと推定され、高知県で最も激しい揺れ、津波も襲来している。

仁和地震（887年8月26日、33.0° N、135.0° E、M=8~8.5）

近畿地方に大きな被害をもたらした地震で、津波が発生し、摂津の国で津波による死者が多数でた。また、京都の民家、官庁の倒壊は多く、多数の圧死者がでた。

康和地震（1099年2月22日、33.0° N、135.5° E、M=8~8.3）

紀伊半島沖の巨大地震の一つで、紀伊半島南方の1946年南海道地震とほぼ同じ位置で発生したと推定されている。

正平地震（1361年8月3日、33.0° N、135.0° E、M=8_{1/4}~8.5）

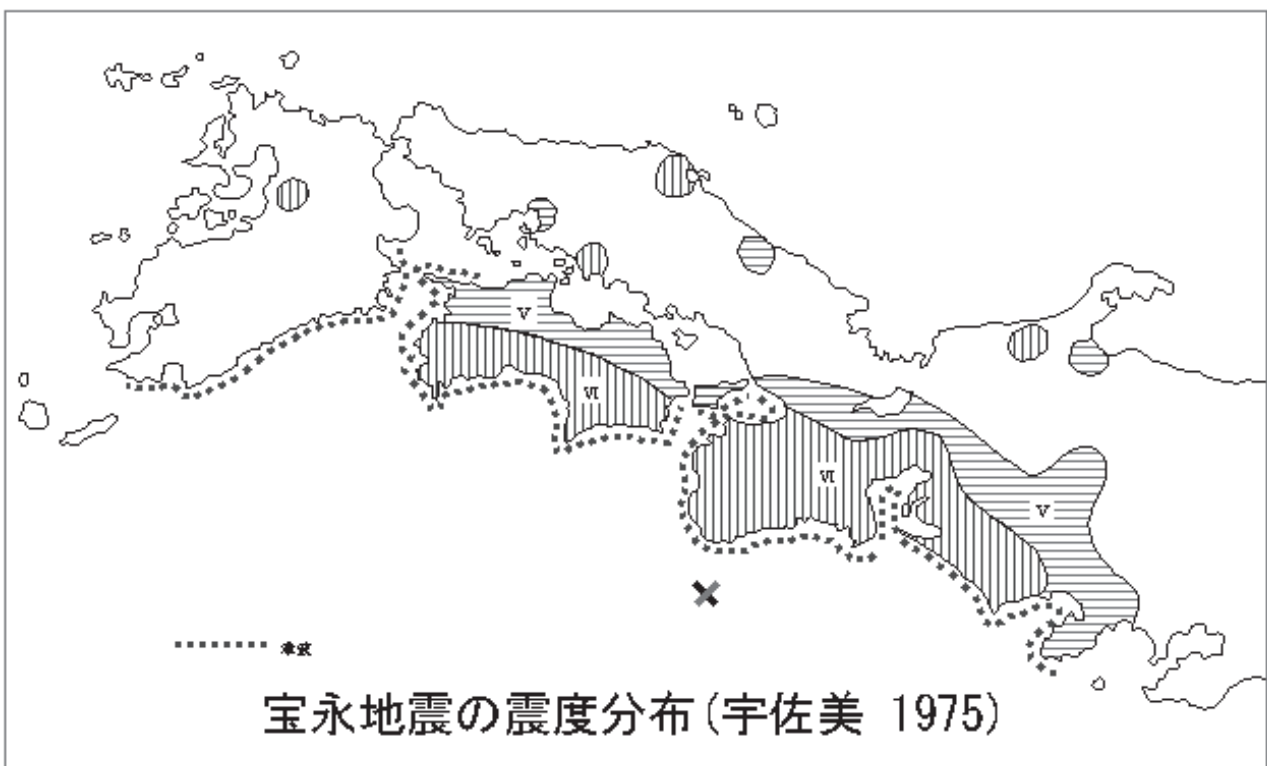
典型的な南海沖合いの巨大地震の一つである。畿内、土佐、阿波、山城、摂津より紀州熊野に至る諸堂の倒壊破損が多かった。津波被害は摂津、土佐、阿波が多かった。

慶長地震（1605年2月3日、33.0° N、134.9° E、M=7.9）

被害の記録は少ないが、津波は千葉県の大津から九州に至る太平洋岸に押し寄せた。紀伊半島西岸の広村では、戸数1,700のうち700戸が流出した。津波による被害が甚大であった。

宝永地震（1707年10月28日、33.2° N、135.9° E、M=8.6）

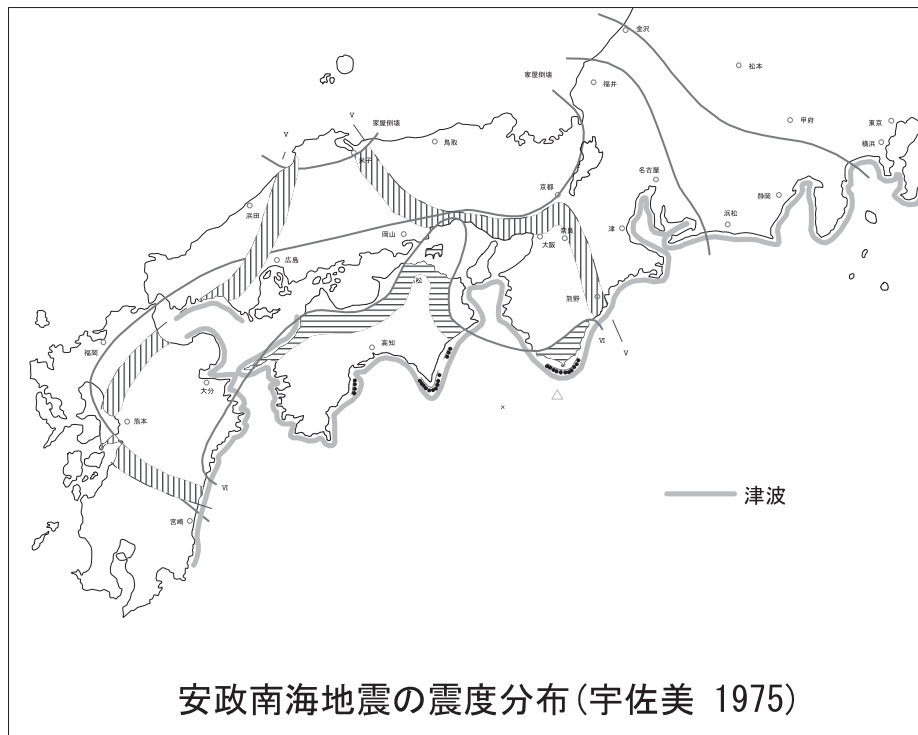
我が国最大級の地震の一つである。震度分布図が示す太平洋岸の各地で地震動や津波により大被害を出している。和歌山県でも津波の被害は大きく、広村では総戸数1,000戸のうち700戸が流出し、150戸が破損、死者は292人にも及んだ。湯浅では、総戸数1,000戸のうち流出家屋292戸、破損275戸、死者53人であった。尾鷲でも死者1,000人といわれている。



安政南海地震（1854年12月24日、33.0° N、135.0° E、M=8.4）

震度分布図が示すように、この地震に伴い紀伊田辺領で家屋など倒壊255戸、流出532戸、焼失441戸、土蔵焼失264戸、寺焼失3戸、死者4人の被害が出た。また、和歌山領（勢州領含

む)で、破損家屋 18,086 戸、流出 8,496 戸、焼失 24 戸、流死 699 人、山崩れ 216 箇所であった。広村は 339 戸のうち、125 戸流失、10 戸全壊、46 戸半壊、158 戸汐入破損し、人口 1,323 人のうち 36 人の死者が出た。紀伊沿岸の熊野以西では、津波により村の大半が流出した村が多かった。



東南海地震 (1944 年 12 月 7 日、 33.8° N、 136.6° E、 $M=7.9$)

7 日 13 時 36 分頃三重、愛知、静岡三県を中心として大地震が起こり、津波を伴い被害大であった。震央は志摩半島南南東 20 km と推定されている。

和歌山県内では、熊野灘沿岸は発震後 10 分～20 分で津波に見舞われ、波高は 3m～5m に及び相当の被害を受けた。

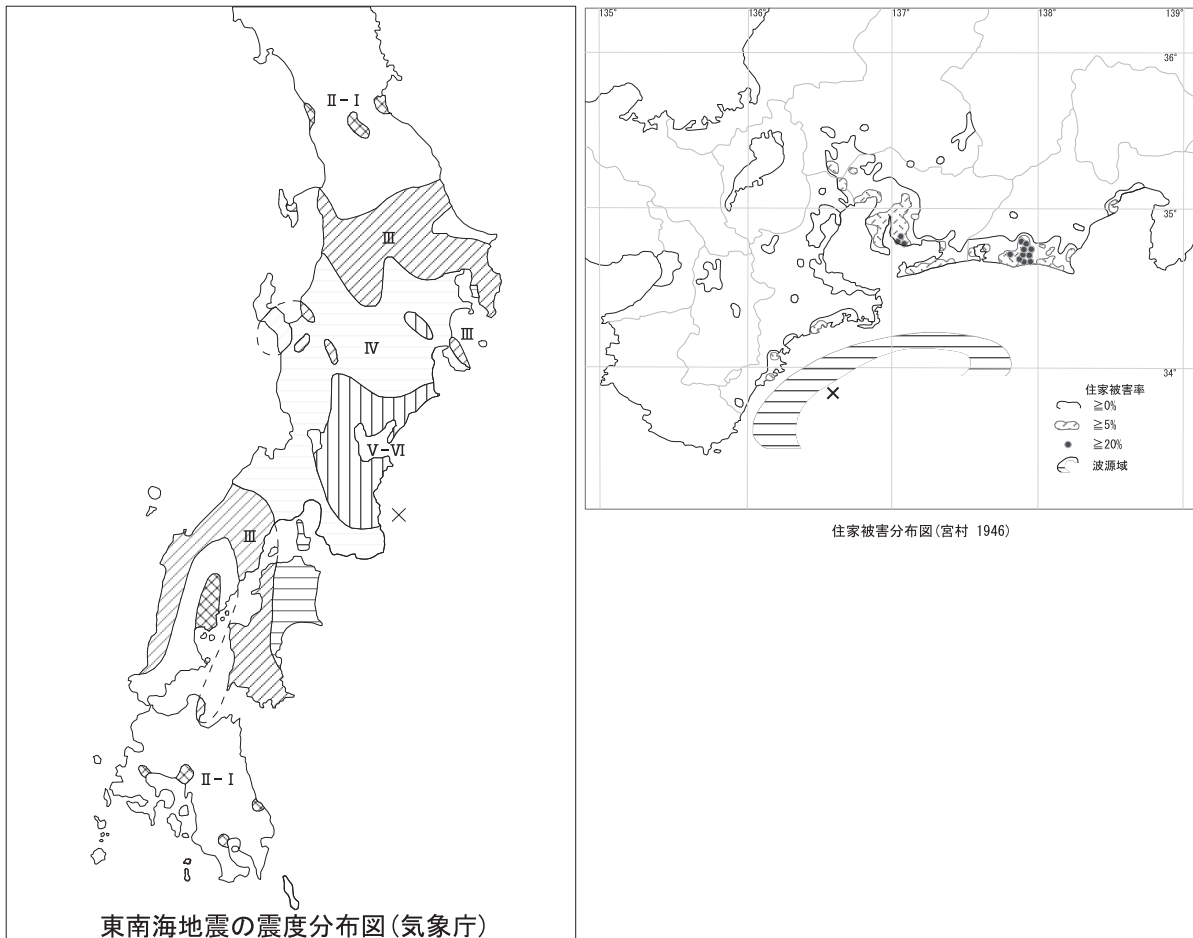
しかし、新宮方面は異常で北西部の元町、馬町、初の字等が局部的に烈震 (震度 6) と推察され死者 6 人、負傷者 38 人、全壊家屋 67 戸、半壊 146 戸を出し、熊野神社の大きな石灯籠は大部分転倒した。勝浦並びに那智方面の被害は次のとおり。

	死 者	行方不明	流失家屋	倒壊家屋	半壊家屋	床上浸水	床下浸水
旧 勝 浦 町 (現在の勝浦、北浜、築港地区)	24 人	3 人	10 戸	7 戸	40 戸	578 戸	245 戸
旧 那 智 町 (現在の天満、浜の宮地区)	10 人	0 人	195 戸	17 戸	74 戸	270 戸	50 戸

なお、旧那智町の被害はほとんど大字天満に起こったもので、天満駅から勝浦駅にいたる天満の大部分は、津波に襲われ波高約 5m と推定された。この天満の湾に襲来した津波は、堤防を 2ヶ所数m ずつ決壊し、他にも破損箇所あり、鉄道線路は勝浦、天満両駅はほとんど全部が海と反対側へ押し流され、決壊箇所 20m に及んだ。

勝浦湾に面した家は、湾内の水面が漸次ふくれ上がり、一時床上浸水程度となったが直ちに退き始めた。しかし、天満を襲った大津波は、勝浦の背後より襲いかかったため、この方面の

人命被害が多かった。



南海道地震（1946年12月21日、33.0° N、135.6° E、M=8.0）

21日4時19分過ぎ、和歌山県全域は突如地震に襲われ、大津波を伴い沿岸地域に大惨事を引き起こした。

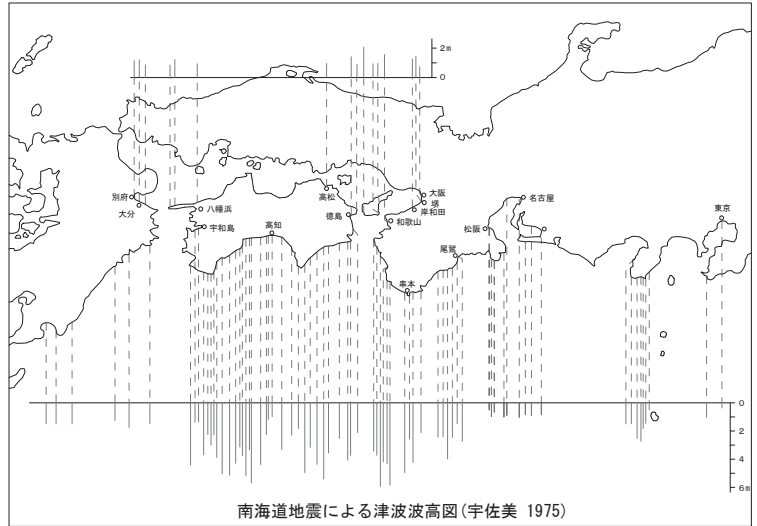
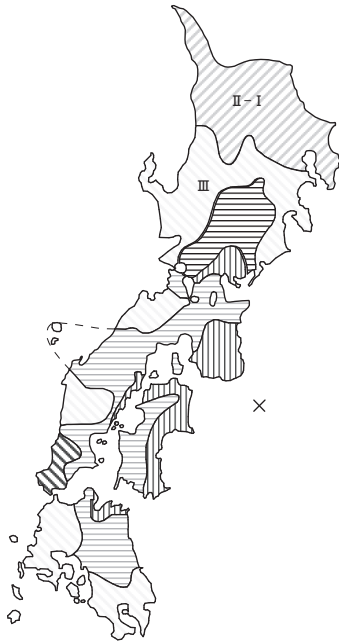
震源は、紀伊半島の南端潮岬南南西50kmの沖合にあり、有感範囲は東北北部及び北海道を除く日本の全地域にわたった。

また、強震区域は本県はもとより徳島、高知、三重の諸県と愛知、岐阜及び九州の一部に及び、局地的に烈震と推察される部分もあった。津波は、西は日向灘から東は東京湾口まで、顕著に現れた。和歌山県北部では、地震後40分ないし1時間後、第1回の津波が襲来したという所が多いが、県南部海浜では数分後に早くも襲来し、大津波は少なくとも3回以上あり、第3波が最も大きく、波高の最高は2m~3mのものが最も多かった。

災害は地震動そのものによる直接被害よりも、津波による被害の方がはるかに大きかった。なかでも串本方面は甚だしく、路上1.5mに達し、死者9人、負傷者100人、浸水家屋6,000戸に及び袋港では家屋の過半数を損じ荒廃した。旧広村では梧陵翁の功績による防波堤は完全にその役割を果たしたが、堤防のない南西方江上川に沿って侵入した津波が町の後面に廻り多数の溺死者を出した。由良町も被害が大きく、総戸数1,115戸中過半数の594戸浸水、死者17人、行方不明2人、負傷者19人、大小船舶の流破59隻、防波堤決壊20mに及んだ。また、海南市は低地のため浸水家屋が最も多く、新宮市は地盤軟弱のため多くの倒壊家屋があり、そのうえ大火を起こし、焼失家屋2,399戸、罹災者8,300人に及び惨状を極めた。県内の被害は次

のとおりである。

死者 195 人、行方不明 74 人、負傷者 562 人、家屋全壊 969 戸、同半壊 2,442 戸、同流失 325 戸、同浸水 14,102 戸、同全焼 2,399 戸、その他。



南海道地震の震度分布図（気象庁）

第3章 地震被害想定（和歌山県）

地震の想定

本計画策定の前提となる地震の想定は次のとおりとする。

【平成26年10月公表地震被害想定】

1 想定地震

- ① 東海・東南海・南海3連動地震（以下、この章において「3連動地震」という）
- ② 南海トラフ巨大地震（以下、この章において「巨大地震」という）

想定地震モデル	① 3連動地震 中央防災会議（2003年）※1	② 巨大地震 内閣府（2012年）※2
地震の規模 (モーメントマグニチュード)	Mw8.7	Mw9.1
震源断層の位置	南海トラフ (静岡県～高知県)	南海トラフ (静岡県～宮崎県)

※1 中央防災会議・東南海、南海地震等に関する専門調査会「東南海、南海地震に関する報告」(2003.12)

※2 内閣府・南海トラフの巨大地震モデル検討会「第二次報告」(2012.8)

2 被害想定における設定

地震がいつ発生するかで被害の様相が変わるため、3連動地震・巨大地震ともに、季節や時刻及び風速について、以下のケースを設けて被害を予測した。

季節	時刻	風速
夏	昼12時	4m
冬	夕方18時	4m
冬	夕方18時	8m
冬	深夜2時	4m

※ 時刻により人口の分布、行動のしやすさ、火気の使用状況が異なる。

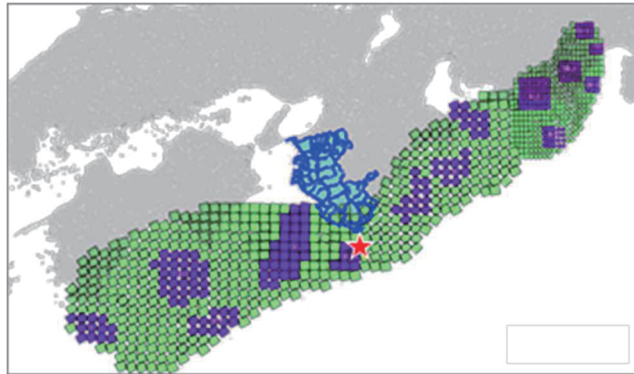
また、季節・時刻・風速により、出火や延焼の程度が異なる。

また、津波からの避難については、避難行動のパターンを3ケース設定した。

避難行動区分	直接避難 (昼間は5分、夜間は10分後に避難開始)	用事後避難 (昼間は15分、夜間は20分後に避難開始)	切迫避難(浸水後に避難を開始、あるいは避難せず)
ケース1	100%	-	-
ケース2	70%	30%	-
ケース3	35%	40%	25%

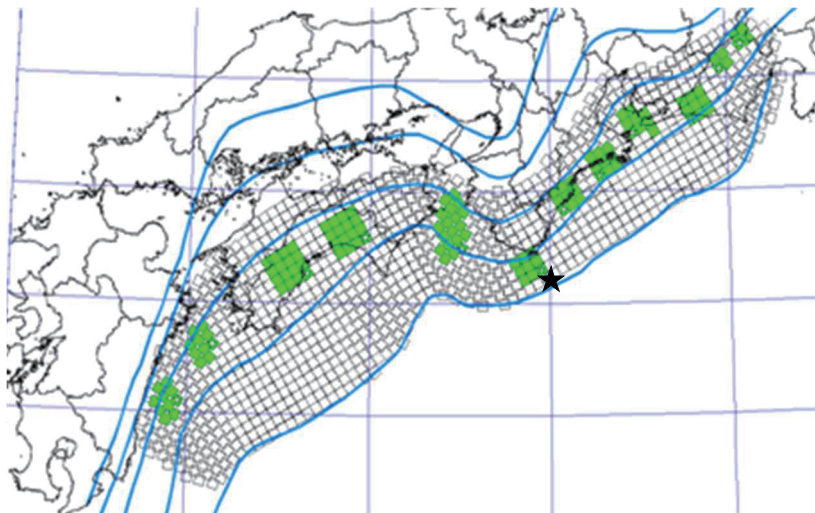
○3連動地震の想定震源断層モデルの位置

和歌山県の南部が震源域（図中、緑と紫の範囲）に含まれ、震源は潮岬沖（図中★印）である。

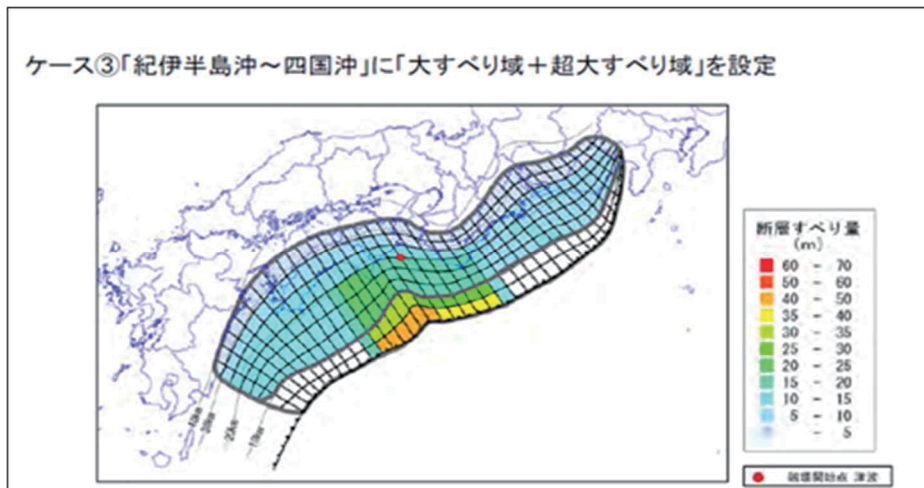


○巨大地震モデルの想定震源断層モデルの位置

和歌山県の中部・南部が震源域（図中、□が示されている範囲）に含まれ、震源は潮岬沖（図中★印）である。



○巨大地震（ケース3）の津波波源モデル



3 震度及び液状化の予測

① 3連動地震

震度5弱から7となり、中部から南部の沿岸平野部を中心に、震度6強以上の特に強い揺れとなっている。液状化危険度は、揺れが大きく、地下水があり、液状化を引き起こす砂層が厚い平野部を中心に高くなっている。

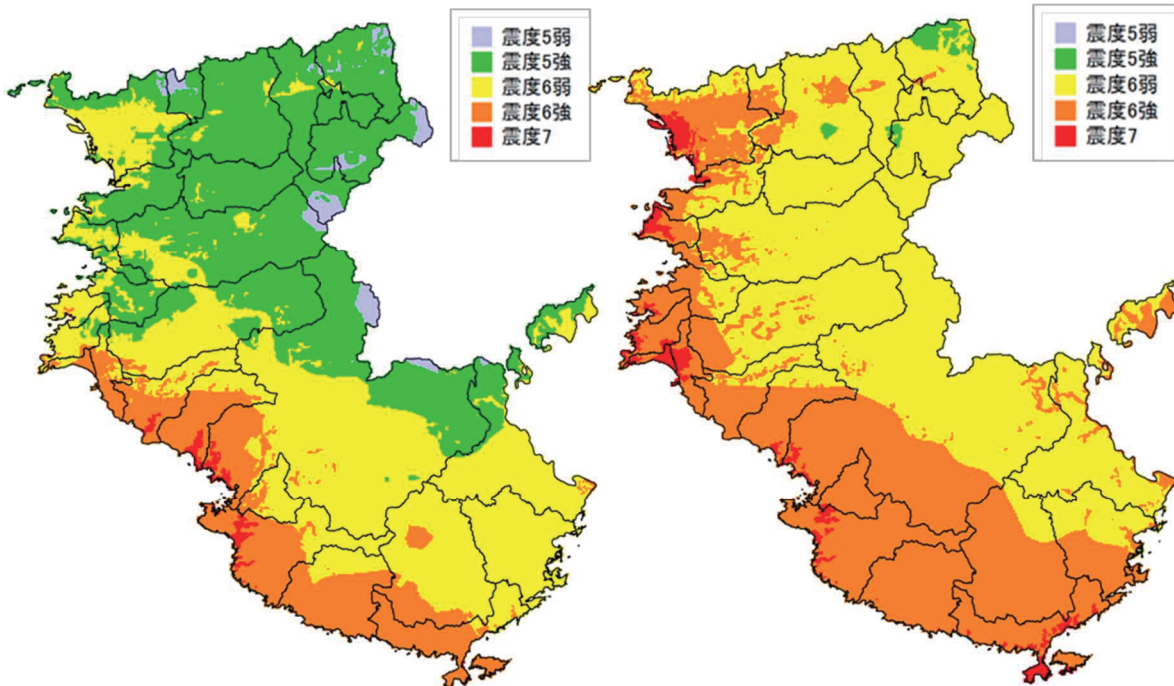
② 巨大地震

震度5強から7と全県的に強い揺れとなるが、地盤の弱い沿岸平野部で、震度6強以上の特に強い揺れとなっている。液状化危険度は、3連動地震と同様、揺れが大きく、地下水があり、液状化を引き起こす砂層が厚い平野部を中心に高くなっている。

○震度予測図

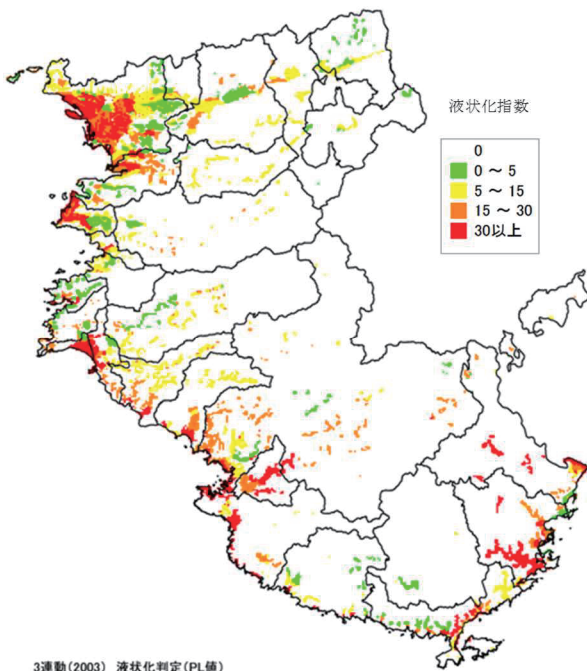
【3連動地震】

【巨大地震】

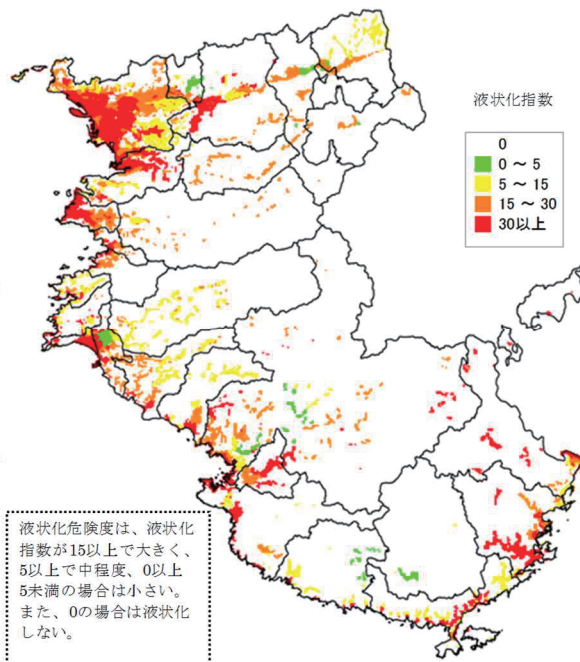


○液状化予測図

【3連動地震】



【巨大地震】



4 被害予測

被害予測の概要は以下のとおりである。

		3連動地震	巨大地震
震度分布		震度5強 ～ 震度7	震度6弱 ～ 震度7
建物被害	全壊棟数	約5万9千棟	約15万9千棟
	半壊棟数	約8万8千棟	約10万1千棟
人的被害	死者数	約1万9千人	約9万人
	負傷者数	約1万9千人	約4万人
ライフライン被害	上水道	約88万人	約97万人
	下水道	約14万人	約18万人
	電力	約18万軒	約50万軒
	通信	約8万回線	約24万回線
	都市ガス	約2万戸	約1万6千戸
交通施設被害	道路	約1500箇所	約2100箇所
	鉄道	約600箇所	約800箇所
	港湾	約100箇所	約300箇所
生活への影響	避難者	約28万人	約44万人
	帰宅困難者	約19万人	約19万人
	物資	約200万食	約310万食
	医療機能	約6千病床が不足	約2万病床が不足
災害廃棄物等		約800万トン	約2200万トン

※巨大地震においては、本県の被害が最大となる「地震：陸側ケース、津波：内閣府ケース③」を採用。

※季節・時間・風速等、複数のパターンで想定したうち、被害が最大となる数値を記載。

(1) 3連動地震

○ 建物被害予測

揺れ等（液状化、震動、斜面崩壊）による被害が全般に大きい。

また、沿岸部の津波浸水が著しい地域では、その影響が大きい。この場合、沿岸に平野の広がる地域を中心に大きな揺れと大津波を受けて被害が広がると予測されている。

○ 人的被害予測

死者数が千人を超えると予測された市町が7つあり津波による被害が大きい、同時に震動による建物倒壊に伴う死者が多い市町村もあり複合的な災害であることを示している。

○ ライフライン被害予測

上水道施設の供給支障では、発災直後は、90%の地区において約88万人の断水が想定される。1日後より復旧作業が開始された場合、1週間後の断水率は約36%、1ヵ月後には断水率は約13%まで復旧すると予測される。

下水道施設の供給支障では、発災直後は、約49%の地区において約14万人の支障が想定される。1日後より復旧作業が開始された場合、1週間後の支障率は約41%、1ヵ月後には支障率が約6%まで復旧すると予測される。

電力施設の供給支障では、発災直後で全県の約28%の地区において停電が想定される。1日後より復旧が開始されたと仮定すると、1日後には停電率は約13%程度、4日後から1週間後には停電率約5%までの復旧が想定される。

通信施設の機能支障では、発災直後の不通率は約41%であり、県南部や沿岸部において固定電話の不通が予測される。1日後より復旧が開始されたと仮定すると、1日後には不通率は約20%程度、1週間後には不通率約17%、1ヶ月後には不通率約12%までの復旧が想定される。

都市ガス施設の供給支障では、和歌山市・海南市・岩出市（大阪ガスネットワーク管内エリア）は、和歌山市、海南市にて、S I値が60カイン以上となるため、一部地区において、供給停止が想定される。1日後より各戸の復旧開栓が開始される。1週間後には復旧するものと想定される。また、新宮市（新宮ガス管内エリア）は、発災直後の全ての供給施設において、S I値が60カイン以上となるため、供給エリア全域において供給停止が想定される。1週間後より、市対策本部や避難所など一部地区において復旧を開始し、供給設備の仮復旧が完了する約20日目に各戸の復旧開栓が開始される。

○ 交通施設被害予測

道路施設では、県内の市町村道を含む道路（約1万3千km）の被害を想定したところ、地震による被害箇所数は、全県で約820箇所、津波による被害箇所数は約640箇所と推計される。また、高速道路、直轄国道、補助国道、県道、主要な市道（和歌山市）については、地震被害箇所数は全県で約220箇所、津波による被害箇所数は約110箇所と想定される。

鉄道施設では、地震時の揺れと液状化、津波浸水の影響を考慮し被害を予測したところ、約600箇所の被害が想定される。紀勢本線の御坊より南では、震度6以上であり、紀伊田辺付近では震度7となっており大きな被害が想定される。御坊より北部でも、紀勢本線は震度6弱がほとんどであり、被害が想定される。津波浸水地域には約80km（約23%）が位置している。

港湾施設では、県内の約40%の係留施設に被害が予測される。中でも日高港、文里港、日置港等では、揺れにより大きな被害が予測される。また、津波浸水が4m以上となる袋港、大島港、浦神港等では、津波により被害が大きくなると予測される。

○ 生活への影響

避難者数は、1日後は津波浸水想定区域内の居住者は注意報が解除されるまでは、避難者となっているため、全県で約28万人の避難者が発生する予測となる。1週間後は自宅が全壊、半壊（一部）した住民および断水地区の住民が避難者となり、全県で最大約24万人の避難者数となる。1ヵ月後には、断水地区の生活困窮度が増すため、避難者数が増加し、最大約26万人となる。

帰宅困難者は、全県で最大震度7であり、ほとんどの地区が震度5強以上である。このため、県内では鉄道全線の不通、および道路の通行止めが多く発生すると予測され、全県で約195,000人の帰宅困難者が発生すると想定される。

必要物資数は、全県で発災1日後～3日後までに、約200万食の食料（3食×3日）および、約630万リットルの飲料水（3リットル×3日）が必要となる。4日後～7日後までに、約240万食の食料（3食×4日）および、約740万リットルの飲料水（3リットル×4日）が必要となる。毛布は約42万セットが必要となる。

医療機能の被害予測は、全県で約1,100人の要転院者が想定される。また、空床率より算出した発災直後の供給数は、約2,100床であり、要転院者は県内の他の病院へ転院することとなる。なお、地震により、約6,700人の重傷者（一部院内死亡者）が発生することが想定されており、県内の医療対応力は約6,000人程度の対応力が不足した事態となる。

○ 災害廃棄物等被害予測

建物の全壊等に起因する「災害廃棄物」と、津波により陸上に運ばれて堆積した土砂・泥状物等の「津波堆積物」の発生量に関して予測した。災害廃棄物が、最も多い場合は、冬の夕方18時風速8mの場合で、全県で約500万トンと予測される。津波堆積物は、全県で155万トン～330万トンと予測される。

(2) 巨大地震

○ 建物被害予測

沿岸平野部を中心に大きな揺れ、津波を受けるため、全般には3連動地震を上回る被害となる。揺れ等による建物被害は直接的な人的被害をもたらすほか、津波や延焼火災からの避難行動を阻害する。したがって、これから免れるためにも耐震化や家具等の固定化などに努める必要がある。

○ 人的被害予測

3連動地震に比べ、より大きい人的被害が予測されている。想定される死者数（約9万人）のうち、津波による死者数は約8万6千人と予測され、津波による被害が大半を占めている。

○ ライフライン被害予測

上水道施設の供給支障では、発災直後は99%の地区において約97万人の断水が想定される。1日後より復旧作業が開始された場合、1週間後の断水率は約46%、1ヵ月後には断水率約28

%まで復旧すると予測される。

下水道施設の供給支障では、発災直後、約64%の地区において約18万人の支障が想定される。1日後より復旧が開始された場合、1日後には支障率約63%、1週間後に支障率約55%、1ヵ月後には支障率約11%まで復旧すると予測される。

電力施設の供給支障では、発災直後で全県において停電が想定された。1日後より復旧が開始されたと仮定すると、1日後には停電率は約97%程度、4日後には停電率約28%程度、1週間後は約25%までの復旧が想定される。

通信施設の機能支障では、発災直後の不通率は100%であり、全県において固定電話の不通が想定される。1日後より復旧が開始されたと仮定すると、1日後には不通率は99%程度、1週間後には不通率52%程度、1ヶ月後には不通率47%程度までの復旧が予測される。

都市ガス施設の供給支障では、和歌山市・海南市・岩出市（大阪ガス管内エリア）では、和歌山市の一部地域を除き、S I値が60カイン以上となるため、和歌山市の大部分、岩出市、海南市のほぼ全てのエリアにおいて供給停止が想定される。1日後より各戸の復旧開栓が開始される。1週間後には供給停止率19%程度、1ヵ月後は供給停止率3%まで復旧が想定される。また、新宮市（新宮ガス管内エリア）では、発災直後の全ての供給施設において、S I値が60カイン以上となるため、供給エリア全域において供給停止が想定された。1週間後より、市対策本部や避難所など一部地区において復旧を開始し、供給設備の仮復旧が完了する約20日目に各戸の復旧開栓が開始される。

○ 交通施設被害予測

道路施設では、県内の市町村道を含む道路（約1万3千km）の被害を想定したところ、地震による被害箇所数は全県で約900箇所、津波による被害箇所数は約1,200箇所と推計される。また、高速道路、直轄国道、補助国道、県道、主要な市道（和歌山市）については、地震被害箇所数は全県で約230箇所、津波による被害箇所数は約316箇所と想定される。

鉄道施設では、3連動地震と同様に地震時の揺れと液状化、津波浸水の影響を考慮し被害を予測したところ、約800箇所の被害が想定される。ほぼ全路線にわたり震度6以上であり、紀勢本線では平野部は震度7となり、大きな被害が想定される。津波浸水地域に約130km（約37%）が位置している。

港湾施設では、県内の約80%の係留施設に被害が予測される。ほぼ全県の港湾において、大きな被害が予測される。また、津波により、約60%以上の係留施設が使用不能となることが想定される。県内の耐震岸壁は、和歌山下津港(和歌山港区)、日高港、文里港、新宮港の4箇所存在し、何れも津波を受ける。

○ 生活への影響

避難者数は、1日後は津波浸水想定区域内の居住者は注意報が解除されるまでは、避難者となっているため、全県で約44万人の避難者数が発生する予測となる。1週間後は自宅が全壊、半壊（一部）した住民および断水地区の住民が避難者となり、全県で最大約29万人の避難者数となる。1ヵ月後には、断水地区の生活困窮度が増すため、避難者数が増加し、最大約39万人となる。

帰宅困難者は、全県で最大震度7であり、ほとんどの地区が震度5強以上である。このため、

県内では鉄道全線の不通、および道路の通行止めが多く発生すると予測され、全県で約 195,000 人の帰宅困難者が発生すると想定される。

必要物資数は、全県で発災 1 日後～3 日後までに、約 310 万食の食料（3 食×3 日）および、約 800 万リットルの飲料水（3 リットル×3 日）が必要となる。4 日後～7 日後までに、約 310 万食の食料（3 食×4 日）および、約 930 万リットルの飲料水（3 リットル×4 日）が必要となる。毛布は約 61 万セットが必要となる。

医療機能の被害予測は、全県で約 2,000 人の要転院者が想定される。また、空床率より算出した発災直後の供給数は、約 900 床であり、要転院者の受入も県内では不足する。なお、地震により、約 19,000 人の重傷者（一部院内死亡者）が発生することが想定されており、県内の医療対応力は大幅に不足した事態となる。

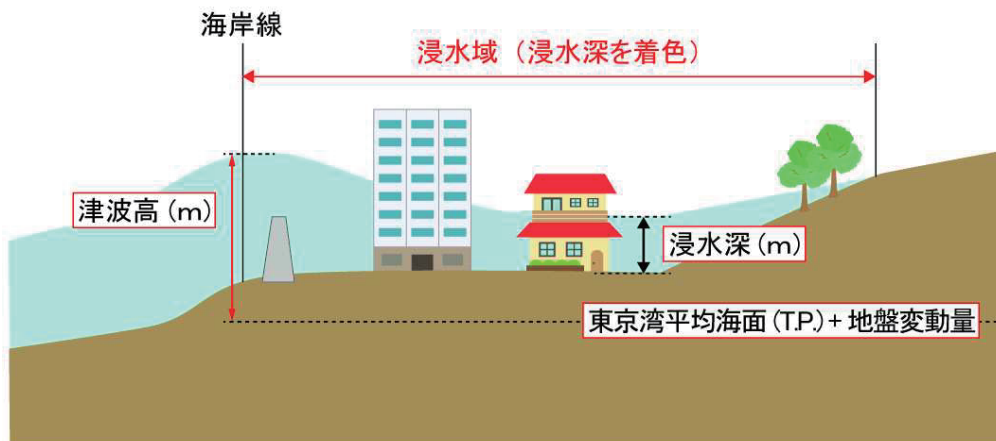
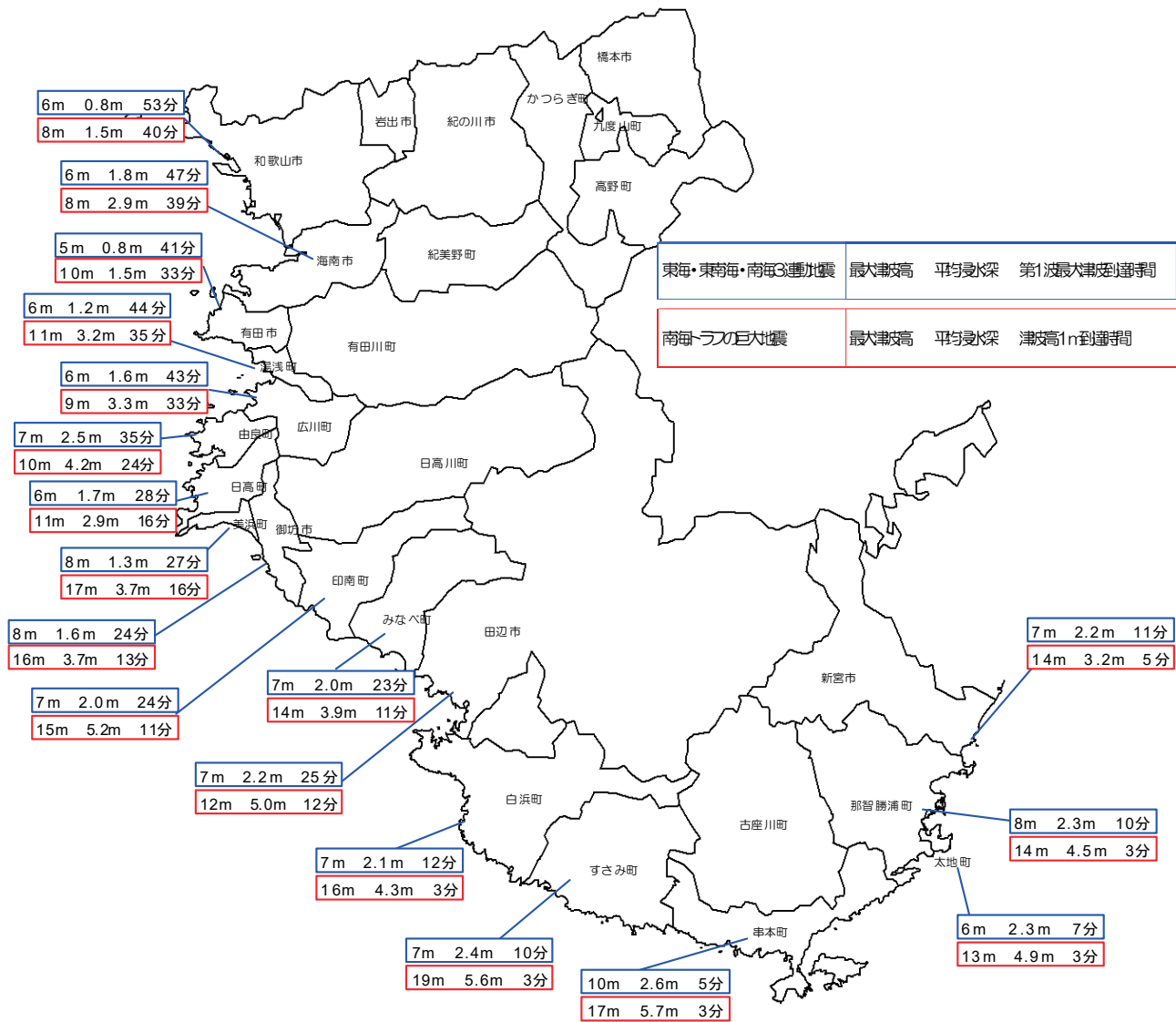
○ 災害廃棄物等被害予測

災害廃棄物の最も多い場合は、冬の夕方 18 時風速 8m の場合で、全県で 1,500 万トンを超える。また、津波堆積物は、全県で 330 万トン～710 万トンと予測される。

5 津波浸水想定

平成24年度において、「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による津波浸水想定を策定した。

それぞれの津波の最大津波高、平均浸水深、津波到達時間については、下記のとおり。



【平成18年5月公表地震被害想定】

1 想定地震

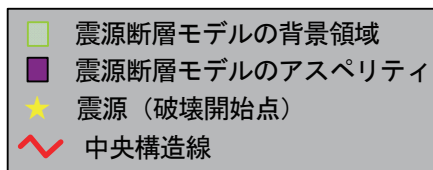
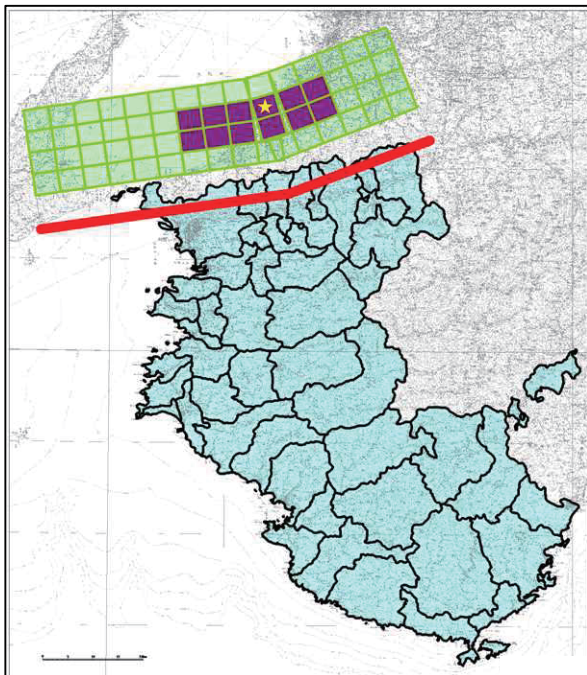
- ① 和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震
（以下「中央構造線による地震」という）
- ② 田辺市付近直下を震源とする地震 （以下「田辺市内陸直下の地震」という）

	①中央構造線による地震	②田辺市内陸直下の地震
地震の規模 (マグニチュード)	8.0相当	6.9相当
震源断層の位置	中央構造線 (淡路島南沖～ 和歌山・奈良県境付近)	旧田辺市～旧本宮町

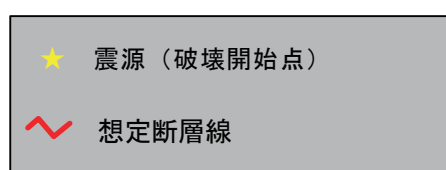
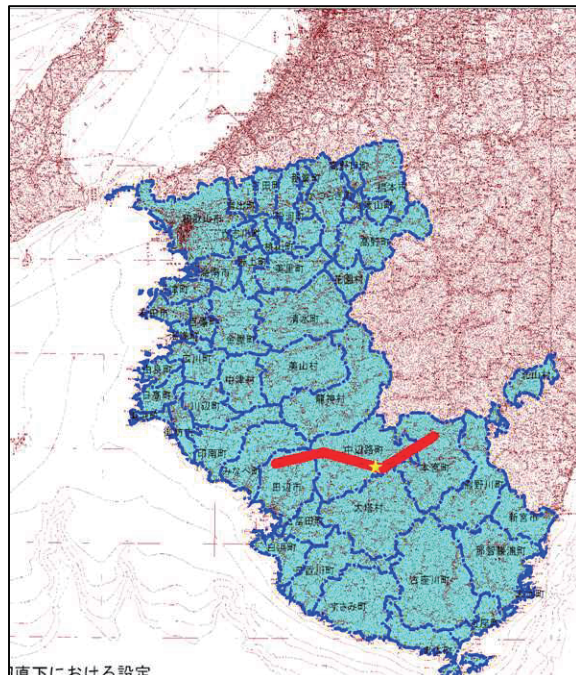
2 時刻及び季節

季節あるいは時刻が被害予測に大きい影響を与える火災や人的被害を検討するため、時刻及び季節について、以下の3とおりの組み合わせで予測をおこなった。

- ① 冬 5時 : 多くの人々が自宅で就寝中であり、火気の使用が少ない時間帯
- ② 冬 18時 : 炊事や暖房で火気の使用頻度が高くなる季節・時間帯
- ③ 夏 12時 : 海岸沿いには多くの海水浴客が集まり、市街地などにも通勤・通学している人や買い物客等が集まっている季節・時間帯



中央構造線による地震における想定
震源断層モデルの位置



田辺市内陸直下の地震における想定
震源断層モデルの位置

3 地震動の予測

①中央構造線の地震（淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近の活断層による地震）

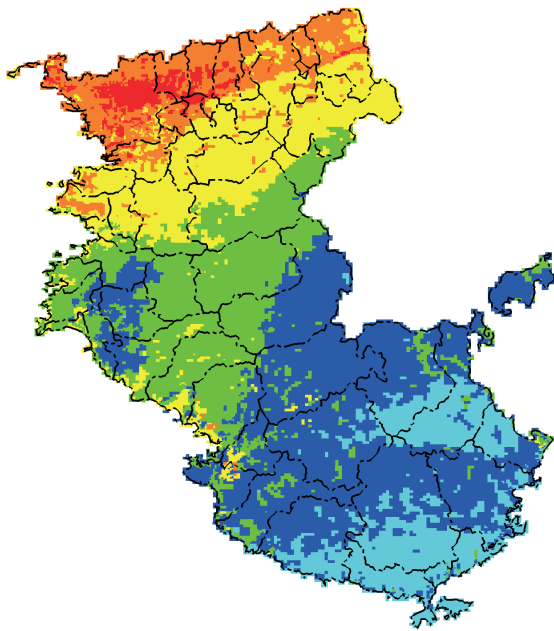
和歌山平野の広い範囲で震度7の揺れが予測されたほか、中央構造線に沿って震度6以上の特に強い揺れが予測されている。中央構造線から離れるにつれて揺れは小さくなるが、中部の沿岸部の一部では、震度6弱・6強の揺れが予測されている。

また、震源断層に近い、和歌山市、海南市などの低地で、液状化危険度が高いと予測された。

②田辺市内陸直下の地震

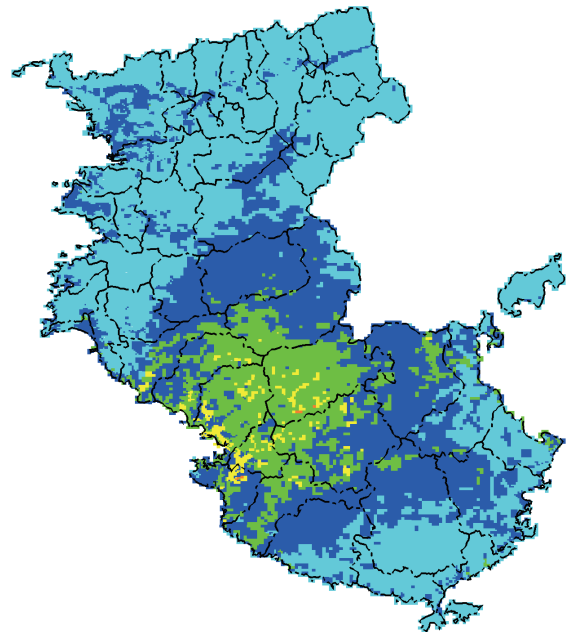
震源断層付近では、震度5強以上の揺れが予測されたが、震度6弱以上の範囲は限られ、最大震度は6強と予測されている。また、震源から離れると揺れは小さくなる。

揺れが小さいために、県内のほとんどで液状化のおそれはなく、震源付近の低地の一部で液状化危険度が小～中と予測された。



■中央構造線の地震

震度



■田辺市付近の地震

震度



4 被害予測

(1) 中央構造線による地震

○建物被害予測

県北部の市町村における低地部で20～40%の全壊・焼失率が予測された。和歌山市・旧海南市ではいずれの時刻、季節でも延焼火災が予測され、冬の18時のケースでは50%近い全壊・焼失率になると予測された。都市施設の多い県北部に被害が集中するため、全県で10万5千～13万7千件程度の全壊・焼失被害が予測された。

○人的被害予測

県北部を中心として建物倒壊による人的被害が多く予測された。冬5時のケースでの死者数が最も多く、全県で4千人強の死者が予測された。

○ライフライン被害予測

県北部に多くの被害が生じる。特に和歌山市、旧海南市では多くのライフライン施設が低地部に集中するため、多大な被害が発生すると予測された。特に電柱の火災による被害が大きくなり、冬18時のケースでは和歌山市、海南市において、1/3程度の電柱が火災による被害を受けると予測された。

○交通・輸送施設被害予測

道路施設では、県北部に多くの被害が生じる。特に紀の川沿いの盛土の被害が多数予測された。鉄道施設の被害の傾向も道路とほぼ同様となった。港湾施設では、田辺市付近より北側の港湾では大きい震度のため、利用可能な港湾がほとんどないものと予測された。南紀白浜空港の震度は5弱と予測され、空港の機能を停止させる被害はないものと評価できる。

○生活支障

上水道施設の供給支障では、和歌山市、旧海南市など県北部の市町村で地震直後で100%近い断水率が予測された。県南部では被害がほとんど出ないが、多くのライフラインが集中する県北部で被害が大きいため、県全体の断水率は63%に上る。

下水道施設の供給支障では、和歌山市で8%の機能支障と本復旧まで10ヶ月要すると予測されたなどのほかは、比較的被害は小さい。

都市ガス施設の供給支障では、県北部では強い揺れのため、和歌山市、旧海南市、岩出市のすべての都市ガスは地震直後に供給停止すると予測された。その後も全戸で供給停止が1ヶ月ほど続き、その後急速に復旧が進むと予測された。

電力施設の供給支障では、県南部を除き、地震直後に停電すると予測された。全県の約8割が停止し、1日後でも多くの需要者がいる県北部で被害が大きいため、復旧は1日後もなかなか進まない。1週間後でも半数復旧にいたらない。1ヶ月後に至る前に全域復旧する。

電話・通信施設の機能支障では、都市施設の多い県北部を中心に一般電話の機能が低下し、全県の5割程度で通話支障となると予測された。

避難所生活者はピーク時には県全体で30万人を超えると予測された。多くの人口が集中する県北部で多大な被害を受けるため、県民の4割以上が一時的住居制約者となる。県南部では比較的避難者数は少ないと予測された。

帰宅困難者は、大阪圏などへ通勤の多い県北部の市町村のほか、県南部の市町村でも多く予測された。旧龍神村などでは多くの帰宅困難者が出るものの、普段の公共交通への依存率は高くないと考えられ、駅での滞留等は考えにくい。道路等が寸断した場合には自家用車等による帰宅も困難と考えられる。夏季では住民の帰宅困難者の数に匹敵するほどの海水浴客帰宅困難者が、県南部等の海岸をもつ市町村で発生すると予測された。

(2) 田辺市内陸直下の地震

○建物被害予測

旧田辺市を中心に被害が発生するが、それ以外の地域では被害は少ない。火災による被害はほとんど発生せず、全県で 1000 件程度の全壊数と予測された。

○人的被害予測

旧田辺市付近で人的被害が発生し、全県で 50 人前後の死者数が予測された。

○ライフライン被害予測

旧田辺市などで被害が発生するものの、そのほかではほとんど被害は発生せず、比較的軽微な被害が予測された。

○交通・輸送施設被害予測

道路施設では、旧田辺市などで被害が発生するほか、各地の低地部にかかる橋梁などで被害が予測された。

鉄道施設の被害の傾向も道路とほぼ同様となった。

港湾施設は旧田辺市において利用困難な港湾があるものの、ほかは大きい影響はないものと予測された。

南紀白浜空港の震度は 5 弱と予測され、空港の機能を停止させる被害はないものと評価できる。

○生活支障

上水道施設供給支障では、旧田辺市とその周辺で若干断水するものの、県全体では断水率 1.1% と比較的被害は小さい。

下水道施設供給支障では、みなべ町、上富田町などで若干の支障が見られたほかは、ほとんど支障はないと予測された。

都市ガス施設の供給支障では、若干の供給支障が予測された。電力施設供給支障は田辺市周辺で若干の支障が見られた。

電話・通信施設の機能支障では、旧田辺市周辺で若干の支障が見られた。停電は地震直後全県の 6% 程度で、1 週間でもかなり復旧すると予測された。

旧田辺市を中心に被害が発生するが、それ以外の地域では被害は少ない。

避難者生活者はピーク時には県全体で 6 千人強と予測された。

帰宅困難者は、中央構造線による地震と同じ傾向である。

中央構造線による地震で想定される和歌山県内の被害は、以下のとおりである。

分類	予測項目		被害数量			
			冬5時	冬18時	夏12時	
建物被害	全壊・焼失〔棟〕		104,835	137,241	109,818	
火災被害	炎上出火件数〔件〕		194	621	244	
人的被害	死者数〔人〕		4,556	3,520	2,632	
	負傷者数（重傷者・中等傷者）〔人〕		12,506	11,728	10,690	
	要救助者数〔人〕		16,313	12,860	11,869	
ライフライン 被害	上水道〔箇所〕（被害率〔箇所/km〕）		4,143（0.63）			
	下水道〔箇所〕（被害率〔箇所/km〕）		4,203（3.65）			
	都市ガス〔箇所〕（被害率〔箇所/km〕）		760（1.04）			
	電力施設	地中配電線〔km〕		13.91		
		電柱〔本〕		14,074	25,364	16,054
		架空線〔km〕		573	1,024	654
	電話・通信	地中配電話線〔km〕		60.35		
		電話柱〔本〕		4,586	8,519	5,173
		架空線〔km〕		252	460	288
	交通・輸送施設被害	道路施設	地震動・液状化〔箇所〕	955		
鉄道施設		地震動・液状化〔箇所〕	367			
港湾施設		田辺市付近より北側の港湾は、利用困難				
空港		南紀白浜空港の震度：5弱 空港施設に軽微な被害が生じる				
ブロック塀・石塀	ブロック塀〔件〕		89,554			
	石塀〔件〕		17,985			
生活支障	ライフライン	上水道（地震直後の断水人口）〔人〕		704,828		
		下水道（処理支障人口）〔人〕		9,250		
		都市ガス（地震直後～1週間後の供給支障人口）〔人〕		163,597		
		電力施設（地震直後の停電人口）〔人〕		883,139	886,302	883,925
		電話・通信施設（一般電話の機能支障人口）〔人〕		518,554	546,683	523,032
	避難者	一時的住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外避難者数）〔人〕	1日後	374,891	417,407	382,518
			1週間後	461,795	496,387	468,016
		ピーク時避難所生活者数〔人〕		300,167	322,652	304,210
	帰宅困難者	帰宅困難者数〔人〕 （帰宅困難率〔%〕）		0 (0.0)	45,027 (34.3)	97,210 (53.0)

田辺市内陸直下の地震で想定される和歌山県内の被害は、以下のとおりである。

分類	予測項目		被害数量			
			冬 5 時	冬 18 時	夏 12 時	
建物被害	全壊・焼失〔棟〕		989	1,076	999	
火災被害	炎上出火件数〔件〕		2	11	3	
人的被害	死者数〔人〕		57	52	49	
	負傷者数（重傷者・中等傷者）〔人〕		412	360	345	
	要救助者数〔人〕		186	171	182	
ライフライン 被害	上水道〔箇所〕（被害率〔箇所/km〕）		30 (0.00)			
	下水道〔箇所〕（被害率〔箇所/km〕）		210 (0.18)			
	都市ガス〔箇所〕（被害率〔箇所/km〕）		0 (0.00)			
	電力施設	地中配電線〔km〕		0.07		
		電柱〔本〕		79	112	82
		架空線〔km〕		4	5	4
	電話・通信	地中配電話線〔km〕		0.57		
		電話柱〔本〕		39	58	40
		架空線〔km〕		2	3	2
	交通・輸送施設被害	道路施設	地震動・液状化〔箇所〕	229		
鉄道施設		地震動・液状化〔箇所〕	108			
港湾施設			田辺市で、利用困難な港湾がある			
空港			南紀白浜空港の震度：5弱 空港施設に軽微な被害が生じる			
ブロック塀・石塀	ブロック塀〔件〕		5,643			
	石塀〔件〕		2,132			
生活支障	ライフライン	上水道（地震直後の断水人口）〔人〕		11,648		
		下水道（処理支障人口）〔人〕		59		
		都市ガス（地震直後～1週間後の供給支障人口）〔人〕		213		
		電力施設（地震直後の停電人口）〔人〕		67,640	73,569	68,303
		電話・通信施設（一般電話の機能支障人口）〔人〕		3,646	5,435	3,782
	避難者	一時的住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外避難者数）〔人〕	1日後	6,666	6,770	6,679
			1週間後	9,465	9,566	9,477
		ピーク時避難所生活者数〔人〕		6,152	6,218	6,160
	帰宅困難者	帰宅困難者数〔人〕 （帰宅困難率〔%〕）		0 (0.0)	45,027 (34.3)	97,210 (53.0)

第4章 地震防災対策の実施に関する目標（県総務部危機管理局）

1 基本的な考え方

県民生活の各分野にわたり重大な被害を及ぼすおそれのある地震災害に対処するためには、地震発生までの間に様々な対策を講じ、被害軽減を図る必要がある。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。被害要因の分析を通じた効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進するため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を定めることとする。

2 内容

- ・東海・東南海・南海3連動地震による大規模災害に対しては、住民の命と財産を守るため、開始から概ね10年でソフト・ハード対策を最優先に実施する。
- ・南海トラフ巨大地震による大規模災害に対しては、東海・東南海・南海3連動地震の津波対策を実施するとともに、高台移転や複合避難ビル等構造物の整備による地域改造についても検討を進める。

上記等により、南海トラフ地震等の大規模災害による犠牲者をゼロとすることを目標とする。

（なお、「南海トラフ巨大地震等」には、中央構造線による地震、田辺市内陸直下地震を含む）

この目標を達成するための具体的な対策の目標は、「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」及び「防災・減災対策の総点検」により定める。

3 地震防災緊急事業五箇年計画との関係

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画は、当該地震防災対策の実施に関する目標に即したものとし、効果的かつ効率的な施設の整備に努めるものとする。

第5章 防災関係機関の実施責任と業務大綱（県総務部危機管理局）

県、市町村並びに和歌山県の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項について、おおむね次の事務又は業務を処理するものとし、その際相互に協力するよう努めなければならない。

第1節 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 和歌山県

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
和 歌 山 県	ア 県防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、り災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ り災者に対する融資等の対策 ク 被災県営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害時における公安対策 サ 災害対策要員の動員並びに雇用 シ 災害時における交通、輸送の確保 ス 被災施設の復旧 セ 市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

2 市町村

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市 町 村	ア 市町村防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、り災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ り災者に対する融資等の対策 ク 被災市町村営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害対策要員の動員並びに雇用 サ 災害時における交通、輸送の確保 シ 被災施設の復旧 ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

3 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 近畿管区警察局	ア 管内各府県警察の指導・調整に関すること イ 他管区警察局との連携に関すること ウ 関係機関との協力に関すること エ 情報の収集及び連絡に関すること オ 警察通信の運用に関すること カ 警察官の応援派遣に関すること
2 近畿財務局 (和歌山財務事務所)	ア 公共土木等被災施設の査定の立会 イ 地方自治体単独災害復旧事業(起債分を含む)の査定 ウ 地方自治体に対する災害融資 エ 災害時における金融機関の緊急措置の指示 オ 未利用の国有地の情報提供
3 近畿厚生局	救護等に係る情報の収集及び提供
4 近畿農政局	ア 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成 イ 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 ウ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
5 近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)	ア 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 イ 国有林における予防治山施設による災害予防 ウ 国有林における荒廃地の災害復旧 エ 災害対策復旧用資材の供給 オ 森林火災予防対策
6 近畿経済産業局	ア 電力、ガス、工業用水道の復旧支援 イ 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達
7 中部近畿産業保安 監督部近畿支部	ア 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策 イ 電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
8 近畿運輸局 (和歌山運輸支局 勝浦海事事務所)	ア 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 イ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ウ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 エ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 オ 特に必要があると認める場合の輸送命令 カ 災害時における交通機関利用者への情報の提供
9 近畿地方整備局 (和歌山港湾事務所)	ア 港湾施設の整備と防災管理に関すること イ 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導に関すること ウ 海上の流出油に対する防除措置に関すること エ 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること
10 大阪航空局 (関西空港事務所 南紀白浜空港出張所)	ア 航空保安無線施設の完全な状態の維持管理 イ 密集地帯上空の低空飛行の禁止 ウ 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施
11 第五管区海上保安本部 (和歌山海上保安部 田辺海上保安部)	ア 海上における人命、財産の救助及び防災活動 イ 海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止 ウ 海上緊急輸送に関すること エ 海上における治安の維持 オ 海上において人命、財産の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 カ 通信体制の維持及び運用
12 大阪管区气象台 (和歌山地方气象台)	ア 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
13 近畿総合通信局	ア 電波の監理、並びに有線電気通信の監理 イ 非常通信訓練の計画及びその実施指導 ウ 非常通信協議会の育成・指導 エ 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 オ 非常時における重要通信の確保 カ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し キ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
14 和歌山労働局	ア 工場、事業場における労働災害の防止 イ 救助の実施に必要な要員の確保
15 近畿地方整備局 <small>(和歌山河川国道事務所、紀南河川国道事務所、紀伊山系砂防事務所)</small>	ア 土木施設の整備と防災管理 イ 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ウ 被災土木施設の災害復旧 エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
16 近畿地方環境事務所	災害廃棄物の処理対策に関すること

4 自衛隊

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第37普通科連隊、第304水際障害中隊	ア 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 イ 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

5 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査と災害復旧

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
2 西日本電信電話株式会社和歌山支店 株式会社NTTドコモエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
3 日本銀行大阪支店	ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
4 日本赤十字社 和歌山県支部	ア 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ウ 義援金品の募集配布
5 日本放送協会 和歌山放送局	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
6 西日本高速道路(株) 関西支社	ア 災害時における輸送路の確保 イ 有料道路の災害復旧
7 電源開発株式会社 西日本支店	ア ダム施設等の整備と防災管理 イ 被災施設の調査と災害復旧
8 日本通運株式会社 和歌山支店	災害時における緊急陸上輸送
9 関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	ア 災害時の電力供給 イ 被災施設の調査と災害復旧 ウ ダム施設等の整備と防災管理
10 大阪ガスネットワーク株式会社	ア 災害時のガス供給 イ 被災施設の調査と災害復旧

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
11 日本郵便株式会社 (和歌山中央郵便局)	ア 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い 及び援護対策の実施 イ 被災郵政業務施設の復旧
12 K D D I 株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
13 ソフトバンク株式 会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ウ 被災電気通信設備の災害復旧
14 楽天モバイル株式 会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ウ 被災電気通信設備の災害復旧

6 指定地方公共機関 (57 機関) ※詳細は資料編 71-00-00

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 土地改良区 (17 機関)	ア 土地改良施設の整備と防災管理 イ 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧 ウ 農地たん水の防除施設の整備と活動
2 鉄道機関 (2 機関)	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送 エ 被災施設の調査と災害復旧
3 バス機関 (13 機関)	ア 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送
4 輸送機関 (12 機関)	ア 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送
5 放送機関 (7 機関)	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
6 医療機関 (2 機関)	ア 災害時における医療救護の実施 イ 災害時における防疫の協力

機 関 の 名 称		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
7 公社	土地 (1 機関)	ア 管理地及び施設の整備と防災管理 イ 被災施設等の災害復旧
	住宅 (1 機関)	ア 被災施設の調査と災害復旧 イ 住宅の被害調査と応急対策への協力
8 ガス機関 (2 機関)		ア 災害時のガス供給 イ 被災施設の調査と災害復旧

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 病院等経営者		ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 被災時の病人等の収容保護 ウ 災害時における負傷者等の医療、助産救助
2 社会福祉施設の経営者		ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における収容者の収容保護
3 学校法人		ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
4 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合等		ア 市町村本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 イ 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ウ 被災農林漁業者に対する融資又はあっせん エ 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 オ 飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又はあっせん
5 商工会議所、商工会等商工業関係団体		ア 市町村本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
6 金融機関		被災事業者に対する資金融資
7 危険物及び高圧ガス施設等管理者		ア 安全管理の徹底 イ 危険物及び高圧ガス施設等の点検

第 2 編

地震防災対策

第1章 地震防災対策アクションプログラム（県総務部危機管理局）

1 現 況

南海トラフ沿いの3つの領域（東海・東南海・南海）では、約90年から150年周期で繰り返し津波を伴う地震が発生しており、南海トラフの震源域に近い和歌山県は、これまで地震・津波により大きな被害を受けている。南海トラフでは、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%と見込まれている。

また、東海・東南海・南海地震の震源域より、さらに広域の震源域で地震が連動した場合の最大クラスの地震想定も公表されている。実際に発生したことを示す記録は見つかっておらず、発生頻度は極めて低いが、仮に発生すれば極めて甚大な被害が予想される。

さらに、県北部を横断する中央構造線断層帯は二区間に分かれており、今後30年以内に根来区間においてはマグニチュード7.2程度の地震が発生すると推定され、その確率は0.008%～0.3%とやや可能性の高い「Aランク」に分類されている。五条谷区間においてはマグニチュード7.3程度の地震が発生すると推定され、その確率は不明である「Xランク」に分類されている。

2 計画方針

県では、平成19年、災害から県民の生命、財産を守り、被害を最小限にするため、「和歌山県地震防災対策アクションプログラム」を改訂し、総合的な地震防災対策に取り組んできた。

平成23年3月の東日本大震災では、想定を超える大津波により東北地方に甚大な被害がもたらされ、その教訓を踏まえ、県では南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備えて「防災・減災対策の総点検」を行い、抽出した課題・目標の達成までに要する期間を短・中・長期に分類し、アクションプログラムの進捗管理を行ってきた。

さらに、平成27年度からは、熊本地震等、新たに発生した災害の教訓等を踏まえ、防災・減災対策を見直し、課題ごとに完了期間を設定していく手法を総点検に取り入れることにより、従前の「防災・減災対策の総点検」を「和歌山県地震防災対策アクションプログラム～防災・減災対策の総点検～」として、引き続き総合的な地震防災対策に取り組む。

3 「和歌山県地震防災対策アクションプログラム～防災・減災対策の総点検～」の体系

分野	大項目	項目（主なもの）
地震・津波に備える	国への要望	
	建築物の耐震化	住宅の耐震化
		避難所の耐震化（非構造部材の耐震化を含む。）
		公共土木施設等の耐震化
	津波対策	津波防波堤の整備
		避難路整備の推進
	災害に強いまちづくり	土砂災害防止施設等の整備の推進
		緊急輸送道路の確保
	医療・救護体制の強化	災害拠点病院の防災対策
	情報の伝達・通信機能の確保	ラジオ難聴取世帯の解消
	地域の防災体制づくり	家具転倒防止対策の推進
		防災教育の充実
		避難行動要支援者避難対策の推進
アスベスト飛散防止対策		
行政の防災体制の強化	より実践的な防災訓練の実施	
災害発生時の県民生活を守る	避難生活の支援体制の充実	避難所の運営支援
		緊急物資の備蓄体制の整備
迅速に復旧、復興を進める	県民生活の再建・復興の推進	被災者の生活再建の支援
		災害廃棄物の速やかな処理体制の構築
		復旧・復興計画の事前策定支援

4 市町村地震防災対策アクションプログラムの推進

国の地震・津波災害対策及び和歌山県の防災・減災対策を推進するため、市町村における地震防災対策アクションプログラムに掲げる事業の進捗管理について、引き続き助言等を行う。

第2章 地震防災施設緊急整備計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

県では、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、平成8年度に「地震防災緊急事業五箇年計画」を、平成13年度に「第2次地震防災緊急事業五箇年計画」を、平成17年度に「第3次地震防災緊急事業五箇年計画」を、平成23年度に「第4次地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、地震防災対策上、整備の緊急性の高い箇所・施設について整備を進めてきた。

さらに、平成28年3月に地震防災対策特別措置法が改正されたことから、平成28年度に「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、「第4次地震防災緊急事業五箇年計画」の未実施箇所や社会状況の変化によって新たに発生した整備の緊急性の高い箇所・施設について整備を進め、令和3年度には「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、今後も計画的に整備を進めていく。

2 事業計画

- (1)「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」計画年度
令和3年度から令和7年度までの五箇年
- (2)「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」対象事業

ア 避難路

都市部においては、各市町村が地域防災計画に位置づけた広域避難地へ連絡する都市計画道路の整備を進め、中山間部においては、集落を結ぶ道路における避難地への緊急道路の整備を進める。

イ 消防用施設

地震発生時に起こることが予想される同時多発火災に備えるため、消防水利の整備及び消防車両の整備を進める。

ウ 消防活動用道路

都市内の住宅密集地区において、道路幅員が6m未満で消防自動車の通行に支障となる消防活動困難地域を解消するため、都市計画道路整備を進める。

エ 緊急輸送道路

地震発生後の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路の整備を進めるとともに、これらの緊急輸送道路に架かる橋梁やのり面の整備を進め、安全度を向上させる。

オ 緊急輸送交通管制施設

地震発生後の停電に伴う交通事故や交通混乱を防止し、緊急輸送道路を迅速に確保するため、各種緊急輸送交通管制施設の整備を進める。

カ 緊急輸送港湾施設

地震発生後に道路輸送が困難となることが予想される地域における緊急輸送が海上輸送とな

ることを考慮し、耐震性を強化した防波堤や岸壁等の港湾施設の整備を進める。

キ 緊急輸送漁港施設

地震発生時、基幹道路が不通となった場合に備え、海上輸送の基地として選定した防災拠点漁港における外壁施設の強化を進める。

ク 共同溝等

安全で快適な通行空間を確保するため、幹線道路や緊急輸送道路における電線の地中化を進める。

ケ 医療機関

災害時の初動期における救急医療体制を確保し、災害医療体制をより強化するため、二次救急医療機関について耐震化を進める。

コ 社会福祉施設

昭和 56 年以前に建築された建物で、地震防災対策上、改築が必要とされる老人福祉施設、障害者施設の耐震補強又は改築を進める。

サ 公立小中学校等の校舎・屋内運動場

学校施設は、地震発生時には児童生徒の安全が守られる施設として確保するとともに、また災害発生時には地域住民にとっての応急的な避難施設としての役割が求められるため、老朽化が進む施設について整備を進める。

シ 海岸保全施設

「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」に記載されている 3 連動地震の津波対策として、効率的に安全性の向上が見込める重要箇所について、整備を進める。

ス 河川管理施設

津波避難困難地域や人口集中地区、想定氾濫区域内資産が多い河川を中心に、堤防の嵩上げや水門等の耐震化を進める。

セ 砂防設備

土砂災害警戒区域(土石流)のうち、特に要配慮者利用施設、避難場所及び公共施設が存在する土砂災害警戒区域(土石流)において重点的に砂防設備の整備を進める。

ソ 保安施設

地震による山地災害対策として、復旧治山事業及び予防治山事業の 2 事業の整備を進める。

タ 地すべり防止施設

土砂災害警戒区域(地すべり)のうち、特に要配慮者利用施設、避難場所及び公共施設が存在する土砂災害警戒区域(地すべり)において、重点的に施設整備を進める。また、農林水産省所管の地すべり防止区域については、民家等直接の保全対象がある箇所を重点的に地すべり防止施設の整備を進める。

チ 急傾斜地崩壊防止施設

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)のうち、特に要配慮者利用施設、避難場所及び公共施設が存在する土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)において、重点的に施設整備を進める。

ツ ため池

築造後からの老朽化及び人家、公共施設などの下流への影響を踏まえ、ため池の安全性及び機能向上を図る整備を進める。

テ 防災行政無線設備

老朽化の激しい地域に重点を置いて、更新整備を進める。

ト 水・自家発電整備等

学校施設における水泳プールの水を有効利用するため、耐震性を確保するとともに、浄水機能を持つプールの整備を進める。

ナ 備蓄倉庫

地震等の災害に備えた非常用物資を備蓄するための備蓄倉庫の整備を進める。

【第6次地震防災緊急事業五箇年計画総括表】

※堤防・護岸距離

事業項目	事業量		事業費(百万円)
1号 避難地	h a	箇所	
2号 避難路	4.9 k m	7 箇所	8,878
3号 消防用施設	275 箇所		7,908
4号 消防活動用道路	0.3 k m	1 箇所	786
5号 緊急輸送道路等			
5-1号 緊急輸送道路	114.1 k m	250 箇所	103,354
5-2号 緊急輸送交通管制施設	52 箇所		196
5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所		
5-4号 緊急輸送港湾施設	2 箇所	(919m) バース	1,735
5-5号 緊急輸送漁港施設	3 箇所	(925m) バース	2,345
6号 共同溝等	21.2 k m	9 箇所	5,850
7号 医療機関	2 施設		500
8号 社会福祉施設	3 施設		2,723
8の2号 公立幼稚園	棟	学校	
9号 公立小中学校等			
9-1号 校舎	4 棟	4 学校	1,716
9-2号 屋内運動場	13 棟	13 学校	573
9-3号 寄宿舎	棟	学校	
10号 公立特別支援学校			
10-1号 校舎	棟	学校	
10-2号 屋内運動場	棟	学校	
10-3号 寄宿舎	棟	学校	
11号 公的建造物	施設		
12号 海岸・河川			
12-1号 海岸保全施設	3 箇所	1,402 m [※]	3,086
12-2号 河川管理施設	2 箇所	2,200 m [※]	1,150
13号 砂防設備等			
13-1号 砂防設備	103 箇所		14,280
13-2号 保安施設	80 箇所		6,100
13-3号 地すべり防止施設	35 箇所		3,680
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	102 箇所		10,290
13-5号 ため池	153 箇所		8,919
14号 地域防災拠点施設	施設		
15号 防災行政無線	4 箇所		1,686
16号 水・自家発電設備等	10 箇所		963
17号 備蓄倉庫	6 箇所		443
18号 応急救護設備等	基		
19号 老朽住宅密集対策	h a	箇所	
合計			187,161

第3章 津波から「逃げ切る!」支援対策プログラム

(県総務部危機管理局)

1 計画方針

「東海・東南海・南海3連動地震（3連動地震）」及び「南海トラフ巨大地震（巨大地震）」の津波浸水想定を基に、地震発生から津波到達までに安全な場所への避難が困難な地域（津波避難困難地域）を抽出するとともに、津波から住民の命を救い、死者をゼロとするため、「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」として、住民一人一人の避難を支援し、津波避難困難地域を解消するための対策を示す。

対策の方針として、まずは、約90～150年周期で発生すると想定されている3連動地震の津波対策を策定し、概ね10年で津波避難困難地域を解消する。また、津波避難困難地域以外についても、経済被害を抑え、早期の復旧・復興につなげるための対策を実施していく。

過去に発生した痕跡がなく、発生頻度は極めて低い巨大地震による津波避難困難地域への対策については、3連動地震の津波対策を実施し、今後の調査研究の進捗状況を見極めながら、津波避難困難地域を解消する対策の具体化について関係市町と協議を進める。

2 津波避難困難地域

- ・津波到達時間、避難開始時間、移動速度等の一定の条件に基づき、地域単位で避難先までの経路や距離を詳細に考慮して、津波到達時間までに浸水域外の高台や津波避難ビル等に避難することが困難な地域を、津波避難困難地域として抽出。
- ・津波避難困難地域の抽出は、3連動地震及び巨大地震の2つの地震について実施。

【津波避難困難地域の抽出方法】

- ・平成25年3月公表の3連動地震及び巨大地震の津波浸水想定に基づき想定。
- ・避難対象地域は、津波の想定浸水深が30cm以上の住居地域。
- ・津波到達時間は、津波の想定浸水深が1cmとなる時間。
- ・避難開始時間は地震発生より5分後とする。
- ・避難方法は徒歩とする。
- ・道路に沿って移動し、移動速度は毎分30mとする。
- ・避難場所は、市町が指定する避難先（津波浸水地域外の避難施設若しくは広場、または津波浸水地域内の津波避難タワー若しくは津波避難ビル等）。

3 3連動地震

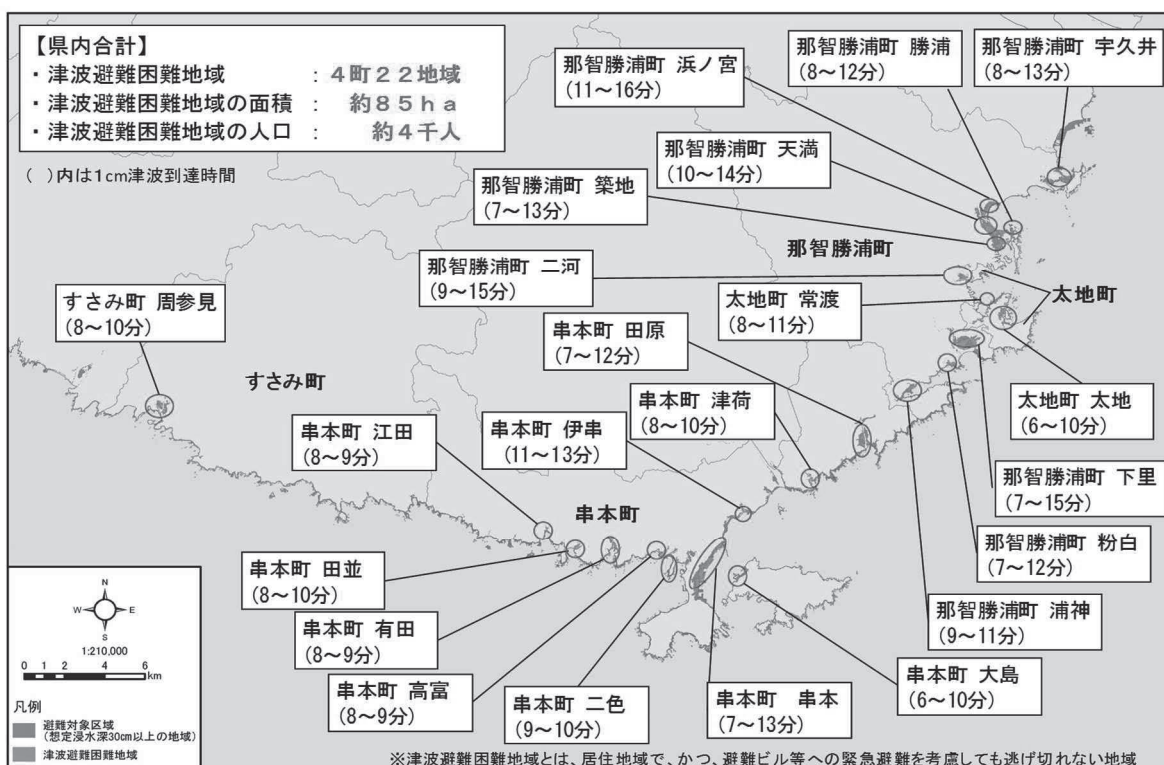
(1) 津波避難困難地域(3連動地震)

4町、22地区、約85ha(浸水面積の約1.5%)、約4,000人

【津波避難困難地域(3連動地震)】

町名	地区数	地区名	対象面積	対象人口
すさみ町	1地区	周参見	0.2ha	10人
串本町	10地区	江田、田並、有田、高富、二色、串本、大島、伊串、津荷、田原	26.4ha	1,340人
那智勝浦町	9地区	浦神、粉白、下里、二河、築地、勝浦、天満、浜ノ宮、宇久井	52.4ha	2,351人
太地町	2地区	太地、常渡	6.1ha	317人
計	22地区		85.1ha	4,018人

※地区は、海岸地形、津波浸水域等を勘案した地域をひとつの地区としている。



(2) 3連動地震の津波対策

3連動地震は、約90年～150年周期と発生頻度が高いレベルの地震として想定されるため、住民の命と財産を守るため、ソフト・ハード対策を最優先で実施。

○ 津波避難困難地域の解消対策

津波避難困難地域において、全ての住民が津波から避難できるよう、「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」を策定。概ね10年で優先的、緊急的に推進し、津波避難困難地域を解消。

【津波避難困難地域の解消のための津波対策】

対策項目	対策概要
①避難経路の詳細な設定・周知及び早期避難の徹底(4町22地区)	具体的に避難可能な避難経路を設定したうえで、津波避難訓練や教育・啓発等により、適切な避難経路による早期避難を住民に周知・徹底することにより、津波到達までに避難を完了させる。
②津波避難ビルの指定(3町6地区)	新たな津波避難ビルの指定により、津波到達までに、避難を完了させる。
③避難路・避難階段の整備(3町6地区)	避難路・避難階段を整備することにより、津波到達までに、避難を完了させる。
④津波避難施設の整備(3町9地区)	津波避難タワー等を整備し、緊急の避難場所を確保することにより、津波到達までに、避難を完了させる。
⑤堤防・護岸の整備(3町6地区)	堤防・護岸の嵩上げや耐震化等により津波第1波の浸水抑制を行うことで、避難時間を確保し、津波到達までに避難を完了させる。
⑥その他(1町2地区)	JR陸橋の耐震化や県営住宅への外階段設置により、津波到達までに、避難を完了させる。

団体	地区	避難困難地域人口(人)	避難困難地域面積(ha)	対策メニュー						
				避難経路設定	避難ビル指定	避難路等整備	避難施設整備	堤防・護岸整備	その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	
すさみ町	周参見	10	0.2	○						
串本町	江田	4	0.1	○						
	田並	78	2.2	○		○				
	有田	47	1.1	○						
	高富	14	0.1	○						
	二色	8	0.1	○						
	串本	843	15.6	○	○		○	○		
	大島	132	1.8	○						
	伊串	11	0.1	○						
	津荷	27	0.6	○						
	田原	176	4.7	○			○			
那智勝浦町	浦神	163	2.5	○	○	○	○			
	粉白	48	1.7	○						
	下里	737	22.4	○	○	○	○	○		
	二河	91	3.0	○			○			
	築地	306	5.7	○	○		○	○		
	勝浦	110	0.9	○						
	天満	565	11.1	○		○	○	○		○(JR陸橋耐震化)
	浜ノ宮	33	1.1	○						
太地町	宇久井	298	4.0	○	○		○	○		○(県営住宅外階段設置)
	太地	310	5.6	○	○	○	○	○		
	常渡	7	0.5	○		○				
計		4,018	85.1	22	6	6	9	6		2

※面積は、地区単位の端数処理により、合計に一致させている。

ア 避難経路の詳細な設定・周知及び早期避難の徹底

具体的に避難可能な避難経路を設定した上で、津波避難訓練等により住民に周知・徹底し、適切な避難経路による早期避難により、津波到達までに避難を完了させる。

イ 町による対策

アの対策では津波避難困難地域の解消が困難な地域について、町において津波避難ビル指定、避難路や津波避難タワーなどの津波避難施設の整備等、地域の状況に応じた対策を推進。

ウ 堤防等の整備

ア及びイの対策では津波避難困難地域の解消が困難な地域に対しては、県において津波の第1波を防ぎ、避難時間を確保するための堤防等を整備。

【堤防整備の対象地区】（3町6地区）

団体	地区	津波の状況	現況施設の状況	整備内容
串本町	串本	第1波ピーク3.9m、第1波到達16分 最大波8.5m 確保時間 32分	堤防高3.3m～3.9m 漁港外郭3.0m～5.7m	海岸堤防嵩上、耐震化 漁港外郭嵩上、耐震化
那智 勝浦町	築地	第1波ピーク5.5m、13分 最大波も同じ	岸壁高2.0m	防波堤等整備(検討) ※整備内容は町と協議して決定する
	下里	第1波ピーク6.3m、第1波到達8分 最大波9.1m 確保時間 20分	堤防高4.5m～5.3m	海岸堤防嵩上、耐震化 河川堤防嵩上、耐震化
	天満	第1波ピーク6.2m、第1波到達8分 最大波7.6m 確保時間 20分	堤防高3.4m～6.0m	海岸堤防嵩上、耐震化 河川堤防嵩上、耐震化
	宇久井	第1波ピーク4.9m、12分 最大波も同じ	堤防高6.5m	(北側) 海岸堤防耐震化
太地町	太地	第1波ピーク4.3m、8分 最大波も同じ	堤防高5.5m～5.9m 漁港外郭6.7m	海岸堤防耐震化 漁港外郭耐震化

※確保時間：第1波の浸水を抑制することで確保できる避難時間

○ 津波避難困難地域以外の津波対策

経済被害を抑え、早期の復旧・復興につなげるための津波対策について、10年を目途に推進。

市町…津波避難ビルの指定や避難路・避難施設の整備

公共施設等(庁舎、消防本部、幼稚園、学校、福祉施設、病院等)の高台移転

県…港湾、漁港の堤防等の整備

港湾・漁港の既存施設の嵩上げ、拡幅等による強化を優先的に進め、地域の経済被害を低減。

【堤防整備の対象市町】（15市町[6港湾、10漁港]）

市町	施設名	市町	施設名
和歌山市、海南市	和歌山下津港	印南町	印南漁港
和歌山市	和歌浦漁港	みなべ町	堺漁港
有田市	箕島漁港	田辺市	田辺漁港
湯浅町、広川町	湯浅広港		文里港
由良町	由良港	すさみ町	周参見漁港
日高町	阿尾漁港	串本町	有田漁港
御坊市、美浜町	日高港		串本漁港
御坊市	塩屋漁港	新宮市	新宮港

4 巨大地震

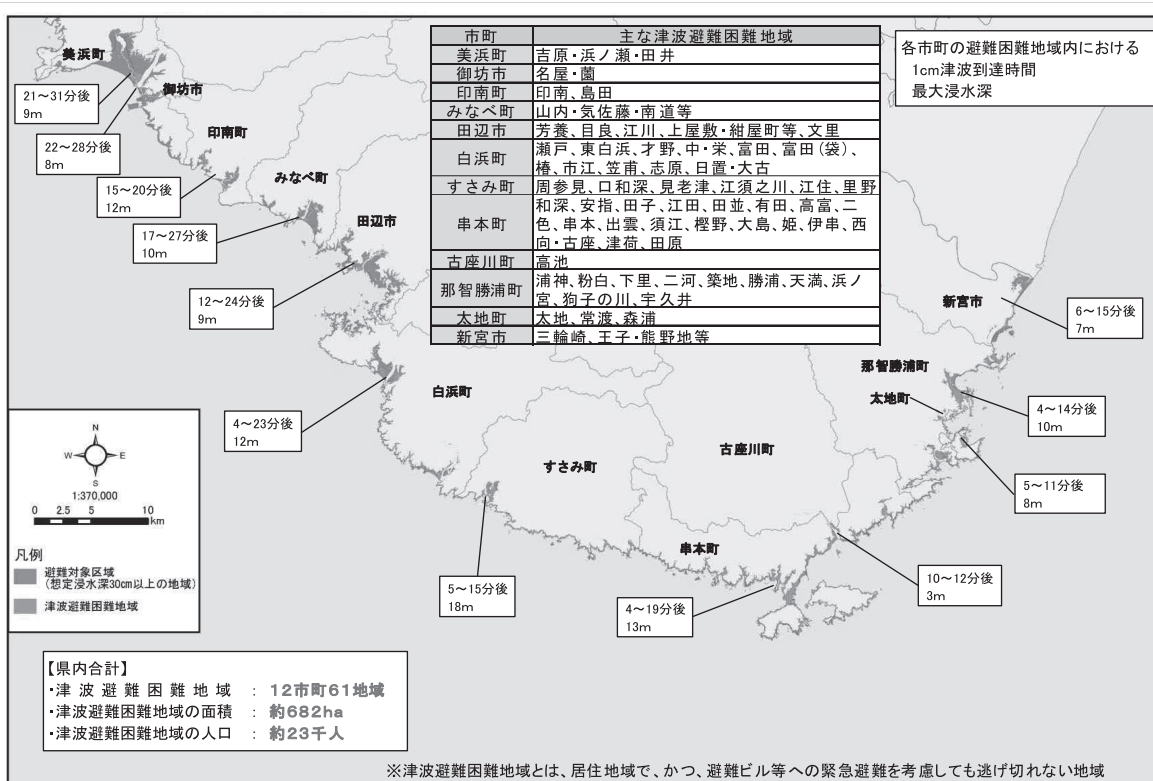
(1) 津波避難困難地域(巨大地震)

12市町、61地区、約682ha(浸水面積の約5.5%)、約22,700人

【津波避難困難地域(巨大地震)】

市町	地区数	主な地区	対象面積	対象人口
美浜町	1地区	吉原・田井・浜ノ瀬	20.8ha	932人
御坊市	1地区	藺・名屋	35.5ha	1,209人
印南町	2地区	印南、島田	4.9ha	133人
みなべ町	1地区	山内・気佐藤・南道	24.7ha	548人
田辺市	5地区	芳養、江川、上屋敷等	13.7ha	801人
白浜町	11地区	中、栄、富田、日置等	83.2ha	1,800人
すさみ町	6地区	周参見、江住、見老津等	44.3ha	1,182人
串本町	18地区	串本、西向、田原、田並等	185ha	5,915人
古座川町	1地区	高池	1.6ha	33人
那智勝浦町	10地区	下里、天満、築地等	221.4ha	8,047人
太地町	3地区	太地、常渡、森浦	30.2ha	1,320人
新宮市	2地区	三輪崎、熊野地等	16.5ha	785人
計	61地区		681.8ha	22,705人

※地区は、海岸地形、津波浸水域等を勘案した地域をひとつの地区としている。



(2) 巨大地震の津波対策

巨大地震は、実際に発生したことを示す記録が見つかっておらず、発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害を及ぼすものであり、津波から「何としても逃げ切る」ための対策を実施する。

○ 津波避難困難地域の対策方針

- ・まず3連動地震の津波対策を実施する。

その対策だけでは津波避難困難地域の解消が困難な地域について、高台移転や複合避難ビル等構造物の整備などの地域改造も含めて市町において住民と相談して検討を行う。

- ・その際、南海トラフ地震の発生メカニズム等の調査研究の進捗状況も見極めながら、必要な投資を適切に行うよう検討を進める。

○ 津波対策

紀南地域では、津波の到達時間が早く、3連動地震の津波対策(堤防整備等)を行うことにより、巨大地震の津波避難困難地域は一部減少するが、津波避難困難地域すべてを解消することは困難である。このため、地域改造を含めた以下の対策案について、関係市町と協議して今後策定していく。

特に、津波避難困難地域の解消には、①の地域改造の検討を進めることが必要。また、②～⑤の対策についても津波避難困難地域の解消に有効であるため、引き続き対策を進めていく。

なお、津波避難困難地域の抽出は、地震発生時から5分後に移動を開始することとしているが、津波到達時間が早い地域にあっては、より一層の早期避難を徹底する必要がある。

① 高台移転や複合避難ビル等構造物の整備等による地域改造

- ・津波避難困難地域を解消し、全員の命を救うためには、市町において地域住民と十分相談を行い、高台移転や複合避難ビル等構造物の整備等による地域改造を検討していくことが必要。

- ・複合避難ビル等構造物の整備は、津波避難困難地域の解消対策に有効であるため、津波の到達時間が早いなど、特に条件が厳しい串本町、那智勝浦町、太地町等について、高層の県営住宅・市町営住宅等の整備を検討。

② 避難経路の詳細な設定・周知及び早期避難の徹底

③ 津波避難ビルの指定

④ 避難路・避難階段の整備

⑤ 津波避難施設の整備

5 基本的な津波対策

津波避難困難地域の抽出は、地震発生時から5分で全員が避難を開始することとしており、この前提が成立してはじめて上記3及び4の津波対策が効果を発揮。

すべての県民の命を守ることにつながる基本的な地震津波対策として、以下の取組を推進。

(1) 早期避難の徹底

津波対策は、「すぐに逃げること」が基本であり、すべての県民の命を守るためには、津波浸水地域及びその周辺の住民の方全員が早期避難を徹底することが重要。

- ・ 住民一人一人の避難対策の実施

津波避難困難地域の抽出を通じて、津波浸水地域の住民一人一人のどの避難経路を通ってどこに避難できるかが確認できたところであり、抽出過程データを、市町を通じて、自主防災組織での取組や住民の津波避難訓練等に活用。

- ・ 津波避難訓練への取組

津波から命を守るためには、「津波から逃げること」が最も重要であり、住民が積極的に津波避難訓練に参加できるよう、継続性・発展性を持った訓練等の取組を推進。

(2) 条例を活用した避難路の確保

地震により倒壊した建築物等が避難を妨げず、安全かつ確実に津波からの避難が可能となるよう、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例(平成24年和歌山県条例第45号)」(津波避難路条例)に基づく特定避難路の指定を促進。

(3) 耐震化、家具固定の促進

3連動地震では震度5強～震度7の巨大地震では震度6弱～震度7の地震が発生し、家屋倒壊や火災による被害が生じるため、住宅の耐震診断・改修支援、大規模建築物の耐震化及び家具固定の促進の取組等を一層推進。

【主な事業】

- ・ 住宅の耐震改修支援の充実……耐震改修の対象に非木造住宅を追加。
- ・ 大規模建築物の耐震化促進
 - ……宿泊施設や病院など大規模建築物の耐震診断や補強設計、耐震改修を支援。
- ・ 防災教育の徹底による地域防災の担い手育成
 - ……釜石の教訓を取り入れた防災教育や高校生防災スクールを実施。
- ・ 家庭における家具等の転倒防止対策を重点的に促進
 - ……出張！減災教室での家具固定の実演や、家具固定施工事業者の紹介により、家具固定を支援。

第 3 編

災害予防計画

第1章 河川防災計画（近畿地方整備局、県土整備部）

1 現 況

本県の一級河川として、北部に大台ヶ原を源とする紀の川が西流し紀伊水道に注ぎ、東部には日本最多雨地帯の大峰山脈に源を發し熊野灘に注ぐ熊野川が南流している。

これら二河川に挟まれるように、有田川、日高川等、本支川合わせて317本の二級河川が紀伊水道や熊野灘に注いでいるが、ほとんどが本県の地形状況より急流河川であり、短時間の降雨で出水氾濫による被害を受けやすい。

また、河口部周辺のほとんどが低地帯で、これらを貫流する河川の氾濫による浸水とともに高潮による災害も発生しやすい。

これらの浸水・氾濫等の被害より国土保全、民生安定を図るために築造されてきた河川構造物は他の多くの土木構造物とは異なり、その大部分が土でできており、かつ自然的、地形的な制約のもとで歴史的、段階的に形づくられてきたものである。

近年では、従来氾濫区域であった地域での人口、資産の集中が著しくなっている。

2 計画方針

一般の河川堤防は、地震により被害を受けても土堤であることから完全に崩壊してしまうわけではなく、浸水防御に対する機能の一部が保持され、かつ復旧が比較的容易であること等により、耐震性の検討をしていないが、自立式護岸、樋門、樋管及び水門等の河川構造物及び、橋梁等の許可工作物については地震時慣性力を考慮している。

しかしながら、平成7年1月の阪神・淡路大震災の被災状況を踏まえ、河川堤防が地震により沈下等の被災を受けた状況下での河川水の浸水による二次被害のおそれがある区間として、海水面よりも地盤高の低い海拔ゼロメートル地帯の堤防及び河川構造物の耐震点検を実施し、「地震により壊れない堤防」を目標とするのではなく、「壊れても浸水による二次被害を起こさないこと」を目標に、地震時の影響を慣性力のみではなく、液状化に対しても検討を行い整備する。

この他、橋詰などの交通の結節点等にスポット的な親水・利便施設を整備し、震災等の緊急時には水上輸送の船着き場、荷揚げ場としての機能、及び消火用水・生活用水の確保機能を有する構造として整備する。

3 事業計画

平成7年の震災後、緊急的に耐震点検を行い、対策が早急に必要である区間について、工事を実施している。

また、緊急的な復旧を速やかに行えるように土砂等を普段から備蓄しておく。

震災等の緊急時に水上輸送の船着き場、荷揚げ場としての機能、また消火用水・生活用水を確保できる機能を有するスポット的な親水・利便施設等を治水計画上支障のない区間で河川改修工事に併せて整備する。

第2章 砂防防災計画（県土整備部）

1 現 況

土石流危険溪流は、砂防課ホームページ参照。

2 計画方針

地震に起因する土石流災害対策及び二次災害対策のため、必要に応じ対策工事を実施する。

また、土石流災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 砂防指定

土砂の生産等に伴い流域に被害を及ぼす区域を指定地とし、立木の伐採、土石の採取等の一定行為の禁止・制限等を行う。

(2) 砂防事業

砂防設備の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の保全を重点的に行う。

(3) 総合的な土石流対策

土石流による災害から人命を保護するため、下記の総合的な土石流対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び市町村は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、土石流災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（土石流）は5,505区域で、うち4,754区域が土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されている。（令和3年8月末現在）

※ 土砂災害警戒区域等は、資料編 04-04-00、04-05-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。

ウ 雨量観測等

県は、土石流が発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県内一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。また、雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として1kmメッシュ毎の危険度情報等を提供する。

※ 雨量観測箇所及び土砂災害警戒情報は、資料編 04-01-00、04-02-00 をそれぞれ参照

エ 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒情報及び補足情報、土石流の前兆現象（山鳴り、溪流の水位激減、濁りや流木など）等に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指

示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、土石流に対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

オ 被害情報の収集

市町村は、人家等にかかる土石流や山地崩壊等による河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害が発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編 04-03-00 を参照）

また、各振興局建設部は土砂災害発生の覚知後、速やかに被害情報を把握し県砂防課に報告を行う。

カ 緊急調査

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が緊急調査を行う。

国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係市町村の長に通知するとともに、一般に周知を行う。

第3章 山地防災計画（近畿中国森林管理局、県農林水産部）

1 現 況

県下森林面積 361,116ha のうち 134,742ha は、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、山地に起因する災害が依然として絶えない現状に加えて、都市周辺山地の宅地化が進むに伴い、地震発生時の森林の持つ防災機能の高度発揮が一層期待されている。

このため、既設保安林の防災機能の維持と強化を図るとともに、保安林以外の災害危険地についても保安林の指定を進め、治山事業の拡充を推進している。

※ 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）は、資料編 05-01-01、05-01-02、05-02-01、05-02-02 を参照

2 計画方針

森林整備保全事業計画（計画期間令和元年度～令和5年度）に基づき崩壊の復旧、崩壊危険地の予防対策を行い、荒廃した溪流の安定を図るとともに、保安林の防災機能を高めるために林相改良及び本数調整伐を行い、地震による山地災害を防止する。また、地すべり危険地については、地震による振動が地すべりの発生原因になる場合があるので、調査観測並びに対策工の実施を推進する。

3 事業計画

- (1) 崩壊発生地及び崩壊の危険のある斜面を復旧安定させるため、山腹工事を行い森林を育成する。
- (2) 荒廃した溪流について浸食の拡大を防ぎ、山脚を安定させるとともに、溪流に堆積した土砂の流出を防ぐために治山ダムを設置する。
- (3) 溪岸が乱流により横浸食を起こし、土砂を生産している箇所において、溪流を安定させるために流路工を施工する。

また、間伐等の遅れから荒廃森林に移行する恐れのある保安林について、緊急に本数調整伐を実施し、保安林機能を強化する。

- (4) 地すべり地内で、既に被害が発生している箇所やその恐れがあるものについて地下水排除、不安定土砂排土、アンカー工、杭打工、緑化工等を実施し、地すべりの発生を防止するとともに被害地の復旧を図る。
- (5) 災害等により荒廃している保安林については、植栽、下刈、追肥、除伐、枝落等の保安林整備事業を実施し保安林の機能を回復させ、山腹崩壊、土砂流出を防止する。

また、間伐等の遅れから荒廃森林に移行する恐れのある保安林について緊急に本数調整伐を実施し保安林機能を強化する。

- (6) 過去に治山事業を実施した箇所を適宜巡回・点検して、適切な維持管理を行う。

第4章 地すべり防止計画（県農林水産部・県県土整備部）

1 現 況

地すべり危険箇所は、資料編 06-01-00、06-02-00 を参照、もしくは砂防課のホームページ参照（林野庁及び国土交通省所管分）。

2 計画方針

地震に起因する地すべり災害対策及び二次災害対策のため、必要に応じ対策工事を実施する。
また、地すべり災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 地すべり防止区域指定

地すべりが発生するおそれのある区域を地すべり防止区域として指定し、助長若しくは誘発するおそれのある行為の制限等を行う。

(2) 地すべり対策事業

森林整備保全事業計画等に基づき、計画的な事業実施を行う。特に避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の保全を重点的に行う。

(3) 総合的な地すべり対策

地すべりによる災害から人命を保護するため、下記の総合的な地すべり対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び市町村は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、地すべり災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（地すべり）は567区域となっている。（令和3年8月末現在）

※ 土砂災害警戒区域等は、資料編 04-05-00、06-03-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。

ウ 雨量観測等

県は、地すべりが発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県下一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。

また雨量情報を提供する。

※ 雨量観測箇所は、資料編 04-01-00 を参照

エ 警戒避難体制の整備

市町村は、地すべりの前兆現象（地割れや地面の陥没・隆起、水位の急変等）や地すべり監視施設等のソフト対策に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、地すべりに対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

オ 被害情報の収集

市町村は、人家等にかかる地すべりが発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編 04-03-00 を参照）

また、各振興局建設部は地すべり発生の覚知後、速やかに被害情報を把握し県砂防課に報告を行う。

カ 緊急調査

大規模な地すべりにより重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、県が緊急調査を行う。

県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係市町村の長に通知するとともに、一般に周知を行う。

第5章 急傾斜地崩壊防止計画（県土整備部）

1 現 況

急傾斜地崩壊危険箇所は、砂防課のホームページ参照。

2 計画方針

地震に起因するがけ崩れ災害対策及び二次災害対策のため、必要に応じ対策工事を実施する。
また、がけ崩れ災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、崩壊する恐れのある急傾斜地を指定し、急傾斜地の崩壊が助長若しくは誘発される恐れがないよう一定行為の制限等行う。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊防止施設の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の保全を重点的に行う。

(3) 総合的ながけ崩れ対策

がけ崩れによる災害から人命を保護するため、下記の総合的ながけ崩れ対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び市町村は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、がけ崩れによる災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は15,807区域で、うち15,543区域が土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている。（令和3年8月末現在）

※ 土砂災害警戒区域等は、資料編 04-05-00、06-04-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。

ウ 雨量観測等

県は、がけ崩れが発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県内一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。また、雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として1kmメッシュ毎の危険度情報等を提供する。

※ 雨量観測箇所及び土砂災害警戒情報は、資料編 04-01-00、04-02-00 をそれぞれ参照

エ 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒情報及び補足情報、がけ崩れの前兆現象（亀裂や湧水の発生、小石

の落下など)等に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、がけ崩れに対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画(「避難確保計画」)を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

オ 被害情報の収集

市町村は、人家等にかかるがけ崩れが発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県(各振興局建設部及び砂防課)に対し第1報を送付する。(送付様式は、資料編 04-03-00 を参照)

また、各振興局建設部はがけ崩れ発生の覚知後、速やかに被害情報を把握し県砂防課に報告を行う。

第6章 ため池防災計画（県農林水産部）

1 現 況

県下には、約5,000箇所のため池があり、そのほとんどが明治以前に築造されていることから、年々堤体の浸食や漏水等の老朽化も進んでいる。

また、受益地の減少や農家の高齢化、後継者不足等により、ため池を適切に維持・管理していくことが困難な状況となってきている。

一方で、ため池周辺の開発により、大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池堤体の決壊による下流への被害が心配されている。

ため池の老朽化や下流への影響度等を考慮し、地域防災上重要なため池を計画的に改修する必要がある。

現在、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）が1,933箇所ある。

※ 防災重点農業用ため池（市町村別集計、市町村別内訳）は、資料編 07-01-00、07-02-00 を参照

2 計画方針

近年における流域の土地開発や、土地利用の変化に伴う流出量の増加、並びに管理者である農家の高齢化、後継者不足により管理体制の弱体化が進行し、危険な状況となるため池が増加すると考えられる。一方で、大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等によるため池への影響も懸念されている。ため池が決壊すればその被害は農業関係に止まらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことは必至である。このため、平成24年度に施設の老朽化、下流への影響度等を考慮し地域の実情にあった対策を行い安全度の向上を図ることを目的に策定した「ため池改修加速化計画」及び大規模なため池の耐震性評価、令和2年10月1日に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく推進計画により、計画的に改修、補強するよう強力に推進する。また、改修に着手出来ないため池についても、市町村のハザードマップ作成に対する支援、管理保全に対するソフト対策を推進し、防災・減災対策を充実させ、農村地域の安全安心を確保する。

3 事業計画

受益面積5ha以上かつ貯水量1,000m³以上のため池772箇所を県営事業の対象として、老朽化したため池の全面的な改修等によるハード対策を推進する。

第7章 海岸防災計画（近畿地方整備局、県農林水産部・県土整備部）

1 現 況

県内の海岸線の総延長は約 651km であり、このうち約 246km を海岸保全区域に指定している。本県は台風の常襲地帯であることから、これまで台風などによる高潮被害の防止を主目標に堤防・護岸・水門等の海岸保全施設を整備してきた。

※ 海岸市町別内訳は、資料編 08-01-00 を参照

※ 海岸重要水防箇所は、資料編 08-02-00、08-03-00、08-04-00、08-05-00、08-06-00 を参照

2 計画方針

高潮被害からの背後地の防護は、今後とも早期に整備すべき海岸事業の重要課題として推進する。さらに、津波対策として、県が実施する新たな被害想定に基づく津波シミュレーションにより、市町と連携を図りながらソフト対策とハード対策の総合的な組み合わせを検討し、効率的に安全性の向上が見込める重要箇所をしばった上で施設整備を計画する。

3 事業計画

- (1) 高潮対策として整備してきた堤防・護岸等の海岸保全施設は、津波に対しても一定の効果があるため、既存施設を津波が越流した場合でも粘り強く防護機能を発揮させることを目的に、機能点検や耐震点検を必要に応じ実施し、機能強化等を検討する。
既存施設の防護機能を最大限発揮させることを目的に、機能点検や耐震点検を実施する。
- (2) 点検結果を受け、老朽箇所の修繕や耐震補強等、既存施設の改修を進める。
- (3) 今後整備する海岸保全施設については、設計条件に比較的発生頻度の高い一定程度の地震・津波に対する外力や津波高を考慮する。
- (4) 水門・陸こう等については、操作体制など管理のあり方を検討したうえで、自動化、遠隔操作化を検討する。
- (5) 利用頻度が少ない陸こうについては、利用者の理解を得て廃工や統合化を推進して、管理箇所数の削減に努めるとともに、扉体の常時閉鎖化運動を展開する。
- (6) 津波ハード整備具体例

海岸名	地区名	事業内容		
		施設名	延長等	事業期間
和歌山下津港海岸	海南地区	津波防波堤	554m	平成 21～令和 5 年度
		護岸（改良） 水門	6,328m 6 基	
串本海岸	串本地区	護岸（改良）	2,220m	平成 27～令和 6 年度
那智勝浦海岸	下里地区	護岸（改良） 樋門	1,953m 2 基	平成 21～令和 6 年度
	天満・浜の宮地区	護岸（改良） 樋門	1,200m 1 基	

第8章 港湾防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

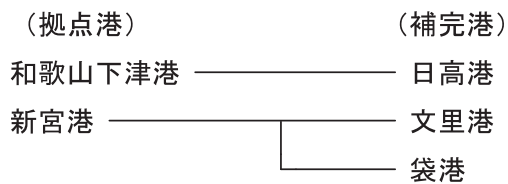
1 現 況

県内には、15 港湾があり、災害時の安全で確実な大量輸送機能等、港湾空間が有する防災上の優位性を生かした震災対策施設の整備を図るとともに、津波対策や液状化対策等、臨海部の有する立地上の特異性を克服する必要がある港湾について、適切な防災対策を計画する。

※ 県管理港湾一覧は、資料編 09-00-00 を参照

2 計画方針

(1) 耐震強化岸壁を整備して、災害時の罹災者の避難、救援物資の緊急海上輸送を支える港湾防災ネットワークを計画するとともに、緊急輸送道路との連携を図る。



(2) 県が実施する被害想定の見直しを踏まえ、耐震強化岸壁の改良を検討するとともに、港湾施設が津波に対して損傷となりにくい、粘り強い構造とする補強等を検討する。

(3) 緊急輸送道路等、震災時に重要な役割を果たす橋梁の耐震化を図る。

(4) プレジャーボートの適正保管のための係留施設を整備し、津波襲来時の二次災害防止を図る。

3 事業計画

港 名	事 業 内 容	
	施 設 名	延 長 等
和歌山下津港	防波堤（改良）	3,199m
	橋梁耐震化	4 橋
	小型係留施設	1,401m
湯浅広港	防波堤（改良）	1,378m
由良港	津波防波堤	450m
日高港	防波堤（改良）	509m
	小型係留施設	41m
文里港	防波堤（改良）	469m
新宮港	防波堤（改良）	1,360m

第9章 漁港・漁村防災計画（県土整備部）

1 現 況

本県の漁村の大半は、背後に山が迫る地形条件にあり、また、集落の形態は集密居の割合が高く、集落内道路幅員も狭い。このため、地震津波が発生した場合の直接被害及び救援等の遅れによる増災も懸念されるところである

漁港の施設についても、耐震性の劣る施設や老朽化した施設が多く、地震津波による水産関係者の財産や経済活動への影響が危惧される状態にある

2 計画方針

- (1) 地震津波による避難困難地域の解消のため津波の第1波を防ぎ、避難時間を確保するための防波堤等の整備を行う。
- (2) 経済被害を抑え、早期の復旧・復興に繋げるための津波対策として防潮堤・防波堤・岸壁等の整備を行う。
- (3) 地震発生後に道路輸送が困難となることが予想される地域においては、救援物資・救援人員・被災地からの避難者等の緊急輸送が海上輸送となることを考慮し、拠点となる漁港で、耐震性を強化した漁港施設を整備するとともに港湾防災ネットワーク及び緊急輸送道路との連携を図る。

（緊急物資輸送拠点漁港）

阿尾漁港、周参見漁港、串本漁港、勝浦漁港

- (4) 避難計画が構築された漁村において、人命を守るために必要な避難施設等を整備する。

3 事業計画

漁港名	事業内容		漁港名	事業内容	
	施設名	延長		施設名	延長
和歌浦漁港	防波堤	232.2m	田辺漁港	防潮堤	450.0m
	突堤	45.0m		防波堤	646.0m
箕島漁港	導流堤	360.5m		護岸	427.0m
	水門	1門	周参見漁港	防波堤	368.0m
阿尾漁港	防波堤	232.7m	有田漁港	防波堤	74.0m
	護岸	144.3m		護岸	145.0m
塩屋漁港	防波堤	434.3m	串本漁港	防波堤	1,424.8m
印南漁港	防波堤	221.4m	太地漁港	防波堤	245.0m
	護岸	257.2m		護岸	99.0m
堺漁港	防波堤	482.2m			
	突堤	30.0m			
	護岸	441.3m			

※岸壁の改良については必要に応じて行う

第10章 道路防災計画（近畿地方整備局、県土整備部）

1 現 況

県内道路（高速道路、国道、県道）の現況は次表のとおりであり、山地が県土の77%を占める地形、地勢条件から落石や地すべり等の危険が予想される箇所が相当数あり、そのうち国管理の緊急輸送道路における要対策箇所が106箇所存在し、県管理の緊急輸送道路における要対策箇所が521箇所存在する。

また、施工時期が古く耐震基準を満たさない橋梁等が相当数あり、そのうち国管理の緊急輸送道路において耐震対策の必要な橋梁が55箇所存在し、県管理の緊急輸送道路においては439橋存在する。

種 別	実 延 長(km)	改良済延長(km)	改 良 率(%)	舗装済延長(km)	舗 装 率(%)
高速道路	99.0	99.0	100	99.0	100
直轄国道	347.3	347.3	100	347.3	100
補助国道	712.7	486.1	68.2	519.5	72.9
県 道	1,897.1	895.3	47.2	1,160.1	61.2
合 計	3,056.1	1,827.7	59.8	2,125.9	69.6

「道路統計年報2021:自転車道線（4路線）を除く」 令和2年3月31日現在

※ 道路危険予想箇所は、資料編10-01-00、10-02-00を参照

2 計画方針

災害への備えとして、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港や港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国、県および市町村が一般送配電事業者、電気通信事業者と連携を図り進めている無電柱化についても一層の推進を図る。

また、地震により、道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係各機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。

3 事業計画

地震・津波による災害に強い道づくりを推進するため、高速道路等の幹線道路ネットワークの整備や、平常時で危険度が高い箇所（道路防災総点検結果情報等）をはじめ、緊急輸送ルート、孤立地域等の調査情報を元にプライオリティを定め、計画的に防災対策を実施する。

また、危機管理体制の実現に向けた各種調査、マニュアルの検討・策定、支援資機材の配備、訓練を実施する。

(1) 幹線道路ネットワークの整備

地震・津波発生時の救助・救援活動等、命の道となる高速道路や直轄国道の整備促進及び防災機能強化、県内主要幹線道路の整備を図る。

(2) 道路施設の被害情報収集体制の確立

地震発生時にはヘリコプター利用も含め、道路や橋梁等、交通施設の被害状況を迅速に把握できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。

(3) 大迂回路や局地迂回路の選定

地震により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

(4) 他機関との情報交換体制の確立

地震により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止または制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うと共に、通信手段の多ルート化に努める。

(5) 道路防災事業計画並びに進捗状況

国管理の緊急輸送道路において耐震対策の必要な橋梁 294 橋のうち、282 箇所において耐震対策を完了している。また、落石や地すべり等の対策が必要とされる 565 箇所のうち、221 箇所の対策を完了している。

県管理道路の現在対策中の事業については下表のとおりである。

事業名	事業の概要	期間	事業内容	進捗状況
橋梁耐震事業 (橋梁耐震関係)	県管理の第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及び第三次緊急輸送道路に架かる橋梁の内、平成8年より古い道路橋示方書に基づいた橋長が15m以上の橋梁及び跨線橋について、左記の事業により震災対策を講じる計画である。	平成16年度～	全体計画 県管理の第一次緊急輸送道路 橋数：194橋 県管理の第二次緊急輸送道路 橋数：232橋 県管理の第三次緊急輸送道路 橋数：13橋 合計 橋数：439橋	令和3年度までの実績 県管理の第一次緊急輸送道路 橋数：190橋 県管理の第二次緊急輸送道路 橋数：218橋 県管理の第三次緊急輸送道路 橋数：7橋 合計 橋数：415橋
法面防災対策 (法面防災関係)	平成25年度に実施した道路ストック総点検において県管理の第一次緊急	平成25年度～	県管理の第一次緊急輸送道路、第二	令和3年度までの実績

	輸送道路、第二次緊急輸送道路及び第三次緊急輸送道路で、対策が必要との結果を得ている箇所について、左記事業により対策を講じる。	び第三次緊急輸送道路における要対策箇所数 521 箇所	完了 162 箇所
--	--	--------------------------------	-----------

4 その他

- ・「道の駅」防災利用に関する基本協定と「道の駅」の利用

今後発生が予想される南海トラフの巨大地震・津波又は紀伊半島大水害に代表される豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的かつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的に基本協定を締結した。

道の駅では防災啓発活動を行うと共に、災害発生時は以下の防災活動に利用する。

- ①道路に関する道路情報、被災情報の提供
- ②道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供
- ③住民が避難・休憩するための場所を提供、支援物資の提供・保管

第11章 火災予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

近年の機械文明の発展に伴う社会経済活動の複雑多様化を反映して、災害事象の様相も拡大・複雑化を呈してきており、これに対処すべき消防業務の質・量ともに増大し住民の消防に対する期待もますます高くなってきているのが現状である。

このように増大する災害に対処するため、優秀な消防人を確保し、消防施設の充実・強化を図り、より効果的な消防技術、消防体制を整備推進するとともに、火災予防の徹底を図り、地域全体としての火災、その他の災害に対する防御策を確立していくことが必要である。

※ 火災概況は、資料編 11-00-00 を参照

2 計画方針

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大である。したがって震災被害を最小限に軽減し、地震時における火災を未然に防止するため、火災予防及び消防体制の充実強化を図る。

3 事業計画

- (1) 火気使用設備、器具の安全化に対する研究を行い規制強化等の施策に反映させる。
- (2) 各種集会、広報媒体を通じ、火災防止に関する知識及び技術の普及を図る。
- (3) 起震車の利用促進を図り、火災防止の体験実習を行う。
- (4) 対震安全装置付きの火気器具等の普及徹底を図る。
- (5) 初期消火活動体制の強化を図る。
- (6) 市町村における消防体制の充実強化を図る。
- (7) 消防団組織の育成強化を図る。

第12章 都市防災化計画（県土整備部）

1 計画方針

人口、産業が集中している都市地域においては、地震発生時に大規模な災害が起きる危険性が高い。このため、都市計画としては、避難地、避難路等都市基盤施設の整備や建築物の不燃化を推進し、安全な都市環境の実現を図っているところである。

本計画は、防災に係る都市計画を、都市防災化計画として位置付けることにより、なお一層の都市防災化の推進を図ろうとするものである。

2 事業計画

(1) 秩序ある市街地の形成

計画的な市街化を図るため、県下23の市町において都市計画区域(25区域)を指定するとともに、和歌山市においては、市街化を図るべき市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域とに区域区分を行っている。

※ 都市計画法適用市町村一覧表は、資料編13-01-00を参照

※ 市街化区域及び市街化調整区域は、資料編13-02-00を参照

(2) 防火地域・準防火地域の指定

市街地における火災の危険を防除するため、一定規模以上の建築物を耐火建築物又は簡易耐火建築物にし、その他の建築物について屋根、外壁等を防火構造等にするなど防火上の観点からの建築構造上の規制を行うことを目的として、防火地域及び準防火地域が定められている。

※ 防火地域・準防火地域の現況は、資料編13-03-00を参照

(3) 都市計画施設の整備

ア 道路

道路は災害時には、避難、消防、救助等の場となるとともに、空地として、市街地の延焼を防止する機能を持っており、計画的に事業推進を図る。

※ 都市計画の道路現況は、資料編13-04-00を参照

イ 公園緑地

公園緑地は、避難地として、また避難路、延焼防止帯として、都市における防災上、重要な役割を果たしている。このため、計画的に事業推進を図るとともに、新耐震設計基準に対応した公園施設の改修や、市街地と工場との間に緩衝緑地の整備を行う。

※ 都市計画の公園緑地現況は、資料編13-05-00を参照

(4) 市街地開発事業

ア 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市基盤整備の十分でない既成市街地や未整備の市街地予定地において、土地の区画形質を整え、道路、公園等の公共施設の整備改善を行う事業であり、安全な都市環境の創出に最も効果的な事業である。このため、事業化の推進と既存事業の促進を計画的

に図る。

※ 市町村別土地区画整理事業一覧は、資料編 13-06-00 を参照

イ 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、土地の高度利用と都市機能の更新を図るべき地区において、地区内建築物の除却、中高層不燃共同建築物、緑地、空地等の公共施設の整備を行う事業であり、都市中核地区の耐震化、不燃化等安全な市街地整備に効果的なことから事業予定地区の事業実施の推進と事業化が望ましい地区の事業推進を図る。

(5) 地震時に大規模な火災の可能性のある密集市街地の改善

密集市街地のうち、延焼危険性が特に高く地震時に大規模な火災の可能性のある地区の改善に向けて取り組む。

(6) 第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）に位置づけた下記事業の整備を重点に進める。

ア 緊急輸送道路

第13章 建造物災害予防計画（県土整備部）

1 現 況

近年市街地に立地する建築物の用途、設備は、多種多様で複雑化しており、建築物内部に展開される居住、業務生産等の活動は高度化の傾向にあり、都市機能の維持に不可欠なものであることから、災害時における安全性の確保は、極めて重要である。

また、郊外での大規模宅地造成等も行われており、これらが無秩序に行われると、地震、火災、風水害等の災害発生時には人身事故につながるものが予測される。

一方、昭和55年以前に旧耐震基準で建設された住宅が密集している地区は同時に道路も狭く、曲がりくねっていて公園等のオープンスペースも不足していることが多く都市を地震に強い構造にする上で大きな隘路になっており、火災などの災害発生時には大災害に発展するおそれがある。

2 計画方針

地震災害に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止し、さらに都市活動の確保を図るため、総合的な防災対策を行う。

また、大地震等に対する建築物等の安全性を向上させるために敷地内の空地、広場などを確保するとともに建築物の建替更新等の整備を計画的に行い、災害に強いまちづくりを目指す。

3 事業計画

(1) 建築物の防災対策

一般住民に対して建築物の災害予防に関する知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携のうえ、次の対策を講ずる。

ア 建築物の耐震改修の促進

建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及と啓発を図るとともに、関係団体に対する法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努め、建築確認申請時等において防火上及び耐震上等の指導を行う。

地震により倒壊した建築物等が津波からの避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例に基づき、避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。

また、特に大地震時に多大な被害が予測される古い住宅については、耐震改修に取り組みされる方の負担を軽減するために、県・市町村が連携し、耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を助成するなどして耐震改修を支援する。

イ 建築物の防災査察の実施

適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、年2回の建築物防災週間を中心に、防災査察を実施し、必要な指導を行い、防災改修を促進するとともに現行の耐震基準を満足していない建築物に対して、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう指導を行う。また、建築物の窓ガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリートブロック塀の安全対策につ

いても指導を行う。

ウ 被災建築物応急危険度判定体制の整備

震災後は直ちに地震活動等による災害の拡大を未然に防止するため建築物の危険度を判定し、居住者に注意喚起する応急危険度判定を実施する必要があるため、地震被害建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき、県内建築士を対象に講習会を実施し、応急危険度判定士を養成する。

応急危険度判定士として登録した者について、その居住地別で名簿を作成し、紀北、紀中、紀南等での震災の想定のもとで、県、市町村間の連絡体制、応急危険度判定士の出動依頼及び命令系統等の出動体制を整備する。

※ 和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱は、資料編 14-00-01 を参照

エ 建築物の定期調査・検査の推進

建築基準法第12条の定期報告の活用を図り、（一財）県建築住宅防災センターとの連携を図りつつ既存の対象建築物について適正な維持管理による防災性能の確保を図るとともに、不適格な建築物について防火上、避難上及び耐震上の改修を促進する。

オ がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

カ 耐震相談窓口の設置

建築物の耐震に関する相談に応じるため、関係団体（建築士会、建築士事務所協会等）との連携のもとに相談のための窓口を設置する。

(2) 公共建築物の耐震対策

市町村に対して建築物の耐震に関する知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携のうえ次の対策を講ずる。

ア 建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修の普及と啓発を図る。

イ 公共建築物の耐震改修対象建築物の把握を行う。

ウ 耐震対策市町村連絡会議の開催

年1回以上連絡会議を開催し、耐震対策の推進及び技術の向上を図る。

(3) 計画的なまちづくり

地震災害時における人命の保護、災害拡散防止のため、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物への建て替えを促進し、公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を行う。

ア 老朽建築物や木造住宅密集地域の解消

密集市街地整備等により、震災時における危険度の高い地域の解消を促進する。

イ 建築物の耐震化、不燃化の促進

市街地再開発事業や優良建築物等整備事業による建築物等の更新・整備を促進する。

ウ 地域の要望に合ったまちづくりの誘導

地域のまちづくりを支援し、建築物の共同化や建築協定、総合設計制度等による安全な市街地の整備を誘導する。

エ 高齢者や障害者に障壁のない市街地の整備

建築物の耐震性の向上に加えて、建築物内から避難場所まで安全で障壁のない避難路を確保するため、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び福祉のまちづくり条例に適合した建築物等の整備促進を図る。

オ 公共建築物の耐震化

災害時の拠点や避難場所となる公共建築物の耐震化と防災倉庫や耐震型貯水槽の整備を促進する。

カ 民間建築物の耐震化

多数の者が使用する建築物に対し、耐震性能の強化を促進する。

第14章 下水道等施設災害予防計画（県土整備部）

1 現 況

下水道等は、居住環境の改善、浸水の防除のための基幹的施設であるとともに、公共的水域の水質保全のためにも重要な施設である。

県内の下水道等の普及率は低いものの、生活基盤を支える重要なライフラインの一つである。

※ 下水道事業の供用開始状況表は、資料編 15-01-00 を参照

※ 農業集落排水事業の供用開始状況表は、資料編 15-02-00 を参照

2 計画方針

施設の耐震・耐水化を図るとともに、地震・津波時及び大規模停電発生時においても下水道等の機能を最低限維持し、早期に機能回復を行うため、関係機関との連携を図る。

3 事業計画

- (1) 下水道施設等の耐震・耐水化を進める。
- (2) 施設の点検・復旧要員を確保するため、近隣市町による応援体制の整備や下水道事業災害時近畿ブロック支援体制等との連携を図る。
- (3) 幹線管渠の詳細調査に対応するため、テレビカメラ等の手配体制を整える。
- (4) 災害が長期化したときに備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図る。
- (5) 被災時に国や他府県等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。

第 15 章 宅地災害予防計画（県土整備部）

1 現 況

一定規模以上の開発行為及び宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事については、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき審査の上許可し、更に完了検査を実施している。

また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、勧告、改善命令などの措置を講じている。

現在、宅地造成工事規制区域の指定状況は、和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、田辺市、白浜町、新宮市、那智勝浦町の 6 市 2 町の全域面積 233,566ha のうち指定面積は、26,838ha であり 11%に相当する。

2 計画方針

宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法により、法制度の周知徹底を通じて安全かつ良好な宅地の確保を図る。

3 事業計画

(1) 宅地防災月間の設定

地震等により発生する宅地の崩壊及び調整池の決壊に備え、住民及び関係業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため 6 月及び 9 月の 2 期を宅地防災月間と定め、期間中は、規制区域内の巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して県民への PR に努める。

(2) 宅地防災工事の貸付金制度の活用

改善を必要とする宅地について、住宅金融支援機構による貸付制度の PR 及び指導を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

大震災等（地震又は降雨）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止、軽減し、住民の安全確保を目的として、和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する必要があるため、県内対象者に講習会を実施し、被災宅地危険度判定士（以下、宅地判定士）を養成するとともに、判定活動の円滑な実施を図るため、宅地判定士名簿の管理、市町村窓口の整備及び宅地判定士への連絡体制の整備を行う。

※ 和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱は資料編 14-00-02 を参照

※ 和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱は資料編 14-00-03 を参照

※宅地防災工事の貸付金制度

宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた際に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の融資制度を積極的に活用するよう指導し、早急に宅地の改善を図るものとする。

○宅地防災工事資金融資

①申込みができる者

- ・宅地について勧告又は改善命令を受けた者。

「勧告」、「改善命令」とは・・・次の法律に基づき地方公共団体から出される。

勧告	<ul style="list-style-type: none"> ①宅地造成等規制法第 16 条第 2 項又は第 21 条第 2 項 ②急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 9 条第 3 項 ③建築基準法第 10 条第 1 項
改善命令	<ul style="list-style-type: none"> ①宅地造成等規制法第 17 条第 1 項若しくは第 2 項、又は第 22 条第 1 項若しくは第 2 項 ②急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 10 条第 1 項又は第 2 項 ③建築基準法第 10 条第 3 項

- ・「勧告」を受けた日から 2 年以内又は「改善命令」を受けた日から 1 年以内に申込みがあった者
- ・年収に占めるすべての借入れ※の年間合計返済額の割合（＝総返済負担率）が次の基準を満たす者

年収	400 万円未満	400 万円以上
基準	30%以下	35%以下

※ すべての借入れとは、宅地防災工事資金融資による借入れのほか、宅地防災工事資金融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含む。）などの借入れを指す。注：総返済負担率基準に満たない場合、同居する親族の収入を合算できる場合もある。

- ・申込日現在、原則として 79 歳未満の者
- ・日本国籍の方又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）により永住許可を受けている者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住）の者

②融資可能な工事

- ①のり面の保護 ②排水施設の設置 ③整地 ④擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む。）
- ⑤その他（例：ネットフェンスの設置）

③融資額

- 1,190 万円又は工事費の、いずれか低い額を上限とする。

④融資金利

住宅金融支援機構への問合せが必要。

⑤返済期間

20年以内（1年単位で選択可能。）

* 申込み条件により別途限度がある。詳細は住宅金融支援機構への問合せが必要。

⑥担保

工事を行う土地、その土地に建っている家屋などに第1順位の抵当権を設定。

⑦火災保険

返済終了までの間、工事を行う土地に建っている家屋に要件を満たす火災保険を付保。

※ 火災保険料は本人負担となる。詳細は住宅金融支援機構への問合せが必要。

⑧申込み・問い合わせ

a 借入申込書・融資の案内の入手方法

借入申込書等については、下記お客様コールセンターへ請求。（無料）

住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353

受付時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

利用出来ない場合（PHS、海外からの国際電話など）は、048-615-0420
（通常料金が発生。）

b 申込み方法

郵送又は来店により住宅金融支援機構本店へ申込む。詳細は住宅金融支援機構への問合せが必要。

第16章 盛土防災計画（県農林水産部・県県土整備部）

1 現 況

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した盛土の崩壊による大規模な土石流災害を踏まえ、県下全域で盛土総点検を実施した結果、5,838箇所[※]の盛土を抽出した。

※ 盛土総点検については、砂防課ホームページ参照

2 計画方針

大雨等気象状況の変化や経年変化により盛土の状況に変化が生じるなどして、対策が必要と判断された場合には、所有者等に指導や監督を講じるものとする。

3 事業計画

宅地造成及び特定盛土等規制法（令和4年5月公布）の施行に向け、盛土を適正に規制する準備を進めるとともに、既存盛土については、現行の各法令に基づき、所有者等に必要な指導等を行うものとする。

第17章 流木災害予防計画（県農林水産部・県国土整備部）

1 現 況

県下における貯木場は7箇所あり、木材けい留を許可している河川は、築地川（和歌山市）である。

※ 貯木場の所在・面積及び貯木能力は、資料編16-00-00を参照

2 計画方針

津波、台風、高潮及び洪水等の際し、流木による被害の防止対策を講ずるものとする。

3 事業計画

木材業者及び公共管理者等は、災害時における流木による被害を軽減するため、次の事項について万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 津波・台風襲来前には貯木場内の木材けい留を整理し、嚴重な固縛を行い、いかだの混乱、流散の防止を図る。
- (2) 水中貯木のものをできる限り陸上貯木に切り替える。
- (3) 河川にけい留貯木している木材は、津波、洪水、高潮時に流出して河川管理施設や橋梁等を損傷するなど、災害の発生を助長するおそれがあるので、占用許可を受けた者は、常に区域内を監視し、けい留ロープなどの点検を行い、いかだの流出防止に万全を期する。
- (4) 災害時における木材による災害防止のため、関係者で連絡調整を図る。

第 18 章 上水道施設災害予防計画（県環境生活部）

1 計画方針

大規模な地震の発生に備え、水道施設の耐震性の強化を図るとともに被害を受けた施設の復旧を速やかに行い飲料水を確保することを目的とする。

2 事業方針

- (1) 市町村の水道施設について、重要性・緊急性を考慮し、優先順位を付けて施設の耐震化等を進め、地震による被害を最小限にする施策を指導する。
- (2) 単独で水道施設の応急対策ができず、被災地の水道事業者が応援の必要性を認めた場合、速やかに県内水道事業者、関係団体及び他の府県へ応援要請できるよう連絡調整の体制を指導する。

3 実施計画

- (1) 水道施設は広い地域に分布し特に地質や地形等の立地条件及び取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設による多種多様の構造物や機器より構成されているため、設計条件や老朽度合い等により耐震性は異なる。耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震性診断等を指導し、その結果に基づき目標年度を決め順次計画的に耐震化事業を進めるよう指導していく。

また、施設の耐震化に関しては、「水道施設耐震工法指針（日本水道協会編）」に基づき行うものとするが、特に重要度に応じて次のとおり進める。

ア 浄水場、配水池等の構造物や主要な管路等の重要度の高い基幹施設については、耐震化の優先度を高める。

イ 避難所、救急病院等の防災上重要な施設や、福祉施設等の災害時要援護者の施設に配水する管路については、その耐震化の優先度を高める。

ウ 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械施設についても、同時に耐震化を進める。

- (2) 被災した水道施設が復旧し、断水が解消するまでの間の飲料水・生活用水を確保するため、耐震化された配水池への緊急遮断弁設置を進めるよう指導していく。
- (3) 水道事業者等が水道施設の被災予測を踏まえた応急復旧及び応急給水の行動指針を作成し、公表することを指導していく。

また、水道事業者等の緊急時の組織体制及び相互支援体制作りを指導していく。

第 19 章 文化財災害予防計画（県教育委員会）

1 現 況

文化財保護法により指定された重要文化財（国宝を含む。）及び記念物（特別記念物含む。）等並びに県文化財保護条例により指定された有形文化財及び記念物等は、高野町をはじめ和歌山市、田辺市、那智勝浦町等に多く所在し、このほか市町村が条例により指定している文化財や未指定であるが価値の高い文化財も多数ある。

文化財の防災施設としては、警報設備、避雷設備、消火設備及び防災道路などで、これらの設置等につき、国及び県等からの補助金により漸次施設設備の整備を図っている。

また、津波被害が危ぶまれる沿岸市町の社寺を対象に美術工芸品を中心とした文化財（未指定品を含む）の所在確認調査を行っている。

- ※ 国・県指定文化財集計表は、資料編 17-01-00 を参照
- ※ 指定文化財国宝（建造物）は、資料編 17-02-00 を参照
- ※ 指定文化財重要文化財（建造物）は、資料編 17-03-00 を参照
- ※ 県指定文化財（建造物）は、資料編 17-04-00 を参照

2 計画方針

県内には、歴史的に価値の高い文化財が未指定のものも含め数多く残されている。これら文化財を保存し、後世に伝えるためには文化財の所在情報の充実等により、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画するとともに、施設の整備、文化財保護思想の普及・啓発及び指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、県教育委員会及び市町村文化財主管部局は、勧告、助言、指導等を行うものとする。

なお、詳細については、令和 3 年 3 月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び別に定める対応マニュアルによるものとする。

3 事業計画

県・市町村文化財主管部局、消防機関及び文化財の所有者又は管理者は、下記について具体的な事業計画を立て、災害防止対策を実施する。

(1) 現状把握

未指定を含む文化財リストの作成及び現況・収蔵状況を把握する。

また、復旧・復興事業を円滑に進めるため、分布調査等により埋蔵文化財包蔵地の内容と範囲について精度の向上に努める。

(2) 体制整備

ア 文化庁及び市町村をはじめ県内外の関連機関との役割分担と連絡体制を整備する。

イ 和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議と連携し、県内の文化財等所在情報の把握に努め、文化財の被災軽減や応急措置、保全のための情報共有を図る。また、被災時における住民や観

光 客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行うとともに、文化財所有者・管理者に対し防災対策等に係る支援や助言を行う。

ウ 独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター、近畿圏危機発生時の相互応援など外部組織からの支援体制を確立する。

エ 埋蔵文化財の取り扱いについて、復旧・復興事業計画に適正に位置付けられるよう、県及び市町村の文化財保護部局は危機管理部局、土木部局等の関連部局と十分な事前調整を行う。

(3) 現地指導

文化財保護指導委員による現地指導及び現地巡回報告に基づく防災上必要な指導等を行う。

(4) 文化財保護思想の普及及び訓練

ア 文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。

イ 文化財についての防火査察、防火実施訓練あるいは図上訓練を随時行う。

(5) 施設整備等

ア 火災対策

火気の使用制限、たき火・喫煙禁止区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設設備、ドレンチャー・放水銃設備、防火壁、防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等

イ 地震対策

建造物等の耐震化、美術工芸品等の転倒・転落防止対策、史跡等の地盤崩落防止措置等

ウ 浸水対策

適正な資料収蔵施設の確保、資料の分類及び収納、水損資料レスキュー用具類の備蓄

エ その他の対策

(6) 防災設備の維持管理

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況は次表のとおりであるが、老朽化した設備については、計画的に改修を行う。

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況（令和4.4.1現在）

防災施設名	指定別	指定件数	防災施設 設置済件数	設置率
警報設備	国	81	80	99%
	県	41	30	68%
消火設備	国	81	71	88%
	県	44	18	41%
避雷設備	国	81	60	74%
	県	44	11	25%

(注) 1 国指定建造物 84 件のうち、石造物 2 件、収蔵庫へ収蔵中の 1 件を除く。

2 県指定建造物 56 件のうち、石造物 13 件、収蔵庫へ収蔵中の 1 件を除く。

第20章 危険物等災害予防計画

第1節 危険物災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、多品種製品の開発及び利用の拡大並びに生活様式の高度化により、危険物の取扱量は増加し、石油類の貯蔵タンクは大型化するとともに、施設も大規模集積化が進んでいる。

※ 危険物製造所等数調（完成検査済証交付施設）は、資料編 18-00-00 を参照

2 計画方針

地震災害時における危険物による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

3 事業計画

(1) 保安教育及び防災訓練の実施

ア 危険物を取り扱っている事業所の管理責任者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、消防関係機関等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害を想定した防災訓練を実施する。

イ 危険物安全週間に保安啓発活動を実施する。

(2) 規制の強化

危険物施設の立入調査を適時実施し、強力な行政指導を行うよう市町村の指導を図る。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化

イ 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化

エ 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

(3) 自衛消防組織の強化促進

ア 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

イ 隣接する危険物を取り扱う事業所の相互応援に関する協定を促進し、自衛消防力の確立を図る。

(4) 化学消防機材の整備

ア 市町村に化学車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。

イ 危険物事業所における泡消火薬剤等及び必要機材の備蓄を促進する。

(5) 避難、救助及び救急

「市町村計画」及び「市町村消防計画」の定めるところによる。

第2節 火薬類、高圧ガス製造施設等災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

県内の火薬類製造施設等及び高圧ガス製造事業所等の保安の確保については、いずれも火薬類取締法及び高圧ガス保安法に基づき安全は確保されている。

特に、高圧ガス設備については、耐震設計基準により設置が義務づけられており、古い設備についても見直しを行い、基準に満たない設備については補強等の措置を講じている。

また、平成8年の法改正により、平成9年度以降、配管（支持構造物を含む。）についての耐震設計基準が導入された。

平成12年度から、新設・変更される高圧ガス施設が高レベル地震動（600ガル以上）に対して、当該構造物が破壊・倒壊しないよう設計することが義務付けられた。

さらに、平成14年7月に公布された東南海・南海地震対策特別措置法（現在は南海トラフ地震対策特別措置法）では、推進地域内で対策計画策定基準を満たした高圧ガス第1種製造者に対し、津波からの避難の確保、防災訓練及び地震防災に関する教育・広報を危害予防規程に盛り込むよう義務づけられた。

※ 火薬類関係事業所一覧は、資料編 19-00-00 を参照

※ 高圧ガス・液化石油ガス関係事業所は、資料編 20-00-00 を参照

2 計画方針

火薬類の製造施設については、地震よりもむしろ、地震により発生する火災による激しい燃焼が起きる場合が予想されるので、特に地震火災に対する災害の拡大防止について立入検査等により指導する。

高圧ガス製造施設等についても、地震による災害よりも、その後の漏洩、火災等による二次災害が予想されるので、これらを防止するための設備面の対策及び訓練等の拡充、徹底を指導する。

3 事業計画

(1) 設備面の対策

- ア 高圧ガス設備の見直しを図り、高圧ガス設備等の補強を指導する。
- イ 高圧ガス容器については、地震時における転倒転落による漏洩、火災が予想されるのでその防止対策の強化を指導する。
- ウ 防消火設備・通報設備の見直し及び強化を指導する。
- エ 地震時の他災害の発生防止又は軽減を図る措置を講じるよう指導する。

(2) ソフト面の対策

- ア 地震時における情報の伝達、避難、その後の点検等のマニュアルの整備を図るよう指導する。
- イ 各事業所における施設状況を常に把握し、地震発生に伴う災害の拡大防止に備える。
- ウ 立入検査時において、地震時における災害防止に適應しているかチェックを行う。
- エ 高圧ガス製造事業所においては、地震による二次災害防止のため、各事業所において定期的に緊急停止訓練、防災活動訓練を実施するよう指導する。

- オ 地震時における輸送時の災害防止のため、和歌山県高圧ガス地域防災協議会の自主保安活動の促進を図る。
- カ 地震時等の液化石油ガス製造事業所における災害防止・拡大防止のため、（社）和歌山県エルピーガス協会の自主保安活動の促進並びに緊急応援連絡体制の活用を図る。
- キ 東南海・南海地震対策特別措置法に規定された高圧ガス製造事業所に対し、危害予防規程に記載された事項の実施状況を確認、指導する。

第3節 毒物劇物災害予防計画（県福祉保健部）

1 現 況

県下における毒物劇物の製造、輸入業者及び貯蔵タンクは、その大部分が和歌山市小雑賀地区及び湊地区周辺の重化学工業地帯に集中している。

※ 毒物・劇物製造業者等一覧は、資料編 21-01-00 を参照

2 計画方針

毒物又は劇物の流出等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物の製造、貯蔵等を行う施設に対して、「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準」に基づき、震災対策の指導を徹底する。

3 事業計画

毒物又は劇物等の炎上、流出、爆発、漏洩等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物等の製造、貯蔵、取扱い等を行う施設（毒物劇物製造業者、同販売業者、同業務上取扱者）に対して、重点的に事故防止を指導をする。

- (1) 毒物劇物営業者に対する立入検査の強化
- (2) 毒物劇物屋外貯蔵タンク等の貯蔵施設調査の実施
- (3) 毒物劇物関係業者に対する講習会等の開催
- (4) 和歌山県毒物劇物地震対策協議会の開催
- (5) 毒物劇物危害防止規程の作成推進

第4節 放射性物質事故災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射性同位元素等の使用の許可を受け、又は使用の届出をしている事業所は、平成31年3月31日現在県内に67事業所あり、その内訳は、医療機関12、教育機関3、研究機関3、民間機関44、その他5事業所である。

※ 放射性同位元素等使用事業所一覧は、資料編22-01-00を参照

2 計画方針

放射性物質の取扱いによる事故、運搬中の事故、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するため、関係法令の遵守、保安意識の高揚、通報体制の整備、防災関係資料の把握等の対策を推進する。

3 事業計画

- (1) 放射性物質取扱業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期する。
- (2) 放射性物質取扱業者は、事故の発生のおそれがあるとき及び事故が発生したときの連絡通報体制及び防災関係機関への情報提供体制を確立する。
- (3) 県は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。
- (4) 県は、放射性物質使用事業所、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

第5節 有害物質流出等災害予防計画（県環境生活部）

1 計画方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散による住民の健康被害防止のため、平常時に本計画により予防対策を講じる。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び市町村と連携して実施する。

2 事業計画

- (1) 石綿飛散防止対策（上記1-(2)-アの物質）
 - ア 県は、著しく飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている可能性がある建築物の調査を行い、アスベスト台帳※1を作成し、その情報を市町村と共有する。また、建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応が取れるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。
 - イ 県及び市町村は、吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
 - ウ 県は、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を定めた「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」※2を作成し、市町村と連携した体制を構築する。
 - エ 県及び市町村は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。
- (2) 有害物質流出防止対策（上記1-(2)-イの物質）
 - ア 県は、有害物質貯蔵事業所敷地外の土壌汚染等の対策について、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」※3に準じて、市町村及び事業者と連携した体制を構築する。
 - イ 県は、有害物質貯蔵事業所の情報を把握し市町村と情報を共有する。
 - ウ 事業者は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。
 - エ 県、関係市町村及び事業者は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。

※1 「アスベスト台帳」とは、飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

※2 「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」資料編 23-01-00 を参照

※3 「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」資料編 23-01-01 を参照

第 21 章 公共的施設災害予防計画

第 1 節 公衆電気通信施設災害予防計画

本章は、地震防災の災害予防に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

(西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

1 地震防災教育

地震防災応急対策に関与する社員並びに一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識が徹底するよう次に掲げる事項に関し、教育を行う。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予測される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 地震が発生した場合等において社員が果たすべき役割と具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) その他必要とする事項

2 地震防災訓練

大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年 1 回以上実施する。

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 大規模地震発生時の災害応急対策
- (4) 避難及び救護
- (5) その他必要とする事項

3 防災訓練への参加

中央防災会議、或いは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

4 地震防災広報

地震防災広報は、基本計画編第 3 編第 1 3 章第 1 節 5 項（災害時における広報）による。

5 災害時における通信障害復旧作業の連携等に関する協定

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

- ・災害の発生に伴う大規模通信障害発生時に復旧作業の支障となる樹木・土砂等の障害物除去等の作業の連携等に関する県との協定締結。

(KDDI株式会社)**1 防災に関する関係機関との連絡調整**

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行う。

- (1) 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- (2) 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- (3) 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

2 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

3 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行う。

- (1) 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。
- (2) 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

4 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

5 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施する。

6 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

7 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

8 防災に関する教育、訓練

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図る。
- (2) 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係わる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。
- (3) 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

(ソフトバンク株式会社)

ソフトバンク株式会社は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

(1) 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施することとする。

① 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置。また、重要拠点については燃料タンクを設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとることとする。

② 伝送路対策

ネットワークセンター間および複数の基地局の通信を通ず基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施することとする。

(2) 自主保安体制の構築

① 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）を確立することとする。

② 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万が一に備えることとする。

③ 災害対策用設備および防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保することとする。

(3) 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直しおよび

改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練することとする。

(楽天モバイル株式会社)

(1) 関係機関との連絡調整

災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。

① 本社における対応

ア 総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。

② 地域における対応

ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(2) 通信設備等の高信頼化

電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。

(3) 重要通信の確保

災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。

(5) 防災に関する教育、訓練

災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。

第2節 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条に基づき、電力施設に係る災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2 計画の基本構想

関西電力及び関西電力送配電は電気事業の公共性に鑑み、電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

また、非常事態が発生した場合、広域にわたる被害へ対応するため、すべての事業所は、必要な要員を確保し、すみやかに広域連携・支援体制を確立する。

3 関係機関との相互連携協力体制の構築

(1) 自治体との協調

平常時には、地方防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

ア) 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。

また、地方防災計画の作成や被害想定を検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合には、これに協力する。

イ) 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

- ① 災害に関する情報の提供及び収集
- ② 災害応急対策及び災害復旧対策

(2) 防災関係機関との協調

地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

(3) 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

(4) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

ア) 災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との協定締結

- イ) 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結
- ウ) 復旧作業の支障となる樹木、土砂等の障害物の除去等の作業の連携等に関する県との協定締結
- エ) 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携
- オ) 工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施
- カ) 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結
- キ) 燃料利用等に関する関係企業との協定締結
- ク) 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Lアラート」の活用

(5) 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力及び関西電力送配電の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。

4 災害予防に関する事項

(1) 防災教育

関西電力及び関西電力送配電は、大規模地震により予想される地震動および津波に関する知識や、大規模地震が発生した場合の行動・役割等に関する防災教育を実施し、大規模地震に対する認識を深めることにより、従業員が災害に対し正しく恐れ、備えるよう努めるものとする。

(2) 防災訓練

関西電力及び関西電力送配電は、国が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）に所在する事業所において、年1回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練等を実施する。なお、訓練の実施に当たっては、自治体等の被害想定を反映させた実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) マニュアル類の整備

関西電力及び関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理し、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

(4) 津波からの避難対策

関西電力及び関西電力送配電は、推進地域内の事業所において、自治体等の被害想定に従い、避難場所、避難経路、避難ルートを示した避難マップを作成し、従業員に周知する。

また、津波の到達時間が早く、避難が困難であることが予想される事業所については、屋上避難階段の設置や、事業所の高台移転等の措置を講ずる。

(5) 電力設備の災害予防措置に関する事項

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

	設備区分	対策の基本的な考え方			
		地震動		津波	
		一般的な地震動	高レベル地震動	頻度の高い津波	最大クラス津波
区分Ⅰ	火力発電設備 LNGタンク 油タンク	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと
	ダム				
区分Ⅱ	発電設備 (区分Ⅰ除く) 流通設備 電力保安通信設備(※)	個々の機能に重大な支障が生じないこと	著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること	個々の機能に重大な支障が生じないこと	設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲での津波の影響の軽減対策を行う。

※通信事業者から提供を受ける保安通信回線も含む

上記の基本的な考え方を踏まえ、各設備所在地域の地震・津波による被害想定に従い、次の諸対策を実施する。

なお、一般的な地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計を行う。

ア) 地震動への対応

① 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

② 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

③ 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

④ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

⑤ 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

⑥ 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

イ) 津波への対応

① 火力発電設備

機器の耐浪化は、発電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案するほか、消防法令等に基づいて耐浪化を進める。

津波浸水深が3m以上ある火力発電所の燃料油タンクについて、緊急遮断弁の遠隔化を実施する。

② 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

③ 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

④ 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減および復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

⑤ 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

5 防災業務施設及び設備等の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

イ) 潮位、波高等の観測施設及び設備

ウ) 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

また、自治体等の被害想定を受けて通信手段の途絶が予想される事業所については、衛星携帯電話を配備する。

ア) 無線伝送設備

- ・ マイクロ波無線等の固定無線回線
- ・ 移動無線設備
- ・ 衛星通信設備

イ) 有線伝送設備

- ・ 通信ケーブル
- ・ 電力線搬送設備
- ・ 通信線搬送設備、光搬送回線

ウ) 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）

エ) IPネットワーク回線

オ) 通信用電源設備

(3) 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(4) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行なう。

(5) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(6) 水防・消防に関する施設及び設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

ア) 水防関係

- ① ダム管理用観測設備
- ② ダム操作用の予備発電設備
- ③ 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- ④ 排水用のポンプ設備
- ⑤ 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- ⑥ 警報用設備

イ) 消防関係

- ① 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- ② 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車

- ③ 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
 - ④ 各種消火器具及び消火剤
 - ⑤ 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備
- (7) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備
被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。
- ア) 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
 - イ) 油回収船
 - ウ) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材
- (8) その他災害復旧用施設及び設備
重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。

6 復旧用資機材等の確保及び整備

- (1) 復旧用資機材の確保
平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
また、災害対策用資機材は分散配備に努めるとともに、置場が浸水しないことを確認する。
- (2) 復旧用資機材の輸送
平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- (3) 復旧用資機材の整備点検
平常時から復旧資機材の数量を把握及び整備点検を行う。
- (4) 復旧用資機材等の広域運営
平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。
- (5) 復旧用資機材の分散配備
復旧用資機材は分散配備に努めるとともに、浸水しないことを確認する。
- (6) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄
平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。
なお、津波により孤立するおそれのある事業所については、食料・医療・医薬品等生活必需品について裕度をもった保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。
- (7) 復旧用資機材の仮置場の確保
災害発生時に、仮置場の借地交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

7 電気事故の防止

- (1) 電気工作物の巡視、点検、調査等
電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び

自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ⑤ 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取り付けること及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- ⑥ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ⑦ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ⑧ 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- ⑨ その他事故防止のため留意すべき事項。

イ) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ) 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

第3節 大規模停電災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 計画の方針

この計画は、大規模停電発生時に備え、重要施設における迅速かつ円滑な電源確保を行うための体制整備を図ることを目的とする。

2 重要施設に対する燃料供給体制の整備

県は、大規模停電が発生した際に予想される燃料需要の増加に対して、重要施設への燃料供給を迅速かつ円滑に行うため、「大規模災害発生時等における燃料供給に関する対応マニュアル」において、必要な手順等を定める。

3 重要施設の非常用電源設置状況等の情報収集

県は、大規模停電発生時における電源車の配備について、国、電気事業者等からの円滑な支援を受けられるよう、重要施設の非常用電源の設置状況等についての情報を収集するものとする。

第4節 都市ガス施設災害予防計画（大阪ガスネットワーク株式会社、新宮ガス株式会社）

計画方針

保安体制の整備強化を図るため、災害発生の未然防止はもちろん、地震が発生した場合にもその被害を最小限に止めるため、平常時から防災施設を整備し、ガス工作物の設置及び維持管理の基準等についての改善を図る。

また、ガス施設の耐震性強化だけに止まらず、震災発生地域でのガスによる二次災害防止と被災地におけるガス供給確保を目的として、ガスの製造・供給に係る設備面、体制面及び運用面についての総合的な災害予防対策を推進するものとする。

<大阪ガスネットワーク株式会社>

1 現 況

※ 都市ガスによる二次災害防止策は、資料編 25-01-00 を参照

2 事業計画

保安規程に基づく「災害対策規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」などにより、大阪ガス及び関係工事会社等に対し、警備体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

各施設の対策並びに訓練等については以下のとおりである。

(1) 施設対策等

ア 導管及び付属設備

① 導管及び付属設備の設置及び維持管理

導管及び整圧機、バルブ等の付属設備については、法令、保安規程等に定めた方法で設置し、定期的に点検、検査等の維持管理を実施する。

② 耐震性の強化

導管については機械的強度、許容伸び率の大きい溶接鋼管工事の拡大や可とう性にすぐれたダクタイル鑄鉄管及びポリエチレン管への切り替えを行なうとともに、継手については耐震性を考慮したメカニカル継手の採用を推進する。

イ 通信関係設備

製造供給設備の配置と供給区域の地理的条件を考慮して、各地域ごとに回線を構成し、その集合地点と本社とを無線回線（衛星通信等）で接続する。

ウ 防災機器を備えた製造・供給システム

製造供給システムに係る災害予防計画として、次の施策を推進する。

① 導管網のブロック化

地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動迅速化のため、導管網のブロック化を図っている。

② マイコンメーターの普及

ガスによる二次災害を防止するため、一定震度以上で自動遮断するマイコンメーターの普及を図る。

エ 緊急用資材の整備

地震発生に伴って緊急事故が発生した場合、早急に応急若しくは復旧措置ができるよう緊急

用資材を保有し、その点検整備を行う。

オ 震度情報システムの確立

地震発生後の応急対策活動を迅速、的確かつ効果的に行うために、供給エリア内の主要地点に地震計を設置している。

(2) 教育訓練及び震災知識普及

ア 教育

各事業所及び関係工事会社の従業員に対して、地震・防災に関する基礎知識、事故防止及び緊急時措置を重点に教育し、保安意識の向上を図る。

イ 地震及び緊急時訓練等

地震発生時、緊急時及び非常召集時を想定して定期的に訓練を実施し、製造・供給に関する緊急操作、応急修繕、防火・消火、情報の収集伝達、広報等に関して万全を期する。

ウ ガス安全使用のための周知

ガス使用者に対し、常にガスの正しい使い方、並びにガス漏れの際の注意事項を周知するとともに、特に地震発生時に避難する時は必ず「ガス栓」を閉じるように周知する。

(3) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

- ・大規模災害発生時における後方支援活動拠点の使用に関する自治体との協定締結

＜新宮ガス株式会社＞

1 現 況

※ 都市ガス配管状況（新宮ガス）は、資料編 25-02-00 を参照

2 計画方針

ガス施設において、台風、洪水等の風水害及び地震・津波・火災等による災害を防止することはもちろんのこと、発生時の被害を最小限にするために、ガスによる二次災害防止を目的として、ガスの製造・供給に係る設備面、体制面及び運用面について総合的な災害予防対策を推進するものとする。

3 事業計画

(1) 防災体制

保安規程に基づく、「ガス漏洩及び導管事故処理要領」及び「地震防災対策措置要領」等により、非常体制の具体的措置を定める。

(2) 情報の収集及び報告

ア 地震情報・気象予報等の収集

① 地震情報

製造所に地震計を設置し、地震計を確認するとともにテレビ、インターネット等により地震情報を収集する。

② 気象情報

テレビ、インターネット等により河川・地域情報、気象情報を収集する。

イ 通信連絡

① 災害発生時に、通信手段を確認するため通信網の充実を図る。

② 諸状況を把握するため、無線連絡を使用する。

③ 対策本部を設置し、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当初施設及び顧客施設の被害状況を収集し、防災関係先への緊急連絡を行う。

(3) 施設対策

ア 製造所設備

① 維持管理

製造所は、耐震性を十分に考慮して設置するとともに、防消火設備、保安電力設備等を整備する。

なお、台風・洪水等の風水害及び地震・津波・火災等の災害に対する予防対策として、それぞれ保安規程により作成した点検検査基準に基づき維持管理を行うとともに、特に耐震上重要な部分については、状況を把握し、所要の機能を維持する。

② 防火管理

管理者を選任して次の予防点検を実施する。

a 調査報告

毎年1回、製造所の防火対象物並びに消火設備につき調査する。

ｂ 管理者の予防点検

管理者は、建物・構造物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、作業以外の火気等の事項について、一定周期をもって予防点検を実施する。

イ 導管関係施設

① 導管及び付属設備の設置及び維持管理

導管及び付属設備（ガバナ、バルブ、水取器）については、「保安規程」などの規定に定めた方法で設置し、定期的に点検、検査、見回り等の維持管理を実施する。

② 耐震性の強化

導管については、耐震性に優れたポリエチレン管等の採用を推進する。

ウ 資機材の整備及び確保

災害が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができようよう、緊急用資材を保有し、その点検、準備を行う。

また、必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車輛、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、無線等）を確保し、定期的に在庫確認を行う。

(4) 危険防止対策

ア 風水害対策

水害・冠水の発生が予想される場合、又は発生した場合は、その地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別巡回見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急器材の点検整備を行う。

イ 地震災害対策

① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報、気象庁情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

ウ その他の災害対策

災害による事故発生が予想される場合、または発生した場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

(5) 教育訓練

ア 教育

従業員に対し、ガス漏洩及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、安全意識の向上を図る。

イ 訓練

① 緊急事故処理訓練

事故処理の迅速・確実を期するため平日昼間、休日及び夜間の場合を想定し、供給操作・応急修繕・広報等を含む個別又は総合訓練を実施する。

② 非常召集訓練

従業員を対象に非常召集名簿を作成し、実出動も含めて召集訓練を実施する。

③ 震災訓練

動員体制、出勤体制、応急体制、設備の応急修理及び通信連絡体制について、各種事故処理訓練及び地震訓練を実施する。

(6) 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平素から使用者に対し、防火知識の普及を図る。

ア 住民に対するガス安全使用のための周知

住民に対し、あらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知するとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉めるよう周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止にあたっての注意事項を周知する。

第5節 鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)）

<西日本旅客鉄道(株)和歌山支社>

1 現 況

種 別	紀 勢 本 線	和 歌 山 線	阪 和 線	計
営 業 キ ロ (km)	204.0	52.1	26.4	282.5
橋 り ょ う (箇所)	702	99	76	877
ト ン ネ ル (箇所)	129	0	6	135
踏 切 (箇所)	214	132	45	391

※ 西日本旅客鉄道(株)和歌山支社管内略図は、資料編 26-00-00 を参照

2 計画方針

西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）の列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って社会的使命を果たす。また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制を予め策定しておき、更に線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立して輸送の円滑化を図る。

3 事業計画

地震災害に対して、防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- ア 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- イ 河川改修に伴う橋りょう改良
- ウ のり面、土留の維持及び改良強化
- エ トンネルの維持、改修及び改良強化
- オ 落石防止設備の強化
- カ 建物設備の維持、修繕
- キ 電力、通信設備の維持、補修
- ク 空高不足による橋けた衝撃事故防止
- ケ 線路周辺的环境条件の変化による災害予防の強化
- コ 鉄道事故及び災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の推進
- サ その他防災上必要なもの

＜南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)＞

1 現 況

各社の鉄道施設は、次のとおりである。

種 別	南 海 電 気 鉄 道 (株)			紀州鉄道(株)
	南 海 線	高 野 線	鋼 索 線	
営業距離 (km)	19.1	27.5	0.8	2.7
橋 梁 (箇所)	54	75	1	11
溝 橋 (")				1
トンネル (")	6	27		
踏 切 (")	60	42		19

(但し、南海電鉄(株)南海線、高野線は、本県内の分のみである。)

2 計画方針

鉄道施設の災害防止については、線路諸設備の実態を把握し併せて周囲の諸条件を調査して、震災異常時においても、常に健全な状態を維持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

3 事業計画

鉄道施設の地震災害予防のため、次の各号に掲げる事項について計画実施するものとする。

(1) 南海電気鉄道株式会社

- ア 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- イ トンネルの維持、改修及び改良強化
- ウ のり面、土留の維持及び改良強化
- エ 落石防止設備の維持、補修
- オ その他、建物設備の維持、修繕
- カ 気象観測装置（雨量警報、風速警報、地震警報）の設置
- キ 沿線情報装置（河川水位警報、冠水警報、落石警報、架道橋衝撃警報、自動車転落警報）の設置
- ク 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- ケ その他防災上必要なもの

(2) 紀州鉄道株式会社

- ア 橋りょう等の維持補修並びに改良強化
- イ のり面、土留の維持補修並びに改良強化
- ウ 建物等の維持補修並びに改良強化
- エ 線路警戒体制の強化
- オ その他防災上必要な設備改良

第22章 地震・津波観測施設等整備計画

(和歌山地方気象台、県総務部危機管理局)

1 現 況

(1) 地震発生状況等の把握

地震が発生した場合、その観測結果の迅速かつ正確な解析を行い、大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震及び津波に関する情報の発表を行うことが重要である。そのため、気象庁では常時地震観測施設を概ね 60 キロメートル程度の間隔で展開し、地震活動の常時監視を行っている。

また、地震発生後の初動体制を確立するためには、きめ細かな震度情報が重要である。このため和歌山県、国立研究開発法人防災科学技術研究所及び和歌山地方気象台では県内の震度計の整備を進め、平成9年11月10日より順次和歌山県及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の震度データを和歌山地方気象台から発表されるようになった。このことにより、県内の震度観測点は10地点から58地点となった。これらのデータ及び県内の潮汐観測施設のデータは、気象庁及び大阪管区気象台にオンラインで収集され、その解析の成果は大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報や地震及び津波に関する情報として発表される。

和歌山地方気象台では、和歌山県に対し、大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の伝達や情報の伝達及び発表を行っている。

※ 潮位観測所は、資料編 28-03-00 を参照

※ 地震観測施設は、資料編 28-04-01、28-04-02、28-04-03 を参照

※ 巨大津波観測所は、資料編 28-05-00 を参照

※ 和歌山地方気象台所管の地震計・震度計・潮位観測所等配置図は、資料編 28-06-00 を参照

(2) 観測精度の保持

地震及び津波観測の精度を保持するため、和歌山地方気象台では大阪管区気象台と協力して県内に所在する常時地震観測施設等の管理点検を行う。

(3) 県による津波発生の把握

県では、南海トラフの地震に備えて、市町村等における津波防災対策に係る津波の予報を提供するため、国立研究開発法人防災科学技術研究所から地震・津波観測監視システム（D O N E T）を用いた観測情報及び国立研究開発法人海洋研究開発機構から解析ソフトの提供を受け、津波の規模や到達予測をいち早く把握するために共同開発した津波予測システムを整備し、平成27年4月30日から気象庁の許可を得て津波の予報業務を行っている。（許可取得は、平成27年3月26日）

また、県が位置する紀伊半島は南海トラフに近く、県の「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定でも示しているように、地震発生から津波が到達するまでの時間が非常に短いという特性がある。

そのため、県民や県内におられる方に対していち早く津波からの避難を呼びかけるため、D O N E Tによって得られる津波観測情報を活用し、情報を伝達する手段の1つとして、緊急速報メール等で迅速な避難の呼びかけを行う。

2 計画方針

気象庁は、地震・津波による災害の未然防止並びに軽減に資するため、大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震及び津波に関する情報の高度化及び迅速な伝達を図るとともに、和歌山県及び気象庁など防災関係機関は、地震・津波の状況の的確な把握に必要な観測施設の整備及び観測点の整備並びに維持運営に努めるものとする。

また、津波災害の予防対策として、和歌山県は和歌山地方気象台と連携して沿岸各市町村に津波浸水予測図の作成を推進し、地域住民等に対して津波危険予測地域の周知を行う。

さらに、和歌山県は避難場所について、避難が有効かつ適切に行われる場所を指定するとともに、市町村地域防災計画に避難指示の伝達方法、避難誘導の方法等について定めるよう指導するものとする。

3 事業計画

(1) 和歌山地方気象台（気象庁及び大阪管区気象台と一体となって以下の事業に取り組む）

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震及び津波に関する情報

- a 情報の内容充実及び伝達の迅速化
- b 地震発生直後の即時的情報の高度化
- c 気象台と防災関係機関との連携強化
- d 地震に関する知識の広報、啓発活動

イ 津波浸水予測図の普及と技術支援・協力

市町村が「地域防災計画における津波対策強化の手引き」及び「津波災害予測マニュアル」を活用して行う津波浸水予測図の作成及び活用に関して、市町村からの要請により、技術的な支援・協力をを行う。

ウ 観測システムの整備・維持管理

(2) 県

ア 震度情報ネットワークシステム

県は、県内各地に設置した計測震度計から、正確かつ詳細な震度情報の迅速な収集・伝達を維持・整備するよう努めるものとし、初動体制及び広域的な応援体制の早期確立等を図るものとする。

イ 港湾防災ネットワークシステム

県は、港湾防災関連施設整備事業で平成9年度から平成13年度までに、県下の主要港湾等（3箇所）に潮位計（津波計）を設置して、リアルタイムにデータ収集を行い、台風時の高潮、異常潮位、津波に対するの観測設備を整備した。

ウ 津波予測システム

県は、国立研究開発法人海洋研究開発機構と共同開発により、予測計算を行い第一波津波到達予想時刻、最大予想津波高、津波浸水域予測及び津波浸水深予測を表示させるシステムを整備した。

また、リアルタイム地震・津波関連表示システムによりD O N E T観測点2ヶ所以上で予め定めた閾値を超過したとき、緊急速報メールで津波の観測情報を配信する。

(3) 市町村

ア 避難誘導標識等の整備

市町村は、避難路や避難場所について日頃から住民に周知を図るとともに、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても避難場所がわかるよう配慮するものとする。

第23章 防災救助施設等整備計画

第1節 消防施設整備計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

現在、県内30市町村のうち29市町村に常備消防機関が設置されており、消防本部数17、消防署所数48である。消防団は全市町村に設置されている（R4.4.1現在）。

- ※ 消防力の現況（消防常備化地域図）は、資料編29-01-00を参照
- ※ 消防の概要は、資料編29-02-00を参照
- ※ 消防ポンプ自動車等現有数は、資料編29-03-00を参照
- ※ 消防水利の現況は、資料編29-04-00を参照

2 計画方針

地震発生に伴い予想される各種災害に対処するため、消防の組織体制及び施設等の整備充実強化に努める。

特に、地震発生時には水道施設の破壊等による消火栓の断水又は極度の機能低下が予想されるため、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多元化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

3 事業計画

県は、火災の同時多発、交通障害、消防水利の破壊等地震に伴う災害の特殊性を考慮し、次により消防施設設備の整備について指導と、国庫補助金の活用や助成を行う。

(1) 消防力の整備強化

同時多発、交通障害等困難な特徴を持つ地震火災に対処するための可搬式動力ポンプ等の震災対策用資機材の整備及び消防団の充実整備を促進し、地域における消防体制の強化を図る。

(2) 消防水利の整備強化

地震発生時における消火栓は、水道施設の破壊等により断水又は極度の機能低下が予想され、また、防火水槽についても本体の損傷等によって使用不能になることが予想される。

このため、木造家屋密集地、避難路、避難地の周辺等優先順位に基づいて、耐震性貯水槽の設置等による消防水利の整備強化促進を図る。

第2節 救助物資等備蓄計画（県福祉保健部）

1 現 況

県は、被服、寝具、その他生活必需品について、災害救助法適用時において広域的な立場から市町村の備蓄を補完するため、現物備蓄及び流通在庫備蓄の確保に努める。

※ 県の災害救助物資備蓄状況は、資料編 31-00-00 を参照

2 計画方針

震災に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑に実施できることを目的として、救助物資の備蓄及び流通備蓄の推進並びに備蓄倉庫の整備を図る。

3 事業計画

(1) 被服、寝具、その他生活必需品

被服、寝具、その他生活必需品について、その耐用年数等にかんがみ、多量の備蓄を行うことは困難であることから、被災時において必要な物資は現地調達することを原則とし、県内大手流通業者を中心に、調達に関する協定を締結し、それらの輸送に関しての協定を(社)和歌山県トラック協会と締結している。

また、県においては、併せて食物アレルギーに配慮した食料確保に努めるなど適当な備蓄物資の確保とこれらの管理を行うものとし、社会福祉施設等に協力を要請して県有施設以外の備蓄（ところてん方式）も行っていく。

なお、県や市町村における備蓄物資の在庫管理においては、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するものとする。

- ※ 災害救助物資の調達に関する協定書 資料編 45-03-02
- ※ 社会福祉施設等を活用した在庫備蓄に関する協定書 資料編 45-03-04
- ※ 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書 資料編 45-03-05
- ※ 緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書 資料編 45-04-02

(2) 医薬品等

主に震災発生初動期3日間の救護医療に必要な医薬品等を確保するため、県医薬品卸組合との間で流通備蓄に関する協定を締結している。また、発生後中～長期に需要が見込まれる医薬品については、県内の災害拠点・支援病院との間で協定を締結し、備蓄している。

このほか、関係団体と協定を締結し、災害時に必要な医療資材等について、優先的に供給できる体制としているほか、調達した医薬品等の保管や配送に関する協定も県医薬品卸組合との間で締結している。

なお、輸血用血液製剤については、和歌山県赤十字血液センターが中心となり、確保・供給する。

- ※ 医薬品・血液調達先一覧 資料編 46-06-01
- ※ 大規模災害時に対応する医薬品の流通備蓄に関する協定書 資料編 46-06-02
- ※ 災害対策用医薬品・衛生材料備蓄品目 資料編 46-06-03
- ※ 災害時における医療救護活動等に関する協定書 資料編 46-06-04
- ※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 資料編 46-06-05

※ 大規模災害時における医療機器等の供給に関する協定書	資料編 46-06-06
※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書	資料編 46-06-07
※ 災害救助物資の調達に関する協定書	資料編 46-06-08
※ 大規模災害時に対応する医薬品の備蓄に関する協定書	資料編 46-06-09
※ 災害対策用備蓄医薬品	資料編 46-06-10
※ 大規模災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書	資料編 46-06-11
※ 災害救助物資の調達に関する協定書	資料編 46-06-12
※ 大規模災害時における医薬品等の保管等に関する協定書	資料編 46-06-13
※ 大規模災害時における歯科に係る医薬品等の供給に関する協定書	資料編 46-06-14

(3) 備蓄倉庫の整備

災害発生時に迅速に対処するため、各振興局を中心に備蓄倉庫の整備を図る。

第3節 防災拠点施設整備計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

震災に際し、災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する県民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとする。また、大規模災害等に備えるため、広域防災拠点の整備を進めるものとする。

2 事業計画

県は、想定災害に対する詳細な被害想定を実施するものとする。

被害想定結果に基づき、防災拠点の適切な配置計画、分担すべき機能等を盛り込んだ整備計画を策定するものとし、防災拠点となる公共施設等の耐震化における数値目標の設定等の実施に努めるものとする。

また、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

その際、既存の防災機能を有する用地については、その利活用、相互補完等について検討を行うものとする。

県は周囲に高台等がない地域における堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビル等の整備に努める。

第4節 紀の川緊急用河川敷道路・防災拠点整備計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現況

現在、災害発生時の緊急輸送路・防災拠点等として使用できる緊急用河川敷道路および防災公園を紀の川本川下流部において整備している。

2 計画方針

災害発生時において、紀の川下流部（和歌山市街部）における緊急輸送道路等のルートの多重性及び代替性、紀北地域を対象とした救援物資の集積場、救援隊の駐留地として防災拠点等を確保する。

3 事業計画

災害発生時において、河川施設の復旧工事のほか、被災者の避難、救援活動、被災地の復旧活動及び緊急物資の輸送などのためのルートの多重性及び代替性を確保するため紀の川本川下流部に緊急用河川敷道路を整備する。

整備済み延長は、右岸：8.6km/8.6km（2.0k～9.6k） 左岸：7.8km/8.8km（0.2k～8.9k）

また、津波の影響がない紀の川大堰直上流における防災拠点及び緊急用河川敷道路を整備する。

（参考：防災拠点に隣接する紀の川大堰管理所の防災機能 資料編：31-01-00）

第 24 章 防災行政無線整備計画（県総務部危機管理局）

1 防災行政無線の整備

(1) 和歌山県総合防災情報システム（県防災行政無線を含む）の整備

県民の生命、財産を災害から守るためには、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づいて県が行う予防、応急活動及び復旧・復興活動を有効に遂行できるような情報連絡体制を整備することが重要である。

特に県と市町村や消防本部との通信経路の確保は、気象情報の迅速な伝達、災害情報の的確な把握、状況に即応した応急救助の指示・要請等といった災害対策のあらゆる面において必要不可欠な要件であるが、災害時の一般公衆回線は寸断や輻輳等が発生するため、これに頼らない県独自の通信経路を整備する必要がある。

県では、和歌山県総合防災情報システムを平成 16 年度から 4 箇年計画で整備し、平成 19 年 9 月より運用を開始した。西日本電信電話株式会社の大容量デジタル専用回線による有線回線と、一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する第 2 世代地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線の 2 ルートにより、県庁と振興局等の出先機関、30 市町村、17 消防本部等を有機的に結合し、各種防災情報を電子情報化して県内で一元化・共有化できる通信システムを構築するとともに、ファクシミリ、電話及びテレメータ情報を伝送している。

この他に、県職員の移動通信手段として全県移動系防災行政無線を整備しており、公用車、漁業取締船及び防災ヘリに無線機を搭載するとともに、携帯型や可搬型の無線機を整備することにより、機動性と耐災害性に優れた通信手段を確保している。

しかし、平成 23 年台風第 12 号がもたらした紀伊半島大水害では、豪雨によって衛星通信回線が長時間不通となり、その後の土砂災害と水害によって光ファイバーが断線して有線回線が長期間不通となった。2 ルートが同時に不通となる最悪の事態はかろうじて避けられたが、この反省を踏まえて、無線回線、有線回線及び衛星通信回線のそれぞれの役割を再検討し、より災害に強い防災通信ネットワークを構築していく。

また、一般の通信回線や県総合防災情報システムが全く使用できなくなる壊滅的な状況においても最低限の音声通信を確保するため、防災相互通信用無線を活用して市町村、消防本部その他防災関係機関との通信訓練を行っていくこととする。

(2) 市町村防災行政無線の整備

市町村防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確に災害情報や緊急地震速報等の気象情報を提供して住民の生命・財産の安全を守るために有効な情報伝達手段である。

県内の市町村防災行政無線の整備状況は、同報系については 30 市町村すべてで整備が行われ、うち移動系との併設が 26 市町村となっている。

しかし、一部に機動性が高く耐災害性に優れた移動系無線を整備していないところがあるため、県はこれらの整備について働きかけていくとともに、災害時に孤立する可能性のある地域との通信の確保について、移動系無線、衛星携帯電話、デジタル同報系無線等のあらゆる通信手段を検討し、地域の特性に合った通信手段の整備を進めていくよう助言していく。

第 25 章 公安関係災害予防計画（和歌山・田辺海上保安部、警察本部）

1 計画方針

地震・津波災害の発生又は被害の拡大を未然に防止するための公安関係災害予防計画は、次によるものとする。この計画の実施に当たっては、他の機関の行う防災業務との調整を図り、総合的な防災業務の推進に寄与するように努める。

2 事業計画

〈警察予防計画〉

(1) 警備体制の整備

ア 情報・通信体制の確立

気象情報等災害情報の迅速な収集と伝達・広報、迅速・正確な被害状況の把握、関係機関との連携強化のため、多角的な情報・通信体制の整備充実に努める。

イ 装備資機材の整備

災害警備に必要な装備資機材を警察本部、警察署、交番及び駐在所の機能に応じた整備充実を図るとともに、警察施設の非常用電源の整備を行う。

ウ 警察職員の教養訓練の実施

災害警備実施に関して、警察職員の教養訓練を計画的に実施するとともに、積極的に関係機関及び住民と協力して総合的な訓練を行う。

なお、総合的な訓練においては、効果的な実施を図るため必要に応じ、災害対策基本法第 48 条による交通規制を行い、効果的に実施する。

エ 部隊活動拠点の整備

警備部隊等（県内部隊及び県外特別派遣部隊）の活動拠点の確保に努める。

(2) 危険予測地域の調査及び避難場所等の周知徹底

関係機関と協力し、災害発生に伴う危険予測地域の調査を行い、危険地域住民に対し、災害発生時の避難場所、避難経路等の周知徹底を図る。

(3) 交通確保に関する体制及び施設の整備

交通規制計画の策定・交通管制施設の整備及び緊急通行車両に係る確認手続き、運転者のとるべき措置の周知徹底に努める。

(4) 住民の防災意識の醸成

地域住民、企業等の参加による防災訓練、防災講習会の実施や防災広報を積極的に行い住民の防災意識の醸成と災害時要援護者に対する支援意識の普及等の事前対策を推進する。

(5) 関係機関等の連携強化

関係機関・団体等との連携を密にし、相互協力・支援体制の強化に努める。

〈海上予防計画〉

(1) 資機材の整備

防災活動を迅速かつ確実に実施するため、防災資機材および通信機材の整備充実に努める。

(2) 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次の関係資料の収集及び調査研究に努める。

ア 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料

イ 災害発生の予想に関する資料

ウ 港湾状況

エ 防災施設、器材等の種類、分布等の状況

(3) 関係機関との連絡協力体制

災害予防のため、関係行政、民間団体との連絡を強化し、相互に協力するよう努める。

(4) 研修訓練

平常業務を通じて、職員に対し、防災に関する指導を行うとともに、随時次の研修訓練を実施する。

ア 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修

イ 非常呼集、防火、搜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練

ウ 防災訓練の参加

(5) 防災思想の啓発

各種船舶に対する海難防止活動を実施するほか、随時海難防止講習会を開催し、資料の配布、スライド映写等により海上災害防止思想の普及に努め、また、巡視船艇職員により一般船舶への臨船指導を強化する。

第26章 防災訓練計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

地震災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化、防災関係機関との連携強化及び県民の防災意識の高揚等を図るため、より実践的な訓練を積極的、継続的に実施する。

県民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するよう努めるものとする。

2 事業計画

訓練を行うに当たっては、訓練の目的や災害及び被害を具体的に設定した上で、防災関係機関との発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものになるように工夫する。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

(1) 防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、大規模な地震を想定して、毎年1回以上実施するものとする。防災訓練を行うに当たっては、上記事項を踏まえ、より実践的なものになるように工夫し、訓練結果を検証することで、年々、訓練内容が充実したものになるように努めるものとする。

(2) 災害対策本部運営訓練

震災時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行う。

(3) 緊急防災要員参集訓練

緊急防災要員の職務の習熟等を図ることを目的として、緊急防災要員参集訓練を定期的を実施する。

※ 和歌山県災害対策本部緊急防災要員任命要領は、資料編 34-01-00 を参照

(4) 広域的な防災訓練

県は、他の都道府県との協定等に基づく災害対策等が円滑に行われるよう広域的な防災訓練を実施する。

(5) 県内一斉津波避難訓練

少なくとも年1回、県・県出先機関・沿岸を有する市町が連携し、津波警報の発表を想定した、防災無線による情報伝達訓練を実施するとともに、各市町において住民参加による津波避難訓練を実施する。

(6) 石油コンビナート等総合防災訓練

国・県・市町・消防機関並びに特定事業所は、大規模な地震を想定した総合防災訓練を実施する。

(7) 各機関の訓練

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、個別に又は共同で次に掲げる訓練を実施するものとし、各関係機関は相

互に十分に連絡をとり協力するものとする。

学校、病院、社会福祉施設、百貨店、旅館、ホテル等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

ア 図上訓練

イ 実施訓練

通信、予警報の伝達、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、消防、その他訓練。

第27章 防災知識普及計画（近畿総合通信局、県総務部危機管理局・県環境生活部・県教育委員会）

1 計画方針

地震・津波災害の被害を最小限に食い止めるためには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが日頃から地震・津波災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

そのため県・市町村をはじめとして各防災関係機関は、自らの職員に対して防災教育を実施するとともに、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、企業などの多様な主体の関わりの中で、防災知識の普及に努め、県民に対し積極的に防災情報を提供し、災害に対する正しい知識の普及・啓発を図り、地震・津波災害時における適切な判断力の養成に努めるものとする。

またその際、障害者、高齢者等の要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図るものとする。

2 事業計画

(1) 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関は、その職員に対し、地震・津波時における適正な判断力を養い、各機関における防災体制の確立など防災活動の円滑な推進を期するため、次によりあらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

ア 教育の内容

- ① 和歌山県地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担に関すること。
- ② 地震・津波対策の現状と課題
- ③ 地震・津波の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- ④ 過去の主な被害事例に関すること。
- ⑤ 防災関係法令の運用に関すること。
- ⑥ 土木、建築その他地震・津波対策に必要な技術に関すること。

イ 教育の方法

- ① 講習会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引等印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施

(2) 一般住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、単独又は共同して住民の地震・津波災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、次により防災広報に努める。

ア 普及の内容

- ① 地震及び津波に関する一般知識
 - a 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せ

- る、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
- b 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に大地震発生後においては、最初の大地震と同程度の地震の発生もあり得ること、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど、地震・津波に関する想定・予測の不確実性
- ② 過去の主な被害事例
- ③ 避難場所安全レベルについての考え方や避難路に関する知識
- ④ 正確な情報の入手（防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビアプリ等）
- ⑤ 地震・津波災害対策の現状
- ⑥ 平常時の心得（準備）
- a 食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレトーパー等（家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い1週間分程度とする）
- b 非常持ち出し品の準備
- c 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策
- d 避難路及び避難場所の把握
- e 災害時の家族内の連絡体制の確保
- f 要配慮者の所在把握
- g 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得
- h 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）
- i 正確な情報の入手方法（防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ等）
- j 地震保険・共済加入の検討
- k 自動車へのこまめな満タン給油
- ⑦ 災害時の心得
- a 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること
- b 災害情報等の聴取方法
- c 停電時の処置
- d 避難場所安全レベルについての考え方
- e 避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」）の理解
- ⑧ 地震・津波発生時の行動及び応急措置
- a 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動
- b 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示等発令時にとるべき行動
- ・ 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと

- ・ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

- c 初期消火活動をおこなうとともに、消防機関に協力する。
- d 近隣の負傷者、要配慮者の救助
- e 避難場所での活動
- f 国、公共機関及び市町村等の防災活動に協力する。
- ⑨ 住宅の耐震診断及び必要な耐震改修の実施
- ⑩ 緊急地震速報の正しい活用方法
- ⑪ 通信確保に関する事項
通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、また、災害時における通信量の増加を抑制するため災害時の不要不急な通信を控えることについて周知に努める。
- ⑫津波フラッグに関する知識の普及啓発
赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、普及啓発を図るものとする。

イ 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図るものとする。

- ① ラジオ、テレビ及び新聞の利用
- ② 県ホームページ、広報誌、広報車の利用
- ③ パンフレットの利用
- ④ 映画、スライド等による普及
- ⑤ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- ⑥ 防災マップ、ハザードマップ、避難カード等の作成、住民への配布（市町村）
- ⑦ 地震体験車の利用
- ⑧ 県災害対応シミュレーションゲームの利用
- ⑨ その他

(3) 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大災害教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、「世界津波の日」の由来となった濱口梧陵の精神や災害に関する石碑・モニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、地震・津波防災意識の向上に努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。県及び市町村は、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(4) 学校での防災教育

児童生徒が、自らが命を守る主体者となるため、下記の取組に努める。

- ア 「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習
- イ 地域の防災を担う青少年を育成するための高校生防災スクール
- ウ 歴史資料等を活用した防災文化の形成

- エ 「津波避難3原則」「津波てんでんこ」の浸透
 - オ 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練
 - カ 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動
- ※ 防災事業協力に関する協定書 資料編 31-01-00

第28章 自主防災組織整備計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

地震による災害は、広い地域にわたり同時多発的に発生し、その形態も地震動による火災、津波など様々な形であらわれるため、道路交通や通信手段の混乱等の悪条件が重なることが予想され、地震・津波災害初期の段階においては、これらの悪条件の下に防災機関の活動が制約されるおそれがある。

このような事態に対処するためには、「自分たちのまちは自分達で守る」という意識のもとに、県民自らが地域社会の中でお互いに協力して出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、避難等を自主的に行うことが要求される。

そのため、各市町村は平素から自治会や町内会などの住民組織による自主的な防災組織の指導・育成及び障害者、高齢者等の要配慮者や女性の参加の促進に努め、地震・津波災害時の混乱と被害の軽減を図るものとする。

また、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造、若しくは保有する工場、事業場等においても、自主的な防災組織を編成し、地震・津波災害に備える。

さらに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

また、地域の防災力の向上を総合的に推進するため、地域の環境や事情に精通していると同時に消防に関する豊富な知識や経験、技術を有する消防団と自主防災組織との連携、協力関係の構築を図る。

2 事業計画

(1) 地域住民等の自主防災組織

ア 市町村地域防災計画への掲載

市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、市町村の自主防災組織に対する育成、指導等を明らかにする。

イ 住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会等の開催に積極的に取り組む。

ウ 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、市町村の実情に応じた適正な規模の地域を単位として、組織の設置を図る。

- ① 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域
- ② 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

エ 既存組織の活用

現在住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう市町村において積極的に指導する。

特に、自治会等の最も住民に密接な関係にある組織を有効に活用して、自主防災組織の育成

強化を図る。

オ 市町村の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市町村は、自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行うとともに、組織の核となるリーダーへの研修を実施する。

カ 県の助成等

県は市町村の行う防災資機材の整備及び自主防災組織の活動促進についての助成を行い、自主防災組織の組織化・活性化を推進する。また研修等を実施し、防災の中心的な担い手となる地域防災リーダーの育成に努める。

キ 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておくものとする。

ク 自主防災組織の活動

平常時

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 防災訓練の実施
- ③ 火気使用設備器具等の点検
- ④ 防災資機材の備蓄
- ⑤ 近隣の高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者の所在把握

災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ③ 責任者による避難誘導、救出、救護（特に要配慮者に配慮する。）

(2) 事業所の自主的な防災組織

大地震が発生した場合、中高層建築物、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な災害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主的な防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画を策定するものとする。

また、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

ア 対象施設

- ① 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校、病院等多数の人が利用し、又は出入りする施設
- ② 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で自主的な防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設
- ④ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自主的な防災組織を設置することが必要な施設

イ 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において、適切な規約及び自主防災計画を策定する。

ウ 自主防災計画

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を定めておくものとする。

自主防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成する。

予防計画

- ① 予防管理組織の編成
- ② 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物等の点検整理
- ③ 消防用設備等の点検整備

教育訓練計画

- ① 防災教育
- ② 防災訓練

応急対策計画

- ① 応急活動組織の編成
- ② 情報の収集伝達
- ③ 出火防止及び初期消火
- ④ 避難誘導
- ⑤ 救出、救護

エ 自主的な防災組織の活動

平常時

- ① 防災訓練及び地域の防災訓練への積極的な参加
- ② 施設及び設備等の点検整備
- ③ 従業員等の防災に関する教育の実施

災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ③ 避難誘導、救出、救護

第29章 震災時救急医療体制確保計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災発生時における救急医療の確保については、本計画を中心に市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、医療体制等の確保に努める。

2 計画内容

(1) 実施主体

知事及び医療機関の開設者等が行うものとする。

(2) 実施の方法

ア 「災害拠点病院」の指定及び整備

災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を県内2次医療圏域に指定整備することにより、震災時の医療を確保する。

イ 災害拠点病院の種類等

① 和歌山県総合災害医療センター

県内全域を対象とした震災時における医療救護等にあたるとともに、被災地の後方支援や研修機能を有する県における震災時医療対策の中核施設。

② 地域災害医療センター

主として二次医療圏域内の震災時における医療救護等にあたる、圏域における災害医療対策の中核施設。※和歌山県災害拠点病院は、資料編32-01-00を参照

ウ 「災害拠点病院」の整備基準等

① 病棟（病室、ICU等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）、震災時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペース。

② 診療に必要な施設等の耐震構造

③ 電気等のライフラインの維持機能

④ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。

やむなく病院敷地内に確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。

⑤ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材等。

エ 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備

災害の急性期（概ね48時間以内）に被災地に迅速に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）の活動により、傷病者の救命率の向上や後遺症の減少が期待され、県内11施設（県立医科大学附属病院及び日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山労災病院、公立那賀病院、有田市立病院、橋本市民病院、ひだか病院、紀南病院、南和歌山医療センター、白浜はまゆう病院及び新宮市立医療センター）が日本DMAT隊員養成研修を修了していることから、県内の運用体制の整備を図るものとする。

オ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備

災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）から中長期に渡り、被災地の精神医療システム

の機能補完や災害により新たに生じた精神的問題への対応を行う災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制整備を図る。

カ 災害医療コーディネーターの配置

災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、医療に熟知している者をコーディネーターに委嘱し、災害医療対策本部に統括医療コーディネーターを、二次保健医療圏単位に地域災害医療コーディネーターを配置する。

和歌山県災害医療コーディネーター設置要綱は、資料編 46-14-00

キ 災害時小児周産期リエゾンの配置

災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、小児医療又は周産期医療に熟知している者を災害時小児周産期リエゾンに委嘱し、災害医療本部に配置する。

和歌山県災害時小児周産期リエゾン設置要綱は、資料編 46-14-01 を参照

(3) 地域医療機関等との連携

知事は、市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、各地域毎の震災時における救急医療体制の確保に努める。

ア 地域における医療救護の中核施設としての「災害拠点病院」と「災害支援病院」等の医療関係機関との間で、地域の実情に応じたネットワーク等の連携を図るものとする。

※災害支援病院は、資料編 32-02-00 を参照

イ 市町村等が開設する救護所・避難所等を考慮した医療班等の派遣、受入れ体制について地域における関係機関等の連携を図るものとする。

(4) その他

ア 知事は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、震災時の医療救護を円滑に行うため、医療班等人員の派遣・受入れ、傷病者などの搬送・受入れ等の後方支援等の実施について関係機関と協議を行うものとする。

イ 「災害拠点病院」は、他の地域が被災した場合における自己完結型の医療班等の派遣、傷病者などの受入れ等後方支援の計画をたて、研修・訓練を行うものとする。

第30章 避難行動要支援者対策計画

(県総務部危機管理局・県企画部・県福祉保健部)

1 計画方針

各地域における乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者・児、高齢者、妊産婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々に対し、地震・津波災害に迅速、的確な対応を図るための体制整備については、本計画によるものとする。

2 計画内容

平時における各地域での住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、地震・津波災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、県、市町村は、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を、体系的に整備するよう努めることとする。

(1) 生活保護法の適用

地震・津波災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の申請があった場合、管轄する実施機関は、市町村本部並びに民生委員と連絡を密にし、本庁協議の上、速やかに保護の要否を決定するものとする。

なお、保護の決定に当たっては、特に、救助法による救助実施の期間及びその内容について十分留意するものとする。

(2) 避難行動要支援者の把握・情報伝達体制の整備

ア 市町村は、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努め、市町村地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しなければならない。

イ 市町村は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市町村は、避難支援に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

エ 市町村は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力し、個別避難計画の策定に努めるものとする。

オ 県及び市町村は、障害者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを整備することとする。

カ 市町村は、避難行動要支援者と消防機関の間に災害時要援護者緊急システム等を整備し、その周知に努めるものとする。

キ 市町村は、地震・津波災害時において保育を必要とする児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。

① 保育を必要とする児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。

ただし、保育所を設置しない地域にあっては、臨時保育所を開設できるものとする。

② 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。

ク 市町村は、市町村地域防災計画において、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域内に地下街及び要配慮者利用施設等がある場合は、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めることとする。

(3) 社会福祉施設等の整備

ア 避難訓練の実施

地震・津波災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を樹立し、常に地震・津波災害に注意するとともに、特に重度障害者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施しておくものとする。

イ 避難予定場所の選定

地震・津波災害の程度等に応じた避難場所を選定しておき、地震・津波災害が発生したときは、入所者等の保護に万全を期するものとする。

ウ 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設等を利用する者が、地震・津波時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

地震・津波災害により職員が不足して充足を図る必要があるときは、資格保有者名簿等により選定補充に努めるものとする。

エ 社会福祉施設等整備の充実化

① 社会福祉施設等の管理者は、地震・津波災害に備え施設・設備等の点検と整備に努めるものとする。

② 地震・津波災害に備え自家発電機等必要なものの整備に努めるものとする。

③ 社会福祉施設等入所者利用状況を把握し、緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の確保に努めるものとする。

④ 地震・津波災害に際し、市町村や地域住民の連携協力が得られるよう地域に密接した施設づくりに努めるものとする。

オ 県立社会福祉施設の地域社会等に対する支援拠点の位置づけ

県は、県立社会福祉施設を、避難行動要支援者等を受け入れる支援拠点、あるいは他の社会福祉施設に対する支援拠点として位置づけることとする。

(4) 地震・津波災害時に特に配慮すべき事項

県、市町村は地震・津波災害時に次の事項について避難行動要支援者に十分配慮することとし、市町村事務については、市町村地域防災計画で明確に定めることとする。

- ① 各種広報媒体を活用した情報提供
- ② 自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難所等における避難行動要支援者の把握とニーズ調査
- ⑥ 生活必需品への配慮
- ⑦ 食糧の配慮（やわらかい食品等）
- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅への優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ソーシャルワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ インフルエンザ等感染症の防止
- ⑮ 社会福祉施設等の被害状況調査
- ⑯ 医療福祉相談窓口の設置

(5) 外国人対策

県及び市町村は、災害発生時に言語の不自由さで外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

ア 在住日外国人の把握

県は市町村と連絡調整のうえ各地域に住む外国人について把握するよう努めるものとする。

イ 情報伝達体制の整備

県及び市町村は、外国人に対し適切な情報を提供するために外国語通訳者及びボランティア等の把握に努め、把握・協力システムの整備に努めるものとする。

ウ 予防対策等

- ① 和歌山県国際交流センター等を拠点として、外国人に対する相談窓口を開設し、災害予防対策の相談に応じる。
- ② 在住外国人や外国人を雇用する企業、外国人生徒が通う学校等に対して、災害予防対策に関する情報発信を行う。
- ③ 市町村に対して、避難所等でのピクトグラムや災害時多言語情報シートの利用促進を図る。
- ④ 外国人に対して、災害時の対応及び避難場所・避難路の周知に努める。

(6) その他

ア 医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療）の事務処理対策

- ① 保険医療機関等関係機関との連絡調整班の設置
- ② 臨時医療保険相談所等の開設

a 被災時の一部負担金等について

地震・津波災害の被災者にあつては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得る。

b 被保険者証等の再交付

被災者から被保険者証等の再交付申請があつた場合、免許証等本人であることを確認のうえ、速やかに交付できるように関係機関の協力を得る。

c 保険料の納付について

保険料に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得る。

イ 介護保険制度の事務処理対策

① 被保険者証の取扱について

被災により被保険者証が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも介護サービスが受けられるよう、県及び市町村が国と連携して体制整備を進める。

② 被災時の利用者負担について

被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、市町村において体制整備を進める。

③ 介護保険料の納付について

被災により第1号保険料の納付が困難となった者に対する保険料の減免又は徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、市町村において体制整備を進める。

第31章 ボランティア活動環境整備計画（日赤県支部、県社会福祉協議会、 県総務部危機管理局・県企画部・県環境生活部・県福祉保健部・県教育委員会）

1 計画方針

地震・津波災害時において、県、市町村をはじめ防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、県民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。

しかし、行政や県民の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

そのため、県災害ボランティアセンターは、県・NPO・ボランティア団体等と連携し、ボランティアコーディネーターの育成、災害時におけるボランティア活動等についての意見交換を行う等、平時から災害時のボランティア活動等が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 事業計画

(1) ボランティアの種別

地震・津波災害時におけるボランティアは、防災ボランティア、被災地生活支援NPO及び一般ボランティアに区分される。

ア 防災ボランティア

防災ボランティアには、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる「専門ボランティア」とリーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」がある。

※「大規模災害時における生活衛生団体による包括支援に関する協定書」は、資料編 33-03-00 を参照

イ 被災地生活支援NPO

被災地生活支援NPOとは、専門性や柔軟性、チームワークなどNPOの有する特性を活かし、被災者の支援活動等に当たるボランティアチームである。

ウ 一般ボランティア

一般ボランティアとは、専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアで、その活動内容は、家屋内外の片付けや軽作業、被災者の話し相手や応援・励まし等多岐にわたる。

(2) 平時の活動

ア 防災ボランティアの募集・登録

イ 被災地生活支援NPOの募集・登録

県内において、地震・津波等の大規模な災害が発生した場合に、県または現地市町村を通じて、被災者への支援活動等に当たる被災地生活支援NPOをあらかじめ募集・登録する。

ウ 一般ボランティアの活動環境整備

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアの円滑な受入れ、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う県災害ボランティアセンターの組織化に努め、その事務局を県社会福祉協議会に設置するとともに、活動拠点の確保等、必要な対策を講じる。

エ ボランティアコーディネーターの育成

地震・津波災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの活動を円滑にし、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつける役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

- ※ 和歌山県防災ボランティア登録制度要綱は、資料編 33-00-00 を参照
- ※ 和歌山県被災地生活支援NPO登録制度要綱は、資料編 33-02-00 を参照

第 32 章 企業防災の促進に関する計画（県総務部危機管理局・県商工観光労働部）

1 現 況

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業も災害時に事業を継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性が一層高まっている。

企業は災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらに、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、防災活動の推進を図る必要がある。

2 計画方針

企業の防災活動に対する取組みに資する情報提供等を進めるとともに、商工団体等と連携し、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画策定の支援に努める。また、計画実行への取組を通じて企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。さらに、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動等を実施し、企業が実効性のある防災体制の整備等を行うよう働きかける。

3 事業計画

企業が、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらには実効性のある防災体制の整備として「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、商工団体等を通じて普及・啓発を実施する。また、企業が災害時における役割を十分に認識し、防災活動の推進を図るよう働きかける。

第33章 廃棄物処理にかかる防災体制の整備（県環境生活部）

1 計画方針

地震・津波により大量に発生する災害廃棄物の処理に備えた防災体制を整備するため、平常時に以下の措置を講じる。

2 事業計画

(1) 災害時応急体制の整備

県及び市町村は、不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる災害廃棄物処理計画に基づき、次のことを推進する。

ア 周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等との災害時の相互協力体制を整備する。

イ 災害廃棄物等の仮置場の候補地の選定、広域的な処理計画等について検討を進める。

(2) 一般廃棄物処理施設等の耐震化等

市町村は、生活基盤を支える重要なライフライン施設の一つである一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保等の対策を推進する。

(3) 周知・啓発

県又は市町村は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第 4 編

災害応急対策計画

第1章 防災組織計画

第1節 組織計画

1 計画方針

大規模な地震が起こり県内に災害が発生した場合において、被害の拡大を防御し、又は応急的救助等を行うため、災害応急対策実施責任機関は、必要に応じこの計画を基本としながら、それぞれの計画に基づき、また、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」における支援等を考慮し、応急対策を実施する。

2 和歌山県の組織

(1) 職員の警戒体制及び配備体制等

危機管理監は、地震に関する情報や津波警報等により、災害の発生が予想される場合、「職員の防災体制等措置要領」に基づき、県災害対策本部設置以前の体制として、次の基準による警戒体制及び配備体制を発令し、地震・津波情報等の収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期するものとする。

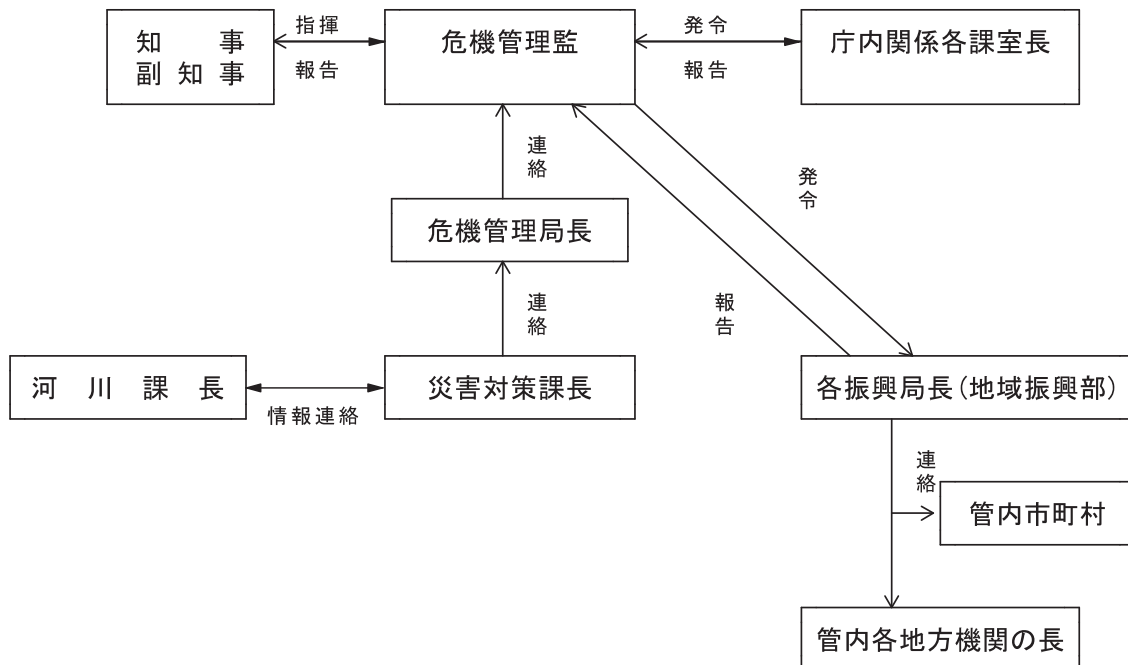
配備体制2号が発令された場合においては、本庁の各部室から連絡員として職員を危機管理局に配置し、連携の強化を図る。また、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき、または危機管理監が必要と認めたときは災害対策連絡室を設置し、体制の強化を図る。

なお、各振興局長は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、直ちに管内各地方機関に連絡するとともに、当該体制に対応する警戒、配備その他必要な態勢をとり、災害対策の万全を期するものとする。

ア 発令の基準

区分	基準	動員配備人員
危機管理局による 情報収集体制	① 地震が発生し、県外で震度6弱以上を記録したとき。	危機管理局の 必要人員
警戒体制1号	① 地震が発生し、県内で震度4を記録したとき。	関係各課室の 必要人員
警戒体制2号	① 和歌山県に津波注意報が発表されたとき。 ② 危機管理監が必要と認めたとき。	
配備体制1号	① 危機管理監が必要と認めたとき。	
配備体制2号	① 和歌山県に津波警報が発表されたとき。 ② 地震が発生し、県内で震度5弱又は5強を記録したとき。 リアルタイム地震・津波関連情報表示システムにより、津波からの避難を呼びかける緊急速報メールが配信されたとき。 ③ 危機管理監が必要と認めたとき。	
災害対策連絡室	① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 ② 危機管理監が必要と認めたとき。	

イ 指令系統



- a 各課（室）長、各振興局長及び各地方機関の長は、常に職員の非常招集に関する連絡体制を整えておかなければならない。
- b 危機管理監は、必要な担当課室の範囲を増減することができる。
- c 警戒体制及び配備体制に必要な人員は、関係各課（室）長の裁量によるものとする。
- d 電話交換員の配置について、災害対策課長は管財課長と協議する。
- e 関係各課（室）長は、警戒体制及び配備体制の人員について、危機管理監に速やかに報告しなければならない。
- f 各振興局及び各地方機関は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、本庁に準じて警戒、配備その他必要な態勢をとらなければならない。
- g 各振興局長は、警戒体制及び配備体制の人員について、管内地方機関の分を取りまとめのうえ、危機管理監に速やかに報告しなければならない。
- h 警戒体制及び配備体制を解除した場合も、上記指令系統により伝達する。
- i 警戒体制及び配備体制以前の体制として、下記の場合は、危機管理局において対応し、被害情報等の収集に当たるものとする。
 - (7) 東海地震注意情報が発表されたとき。
 - (4) 地震が発生し、県外で震度6弱以上を記録したとき。

(2) 災害対策連絡室

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき、または危機管理監が必要と認めたときは災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）を設置する。
- イ 連絡室の長は危機管理監とし、危機管理局長を副室長とする。
- ウ 連絡室は情報の収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整に当たるものとする。
- エ 連絡室には秘書課、広報課、総務課、人事課、財政課、管財課、危機管理・消防課、防災企画課、災害対策課、企画総務課、環境生活総務課、福祉保健総務課、商工観光労働総務課、農林水産総務課、農業農村整備課、県土整備総務課、河川課、砂防課、港湾漁港整備課及び総務事務集中課から連絡室の長が必要と認める人員を常駐させるものとする。
- オ 連絡室の事務担当は、次のとおりとする。

災 害 対 策 連 絡 室 (室長：危機管理監 副室長：危機管理局長)	
課(室)名	事 務 分 掌
秘書課	知事への報告、連絡に関すること。
広報課	広報に関すること。
人事課	動員に関すること。
財政課	財務に関すること。

管財課	電話に関すること。
危機管理・消防課 防災企画課 災害対策課	連絡調整、被害状況の取りまとめ、 消防及び気象情報に関すること。
福祉保健総務課	救助に関すること。
河川課	水防情報に関すること。
河川課 農業農村整備課	ダム放水情報に関すること。
港湾漁港整備課	波高及び潮位に関すること。
砂防課	土砂災害情報に関すること。
総務事務集中課	物品調達に関すること。
上記各課 各部主管課	情報及び被害状況の収集に関すること。

(3) 和歌山県災害対策本部

県内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、知事の指揮を受けて「和歌山県災害対策本部」を設置する。

ただし、知事の指揮を受けることができない場合は、副知事、危機管理監の順位により指揮を受けるものとする。

なお、この際、法令等に基づき他に設置されている「和歌山県水防本部」、「和歌山県教育委員会事務局職員（本庁各課）防災体制」、「和歌山県警察災害警備本部」を、それぞれ県災害対策本部の中の県土整備部、教育部、警察部として、組織の一元化を図る。

また、県災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、その旨を直ちに告示する。

ア 県災害対策本部の設置及び廃止基準

① 設置基準

	基 準	動員配備人員
災害対策本部	① 和歌山県に大津波警報が発表されたとき。 ② 地震が発生し、県内で震度6弱以上を記録したとき。 ③ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 ④ 知事が必要と認めたとき。	全 職 員

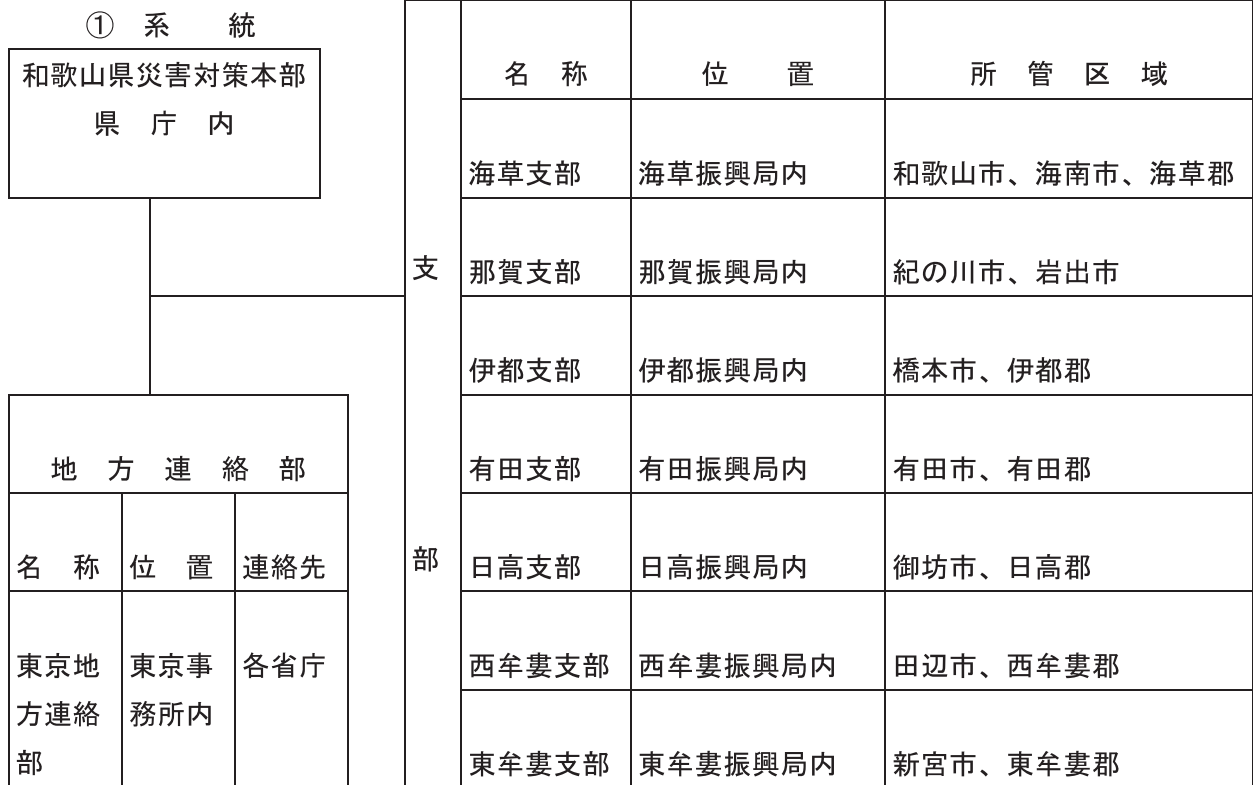
なお、設置基準①から③については、基準に該当した時点で、直ちに県災害対策本部を設置するものとする。

② 廃止基準

- a 災害発生のおそれが解消したとき。
- b 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- c その他本部長が必要なしと認めたとき。

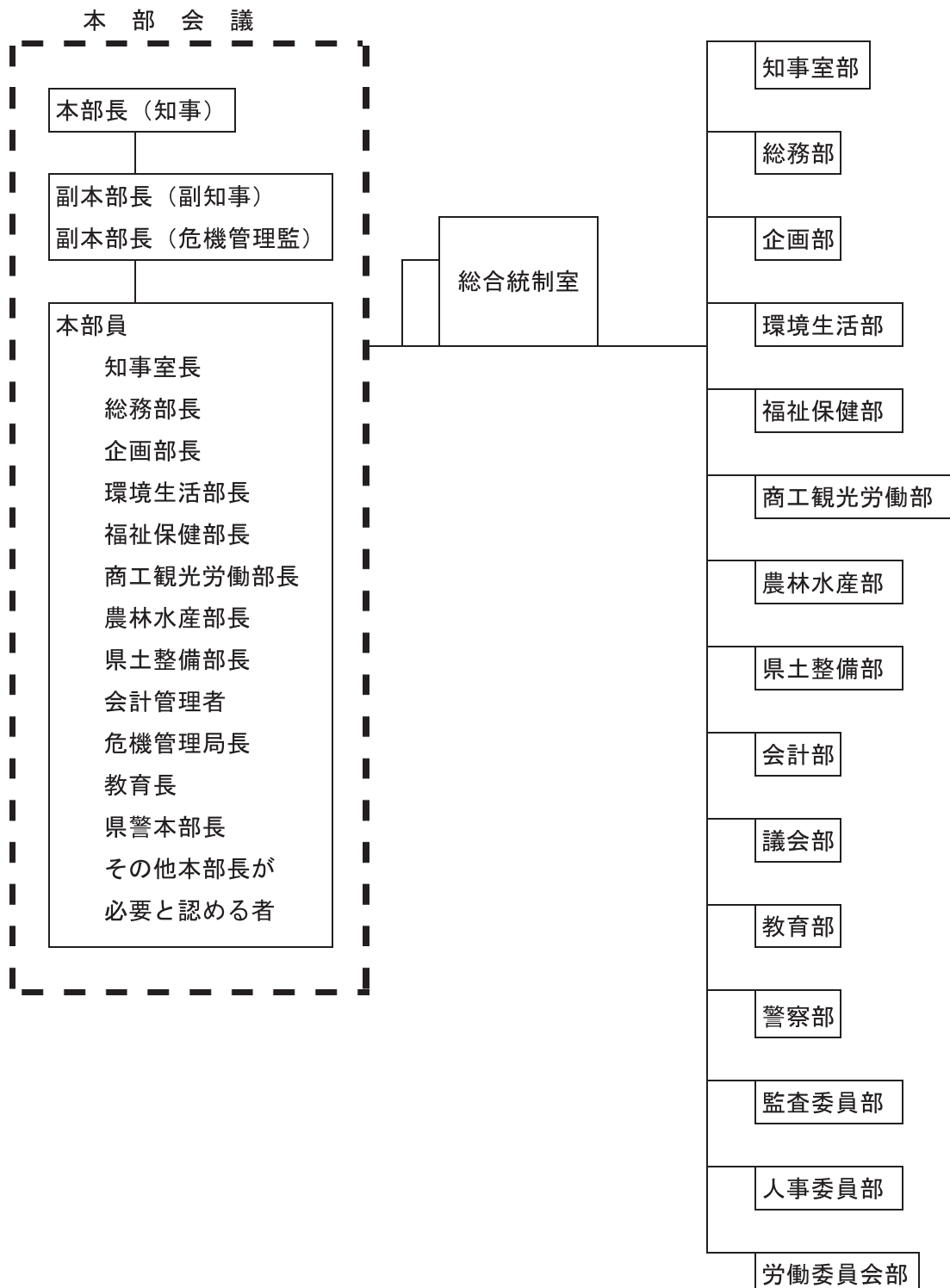
イ 組織編成

県災害対策本部の組織編成は、「和歌山県災害対策本部条例」及び「和歌山県災害対策本部規則」並びに本計画の定めるところによるものとする。



② 組織

a 本部組織



b 指揮命令系統の確立

本部長に事故があるときは、副知事、危機管理監の順位により、和歌山県災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）が指揮をとる。

ただし、副知事及び危機管理監に事故があるときは、危機管理局長を副本部長に充てる。

c 国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携

本部は、国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、国の非常（緊急）災害現地対策本部と密接な連携を図るものとする。

d 防災関係機関の職員の派遣

本部は、必要と認める場合は、防災関係機関に本部への職員の派遣を要請することができる。

この場合、防災関係機関は、迅速に職員を派遣するよう努めるものとする。

e 本部会議の開催

災害応急対策の基本方針の決定、その他必要な事項を協議するため、本部会議を県庁南別館災害対策本部室等において開催するが、本部会議の会議内容はおおむね次のとおりとする。

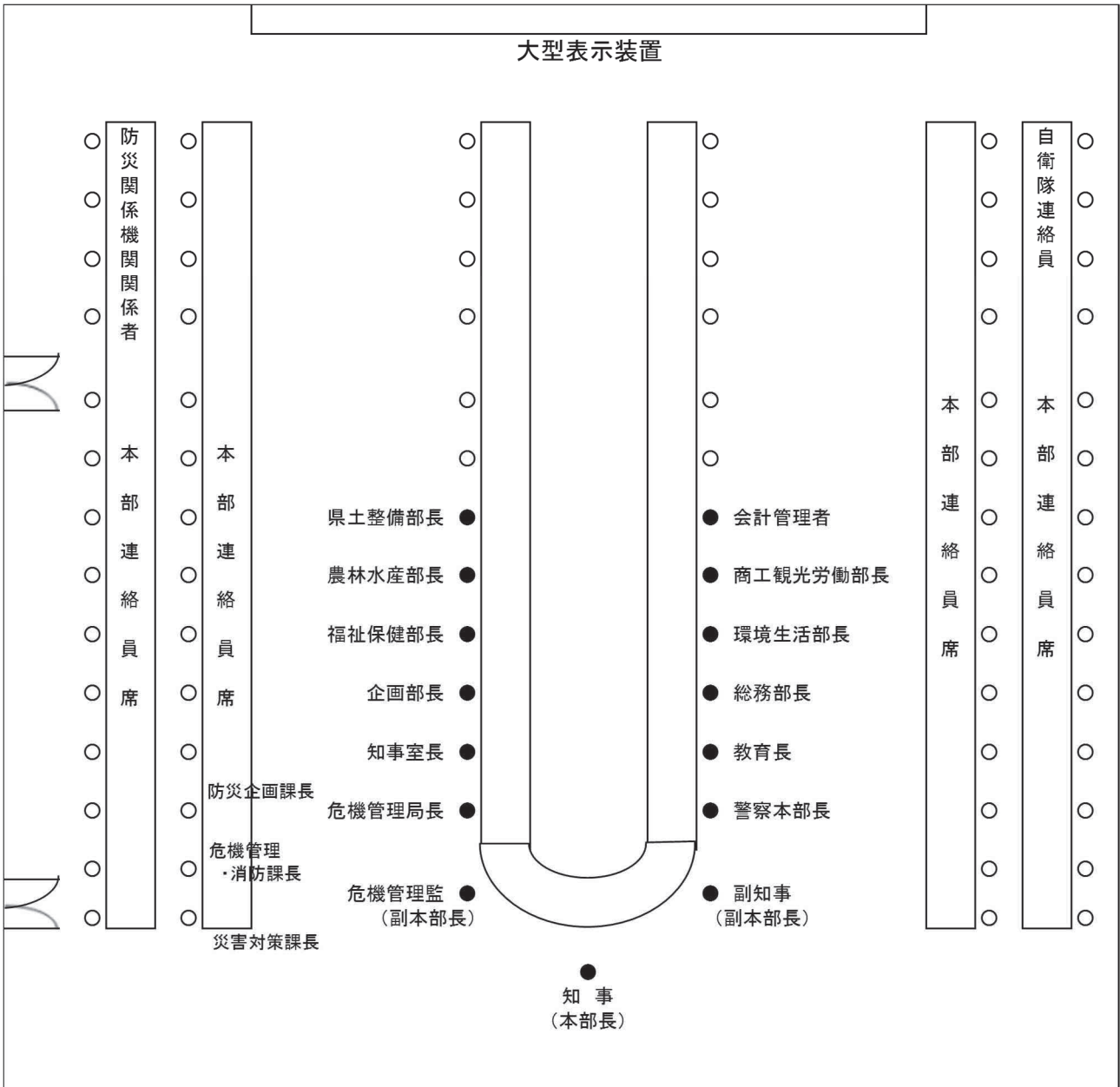
(7) 報告事項

- 気象情報及び災害情報
- 配備体制について
 - 災害対策本部各部の配備体制
 - 県内市町村の配備体制
 - 自衛隊及び公共機関等の配備体制
- 各部措置事項について
- 被害状況について
- その他

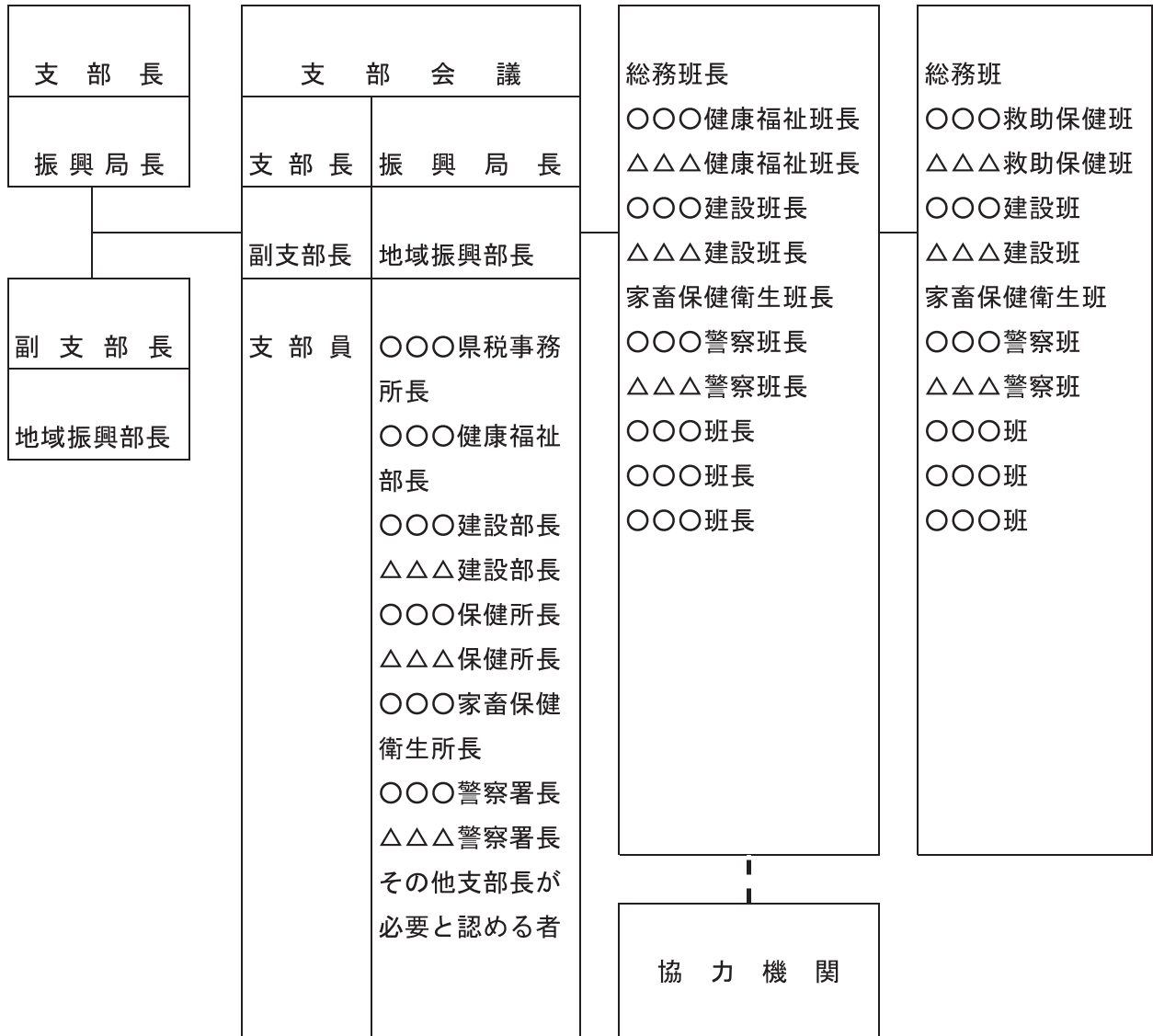
(4) 協議事項

- 国の非常（緊急）災害現地対策本部との調整事項
- 応急対策への指示
- 各部間調整事項
- 自衛隊災害派遣要請の要否
- 他府県応援要請の要否
- 現地調査班編成の決定
- 被災者に対する見舞金品給付の決定
- 次回本部会議開催予定日時の決定
- その他

f 災害対策本部会議配席計画表



g 支部組織



h 支部における指揮命令系統の確立

支部長に事故があるときは、副支部長が、その職務を代理する。

支部長及び副支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長が指名した支部員が、その職務を代理する。

i 副本部長の支部への派遣

本部長は、支部との通信途絶、的確かつ迅速な災害応急対策の決定等、災害応急対策等の実施について必要があると認めるときは、副本部長を支部に派遣することができる。

副本部長は、支部に派遣されたときは、支部に必要な指示を与えることができる。

j 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害地における人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。現地本部は、災害地の災害応急対策の実施に適した場所に設置するものとし、その際当該災害地を所管する支部の組織は現地本部に包含されるものとする。

③ 編成及び事務分掌

a 本 部

本部に、総合統制室及び部を設け、総合統制室に室長、副室長及び室員を、各部に部長、副部長、班長及び班員を置き、必要に応じて部長付及び副班長を置く。なお、各部の班のうち、指定する班（主管課等を含む班）を幹事班とする。

(7) 総合統制室

- 室長は、上司の命を受け、当該室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 副室長は、上司の命を受け、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 室員は、上司の命を受け、当該室の事務に従事する。

(イ) 部

- 部長は、上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 副部長は、上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副部長が2人以上あるときは、あらかじめ部長が定める順序により、その職務を代理する。
- 部長付は、上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
- 班長は、上司の命を受け、当該班に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が2人以上あるときは、あらかじめ班長が定める順序により、その職務を代理する。
- 班員は、上司の命を受け、当該班の事務に従事する。

(ウ) 本部連絡員

- 総合統制室に本部連絡員を置く。
- 本部連絡員は、本部会議の決定事項等について、各部及び各班の連絡事務を処理する。
- 本部連絡員は、次に掲げる部の職員で当該部長の指名する者をもつて充てる。この場合において、部長は、幹事班（警察部にあつては派遣班）の職員を1名以上指名するものとする。

知事室部

総務部

企画部

環境生活部

福祉保健部

商工観光労働部

農林水産部

県土整備部

会計部

議会部

教育部

警察部

(イ) 緊急防災要員

- 本部の初動体制確立及び初動・応急対応業務のため、緊急防災要員を置く。
- 緊急防災要員は、県庁の近隣に居住する職員のうちから、知事が任命する。
- 緊急防災要員を総合統制室の事務を分掌させる際は、過去の所属部署や災害対応の経験等を踏まえることとし、より有効に即応体制を整備するものとする。

(ロ) 災害時緊急支援要員

- 市町村の災害応急対策支援及び被災地における情報収集等のため、本部に災害時緊急支援要員を置く。
- 災害時緊急支援要員は、知事が任命する。

(ハ) 災害廃棄物処理支援要員

- 市町村における迅速な災害廃棄物の処理を支援するため、本部に災害廃棄物処理支援要員を置く。

(ニ) 住家被害認定士リーダー

- 市町村における迅速な住家被害認定業務を支援するため、本部に住家被害認定士リーダーを置く。
- 住家被害認定士リーダーは、知事が任命する。

(ホ) 編成及び事務分掌

各班の編成及び事務分掌の概略については別表に示すとおりであって、この表で分掌されていない災害応急対策の分担は、本部会議あるいは本部総合統制室においてその都度定めるものとする。

なお、警察部の編成及び事務分掌は、和歌山県警察本部で定めるところによる。

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

室名	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌
総合統制室	(室長) 危機管理監 (副室長) 危機管理局長	危機管理・消防課員 防災企画課員 災害対策課員 広報課員 人事課員 市町村課員 情報政策課員 総合交通政策課員 県民生活課員	1 災害対策本部の設置及び本部会議の運営に関すること。 2 現地災害対策本部の設置に関すること。 3 県防災会議の運営に関すること。 4 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 総合統制室職員の動員、要員の確保及び安否の取りまとめに関すること。 6 被害状況及び災害応急対策実施状況等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 7 地震・津波情報及び気象情報等の受領及び伝達に関すること。

		食品・生活衛生課員 福祉保健総務課員 医務課員 商工振興課員 産業技術政策課員 道路保全課員 議会事務局員 監査委員事務局員 人事委員会事務局員 労働委員会事務局員 室長が必要に応じ指名した部の職員	8 県防災行政無線等の管理及び運用に関する事 9 防災関連システム等の管理及び運用に関する事 10 自衛隊の派遣要請、受入及び活動調整に関する事 11 緊急消防援助隊の派遣要請、受入及び活動調整に関する事 12 海上保安庁の派遣要請、受入及び活動調整に関する事 13 応援協定に基づく要請に関する事 14 防災ボランティアの要請に関する事 15 総合輸送ルート（陸・海・空路）の設定に関する事 16 応援ヘリコプターの要請、受入及び活動調整に関する事 17 県防災ヘリコプターの運航管理に関する事 18 火薬類、高圧ガス及び危険物等の災害応急対策に関する事 19 燃料供給施設に係る被害状況の収集並びに燃料需要の取りまとめ及び燃料供給に係る災害応急対策に関する事 20 電気、通信、上水道、都市ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関する事 21 停電及び通信障害の情報に係る問い合わせの対応に関する事 22 石油コンビナート等事業所の災害応急対策に関する事 23 報道機関との連絡調整に関する事 24 安否不明者の氏名等の公表に関する事 25 各種報道媒体を活用した災害広報に関する事 26 災害、救援等の情報に係る問い合わせの対応に関する事 27 災害及び復興の記録に関する事 28 被災地の調査に関する事 29 孤立集落の支援に関する事 30 職員の配置に係る調整に関する事 31 災害救助物資の調達及び供給に関する事 32 救援物資の輸送に関する事 33 初動時の緊急医療体制の確立に関する事 34 医療救護活動の実施に関する事 35 交通の規制、運行等に関する情報の収集、記録及び
--	--	---	---

			<p>伝達に関すること。</p> <p>36 緊急輸送道路の確保に係る情報の収集、記録及び伝達に関すること。</p> <p>37 災害時緊急支援要員の派遣及び活動調整に関すること。</p> <p>38 その他必要なこと。</p>
--	--	--	--

和歌山県災害対策本部各部の編成及び事務分掌

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
知事室部	(部長) 知事室長 (副部長) 広報課長 (部長付) 広域連携担 当参事	(幹事班) 広報班	(班長) 広報課副課長	広報課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 各種媒体を活用した災害 広報に関すること。 4 報道局等の被災状況に 関すること。 5 災害及び復興の記録誌に 関すること。 6 その他必要なこと。
		秘書班	(班長) 秘書課長 (副班長) 政策審議課長	秘書課員 政策審議課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 本部長及び副本部長の 秘書に関すること。 3 各種陳情の応援及び被災 地の視察に関すること。 4 その他必要なこと。
総務部	(部長) 総務部長 (副部長) 総務管理局 長 (部長付) 監察査察 監 行政改革担 当参事 参事(和歌 山県行政組 織規則(昭 和63年和歌 山県規則第 19号。 以下この表 におい	(幹事班) 総務班	(班長) 総務課長 (副班長) DX推進室長	総務課員 DX推進室員	1 各部幹事班共通業務に 関すること。 2 各班共通業務に 関すること。 3 その他必要な こと。
		人事職員 班	(班長) 人事課長 (副班長) 監察査察課長 行政改革課長 職員厚生室長	人事課員 監察査察課員 行政改革課員 職員厚生室員	1 各班共通業務に 関すること。 2 職員の動員に 関すること。 3 職員の派遣要請に 関すること (災害対策基本法に 基づくものを除く。) 4 職員の配置等、 人的措置に 関すること。 5 職員の安否状 況調査に 関すること。 6 職員の救援に 関すること 7 職員の公務災 害補償に 関すること。 8 長期従事職員 に係る対応に 関すること。 9 その他必要な こと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
	て「行政組織規則」という。)第5条の表に掲げる監察査察課に属する参事に限る。)	財政班	(班長) 財政課長 (副班長) 財政課副課長	財政課員	1 各班共通業務に関する事 2 災害対策に係る予算措置に関する事 3 その他必要な事
		税務班	(班長) 税務課長 (副班長) 税務課副課長	税務課員	1 各班共通業務に関する事 2 災害時の県税の徴収猶予、減免等に関する事 3 県税関係システムの応急復旧対策に関する事 4 その他必要な事
		市町村班	(班長) 市町村課長 (副班長) 市町村課副課長	市町村課員	1 各班共通業務に関する事 2 市町村行政の応援に関する事 3 市町村応急復旧資金のあっせんに関する事 4 その他必要な事
		管財公共建築班	(班長) 管財課長 (副班長) 管財課副課長	管財課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関する事 2 本庁舎管理に係る災害応急対策に関する事 3 本庁舎設備に係る災害応急対策に関する事 4 庁舎内への出入り者への対応及び調整に関する事 5 自衛消防隊の活動状況の把握に関する事 6 各総合庁舎の被害及び災害応急対策の情報収集に関する事 7 県有未利用地の災害応急対策への活用に関する事 8 その他必要な事
企画部	(部長) 企画部長 (副部長) 企画政策局長 地域振興	(幹事班) 企画総務班	(班長) 企画総務課長 (副班長) 地域プロジェクト対策室長 調査統計課長	企画総務課員 地域プロジェクト対策室員 調査統計課員 人権政策課員 人権施策推進	1 各部幹事班共通業務に関する事 2 各班共通業務に関する事 3 和歌山県土地開発公社管理施設の被災及び周辺被害に関する事

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
	局長 人権局長 (部長付)		人権政策課長 人権施策推進 課長	課員	4 その他必要なこと。
	国際担当 参事 参事(行政 組織規則 第6条の表 に掲げる 企画部に 属する参 事に限 る。)	文化学術 班	(班長) 文化学術課長 (副班長) 文化学術課副 課長	文化学術課員	1 各班共通業務に関すること。 2 私立学校等の被害状況等の調 査、情報収集及び災害応急対策に 関すること。 3 その他必要なこと。
		国際班	(班長) 国際課長 (副班長) 国際課副課長	国際課員	1 各班共通業務に関すること。 2 海外からの災害支援等に係る問 い合わせ対応に関すること。 3 外国人の被災者に関する災害情 報対応に関すること。 4 その他必要なこと。
		情報政策 班	(班長) 情報政策課長 (副班長) 情報政策課副 課長	情報政策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 県行政用情報通信ネットワーク システムの応急復旧に関するこ と。 3 通信の被害状況及び復旧状況に 関する情報の収集、記録及び伝達 に関すること。 4 通信関係事業者への情報提供に 関すること。 5 臨時公衆電話の設置要請及び衛 星携帯電話等の手配に関するこ と。 6 その他必要なこと。
		総合交通 政策班	(班長) 総合交通政策 課長 (副班長) 地域政策課長 移住定住推進 課長	総合交通政策 課員 地域政策課員 移住定住推進 課員 福祉保健総務 課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関すること。 2 公共交通機関(鉄道、バス、フ ェリー等)の運行等に関する情報 の収集、記録及び伝達に関するこ と。 3 公共交通機関(鉄道、バス、フ ェリー等)及び関西国際空港の被 害情報の収集、その他災害応急対 策に関すること。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
					4 人員及び物資の輸送に係る総合的な調整に関すること。 5 その他必要なこと。
環境生活部	(部長) 環境生活部長 (副部長) 環境政策局長 県民局長 (部長付) 生活安全参事 食品安全参事(行政組織規則第7条第1項の表に掲げる環境生活部に属する参事に限る。)	(幹事班) 環境生活総務班	(班長) 環境生活総務課長 (副班長) 自然環境室長 ジオパーク室長	環境生活総務課員 自然環境室員 ジオパーク室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 環境衛生研究センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。 4 自然公園等施設の被害状況の把握に関すること。 5 県立自然博物館の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 6 南紀熊野ジオパークセンターの被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 7 その他必要なこと。
		環境班	(班長) 循環型社会推進課長 (副班長) 環境管理課長 廃棄物指導室長	循環型社会推進課員 環境管理課員 廃棄物指導室員	1 各班共通業務に関すること。 2 廃棄物処理に係る市町村被害状況の情報収集に関すること。 3 廃棄物処理に係る応援に関すること。 4 「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づく市町村からの応援要請に対する連絡体制に関すること。 5 災害時における大気・水質等環境対策に関すること。 6 その他必要なこと。
		県民生活班	(班長) 県民生活課長 (副班長) 県民活動団体室長	県民生活課員 県民活動団体室員	1 各班共通業務に関すること。 2 生活関連物資の価格需給動向の調査に関すること。 3 県民相談に関すること。 4 ボランティア活動の総合調整窓

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
					<p>口の設置に関すること。</p> <p>5 NPOサポートセンターの被害状況の把握に関すること。</p> <p>6 その他必要なこと。</p>
		青少年・男女共同参画班	<p>(班長)</p> <p>青少年・男女共同参画課長</p> <p>(副班長)</p> <p>青少年・男女共同参画課副課長</p>	青少年・男女共同参画課員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 各青少年の家の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>3 男女共同参画センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>4 その他必要なこと。</p>
		食品・生活衛生班	<p>(班長)</p> <p>食品・生活衛生課長</p> <p>(副班長)</p> <p>食品・生活衛生課副課長</p>	食品・生活衛生課員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 水道水の供給に関すること。</p> <p>3 食品衛生の確保に関すること。</p> <p>4 火葬施設の被害状況の把握及び広域火葬の支援に関すること。</p> <p>5 動物愛護センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。</p> <p>6 動物の保護及び管理に関すること。</p> <p>7 その他必要なこと。</p>
福祉保健部	<p>(部長)</p> <p>福祉保健部長</p> <p>(副部長)</p> <p>技監(行政組織規則第6条の表に掲げる福祉保健部に属する技監をいう。)</p> <p>福祉保健政策局長</p>	(幹事班) 福祉保健総務班	<p>(班長)</p> <p>福祉保健総務課長</p> <p>(副班長)</p> <p>福祉保健総務課副課長</p>	<p>福祉保健総務課員</p> <p>子ども未来課員</p> <p>長寿社会課員</p> <p>障害福祉課員</p> <p>健康推進課員</p> <p>国民健康保険課員</p> <p>介護サービス指導室員</p>	<p>1 各部幹事班共通業務に関すること。</p> <p>2 各班共通業務に関すること。</p> <p>3 災害救助法に関すること。</p> <p>4 被災者生活再建支援法に関すること。</p> <p>5 食糧・生活必需品の確保に関すること。</p> <p>6 その他必要なこと。</p>

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
	健康局長	子ども支援班	(班長) 子ども未来課長 (副班長) 子ども未来課副課長	子ども未来課員	1 各班共通業務に関する事。 2 児童福祉施設入所児童等の保護に関する事。 3 被災母子家庭相談・支援に関する事。 4 保育所被害状況等の調査に関する事。 5 その他必要な事。
		高齢者支援班	(班長) 長寿社会課長 (副班長) 介護サービス指導室長	長寿社会課員 介護サービス指導室員	1 各班共通業務に関する事。 2 高齢者に係る被災状況の情報収集に関する事。 3 老人福祉施設等に係る被害情報の収集に関する事。 4 高齢者の支援要請及び救援依頼に関する事。 5 その他必要な事。
		障害児者支援班	(班長) 障害福祉課長 (副班長) 障害福祉課副課長	障害福祉課員 医務課員	1 各班共通業務に関する事。 2 障害児者施設の被災状況の情報収集に関する事。 3 在宅障害児者の被災状況の情報収集に関する事。 4 こころのケア・サポートに関する事。 5 その他必要な事。
		医務班	(班長) 医務課長	医務課員	1 各班共通業務に関する事。 2 医療救護及び助産に関する事。 3 医療機関等との連絡に関する事。 4 保健師活動に関する事。 5 その他必要な事。
		健康推進班	(班長) 健康推進課長 (副班長) 国民健康保険課長	健康推進課員 国民健康保険課員	1 各班共通業務に関する事。 2 在宅重症難病患者の被災状況調査及び支援に関する事。 3 感染症予防に関する事。 4 防疫用薬品の確保に関する事。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
					と。 5 母子保健関連情報の提供に関する こと。 6 医療保険制度に関すること。 7 その他必要なこと。
		薬務班	(班長) 薬務課長 (副班長) 薬務課副課長	薬務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 医薬品等の確保及び供給に関する こと。 3 毒物劇物による災害応急対策に 関すること。 4 その他必要なこと。
商工観光 労働部	(部長) 商工観光 労働部長 (副部長) 商工労働 政策局長 企業政策 局長 観光局長 (部長付) 労働政策 参事	(幹事班) 商工観光 労働総務 班	(班長) 商工観光労働 総務課長 (副班長) 商工振興課長 償還指導室長	商工観光労働 総務課員 商工振興課員 償還指導室員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 経済関係被害状況等の調査、情 報収集及び災害応急対策に関する こと。 4 中小企業者災害復旧関連融資対 策に関すること。 5 中小企業者災害復旧高度化融資 対策に関すること。 6 店舗等の被害調査に関するこ と。 7 その他必要なこと。
		公営企業 班	(班長) 公営企業課長 (副班長) 公営企業課副 課長	公営企業課員	1 各班共通業務に関すること。 2 公営企業関係施設（工業用水 道）の被害調査及び災害応急対策 に関すること。 3 公営企業関係施設（土地）の被 害調査及び災害応急対策に関する こと。 4 災害緊急支出に関すること。 5 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		労働班	(班長) 労働政策課長 (副班長) 労働政策課副 課長	労働政策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 被災者への雇用対策に関するこ と。 3 産業技術専門学院に係る被害対 策に関すること。 4 その他必要なこと。
		企業政策 班	(班長) 企業振興課長 (副班長) 産業技術政策 課長 企業立地課長 サービス産業 立地室長	企業振興課員 産業技術政策 課員 企業立地課員 サービス産業 立地室員	1 各班共通業務に関すること。 2 工場等の被害調査に関するこ と。 3 その他必要なこと。
		観光班	(班長) 観光振興課長 (副班長) 観光交流課長	観光振興課員 観光交流課員	1 各班共通業務に関すること。 2 観光施設の被害調査に関する こと。 3 宿泊施設への避難者の受入れに 関すること。 4 その他必要なこと。
農林水産 部	(部長) 農林水産 部長 (副部長) 農林水産 政策局長 農業生産 局長 森林・林 業局長 水産局長	(幹事班) 農林水産 総務班	(班長) 農林水産総務 課長 (副班長) 食品流通課長 研究推進室長 里地・里山振 興室長	農林水産総務 課員 食品流通課員 研究推進室員 里地・里山振 興室員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 農林水産関係被害状況等の調 査、情報収集及び災害応急対策に 関すること。 4 国有農地等の災害状況調査及び 災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。
		農業農村 整備班	(班長) 農業農村整備 課長 (副班長) 農業農村整備 課副課長	農業農村整備 課員	1 各班共通業務に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査 及び災害応急対策に関すること。 3 小匠防災ため池の災害応急対策 に関すること。 4 海岸保全区域の被害調査及び災 害応急対策に関すること。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
					5 地すべり等防止区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 6 その他必要なこと。
		果樹園芸班	(班長) 果樹園芸課長 (副班長) 農業環境・鳥獣害対策室長	果樹園芸課員 農業環境・鳥獣害対策室員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害救助に必要な米穀(市町村において不足した場合)の調達に関すること。 3 水稲、野菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 災害応急対策用種苗の確保に関すること。 5 その他必要なこと。
		畜産班	(班長) 畜産課長 (副班長) 畜産課副課長	畜産課員	1 各班共通業務に関すること。 2 家畜等被害調査・応急対策に関すること。 3 家畜及び家きんの防疫に関すること。 4 家畜飼料の確保対策に関すること。 5 その他必要なこと。
		経営支援班	(班長) 経営支援課長 (副班長) 経営支援課副課長	経営支援課員	1 各班共通業務に関すること。 2 農業協同組合施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 4 災害に伴う農業共済に関すること。 5 その他必要なこと。
		林業班	(班長) 林業振興課長 (副班長) 森林整備課長	林業振興課員 森林整備課員	1 各班共通業務に関すること。 2 林道の被害状況調査に関すること。 3 原木市場、製材工場等の被害状況調査に関すること。 4 被害林業者等への貸付手続の審査及び指導に関すること。 5 林業団体に対する災害応急対策

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
					<p>の応援協力要請に関すること。</p> <p>6 山地災害地及び治山施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。</p> <p>7 県立植物公園及び県立森林公園の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。</p> <p>8 林産物（民有林の森林）の被害状況調査に関すること。</p> <p>9 林産物搬出施設等の被害状況調査に関すること。</p> <p>10 特用林産物の被害状況調査に関すること。</p> <p>11 その他必要なこと。</p>
		水産振興班	(班長) 水産振興課長 (副班長) 資源管理課長	水産振興課員 資源管理課員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 養殖魚介類及び水産業施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。</p> <p>3 漁業取締船による緊急輸送活動に関すること。</p> <p>4 被災漁業者等に対する融資に関すること。</p> <p>5 その他必要なこと。</p>
県土整備部	(部長) 県土整備部長 (副部長) 技監(行政組織規則第6条の表に掲げる県土整備部に属する技監をいう。) 県土整備	(幹事班) 県土整備総務班	(班長) 県土整備総務課長 (副班長) 技術調査課長 用地対策課長 検査・技術支援課長	県土整備総務課員 技術調査課員 用地対策課員 検査・技術支援課員	<p>1 各部幹事班共通業務に関すること。</p> <p>2 各班共通業務に関すること。</p> <p>3 災害応急復旧工事等に必要な建設機械及び資材の調達及び建設業者の確保に関すること。</p> <p>4 その他必要なこと。</p>
		道路班	(班長) 道路保全課長 (副班長) 道路政策課長 道路建設課長	道路政策課員 道路保全課員 道路建設課員 高速道路推進室員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 県管理の道路の被害調査及び災害応急対策に関すること。</p> <p>3 国(直轄)、西日本高速道路株式会社等が管理する道路の情報収</p>

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
	政策局長 道路局長 河川・下 水道局長 都市住宅 局長 港湾空港 局長		高速道路推進 室長		集に関する事 こと。 4 緊急輸送道路の確保に関する こと。 5 その他必要な事 こと。
		河川班	(班長) 河川課長 (副班長) 河川課副課長	河川課員	1 各班共通業務に関する事 こと。 2 土木関係被害状況の調査、情報 収集及び災害応急対策の取りま とめに関する事 こと。 3 河川施設の被害調査及び災害 応急対策に関する事 こと。 4 七川ダム、二川ダム、椿山ダ ム、広川ダム及び切目川ダム関 係の被害調査及び災害応急対策 に関する事 こと。 5 水防業務に関する事 こと。 6 その他必要な事 こと。
		砂防班	(班長) 砂防課長 (副班長) 砂防課副課長	砂防課員	1 各班共通業務に関する事 こと。 2 斜面崩壊状況調査、砂防関係 施設被害状況調査及び災害 応急対策に関する事 こと。 3 情報基盤整備機器の点検に関 する事 こと。 4 その他必要な事 こと。
		下水道班	(班長) 下水道課長 (副班長) 下水道課副課 長	下水道課員	1 各班共通業務に関する事 こと。 2 下水道等施設災害応急対策に 関する事 こと。 3 その他必要な事 こと。
		建築住宅 班	(班長) 建築住宅課長 (副班長) 都市政策課長 公共建築課長	建築住宅課員 都市政策課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関する事 こと。 2 滅失・損壊した建築物の統計 及び報告に関する事 こと。 3 応急仮設住宅建設等に関する 事 こと。 4 県営住宅の復旧に関する事 こと。 5 被災者入居用の公営住宅の空 き家状況調査及び提供に関する 事 こと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
					と。 6 市町村営住宅の被害状況調査・報告に関すること。 7 都市公園の被害調査及び被害応急対策に関すること。 8 被災者の住宅支援に関するこ。 9 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 10 被災宅地の危険度判定に関すること。 11 工事中の県有建築物等の被災状況調査・応急処置に関すること。 12 その他必要なこと。
		港湾空港班	(班長) 港湾漁港整備課長 (副班長) 港湾空港振興課長 津波堤防整備室長	港湾漁港整備課員 港湾空港振興課員 津波堤防整備室員	1 各班共通業務に関すること。 2 港湾、漁港及び海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関すること。 3 港湾及び漁港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。 4 南紀白浜空港の被害調査及び応急対策検討に関すること。 5 南紀白浜空港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。 6 その他必要なこと。
会計部	(部長) 会計管理者 (副部長) 会計局長	(幹事班) 会計班	(班長) 会計課長 (副班長) 会計課副課長	会計課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 災害時の出納事務に関すること。 4 財務会計システムの被災状況の情報収集及び応急復旧対策に関すること。 5 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。 6 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		総務事務 集中班	(班長) 総務事務集中 課長 (副班長) 総務事務集中 課副課長	総務事務集中 課員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害応急対策用物品の購入及び 燃料の緊急調達に関すること。 3 その他必要なこと。
議会部	(部長) 議会事務 局長 (副部長) 議会事務 局次長	(幹事班) 議会総務 班	(班長) 総務課長 (副班長) 総務課副課長	総務課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 議員との連絡に関すること。 4 その他必要なこと。
		議事班	(班長) 議事課長 (副班長) 議事課副課長	議事課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議会の会議に関すること。 3 その他必要なこと。
		政策調査 班	(班長) 政策調査課長 (副班長) 政策調査課副 課長	政策調査課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議員の調査活動に関すること。 3 その他必要なこと。
教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育総務 局長 生涯学習 局長 学校教育 局長	(幹事班) 教育総務 班	(班長) 教育支援課長 (副班長) 総務課長 教職員課長 人権教育推進 課長	教育支援課員 総務課員 教職員課員 人権教育推進 課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 教育関係の被害状況等の調査及 び情報収集の総括に関すること。 4 学校給食物資の管理及び配分に 関すること。 5 児童生徒の保健管理に関するこ と。 6 市町村教育委員会との連絡及び 指導に関すること。 7 職員(学校職員を除く。)の動 員及び派遣に関すること。 8 学校職員の動員及び派遣に関す ること。 9 カウンセラーの派遣に関するこ

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
					と。 10 国・他府県応援職員の受入れ及び割当並びに移動手段及び宿舎確保に関する事 11 広報に関する事 12 学校施設等の災害応急対策に関する事 13 職員(学校職員を除く。)の被災状況調査及び救援に関する事 14 救援物資の受入れ及び配布に関する事 15 教職員住宅の調査に関する事 16 関係宿泊施設等の被害状況等の調査に関する事 17 被災教職員の住宅確保に関する事 18 その他必要な事
		学校教育班	(班長) 県立学校教育課長 (副班長) 義務教育課長 特別支援教育室長	県立学校教育課員 義務教育課員 特別支援教育室員	1 各班共通業務に関する事。 2 臨時の授業その他学校運営に関する事。 3 教科書、学用品及び救援物資の配布に関する事。 4 ボランティアの派遣、編成及び活動計画に関する事。 5 児童生徒及び学校職員の被災状況調査及び救援に関する事。 6 児童生徒の転入学及び区域外就学に関する事。 7 県立学校及び公立小中高等学校への避難所設置に伴う運営協力等に関する事。 8 その他必要な事。
		スポーツ班	(班長) スポーツ課長	スポーツ課員	1 各班共通業務に関する事。 2 社会体育施設の被害状況等の

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
			(副班長) スポーツ課副 課長		調査、災害応急対策及び避難所等 の提供に関すること。 3 その他必要なこと。
		生涯学習 班	(班長) 生涯学習課長 (副班長) 生涯学習課副 課長	生涯学習課員	1 各班共通業務に関すること。 2 P T A、女性団体等へのボラン ティア協力要請に関すること。 3 県立図書館の被害状況等の調査 及び災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
		文化遺産 班	(班長) 文化遺産課長 (副班長) 文化遺産課副 課長	文化遺産課員	1 各班共通業務に関すること。 2 文化財の被害状況等の調査及び 災害応急対策に関すること。 3 博物館等施設の被害状況等の調 査及び災害応急対策に関するこ と。 4 その他必要なこと。
警察部	(部長) 警察本部 長 (副部長) 警備部長 (部長付) 総務課長 外1名	(幹事班) 総括班	(班長) 警備課長	会計課員 警務課員 生活安全企画 課員 刑事企画課員 警備企画課員 公安課員 警備課員 運転免許課員 近畿管区警察 局和歌山県情 報通信部機動 通信課員	1 災害警備本部の総括に関するこ と。 2 会議の招集・運営に関するこ と。 3 各班及び派遣要員の連絡調整に 関すること。 4 警察庁・管区局への報告連絡に 関すること。 5 援助要求及び連絡調整に関する こと。 6 防災関係機関との連絡調整に関 すること。 7 記録の整備、保管及び報告に関 すること 8 各班に属さない任務に関するこ と。
			(班長) 交通企画課次 席	運転免許課員	1 交通部指揮所との連絡調整に関 すること。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		派遣班	(班長) 警備企画課捜 査管理官	生活安全企画 課員 刑事企画課員 交通企画課員 警備企画課員 警備課員	1 県災害対策本部における連絡調 整に関すること。 2 その他必要なこと。
監査委員 部	(部長) 監査委員 事務局長 (副部長) 監査委員 事務局第 一課長	監査委員 班	(班長) 第一課長 (副班長) 第二課長	第一課員 第二課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
人事委員 会部	(部長) 人事委員 会事務局 長 (副部長) 人事委員 会事務局 総務課長	人事委員 班	(班長) 総務課長 (副班長) 職員課長	総務課員 職員課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
労働委員 会部	(部長) 労働委員 会事務局 長 (副部長) 労働委員 会事務局 審査調整 課長	労働委員 班	(班長) 審査調整課長 (副班長) 審査調整課副 課長	審査調整課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
備考					
<p>1 各部幹事班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。</p> <p>(1) 部内職員の安否の取りまとめに関すること。</p> <p>(2) 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。</p> <p>(3) 部内各班、総合統制室及び各部との連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 部内の被害状況の取りまとめに関すること。</p>					

(5) 部内の災害応急対策の推進及び取りまとめに関すること。

2 各班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。

(1) 所属職員の安否の取りまとめに関すること。

(2) 所属職員の動員及び要員の確保に関すること。

(3) 所管県有施設の被害状況の把握に関すること。

(4) 所管事業に係る被害調査及び応急対策に関すること。

(5) 所管業務に係る対応記録、整理に関すること。

注 事務分掌の詳細及び具体的な要領については、別途各班において定めておくものとする。

b 支部

支部は、所管区域における災害応急対策等の円滑な処理に当たる。

支部長は、副支部長及び支部員と協議して支部における災害応急対策等に関する事務の円滑な処理と、本部との連絡に当たる。

なお、本部との通信途絶等により本部と連絡がとれない場合には、支部長の判断において、県知事として自衛隊への災害派遣要請、国への被害状況の報告を行うことができる。

(ア) 各班

○ 支部には班を設け、班長、副班長及び班員を置き、必要に応じて班長付を置く。

○ 班長は、上司の命を受け、当該班に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

○ 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が2人以上あるときは、あらかじめ班長が定める順序により、その職務を代理する。

○ 班長付は、上司の命を受け、班長が特に命ずる事項を処理する。

○ 班員は、上司の命を受け、当該班の事務に従事する。

(イ) 支部連絡員

○ 総務班に支部連絡員を置く。

○ 支部連絡員は、支部会議の決定事項等について、各班の連絡事務を処理する。

○ 支部連絡員は、支部を構成する機関の課、室の職員で当該機関の長の指名する者をもって充てる。

(ロ) 緊急防災要員

○ 支部の初動体制確立のため、支部に緊急防災要員を置く。

○ 緊急防災要員は振興局の近隣に居住する職員のうちから、知事が任命する。

(ハ) 班員の市町村への派遣

支部長は、必要があると認めるときは、班員を市町村に派遣することができる。

市町村に派遣された班員は、情報の収集及び連絡調整等に当たるものとする。

(ニ) 編成及び事務分掌

支部の各班別の事務分掌は概ね次のとおりである。

なお、支部の組織及び運営については、知事の承認を得て、支部長が別に定めるものとする。

和歌山県災害対策本部〇〇〇支部の編成及び事務分掌

班 名	事務分担者		事 務 分 掌
	班長、副班長	班 員	
総務班	(班長) 〇〇〇振興局 地域振興部長 (副班長) 〇〇〇振興局 農林水産振興 部長 〇〇〇県税事 務所長 〇〇〇振興局 地域振興部副 部長 〇〇〇振興局 農林水産振興 部副部長 (班長付) 〇〇〇振興局 総務県民課長	〇〇振興局 域振興部員 〇〇振興局 林水産振興 員 〇〇県税事 所員	1 本部及び各班との連絡調整に関する事 2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第5項の規定による避難の指示等の代行及び同法第73条第1項の規定による応急措置の代行に関する事 3 災害関係職員の動員及び派遣に関する事 4 気象予警報等の受信及び伝達に関する事 5 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関する事 6 消防に関する事 7 被害情報の収集及び整理に関する事 8 被害状況等の本部及び国への報告に関する事 9 自衛隊の派遣要請に関する事 10 市町村における災害応急対策の指導及び連絡調整に関する事 11 協力機関との連絡調整に関する事 12 電力、ガス等の災害応急対策に関する事 13 災害応急対策要員の確保に関する事 14 災害時における出納事務全般に関する事 15 支部及び支部会議の運営に関する事 16 職員の安否確認及び対応に関する事 17 農林水産関係被害情報の収集及び整理に関する事 18 農林水産関係被の災害応急対策に関する事 19 災害応急対策用船艇の確保に関する事 20 商工業関係の災害応急対策に関する事 21 その他必要な事

班 名	事務分担者		事 務 分 掌
	班長、副班長	班 員	
〇〇〇健康 福祉班	(班長) 〇〇〇振興局健 康福祉部長 (副班長) 〇〇〇保健所長	〇〇〇振興局健 康福祉部員 〇〇〇保健所員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助の全般に関すること。 2 災害救助用物資の確保に関すること。 3 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関する こと。 4 その他社会福祉関係の災害応急対策に関する こと。 5 災害時における医療及び助産に関すること。 6 災害時における飲料水の応援対策に関するこ と。 7 災害時における防疫及び消毒に関すること。 8 その他保健衛生関係の災害応急対策に関する こと。 9 その他必要なこと。
△△△健康 福祉班	(略)	(略)	(略)
〇〇〇建設 班	(班長) 〇〇〇振興局〇 〇建設部長 (副班長) 〇〇〇振興局〇 〇建設部副部長	〇〇〇振興局 〇〇建設部員	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防全般の対策に関すること。 2 土木施設関係の被害調査及び災害応急対策に 関すること。 3 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関する こと。 4 その他必要なこと。
△△建設班	(略)	(略)	(略)
家畜保健衛 生班	(班長) 〇〇〇家畜保健 衛生所長 (副班長) 〇〇〇家畜保健 衛生所次長	〇〇〇家畜保健 衛生所員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における家畜の防疫及び診断に関する こと。 2 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関する こと。 3 その他家畜保健衛生関係の災害応急対策に関 すること。 4 その他必要なこと。

班名	事務分担者		事務分掌
	班長、副班長	班員	
〇〇〇警察班	(班長) 〇〇〇警察署長 (副班長) 〇〇〇警察署〇 〇長	〇〇〇警察署員	1 警察関係の災害応急対策に関すること。 2 警察通信による災害救助、水防等の協力に関すること。 3 交通の確保及び指導に関すること。 4 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。
△△△警察班	(略)	(略)	(略)
〇〇〇班	(略)	(略)	(略)

注 1 県支部の構成は、上記表のとおり、支部の所管区域の全部又は一部をその所管区域とする他の県地方機関及び支部の所管区域内に所在する他の県地方機関等を構成に含め、次の要領で組織しておく。

ただし、県防災航空センターを除くものとする。

- (1) 班名は、本表の班名の例により機関の名称に「班」を付する。
- (2) 班長は、それぞれ振興局各部長並びに地方機関等の長とする。
- (3) 副班長は、それぞれ振興局各部副部長並びに地方機関等の次長の職に相当する職にある職員とする。
- (4) 班員は、班長の属する地方機関等の職員とする。
- (5) 事務分掌は、次の例による。

ア その地方機関の業務の災害応急対策に関すること。

イ 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。

- 2 各班は、本事務分掌によるほか余裕のあるときは、必要に応じ他班の行う事項について応援を分掌する。なお、本表で分掌されていない災害応急対策及び本表で重複する関係事項等については支部長が支部員と協議してあらかじめ又はその都度定める。
- 3 事務分掌の詳細及び具体的な要領については、別途各班において定めておくものとする。

c 広域防災拠点要員

- (7) 救援物資の集積拠点及び防災関係機関の活動拠点である広域防災拠点の初動体制確立及び運営のため、広域防災拠点要員を置く。
- (イ) 広域防災拠点要員は、広域防災拠点の近隣に居住する職員のうちから、知事が任命する。

d 地方連絡部

- (7) 地方連絡部は、国会、中央官庁その他関係方面との連絡等事務の円滑な処理に当たる。
- (イ) 地方連絡部長は、東京事務所長をもって充て、当該連絡部の所掌事務の処理に当たる。

(ウ) 地方連絡部長の属する機関の職員は、部員となり上司の命を受けて関係事項の処理に当たる。

(イ) 地方連絡部の分担任務は次のとおりである。

名 称	部 長	事 務 分 掌
東京地方連絡部	東京事務所長	1 災害関係事項の国会、中央官庁その他関係方面との連絡に関する事。 2 災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事。 3 関東方面における災害応急対策用物資の購入あっせん等に関する事。 4 その他特命事項に関する事。

ウ 設置の伝達

- ① 本部の設置を決定したときは、本部総合統制室長は、本部連絡員をして関係各部長、副部長に連絡するとともに、各本部連絡員は関係各部、班に伝達する。なお、勤務時間中においては庁内各機関に対して放送等により伝達するものとする。
- ② 本部総合統制室は、直ちに関係の各支部にその旨伝達するとともに、防災会議の委員及び消防庁に対して電話、無線等適宜の方法によって連絡する。
- ③ 各支部における設置は、本部の設置に準ずるものとし、設置の決定は本部の指示に基づき支部長が決定する。ただし、緊急の事態が生じその必要を認めるときは、本部の指示がなくても支部長がその設置を決定するものとする。
- ④ 支部長は、設置を決定したときは、支部員に対して伝達するとともに、関係の市町村本部に対して通知をする。

エ 廃止の伝達

本部及び支部の廃止を決定したときは、上記ウに準じて伝達するものとする。

オ 職員の証票等

- ① 災害緊急対策において、県の職員が災害対策基本法に基づき施設・家屋又は物資の所在する場所若しくは物資を保管する場所に立ち入り、検査等を行う場合における証票は、和歌山県職員証とする。
- ② 本部職員のうち、災害応急対策の実施に当たるものは、腕章を着用する。また、災害時において非常活動に使用する本部の自動車（乗用車及び救助物資運送中の貨物車等）には、原則として標旗並びに横幕を付ける。

※ 県災害対策本部職員腕章・自動車標旗・横幕は資料編 34-02-00 を参照

3 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関等の組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、それぞれ防災業務計画等に基づき各機関の定めるところによる。

第2節 動員計画（県総務部）

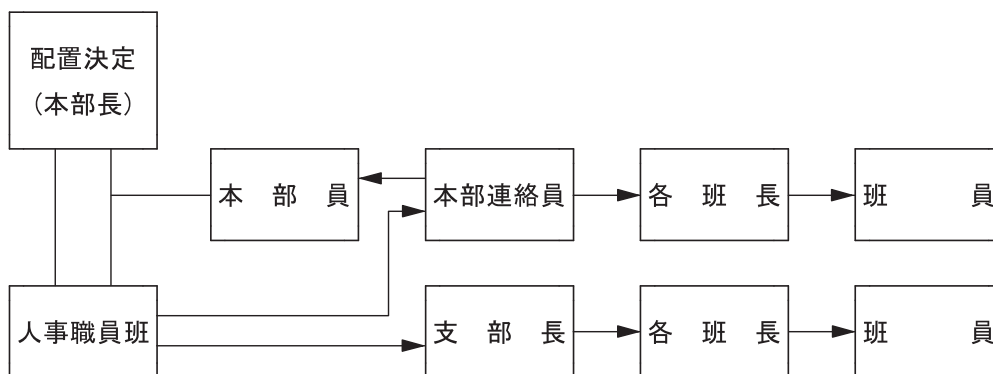
1 計画方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の項目について定める。

2 計画内容

(1) 出動員の系統

本部及び支部における職員の動員は、本部長の配置決定に基づき、次の系統で伝達し動員する。



(2) 動員の伝達

各機関の動員の伝達は、次の方法による。

ア 人事部職員班

本部長が本部の配置を決定したときは、本部連絡員を通じて本部各部・各班に伝達するとともに、庁内放送を通じて庁内各班に伝達する。また、支部に対して、配置及び動員について速やかに指達する。

イ 本部連絡員

本部の配置及び動員についての伝達事項を、速やかに関係の本部員及び各班長に伝達する。

ウ 本部各班

本部配置及び動員の伝達を受けたときは、速やかに所属班員の動員をするとともに所管の支部各班に対して必要な事項を伝達する。

エ 支部

支部長が配置の決定をしたとき、総務班は速やかに当該支部の各班に伝達するとともに、関係のある市町村本部に対して連絡する。支部における配置の伝達を受けた各班は、速やかに関係職員の動員をする。

(3) 動員の方法

ア 本部

本部各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法については具体的に計画しておく。

イ 支 部

支部における動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法等については、各支部の組織及び運営に関する要綱に基づき、具体的に計画しておく。

(4) 職員の応援

ア 本部における応援

各班における災害応急対策等の実施に当たって職員が不足するときは、班の所属部内で余裕のある班から応援を受けるものとし、なお不足する場合は、本部総合統制室長に職員の応援を要請するものとする。

応援要請を受けた本部人事職員班は、次の順位により職員の応援を行う。

- ① 応援要請した班の所属部以外の部から応援
- ② 支部あるいはその他の県地方機関から応援

イ 支部における応援

各班における災害応急対策等の実施に当たって職員が不足するときは、支部長に職員の応援を要請するものとする。

応援要請を受けた支部総務班は、支部内で余裕のある班及び支部区域内に事務所を置き、かつ本部及び支部の組織として含まれていない地方機関から職員を動員するものとし、なお不足する場合は、本部総合統制室長へ応援要請をするものとする。

ただし、通信途絶又は緊急を要する場合においては、支部長は、直接、隣接支部に応援を要請することができる。この場合、事後本部人事職員班に速やかにその旨を報告するものとする。

なお、応援要請を受けた本部人事職員班は隣接する支部あるいは本部から職員の応援を行う。

(5) 国もしくは都道府県の職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請

知事又は県の委員会若しくは委員は、前記(4)に基づく職員の応援によってもなお職員が不足する場合は、次により国もしくは他の都道府県の職員の派遣を要請し、または派遣のあっせんを求めるものとする。

ア 国の職員の派遣要請及び派遣あっせん要請

- ① 基本法第 29 条の規定に基づく国の職員の派遣要請
- ② 基本法第 30 条の規定に基づく国の職員の派遣あっせん要請

イ 他都道府県の職員の派遣要請

- ① 関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機管理発生時の相互応援に関する基本協定」による職員の派遣要請
- ② 「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」による職員の派遣要請
- ③ 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」による職員の派遣要請
- ④ その他応援協定による職員の派遣要請
- ⑤ 地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づくその他の都道府県職員の派遣要請

※ 災害応急対策又は災害復旧に必要な技術・知識又は経験を有する県の技術職員数は、

資料編 35-00-00 を参照

(6) 近畿地方整備局の職員の派遣要請

「災害時の応援に関する申し合わせ（平成 17 年 6 月 14 日）」に基づく派遣要請。

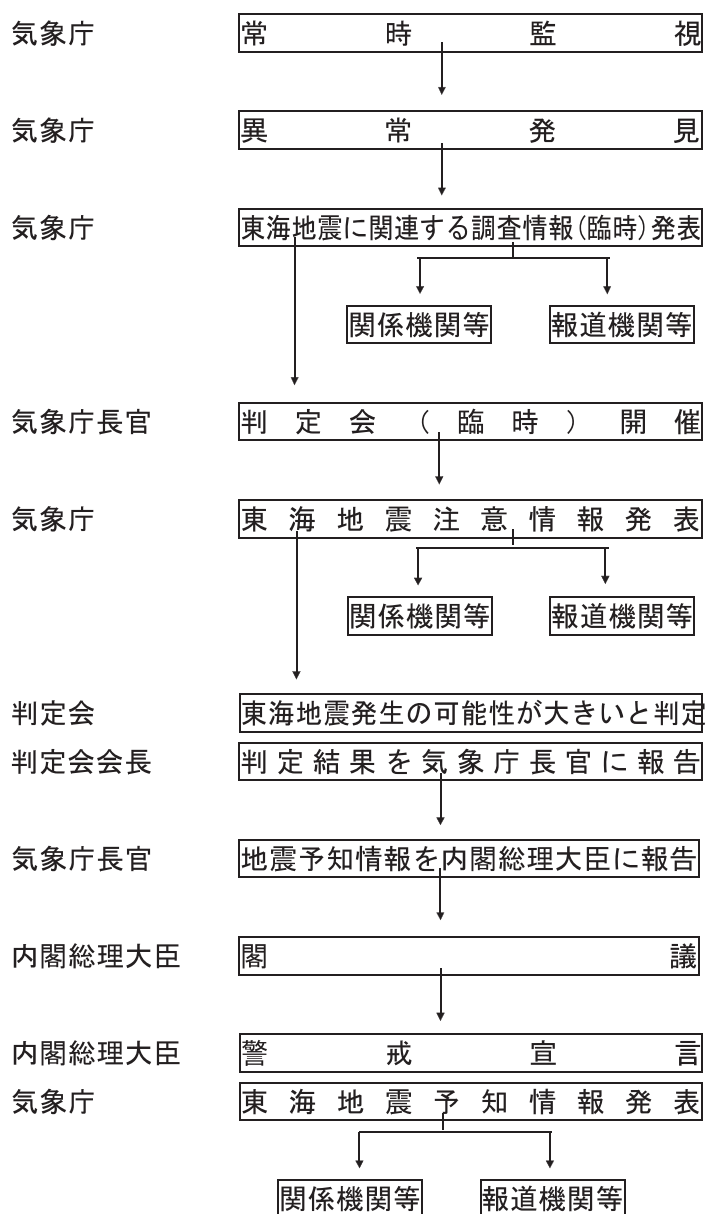
第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合に、社会的混乱の発生を防止することを主眼に、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、県民の生命、身体、財産の安全を確保することを目的として、必要かつ有効な措置を定める。

2 計画内容

(1) 警戒宣言までの流れ



(2) 県の基本方針

ア 東海地震が発生した場合、著しい被害を生ずるおそれがある地域として東海地方を中心に地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）が指定されているが、和歌山県はこの地域に含まれていないため、警戒宣言発令中においても都市機能は平常どおり確保する。

イ 但し、和歌山県は駿河湾と直線距離約210～280kmの地域にあるため、東海沖で地震が発生した場合の県民の生命、身体、財産の安全の確保を図る必要があるほか、東海・東南海・南海地震の同時発生や東海地震が東南海・南海地震を誘発する恐れも懸念される。

よって、警戒宣言が発令されたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるとともに、東海地震注意情報が発せられたときから警戒宣言の発令、又は気象庁から東海地震の発生のおそれなくなった旨の情報が発表されるまでの間についても、必要な措置をとる。

(3) 東海地震注意情報発表時の措置

ア 情報の入手・伝達

① 情報の入手

- a 和歌山地方気象台からの通報
- b テレビ・ラジオ等報道機関を通じた情報の入手

② 情報の伝達

県は東海地震注意情報を入手した場合は、速やかに各市町村等へ伝達するものとする。
 なお、その場合の伝達経路は、気象予警報の伝達経路の一部を利用する。
 なお、勤務時間外については、宿日直者が受理し、職員の防災体制発令時の連絡体制により情報伝達を行う。

イ 県の対応措置

① 組織動員配備体制

県は、危機管理局による情報収集体制により、警戒宣言の発令に備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

② 措置内容

警戒宣言及び東海地震予知情報の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

(4) 警戒宣言発令時の措置

ア 情報の入手・伝達

① 情報の入手

- a 和歌山地方気象台からの通報（東海地震予知情報による）
- b テレビ・ラジオ等報道機関を通じた情報の入手

※ 警戒宣言が発せられた場合、直ちに地震予知情報の内容について国民に周知されるので、防災関係機関及び住民も、緊急放送をはじめ、報道機関を通じて情報の入手に努める。

② 情報の伝達

県は地震予知情報により内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、迅速に各市町村等へ伝達するものとする。

なお、その場合の伝達経路及び勤務時間外の連絡方法については、東海地震注意情報発表時に準ずる。

イ 県の対応措置

① 組織動員配備体制

県は職員の配備体制2号発令により、各担当課室・振興局職員を動員配備した上で、以下

の措置をとることとする。

② 措置内容

- a 出張事務等の制限（地震防災対策強化地域への出張等）
- b 庁内における火器使用の制限、危険物品等の整理
- c 食料・飲料水の確保点検
- d 各関係機関からの情報収集
- e 地震発生に備えた広報の実施（住民等のとるべき措置、各関係機関からの情報等）

(5) その他

市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、その他防災関係機関は、大規模な地震が発生した場合に備え、防災業務計画等にあらかじめ対応措置を定めることとする。

特に市町村においては、警戒宣言発令時の対応として、避難指示の発令、倒壊の可能性がある建物からの避難の呼びかけ等、人的被害を軽減するための措置を積極的に講ずることとする。

第2章 情報計画

第1節 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達計画

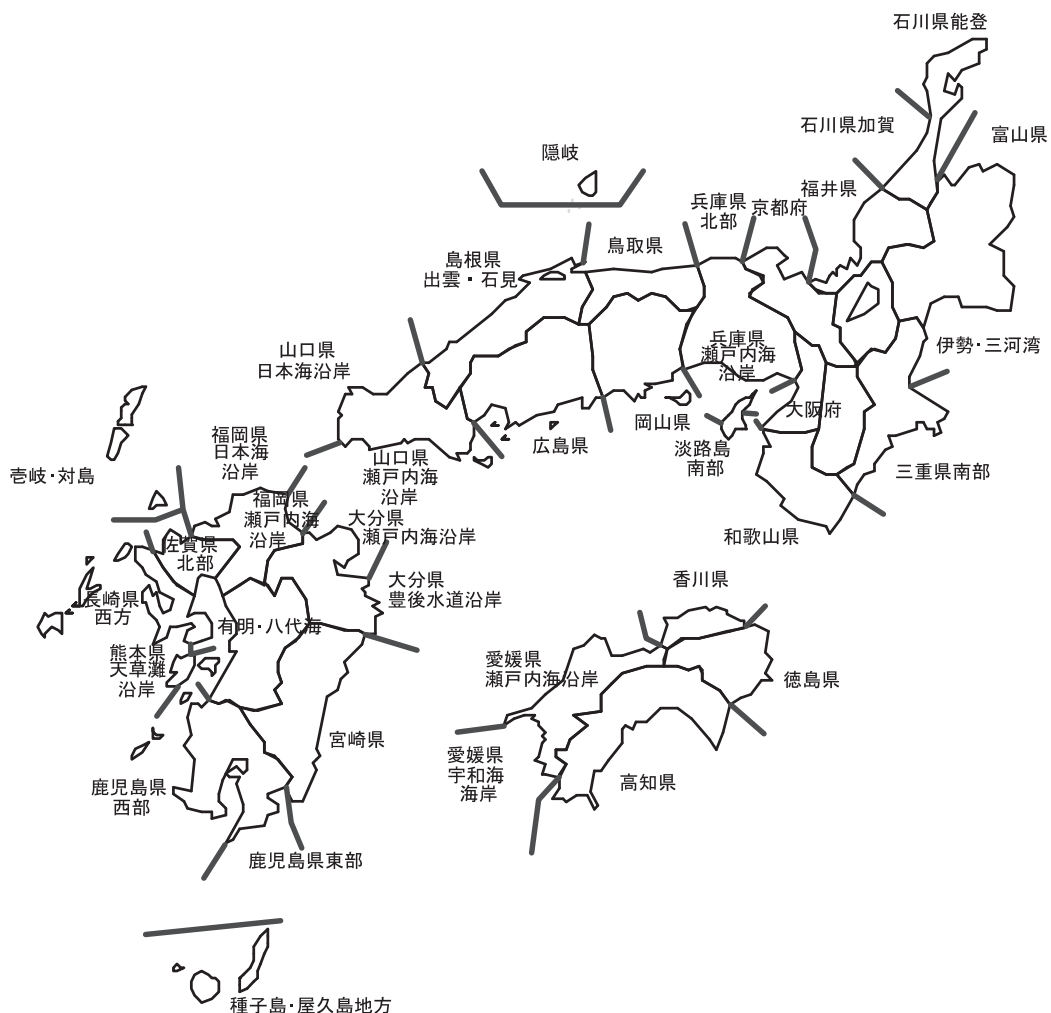
(大阪管区气象台、和歌山地方气象台、県総務部危機管理局)

1 計画方針

県の地域に大規模な地震が発生し、または地震による津波等の発生するおそれがある場合、防災関係機関は迅速かつ確かな災害応急対策を実施するため、大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震及び津波に関する情報、その他災害に関する情報の伝達を行うものとする。

県及び防災関係機関は、情報の最新機器の導入を図り、より迅速かつ確かな情報の伝達に努めるものとする。

「津波予報区図」



2 基本計画

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、津波に関する情報の種類と内容

ア 津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区（原則として、都道府県程度に区分）に分けられている。和歌山県は全域が1つの予報区であり、予報区名称は「和歌山県」である。

イ 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波予報（気象庁発表）

気象庁は、地震が発生したときは地震の位置や規模を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

〈津波警報・注意報の種類〉及び発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予測の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったたり海岸に近づいたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

津波警報等と避難のポイント

- ・震源が陸地に近いと津波警報等が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報等が解除されるまでは、避難を続けましょう。

〈津波予報の発表基準と発表内容〉

発表基準	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

ウ 地震情報・津波情報の種類及び発表基準と内容（気象庁発表）

〈緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類〉

地震情報の種類	発表基準	内 容
緊急地震速報 （警報）注 1	地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 弱以上と予想された場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ（震度 5 弱以上）が予測される地域名及び震度 4 が予測される地域名〔和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の 2 地域（※ 1）〕
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名〔和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の 2 地域（※ 2）〕と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点ある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象	南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。 気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラ

地震情報の種類	発表基準	内 容
	の調査結果を発表する場合	フ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。 (呼びかける今後の備えの例) 家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります	

※ 1、2 緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称	市郡〔町村〕名
和歌山県	和歌山県北部	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市、岩出市、海草郡〔紀美野町〕、伊都郡〔かつらぎ町、九度山町、高野町〕、有田郡〔湯浅町、広川町、有田川町〕、日高郡〔美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町〕
	和歌山県南部	田辺市、新宮市、西牟婁郡〔白浜町、上富田町、すさみ町〕、東牟婁郡〔那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町〕

注 1：震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合

〔緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置づける〕

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 監視領域内 ^{◆1} でマグニチュード6.8以上 ^{◆2} の地震 ^{◆3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{◆4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{◆1} において、モーメントマグニチュード ^{◆4} 7.0以上の地震 ^{◆3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ◆1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲
- ◆2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する
- ◆3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ◆4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

地震情報の種類	発表基準	内 容
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

〈津波情報の種類〉

津波情報の種類	発表内容
津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※3や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載）を発表。 ※3 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達時刻を発表。
津波観測に関する情報 * 1	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報 * 2	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

* 1 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0. 2 m 以上	数値で発表
	0. 2 m 未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

* 2 沖合で観測された津波の最大波の観測値及び沿岸での推定値の発表内容* 3

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

* 3 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波観測点（平成 27 年 4 月 1 日現在）

津波観測点名称	所在地
ナチカツウラチョウウラガミ 那智勝浦町浦神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
クシモトチョウフクロコウ 串本町袋港	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
シラハマチョウウカタタ 白浜町堅田	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
ゴボウシハライド 御坊市祓井戸	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
ワカヤマ 和歌山	和歌山県和歌山市和歌山港

エ 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震情報及び津波情報（震度速報を除く）（気象庁発表）

和歌山地方気象台は、次の基準により関係機関（大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の伝達経路参照）へ通知する。

- ① 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報及び津波情報
和歌山県に発表されたとき
- ② 地震情報
 - a 震源震度に関する情報
 - (ア) 和歌山県内で震度 3 以上を観測したとき
 - (イ) 隣接府県（大阪府、奈良県、三重県）で震度 4 以上を観測したとき
 - (ウ) 上記以外の都道府県で震度 6 弱以上を観測したとき
 - b 各地の震度に関する情報
和歌山県内で震度 1 以上を観測したとき
 - c その他の情報（震源情報、遠地地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度分布情報など）

地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき
オ 震度情報で用いる和歌山県内設置震度計の震度発表名称等（気象庁発表）

※ 資料編 28-04-01～03 を参照

カ 地震解説資料（気象庁提供）

地震解説資料には、速報版と詳細版があり、速報版は和歌山県で震度 4 以上を観測した場合か、日本及びその周辺で発生した地震で和歌山県に大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合に作成され、地震発生から 30 分程度で提供される。

詳細版は、和歌山県で震度 5 弱以上を観測した場合や、和歌山県に大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合（海外で発生した地震により津波警報等が発表された場合を含む）、社会的に関心の高い地震が発生した場合等に作成され、地震発生から 1～2 時間程度で提供される。

キ 津波の予報業務に関する情報の種類と内容（県提供）

県は以下内容について、沿岸市町及び沿岸消防本部に対して津波予報の提供を行う。

① 対象とする区域

対象とする区域は、6 市 12 町の 98 区域とする。

津波予報の対象とする地域等（許可第 194 号、変更認可第 194-2 号、変更認可第 194-3 号）

市 町	予報対象区域
和歌山市	西庄、湊、築港、西浜、布引
海南市	船尾、下津町方北、下津町西
有田市	初島町浜、港町
湯浅町	湯浅
広川町	唐尾
由良町	衣奈、戸津井、小引、大引、神谷、吹井、網代
日高町	志賀、方杭、小浦、比井、産湯、阿尾 1、阿尾 2
美浜町	三尾、和田、浜ノ瀬
御坊市	塩屋、名田町野島 1、名田町野島 2、名田町上野、名田町楠井
印南町	津井、印南 1、印南 2、西ノ地、島田
みなべ町	山内、芝
田辺市	芳養、目良、天神崎、末広町、文里、新庄 1、新庄 2
白浜町	東白浜、瀬戸、白良浜、才野、中、富田、富田袋、椿 1、椿 2、市江、笠浦、志原、日置
すさみ町	周参見、口和深、見老津、江須之川、江住、里野
串本町	和深、安指、田子、江田、田並、有田、高富、串本 1、串本 2、串本 3、大島、姫、古座、津荷、田原
那智勝浦町	浦神、下里、二河、築地、勝浦、天満、浜ノ宮、宇久井 1、宇久井 2
太地町	太地 1、太地 2、常渡、森浦
新宮市	三輪崎 1、三輪崎 2、新宮

② 予報の種類

津波予報の項目は、第一波到達予想時刻、最大予想津波高、津波浸水域予測及び津波浸水深予測とする。

ク D O N E Tによって得られる津波観測情報による避難の呼びかけ（県配信）

県は、リアルタイム地震・津波関連表示システムによりD O N E T観測点2ヶ所以上で予め定めた閾値を超過したとき、緊急速報メールを配信する。

① 配信する地域

配信する地域は、県内全域とする。

② 配信する内容

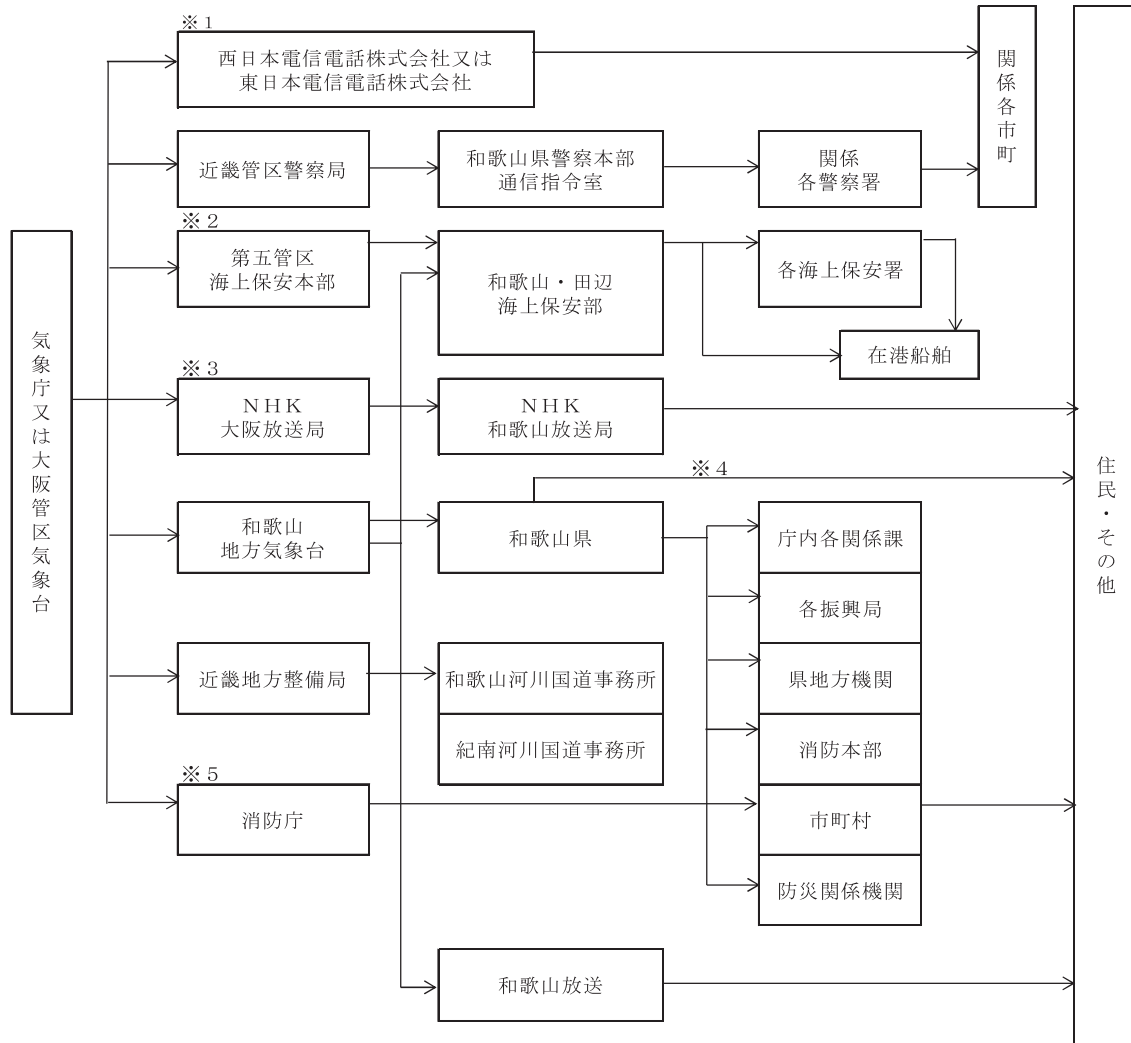
津波の観測により、至急高台などへ迅速な避難の呼びかけを行う等の内容を配信する。

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の通知と伝達

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の伝達経路（気象庁提供）

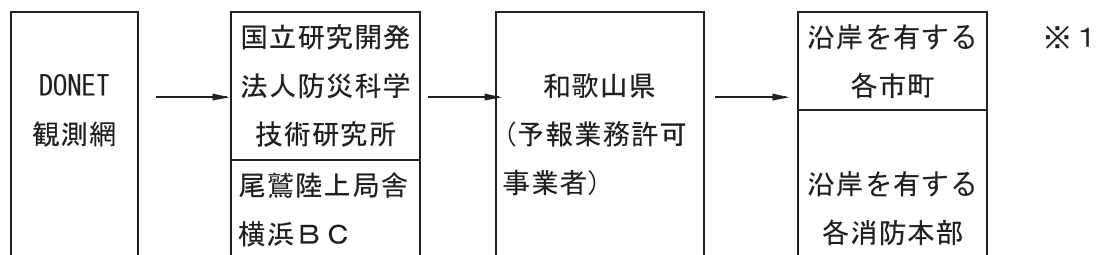
令和4年4月1日現在

大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の伝達経路



- (注) 1 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」または「防災情報提供システム」による。
 2 ※1は、大津波警報、津波警報及び同警報解除のみ伝達する。
 3 ※2は、神戸地方気象台から伝達する。
 4 ※3は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）による。
 5 ※4は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。
 6 ※5は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

イ 津波予報の伝達経路（県提供）



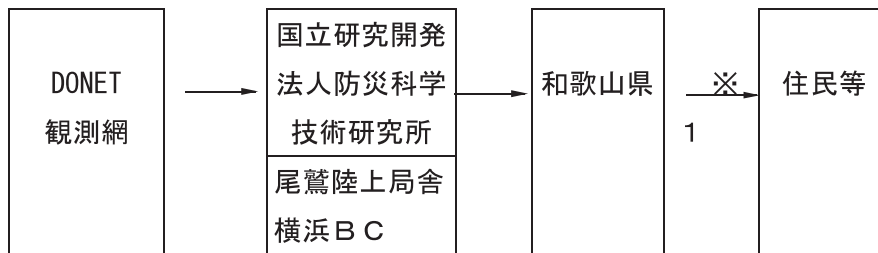
- (注) 1 県から沿岸を有する各市町及び沿岸を有する各消防本部への情報については、「津波予測システム」による。
 2 沿岸を有する各市町村とは、和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、湯

浅町、広川町、日高町、由良町、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町である。

3 沿岸を有する各消防本部とは、和歌山市消防局、海南市消防本部、有田市消防本部、湯浅広川消防組合消防本部、日高広域消防事務組合消防本部、御坊市消防本部、田辺市消防本部、白浜町消防本部、串本町消防本部、那智勝浦町消防本部、新宮市消防本部である。

4 ※1は、県が行う津波予報や津波警報等の情報を活用し、市町村等が必要な対策を行う。

ウ DONETによって得られる津波観測情報による避難の呼びかけの伝達経路（県提供）



(注) 1 ※1は、緊急速報メール等により伝達する。

(3) 本庁における措置

ア 和歌山地方気象台から県に通知される津波警報等は、下記により受領・伝達する。

- ① 本庁の防災関係各課長は、前項の通報を受けたときは、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。
- ② 災害対策課長は警報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱い責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため、書類を作成し、保存する。
- ③ 災害対策課以外の本庁関係課における記録については、当該課長がそれぞれ別に定めるものとする。

イ 県が行う津波の予報は、下記により伝達する。

- ① 防災企画課長は、津波予測システムで予報を伝達した時は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。

ウ 津波の観測情報による緊急速報メールの配信は、「DONET観測情報を活用した緊急速報メール配信システム対応手順に関する整理統合マニュアル」に基づき、下記により伝達する。

- ① 防災企画課長は、DONETによって得られる津波観測情報を活用し緊急速報メールを配信した時は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。

(4) 県地方機関の措置

ア 振興局長その他県地方機関の長は、警報等を受領した場合は、ラジオ、テレビの放送等により、気象その他の状況を聴取するよう努める。

イ 振興局長は、災害の発生のおそれがあるような場合において関係市町村から現地の情報を受領したときは、災害対策課長へ速やかに通報する。

ウ 振興局長、その他県の地方機関の長は、警報等の受領伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、本庁に準じた措置を講じておく。

(5) 市町村長の措置

ア 市町村長は、県の機関又は警察の機関から警報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、市町村内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

周知方法は、おおむね次のとおりとする。

- ① 広報車、宣伝車による。
- ② 防災行政無線（個別受信機を含む。）、有線放送による。
- ③ 伝達組織を通じる。
- ④ サイレン、警鐘、津波フラッグ等による。

イ 市町村長は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

ウ 市町村長は、気象台から、津波警報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該警報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される警報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。

エ 市町村長は、県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努めるものとする。

オ 市町村長は災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、警報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報するものとする。

カ 市町村長は、警報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。

キ 沿岸部市町は、市町村防災行政無線（個別受信機を含む。）から放送される津波警報等のサイレン音について、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の標準サイレン音に統一するものとする。

(6) 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は次の方法により関係機関に通報する。

ア 発見者の通報

異常現象を発見したものは、市町村長、警察官又は海上保安官に通報する。

イ 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに市町村長及び所轄警察署長に通報する。

ウ 市町村長の通報

上記のア・イによって異常現象を承知した市町村長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

エ 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

- ① 水象に関する事項、津波による異常潮位、異常波浪
- ② 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

オ 周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

第2節 被害情報等の収集計画（県総務部危機管理局・県総務部）

1 計画方針

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握して総合防災情報システムに入力し県知事に報告する。

県においても、災害発生直後に概括的な被害情報の収集にあたりるとともに、夜間・休日等については危機管理局の宿直者がまず対応する体制となっている。

2 計画内容

(1) 県による被害情報の早期収集

ア ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県は必要に応じヘリコプター（県防災航空センター、県警察本部、自衛隊、海上保安本部等）により、被害情報を収集する。

イ 職員による参集途上の情報収集

職員は、参集途上において把握できた被災状況を参集途上もしくは参集後、速やかに班長に報告する。

各班長は、職員の報告内容を、本部にあつては本部連絡員、支部にあつては支部連絡員を通じ、それぞれ総合統制室情報班及び支部総務班へ報告する。

ウ 画像による被害情報の収集

県は、必要に応じ人工衛星（宇宙航空研究開発機構）、無人航空機等を活用して得られた画像による被害状況の把握を行う。

エ 支部による被害情報の収集

① 職員の市町村への派遣

支部長は、必要があると認めるときは、すみやかに職員を市町村に派遣し、市町村の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

② 公共土木施設等の被害情報の収集

公共土木施設等の管理者は、現地に職員を派遣し、道路、港湾及び漁港等の被害情報を収集する。

オ 本部（本庁：災害時緊急支援要員）による被害情報の収集

職員の市町村への派遣

本部長は、必要があると認めるときは、すみやかに職員（災害時緊急支援要員）を市町村に派遣し、移動県庁設備等を用い、市町村の被害状況及び災害応急対策実施状況の情報を収集する。

(2) 市町村による被害情報の早期収集

ア 被害の規模を推定するための関連情報の収集

市町村は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するものとする。

イ 119番通報殺到状況の収集

市町村は、被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的

に収集するものとする。

(3) 災害報告責任者

災害時の被害状況の把握は、災害対策業務執行上極めて重要なものであるから、市町村、県の関係各課・地方機関及び防災関係機関にあっては、あらかじめ報告責任者を定めておく。

(4) 災害報告の取扱要領

ア 報告すべき災害

① 発生原因 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害

② 報告の基準

この計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行うものとする。

- a 災害救助法の適用基準に合致するもの
- b 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- e 災害による被害が当初は軽微であっても、今後a～dの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- f 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上の記録をしたもの
- g 災害の発生が県内で広域に及び、県地域に相当の被害が発生したと認められるもの
- h その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

イ 災害報告の種類

- ① 災害即報 ※ 消防庁指定第4号様式は、資料編37-01-01～03を参照
- ② 被害状況報告 ※ 被害状況報告及び附表・明細表は、資料編37-02-01～22を参照

(5) 災害即報及び被害状況報告要領

ア 災害即報

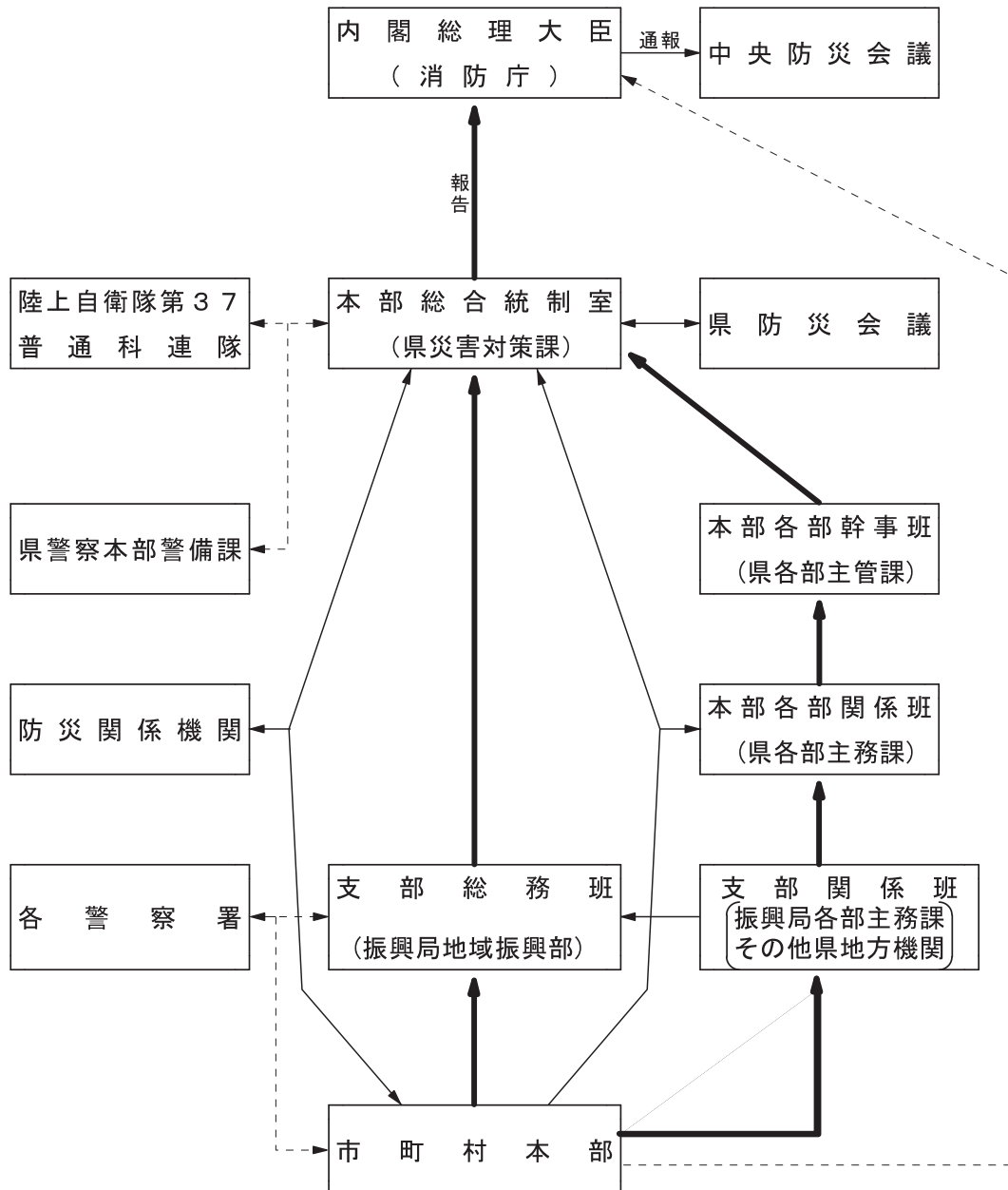
- ① 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告するものとする。
- ② 災害即報は、次の系統によって迅速に行うものとする。
ただし、市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（災害対策基本法第53条第1項）
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。
- ③ 119番殺到状況については、市町村から県の他、直接国へも報告すること。
- ④ 市町村及び県機関並びに防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- ⑤ 報告に当たっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防

防災無線、加入電話等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。

- ⑥ 災害即報事項は、管内の警察署（駐在所、派出所を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。

特に、市町村本部においては、防災担当課と被害区分に応じた関係課の連絡を、支部においては、支部総務班と支部関係班の連絡を密にすること。

災害即報系統図



(注) ① 市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第53条第1項）

通常時（消防庁応急対策室）

消防防災無線 防災電話番号：8-90-49013 防災 FAX 番号：78-90-49033（県庁からのみ使用可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49013 防災 FAX 番号：7-048-500-90-49033

NTT 回線 電話番号：03-5253-7527 FAX 番号：03-5253-7537

夜間・休日時（消防庁宿直室）

消防防災無線 防災電話番号：78-90-49102 防災 FAX 番号：78-90-49036（県庁からのみ使用可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49102 防災 FAX 番号：7-048-500-90-49036

NTT 回線 電話番号：03-5253-7777 FAX 番号：03-5253-7553

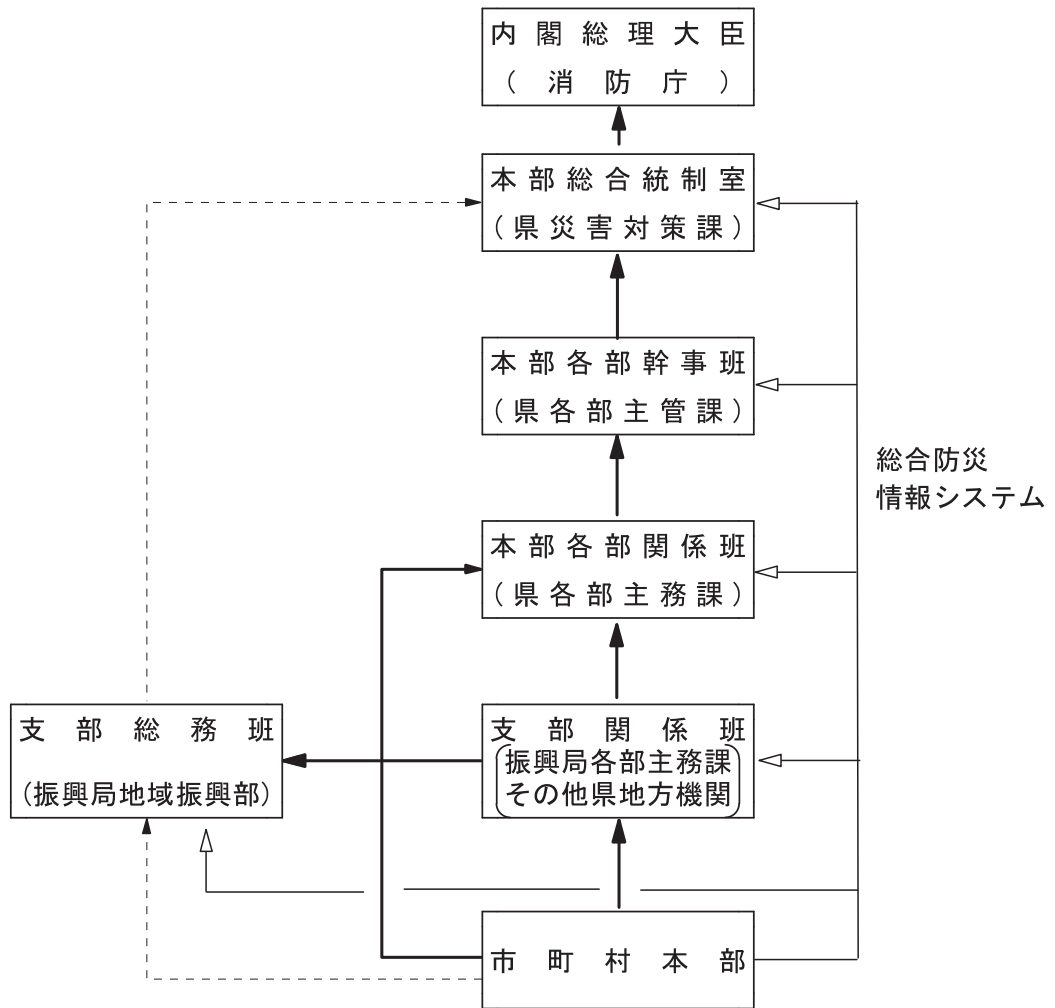
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

- ② 市町村は、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。
- ③ 市町村は、被害の有無に関わらず、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合、直ちに消防庁及び県に対し報告すること。
- ④ 市町村は、支部総務班を通じて本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって本部総合統制室に直接報告すること。
- ⑤ 本部が設置されない場合も上図に準じる。
- ⑥ 点線は、連絡調整をする関係機関である。

イ 被害状況報告

- ① 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行うものとする。
- ② 被害状況報告事項は、次の系統によって行うものとする。
- ③ 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後20日以内に行うものとし、基本法第53条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第40条に基づく消防庁長官あて文書を各一部消防庁あて送付するものとする。

被害状況報告系統図



(注) ① 本部が設置されない場合も上図に準じる。

② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

ウ 被害種別系統

被害区分	市町村からの報告先	本庁主務課
人的被害及び住宅等一般	振興局健康福祉部	福祉保健総務課
土木関係	振興局建設部等	県土整備部各課
農業関係	振興局農業振興課	農林水産部各課
耕地関係	振興局農地課	農業農村整備課
林業関係	振興局林務課	林業振興課 森林整備課
水産関係	振興局企画産業課	水産振興課
漁港関係	振興局建設部等	港湾漁港整備課
公共施設関係	振興局地域振興部・健康福祉部各課	各部関係各課
商工業関係	振興局企画産業課	商工観光労働部 各課
観光関係	振興局企画産業課	観光振興課
自然公園関係	振興局健康福祉部	環境生活総務課
衛生関係	保健所	環境生活部 福祉保健部 関係各課
その他	振興局地域振興部	関係各課（室） 災害対策課
災害に対してとられた措置の概要	同上	同上

(注) 和歌山市の業務のうち、直接本庁の各課が管轄する業務についての被害状況等については、本庁主務課へ報告するものとする。

(6) 被害の収集及び調査要領

ア 市 町 村

- ① 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。特に、初期の状況は住民組織を通じて直ちに市町村本部に通報されるよう市町村計画において体制を整えておくものとする。
- ② 災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成して被害状況等を調査する。
- ③ 被害調査に当たっては、「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づき判定する。
※ 「被害状況認定及び報告書記入の基準」は、資料編 37-02-01～22 を参照
- ④ 被害が甚大なため市町村において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。
- ⑤ 状況の収集、調査については警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。
- ⑥ 最終的には、おおむね被害状況報告に準じた総括表にまとめておく。

イ 支 部

- ① 支部長は、被害即報等により災害の発生を覚知したときは、各班長をして積極的に状況把握に当たらせる。また、状況に応じ調査隊を編成する等により、総合的な被害調査に努める。
- ② 支部長は、市町村から被害調査について応援を求められたときは、速やかに職員を派遣して応援協力する。
- ③ 支部総務班長は、各班長が把握した被害報告により被害状況報告に準じて管内状況の総合的な取りまとめを行う。

ウ 本 部

- ① 各部幹事班は、部内の所掌事務に関する被害状況及び執られつつある措置を取りまとめ、本部総合統制室（統括調整班）に通知する。
- ② 各部長は、災害の状況により現地の実態を把握し、応急対策活動の円滑化を図るため必要と認めたときは、調査班を適宜編成して被災現地の調査指導を行う。
調査班を派遣するときは、直ちに本部総合統制室にその旨連絡する。
- ③ 本部総合統制室は、自ら収集した状況及び各幹事班から連絡を受けた事項は、被害状況報告に準じて取りまとめる。

(7) 安否不明者等の情報収集

災害時において、安否不明者等の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、各市町村及び警察本部等の協力を得て、安否不明者等の氏名情報等を収集する。

(8) 防災関係機関との情報交換、報告

- ア 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害情報等を収集し、随時県及びその他の関係機関に状況を通報する。
- イ 県本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。
- ウ 県本部は必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部等を含む防災関係機関と共有を図るものとする。

第3節 災害通信計画（近畿総合通信局（総務省）、県総務部危機管理局・県企画部）

1 計画方針

気象注警報等の伝達や災害時における市町村の被害情報の収集をはじめ、県、市町村、防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達などの通信連絡を迅速かつ円滑に行うためにその要領を定めるとともに、非常の場合における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用及び他機関との連携による非常通信の利用を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努めることとする。

2 計画内容

(1) 通信連絡システムの整備

各機関は、災害時に通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡システムを整備しておくとともに、平常時より活用することで準備しておく必要がある。災害時の一般公衆通信は輻輳し、また土砂災害や洪水等で電話線が切断したり交換設備が故障して通信できなくなることがあるので、こういった影響を受けにくい無線通信の活用を考慮しておく必要がある。

ア 和歌山県総合防災情報システムの利用

（有線回線及び第2世代地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線）

県庁、各振興局と出先機関、各市町村、各消防本部及び防災関係機関の間で通信が可能。また、衛星系回線を利用すれば、全国の都道府県、市町村、消防本部及び総務省等との通信が可能。

※ 和歌山県総合防災情報システム電話番号簿は、資料編 38-02-00 を参照

イ 国土交通省マイクロ無線電話の利用

国土交通省、各地方整備局と出先機関、及び各都道府県庁の間で通信が可能。

但し、平常時の通信内容は水防道路事務に関する事項に限るものとする。

県庁内線からの発信番号：677-国土交通省マイクロ無線電話番号

国土交通省無線電話から県庁へかける場合：86-779-8-県庁内線番号

ウ 中央防災無線の利用

中央各省庁との通信が可能。

但し、平常時の通信内容は災害対策基本法に関する事項に限るものとする。

県庁内線からの発信番号：676-8090-中央防災無線番号

中央防災無線から県庁へかける場合：8-86-7799-8-県庁内線番号

エ 防災関係機関の通信施設を利用

警察、消防、海上保安庁、関西電力送配電、電源開発、JR、日本赤十字社等

近畿総合通信局（総務省）の通信機器（衛星携帯電話、簡易無線等）、移動電源車

オ 非常通信協議会に対して非常通信の確保を要請

近畿地方非常通信協議会に非常通信の確保を要請する。近畿地方及び中央非常通信協議会は要請会議を開催して各構成員に非常通信の取扱を要請する。

(2) 災害時における通信連絡の基本

災害通信連絡には公衆電気通信設備の利用が一般的であるが、条件さえ満たせば、無線通信等の他の通信設備を利用することができる。災害通信の実施については、その手続や実施できる場合等について、法律等に詳しい規定があることに注意する必要がある。

次項においてこれらの規定に基づいて行われ得る通信を列挙する。各機関は、これらのうち災害の状況に応じた最も適切なものを選ぶことによって、通信連絡を確保するものとする。

災害時にこれらの通信のために利用することが予想される設備の設置者とは、事前に協議を行うことによって災害時でも円滑に通信を取り扱えるようにあらかじめ準備しておく必要がある。

(3) 災害時における通信方法の特例

ア 基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等

多くの電気通信事業者では、災害に関する予報の伝達及び応急措置の実施等に関して緊急かつ特別の必要がある場合に、基本法第 57 条及び第 79 条に基づいて通信設備を優先的に利用または使用して通信連絡を確保することができる。

① 公衆電気通信設備の優先利用

a 災害時優先電話

西日本電信電話株式会社は、あらかじめ各関係機関が利用する加入回線の一部を災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するための災害時優先電話として指定している。この指定回線から発信する通話については発信規制による輻輳時でも規制が掛かりにくいいため、災害時には発信用回線として使用するとよい。

b 非常電報

(7) 震災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は非常電報として取り扱われ、他の全ての電報に優先して伝送及び配達される。

(a) 津波が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報、又は、その警戒、若しくは予防のための緊急を要する事項を内容とする電報であって、水防機関（消防機関を含む）相互に発受するもの

(b) 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、消防機関又は災害救助機関相互間に発受するもの

(c) 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

(d) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

(e) 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

(f) 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、警察機関相互間に発受するもの

(g) 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする電報であって、震災、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者がその災害の予防又は

救援に直接関係がある機関に対し発受するもの

(イ) 非常電報は、電報サービス取扱所の窓口又は「115」番に非常電報であることを告げて申し込む。

(ロ) 非常電報を発信する場合において、取扱者の請求があるときは発信人はその電報が非常電報に該当するものであることを証明しなければならない。

c 緊急電報

(7) 火災その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は緊急電報として取り扱われ、非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

(a) 船舶又は航空機の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とする電報であつて遭難の事実を知った者と、その救援に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間を発受するもの

(b) 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であつて、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間を発受するもの

(イ) 緊急電報は、電報サービス取扱所の窓口又は「115」番に非常電報であることを告げて申し込む。

(ロ) 緊急電報を発信する場合において、取扱者の請求があるときは発信人その電報が緊急電報に該当するものであることを証明しなければならない。

② 有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者等が設置する有線、無線通信設備の使用各関係機関は、次に掲げる者が設置する有線、無線通信設備を使用し、通信連絡を確保するものとする。

ただし、基本法第57条による予報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続により行うものとする。

a 警察事務を行う者	f 気象業務を行う者
b 消防事務 "	g 鉄道事業 "
c 水防事務 "	h 軌道事業 "
d 航空保安事務 "	i 電気事業 "
e 海上保安事務 "	j 自衛隊の任務 "

③ 放送法第2条第3号に規定する放送局の利用

a 各関係機関は、放送法第2条第3号に規定する放送局とあらかじめ定めた手続により災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求めるものとする。

b 各放送局は、災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求められた場合、最も効果的な時間、放送系統及び局所によって、有効、適切な放送を行う。

イ 電波法に基づく非常通信等の利用

災害等の非常の事態が発生した場合等において、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができる。

また、電波法第74条の規定により、総務大臣は、災害等の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、無線局に対して災害の救援等に必要なる通信を行わせること

ができる。

非常の場合の通信を円滑に実施するため、総務省総合通信基盤局に「中央非常通信協議会」、近畿には総務省近畿総合通信局内に「近畿地方非常通信協議会」が設置されており非常通信訓練等を実施している。平常時から協議会に参加して訓練等を通じて各機関との連携を深めておくことが必要である。

① 非常通信

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

② 非常通信の内容

次の内容の通報もしくはこれらに準ずる急を要する通報とし、その優先順位は原則として次の通りとする。

- a 人命の救助に関する通報
- b 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- c 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- d 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
- e 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- f 鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
- g 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
地方防災会議会長
災害対策本部長
- h 電力設備の修理復旧に関する通報
- i 基本法第 57 条の規定に基づいて都道府県知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で、緊急を要し特別の必要があるもの
- j 基本法第 79 条の規定に基づいて指定行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な通信で、緊急かつ特別の必要があるもの
- k その他の通信

③ 非常通信を利用できる者

無線局を開設している者が自ら発受するものの他、次に掲げる者からの要請に応じて受発する。

- a 官公庁及び地方自治体
- b 基本法に基づく各防災会議及び災害対策本部
- c 日本赤十字社
- d 消防長会
- e 電力会社
- f 鉄道会社

- g 新聞社、通信社、放送局
- h 非常通信協議会構成員
- i その他、人命の救助又は緊急措置及び急迫の危険に関して発信を希望する者

④ 非常通信の依頼要領

- a 県機関、市町村、警察、消防等、最寄りの無線局へ直接行って申し込む。
- b 電報頼信紙又は適宜の用紙を用いる。
- c 片仮名又は通常の文書体で記入する。
- d 一通の通信文は、なるべく 200 字以内（通常の文書体の場合は、片仮名に換算して 200 字以内）で、できるだけ短く簡潔にする。
- e あて先の機関名を記入する。分かれば住所、電話番号を記入する。
- f 必要があるときは本文の末尾に発信人名を記入する。
- g 発信人の機関名、住所及び電話番号を記入する。
- h 頼信紙の記事欄又は用紙の余白に「ヒジョウ」又は「非常」と朱書する。
- i 非常通信を行った場合は、電波法第 80 条に基づき文書で近畿総合通信局長又は総務大臣に報告しなければならない。できるだけ和歌山県防災企画課にも報告書の写しを送付すること。

⑤ 非常通信について照会や問合せを行う場合は、和歌山県防災企画課 電話 073-441-2264 へ連絡する。

ウ 有線電気通信法第 8 条第 1 項の規定による有線電気通信設備の使用

天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するときは、総務大臣は、法令で定める手続きにより、有線電気通信設備の設置者に対して、その設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の用に供することを求めることができる。

(4) 通信障害発生時における対応及び協力

国、県及び電気通信事業者は、通信障害が発生した場合は、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を市町村等の関係機関に共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行なうものとする。

また、近畿総合通信局（総務省）は、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、県または市町村からの具体的な要請を待たず、速やかに衛星携帯電話、簡易無線等の通信機器の貸出に努めるものとする。さらに、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する移動電源車の現時点の配備状況等を確認の上、県または市町村に対して、通信設備等への電力供給を目的とした移動電源車の貸出に努めるものとする。

※ 通信インフラ復旧支援マニュアルは、資料編 38-03-00 を参照

(5) 県庁と市町村との間の連絡ルート

※ 非常通信経路（市町村防災系）は、資料編 38-04-00 を参照

※ 和歌山県総合防災情報システム回線構成図は、資料編 38-05-00 を参照

第4節 災害広報計画（県知事室、県総務部危機管理局・県総務部）

1 計画方針

大地震・津波発生時においては、災害地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、県、市町村及び防災関係機関は、速やかに正確な広報活動を実施する。また、被災地外の地域の住民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努めるものとする。

2 計画内容

(1) 広報活動

ア 地震・津波災害発生時における広報活動は、地震及び津波に関する情報及び「本章第2節 被害情報等の収集計画」で収集された情報及び救護・救助に関する情報に基づき行う。

イ 広報活動の実施に当たっては、可能な広報資材、広報媒体を最大限に活用する。

ウ 報道機関に対する報道要請

① テレビ、ラジオ

県は、防災関係機関及びその他の関係者に対する通知又は要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備及び無線設備により通信できない場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、関西テレビ放送株式会社、読売テレビ放送株式会社、NPO法人エフエム和歌山、FMはしもと株式会社、FM T A N A B E株式会社、株式会社FMマザーシップ、南紀白浜コミュニティ放送株式会社に対し、放送を行うことを求めることができる。

この場合、県は「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書」（資料編 39-01-00～02-00 を参照）及び「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」（資料編 39-03-00）を参照に基づき、原則として文書により、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を示して要請する。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により前記事項を明らかにして要請し、事後において文書を提出するものとする。

市町村が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として振興局を経由して県知事あてに放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請するものとする。

ただし、県と市町村と通信途絶等特別の事情がある場合は、市町村から直接放送局に対し、要請できるものとする。

放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。

② 新聞社

県は、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、時事通信社、共同通信社、日本経済新聞社、中日新聞社及び日刊工業新聞の各和歌山支局（総局）並びに中日新聞社、紀伊民報社に対し、「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき、報道要請を行うことができる。

この場合、県は、報道要請の理由及び内容を明らかにして要請する。

※ 「災害時等における報道要請に関する協定」は、資料編 39-04-00 を参照

エ 県は、災害時の安否不明者等について、救出・救助活動等に資すると判断する場合は、氏名等を報道機関等に公表する。ただし、いずれの場合も、DV等支援措置に基づく住民基本台帳の閲覧制限や住民票の交付制限がなされている場合は、本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため公表しない。

オ 災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対して情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

(2) 広報事項

広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものでなければならない。

特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮したものでなければならない。

ア 被害の状況

イ 気象予警報及び津波、地震に関する情報

ウ 二次災害に関する情報

エ 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の状況

オ 医療救護所及び避難所の開設状況

カ 被災者の安否に関する情報

キ 災害対策本部の設置及び応急対策実施状況

ク ライフラインの被害及び復旧見通し状況

ケ 主要道路状況

コ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況

サ 県民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

シ その他生活情報等必要と認める情報

(3) 広報手段

住民に対する広報手段は、状況に応じ次による。

なお、報道機関等に対する発表並びに報道機関からの問い合わせの受付及び応答については、原則として、総合統制室を通じて行う。

また、Ｌアラート等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

ア ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報

イ 有線放送による広報

ウ 防災行政無線（個別受信機を含む。）による広報

エ 広報車による巡回広報

オ 防災ヘリコプター等による広報

カ 広報紙、チラシ、ポスター等の作成

キ インターネットによる広報

ク アマチュア無線による伝達

(4) 各省庁等に対する広報

県は、被害状況等を写真等により記録収集し、関係省庁並びに国会等に対して迅速に災害の広報に努める。

(5) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、災害の態様に応じ、適宜適切な

災害広報を実施するものとする。特に次の機関は、それぞれの措置を執るとともに、広報事項は県災害対策本部に通知するものとする。

ア 日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、関西テレビ放送株式会社、読賣テレビ放送株式会社

災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関係番組の編成をする。

県その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。

イ 関西電力送配電株式会社和歌山支社

広報車及び報道機関等により被害箇所の復旧見通しや公衆感電事故防止について県民への周知徹底に努める。

ウ ガス会社等

広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや、ガス漏れによる事故防止について、県民への周知徹底に努める。

エ 西日本電信電話株式会社和歌山支店

広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について、県民への周知に努める。

オ 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、その他の私鉄会社

被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内板等に掲示し、かつ報道機関等により、一般への周知を図る。

災害時において、県、市町村から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。

第5節 生活関連総合相談計画（県環境生活部）

1 計画方針

被災住民の生活上の不安などを解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

2 計画内容

県は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため、総合相談窓口を設置する。

また、和歌山県専門士業団体連絡協議会や和歌山弁護士会との協定に基づき、無料法律相談等を実施するとともに、和歌山弁護士会が実施する災害ADRの開催場所の確保や広報等に協力する。

※大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定は、資料編 33-04-00 を参照

※災害発生時における法律相談業務等に関する協定は、資料編 33-05-00 を参照

第3章 消防計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

現行消防組織は市町村消防が原則であり、消防組織法第6条に規定するように消防責任は市町村にある。したがって、消防活動は、市町村がその責任において行うものであるが、県は大災害等で必要ある場合、又は被災市町村により要請のある場合は、関係法令の規定によって応援出動を命じるなど必要な措置をとるものとする。また、県は市町村が大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な開発が円滑に進むよう努めるものとする。

また、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の充実強化に努めるものとする。

なお、消防情報の収集等の計画は、本計画によるもののほか「市町村計画」及び「市町村消防計画」によるものとする。

2 計画内容

(1) 消防情報の収集

市町村と緊密な連絡を図り、その被害状況及び応急対策に資するものとする。

なお、情報の収集は、被害状況等の収集計画及び「火災・災害等即報要領」によるものとする。「火災即報」については、次のいずれかに該当するもしくは該当するおそれがある火災について、火災発生後直ちに和歌山県総合防災情報システムによって報告するものとする。

（該当しない火災であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告するものとする。）

また、大地震に伴って大火災等が発生した場合には、「災害即報」として報告するものとする。（この報告をもって火災即報とみなすものとする。）

※ 火災即報様式は、資料編 40-01-01～02 を参照

- ア 死者3名以上生じた火災
- イ 死者及び負傷者の合計が10名以上生じた火災
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請した火災
- エ 特定防火対象物で死者の発生した火災
- オ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災
- カ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- キ 特定違反对象物の火災
- ク 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- ケ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- コ 損害額1億円以上と推定される火災
- サ 焼損面積10ヘクタール以上と推定される林野火災
- シ 空中消火を要請又は実施した林野火災

- ス 住家等へ延焼するおそれがある林野火災
- セ 航空機火災
- ソ タンカー火災
- タ 船舶火災であって社会的影響度が高い火災
- チ トンネル内車両火災
- ツ 列車火災
- テ その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等

(2) 警報等の周知徹底

消防機関による災害に関する警報、避難の指示、応急措置の状況等については、「気象警報等の伝達計画」及び「災害広報計画」並びに「市町村消防計画」等の定めるところにより、速やかに住民に対して周知徹底を図るものとする。

(3) 非常事態の場合における県の措置

消防活動に関する市町村等間の相互応援は、県内市町村及び消防組合において締結されている和歌山県下消防広域相互応援協定等、及び和歌山県下消防広域応援基本計画に定めるところによるが、非常事態時における消防組織法第43条の規定に基づく知事の指示権は、本消防広域応援基本計画によるもののほか、次の場合に運用する。

ア 和歌山県下消防広域相互応援協定に基づく要請がない場合においても、災害防御に関し、緊急の必要があると認められるとき

なお、知事は、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

応援要請先及び連絡方法

消防庁応急対策室

地域衛星通信ネットワーク 防災電話 7-048-500-90-49013

消防防災無線 防災電話 78-90-49013

電話 03-5253-7527

消防庁宿直室（休日・夜間）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話 7-048-500-90-49102

消防防災無線 防災電話 78-90-49102

電話 03-5253-7777

※ 消防の相互応援協定締結状況は、資料編 40-02-00 を参照

※ 和歌山県下消防広域相互応援協定は、資料編 40-03-00 を参照

※ 和歌山県下消防広域応援基本計画は、資料編 40-04-01~06 を参照

(4) 避難・救助及び救急

「市町村計画」及び「市町村消防計画」の定めるところによる。

(5) 避難・救助及び救急

「消防団の活動・安全管理マニュアル」の定めるところによる。

第4章 水防計画（県土整備部）

1 計画方針

地震（津波）により堤防、護岸、水門、樋門など、河川・海岸・ため池等施設に被害が生じ、また、生じる恐れがあるときで、水防活動を行う必要がある場合に市町村（水防管理団体）及び県は2の措置をとる。

ただし、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意するものとする。

被害が生じる恐れのあるとき : 和歌山県に津波注意報が発表されたとき

県内で震度4以上の地震が観測されたとき

水防活動を行う必要があるとき : 地震により被害を受け、堤防、護岸、ため池等の施設から河川水等の浸水があったとき、または浸水が予想されるとき

※津波による浸水に : 警戒、情報連絡及び収集、漏水及び浸水防止の措置など。

備えて行う水防活動 : ただし、水門、樋門、こう門等の操作に係る余裕時間が無いと判断されたものについて、和歌山県沿岸部に大津波警報、津波警報が発表された場合には当該操作担当者は水門等の操作をせず速やかに避難することを原則とする。

2 計画内容

ア 市町村

- (1) 自らの判断で河川、海岸、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう勧告又は指示するとともに、所轄振興局建設部へその旨連絡する。
- (2) 管内の監視・警戒、水門等管理者への連絡通報
- (3) 水防活動に必要な資機材の点検整備
- (4) 管理する水門、閘門、防潮扉の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援
- (5) 市町村（水防管理団体）における相互協力及び応援

イ 和歌山県

- (1) 管内被害の情報収集のための配備態勢
- (2) 市町村が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び指導
- (3) 河川管理施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 その他

本県における重要水防箇所・海岸等については別添資料編のとおりとなっている。

※ 重要水防箇所 資料編 03-02-00、03-03-01、03-04-00、03-05-00 を参照

※ 海岸 資料編 08-02-00、08-03-00、08-04-00、08-05-00、08-06-00 を参照

第5章 罹災者救助保護計画

第1節 災害救助法の適用計画（県福祉保健部）

1 計画方針

地震・津波による災害時における罹災者の救助及び保護は、本計画によるものとする。この場合、災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性から、その一部については市町村長に委任し、市町村長が行うものとする。

なお、救助の基準等は次のとおりである。

2 計画内容

(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用条件

救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行うものとする。

(2) 災害が発生した場合の適用条件等

救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし、同一災害による市町村の被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行うものとする。

ア 全壊、全焼、流出により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という）が当該市町村の人口に応じそれぞれ次の世帯数以上に達したとき。

市 町 村 の 人 口		被害世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上～	15,000 人未満	40 "
15,000 "	～ 30,000 "	50 "
30,000 "	～ 50,000 "	60 "
50,000 "	～ 100,000 "	80 "
100,000 "	～ 300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

イ 被害世帯数がアの世帯数に達しないが被害が、被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上の場合は、アの人口別被害世帯数がそれぞれ半数以上に達したとき。

ウ 被害世帯数がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯が5,000世帯に達したとき。

エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にか

かった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。)

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当したとき。

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

カ 住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流出）の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一世帯とみなす。

※ 市町村別救助法適用基準世帯数は、資料編 41-01-00 を参照

(3) 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件その他の状況によって、知事が必要と認める範囲において実施する。

救助法による救助の種類

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 被災者の救出
- キ 住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去

※ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間は、資料編 41-02-00 を参照

第2節 被災者生活再建支援法の適用計画（県福祉保健部）

1 計画方針

風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法に基づき、県から被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に全部委託、又は法人から市町村へ一部委託し、実施するものとする。

支援法の適用基準等は、次のとおりである。

2 計画内容

(1) 適用基準

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。（被害については、火災・事故等人為的な原因により生じたものは含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県内にあって、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害

オ ウ又はエに該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、ア、イ、ウのいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る）で、5世帯（人口5万人未満の市町村にあっては2世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

(2) 対象世帯

自然災害により、その居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 住宅の被害認定

市町村が実施することとなっている住家の被害認定について、県は平時における市町村の調査体制の整備をサポートするものとする。大規模災害時には、発生後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、市町村からの要請を

受け、認定業務に係る次のことを支援するものとする。

ア 住家被害認定業務全体を支援し、県との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー（県職員）」の派遣を行う。

イ 市町村や建築関係3団体等と調整し、事前登録された住家被害認定士の派遣を行う。

※ 災害時における住家の被害認定に関する包括協定書 資料編 46-16-00

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。（中規模半壊は、加算支援金のみ）

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の	建方法)	
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）まで（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）。

(5) 申請手続き・提出書類

被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次の①～⑤の書類を各市町村担当窓口へ提出することが必要。（申請期間は、基礎支援金の場合は災害発生日から13月以内、加算支援金の場合は災害発生日から37月以内）

① 被災者生活再建支援金支給申請書

② 罹災証明書

世帯主（被災者）が居住する市区町村が、当該居住する住宅の当該災害により受けた被災の程度を確認のうえ発行

（解体として申請する場合には、解体証明書等が必要）

③ 住民票

被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要

※①の申請書に、マイナンバーを記入した場合は添付不要

④ 預金通帳の写し

銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主（被災者）本人名義の記載があるもの

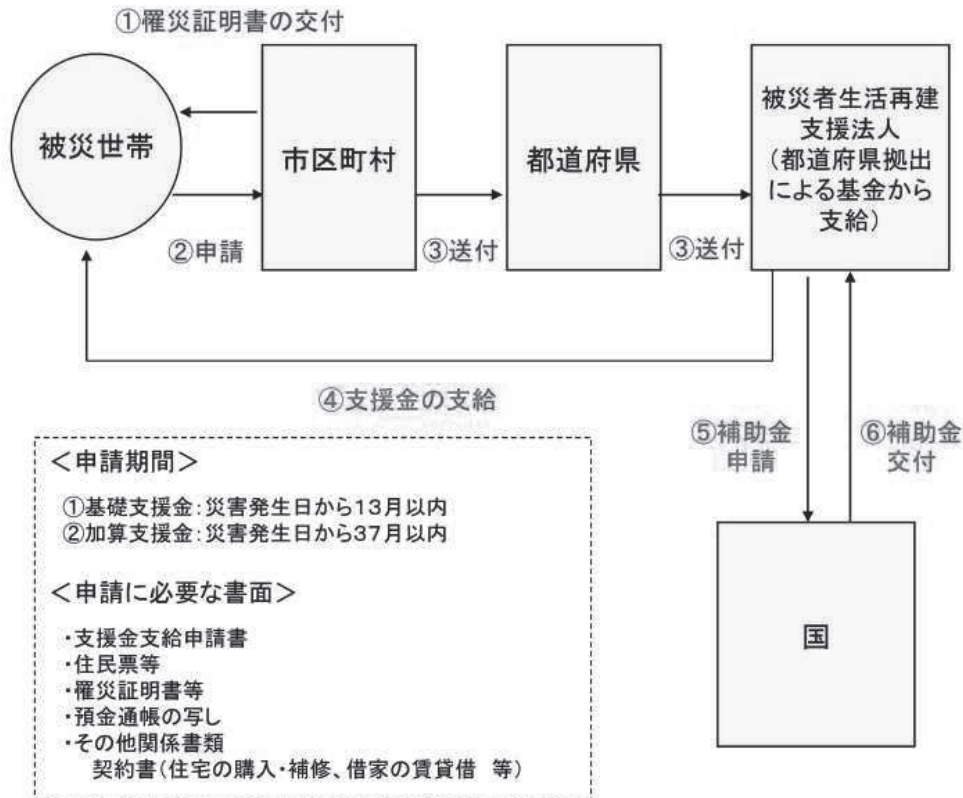
⑤ 住宅の建設・購入・補修を確認できる領収書・契約書等の写し

(6) 実施窓口と支援金支給のながれ

支援金の支給業務を行う団体として、公益財団法人都道府県センターが、平成11年2月8日付で、被災者生活再建支援法人として指定されている。

同法人は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けており、支援業務を運営するため、基金を設けている。支援金は、当該基金への都道府県からの拠出金と、国からの補助金を原資としている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請を各市町村で受け付け、県を經由して公益財団法人都道府県センターに申請書を提出し、同法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。



(7) 市町村・県・法人の事務体制

ア 市町村

- ・制度の周知（広報）
 - ◎住宅の被害認定
 - ◎罹災証明書等必要書類の発行
 - ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
 - ◎支給申請書の受付・確認等
 - ◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付
 - 支援金の返還に係る請求書の交付
 - 加算金の納付に係る請求書の交付
 - 延滞金の納付に係る請求書の交付
 - 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金
- ・その他上記に係る付帯事務

イ 県

- ・ 制度の周知（広報）
 - ◎ 法人への支援金支給事務の全部委託
 - ◎ 被害状況のとりまとめ
 - ◎ 被害状況等の内閣府等への報告
 - ◎ 法の対象となる自然災害の公示と内閣府等への報告
 - ◎ 支給申請書等必要書類のとりまとめ及び法人への送付

ウ 法人（被災者生活再建支援法人）（公益財団法人都道府県センター）

- ・ 制度の周知（広報）
 - ◎ 交付金交付申請書の受理及び審査
 - ◎ 交付金の交付決定及び交付
 - ◎ 交付金の却下の決定
 - ◎ 支援金支給実績報告書の受領及び審査
 - ◎ 交付金の交付決定の取り消し及び交付金の返還請求
 - ◎ 国への補助金交付申請等補助金関係事務
 - ◎ 支援業務に必要な調査又は研究
 - ◎ 支援事業運営委員会の設置及び必要事項の審議
 - ◎ 県からの支援金支給に関する事務の全部受託
 - 支援金の支給の申請に係る書類の審査
 - 支援金の支給の決定及び却下の決定
 - 支援金の支給
 - 支援金の申請期間の延長
 - 支給すべき支援金の額の確定
 - 支援金の支給決定の取消
 - 市町村に対する支援金支給事務の一部委託
- ・ その他上記に係る付帯事務
 - ※ 「◎」は、各団体で行う事務、「○」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務

(8) その他

支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官（防災担当）通知に基づき行うものとする。

**第3節 避難計画（和歌山・田辺海上保安部、陸上自衛隊第37普通科連隊、
県総務部危機管理局・県福祉保健部・県土整備部・警察本部）**

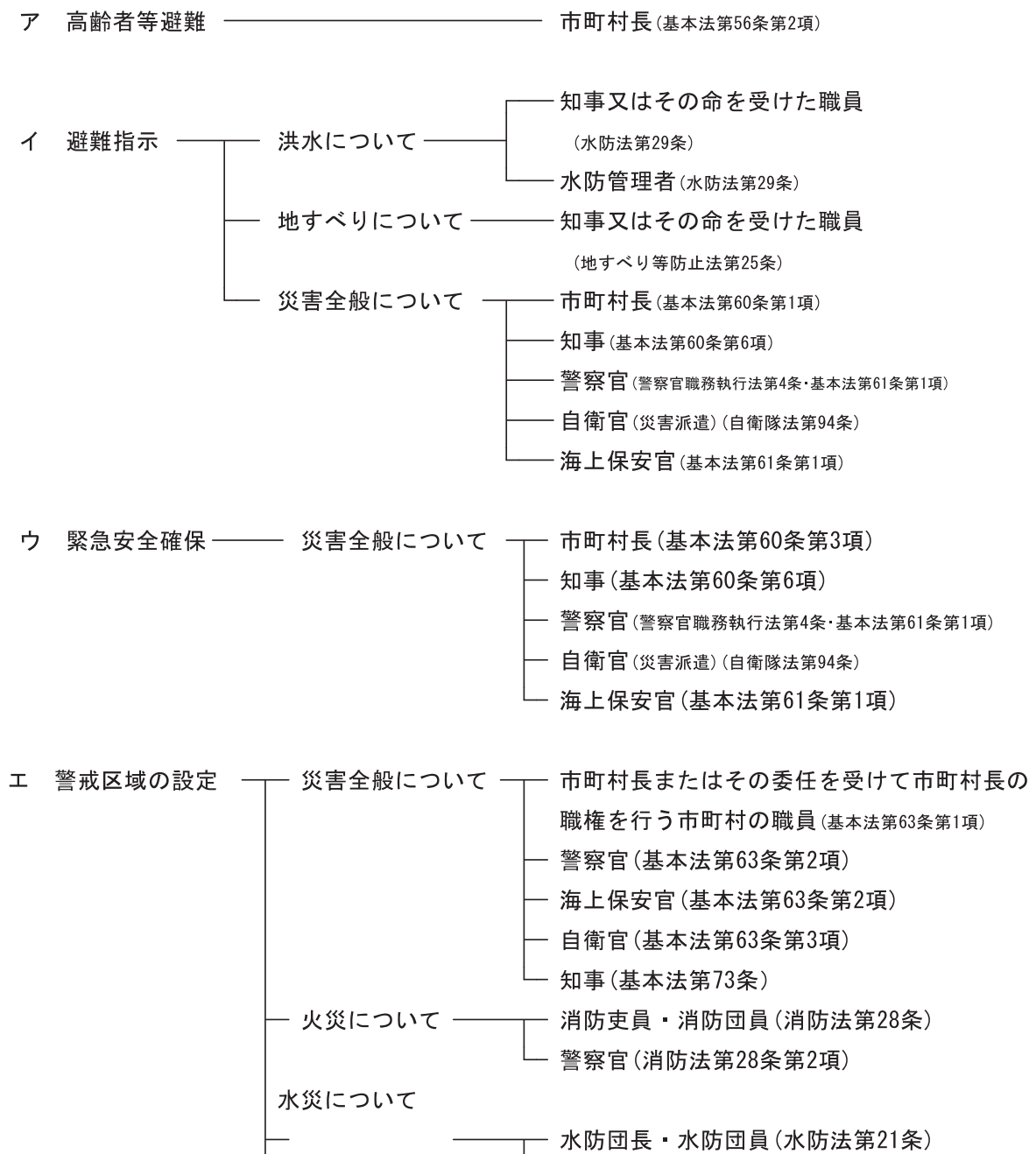
1 計画方針

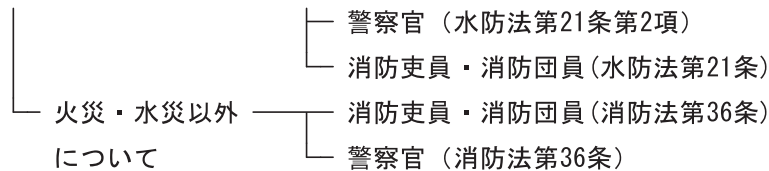
災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための指示等及び避難所の開設並びに收容保護は本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

避難のための高齢者等避難の提供、立退きの避難指示、緊急安全確保の指示及び避難所の開設並びに避難所への收容保護は次の者が行う。





オ 避難所の開設、収容 ————— 市町村長

(2) 避難情報の基準

ア 市町村長

- ① 災害発生時に人の生命又は身体を保護するため早期かつ的確な避難情報の発令ができるよう「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」を参考とし、地理的な特定等を考慮した上で、具体的な発令判断基準を策定する。
なお、発令判断には和歌山県気象予測システムを参考とする。
- ② 災害が発生するおそれがある場合においては、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を提供することとする。
- ③ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、避難のための立退きを指示することとする。
- ④ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって住民等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所に退避その他緊急に安全を確保するための措置を指示することとする。
- ⑤ 避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、または緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- ⑥ 避難のための立退きを指示し、又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。
- ⑦ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、最初の地震に伴う大津波警報または津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、第6編第4章第2節5(1)「事前避難対象地域」に定める住民事前避難対象地域の住民に対し避難情報を、高齢者等事前避難対象地域の要配慮者等に対し、高齢者等避難等を発令することとする。

イ 知事

災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村長が、避難のための立退きの指示及び緊急安全確保措置の指示を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって実施するものとする。

ウ 警察官又は海上保安官

- ① 市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示をすることができないと認めるとき、又は市町村長から要請があったときは、必要と認める地域の必要と認める居住所等に対して避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することとする。この場合、直ちに避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示した旨を市町村長に通知することとする。
- ② 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にはいないときで特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(3) 避難の方法

ア 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を避難させるものとする。

イ 第2次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとする。

緊急避難の場合は避難指示及び緊急安全確保の発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

ウ 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両、船舶等を利用する。

エ 避難の際の心得を平素からリーフレット等により一般に周知徹底を図る。

オ 避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

カ 避難情報の伝達方法は、市町村計画等の定めるところにより実施する。

キ 知事による避難指示及び緊急安全確保の伝達方法は、下記の多様な手段によるものとする。

- ① 広報車
- ② 防災行政無線
- ③ 防災わかやまメール配信サービス
- ④ エリアメール、緊急速報メール
- ⑤ 県ホームページ「防災わかやま」
- ⑥ 和歌山県防災ナビ
- ⑦ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- ⑧ Lアラート
- ⑨ 県防災ヘリコプター
- ⑩ ラジオ、テレビ等

(4) 避難誘導

住民等の避難誘導は、市町村職員、警察官、消防職員等が実施するが、誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ自治会、町内会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

また、自主防災組織については、責任者による自主的な避難誘導を行うものとする。

(5) 収容者

避難所へは次の者を収容する。

- ア 避難指示及び緊急安全確保が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者。
- イ 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全、半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者。

(6) 避難所の開設及び開設の方法

避難所の開設及び収容並びに罹災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき市町村本部長が実施する。同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、市町村独自の応急対策として市町村本部長が開設し実施する。

なお、本計画は救助法を適用する災害時の基準であるが、市町村単独の場合についても本計画に準ずるものとする。

ア 危険区域と避難立退き先の指定

市町村長はそれぞれ地区の実情、災害の種類等を十分検討の上、危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上、避難所及び避難場所をあらかじめ選定しておくものとする。

※ 各市町村別避難先一覧数は、資料編 42-00-00 を参照

イ 設置の方法

市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

- ① 既存建物の利用
 - 一 公私立の学校、公会堂、公民館、隣保館、神社の社務所、寺院の本堂・庫裡、工場、倉庫、旅館・ホテル（福祉避難所として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、市町村が必要な場合、又は指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合に借り上げて設置）、福祉施設（福祉避難所として）等

※「災害時における避難者の受入れに関する基本協定書」は、資料編 42-03-00 を参照

※「災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書」は、資料編 42-03-01 を参照

- ② 野外仮設の利用
 - 一 仮設物等を仮設、テントを借り上げ設置

ウ 避難所の設置報告及び収容状況報告

市町村本部は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設状況を本部（総合統制室）に報告しなければならない。報告事項はおおむね次のとおりである。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員（避難所別）
- ③ 開設期間の見込

本部は、避難所開設状況を公表するものとする。

なお、各避難所には、維持、管理のため、それぞれ責任者（原則として市町村職員）を定めておく。

エ 周知

市町村は、避難所の開設状況等をホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

オ 収容期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、市町村本部長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を本部長に連絡しなければならない。

なお、大災害の場合等で、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、市町村本部長は支部を經由して事前に本部長に開設期間の延長を要請し、本部長が延長の必要を認めた場合は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。協議は次の事項を明示して行う。（救助に関する期間延長については、すべての項目について共通）。

- ① 実施期間内により難い理由
- ② 必要とする救助の実施期間
- ③ 期間延長を必要とする地域、救助対策者数
- ④ その他

カ 避難所設置のための費用

① 避難所設置費

国庫負担の対象となる経費はおおむね次のとおりである。

区 分	例 示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳その他の資材の運搬等、避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金
備 品 費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とすべきである。
消 耗 器 材 費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等、直接被災者の処遇に必要な経費
建物器物等使用謝金 借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費
光 熱 水 費	採暖及び湯茶をわかすための経費（ガス、電気、灯油等）
仮設の炊事場、便所 及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、便所及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のために必要とする経費。その他臨時電灯設備費等を支出することも差し支えない。
衛 生 管 理 費	衛生管理としての経費（手洗用クレゾール、石鹼等）
福 祉 避 難 所	高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用

② 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、当該市町村本部において確保すること。ただし、現場において確保できないときは、本部に物資確保について要請するものとする。

(7) 避難所の運営

ア 市町村は、県が示す「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を参考に、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定し、避難所の運営基準等を定めておくものとする。また、避難所毎の担当職員を居住地に配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防

災組織等とも連携して、円滑な運営に努めるものとする。

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル（大規模避難所版）」は、資料編 77-01-03-1 を参照

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル（小規模避難所版）」は、資料編 77-01-03-2 を参照

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル資料編（大規模避難所版）」は、資料編 77-01-03-3 を参照

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル資料編（小規模避難所版）」は、資料編 77-01-03-3 を参照

イ 自主防災組織等は、避難所の運営に対し市町村に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。

ウ 市町村は、避難所の運営について管理責任者の権限を明確にするものとする。

エ 市町村は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行うものとする。なお、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。また、女性向け物資の配付については、女性が担当する等配慮するほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮するものとする。

オ 市町村は、必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施するものとする。

カ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化や女性・子供等に対する暴力防止のため等必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方、性的少数者及び子供の視点等に配慮するものとする。

キ 市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進するものとする。

ク 市町村は、平時から防災担当部局、保健福祉担当部局及び保健所が連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努めるものとする。

(8) 訓練の実施

市町村は、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施するものとする。

(9) 県による避難所情報の収集

本部長は、必要があると認めるときは、すみやかに職員（災害時緊急支援要員）を市町村（避難所）に派遣し、移動県庁設備等を用いて必要な情報を収集する。

(10) その他必要とする事項

各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、次の関係書類を整理保存しなければならない。

ア 避難者名簿

イ 救助実施記録日計票

ウ 避難所用物品費受払簿

エ 避難所設置及び避難生活状況

オ 避難所設置に要した支払証拠書類

カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第4節 食糧供給計画（農林水産省農産局、県環境生活部・県福祉保健部・県農林水産部）

1 計画方針

災害時における罹災者等に対する応急用食糧等の調達・供給は、県、市町村、農林水産省その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

2 計画内容

(1) 炊き出しの実施及び食品の給与

ア 実施者

炊き出し及び食品の給与は、市町村長が実施する。

イ 実施の場所

炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 炊き出しの方法

市町村本部が奉仕団等の協力により実施する。

エ 食糧の調達

〔炊き出し〕

- ① 炊き出しのため必要な原材料等の調達は、市町村本部において行う。
- ② 上記①による供給が不可能な場合は、市町村本部長は災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の数量を知事に申請するものとする。
- ③ 知事は上記②による申請を踏まえ、精米の調達に当たって民間米穀販売業者の手持精米の在庫（以下「民間物品」という。）を優先することとし、「災害救助用精米の供給等の協力に関する協定」締結業者（以下「協定業者」という。）に必要量の供給要請を行うものとする。但し、民間物品によっても供給が不足する場合は、政府所有米穀の供給を要請する。
なお、政府所有米穀の供給が玄米による場合は、知事は協定業者に委託し、とう精を要請する。

※災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについては、資料編 43-01-01 を参照

※協定業者については、資料編 43-01-02 及び 43-02-00 を参照

- ④ 知事は、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合、県農林水産部を通じて農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、「災害救助用米穀の引渡要請書」に基づく情報（引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
なお、やむを得ない理由により市町村本部長が、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接要請した場合は、必ず、知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- ⑤ ④の要請を受けた農産局長は、農産局長と委託契約を締結して政府所有米穀の販売等業務を行う民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀の引渡方法等を決定することとする。
- ⑥ 貿易業務課担当者は、⑤の調整終了後、速やかに、供給する災害救助用米穀の品種、数

量等を記入した売買契約書を知事に2部送付するものとする。

- ⑦ 知事は、送付された売買契約の内容を確認し、記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送するものとする。
- ⑧ 貿易業務課担当者は、返送された売買契約書に、契約日、記名、押印を行い、1部を県に送付するものとする。
- ⑨ 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助米穀の供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行うものとする。
- ⑩ 農産局長から指示を受けた受託事業体は、指示された内容に従って、知事に災害救助用米穀を引き渡すものとする。
- ⑪ 知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付するものとする。
- ⑫ 上記③～⑪の災害救助法が発動された場合の政府所有米穀の知事又は市町村長への緊急引渡手続きについては、下記に定めるところとする。

a 摘要範囲

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I「第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」を適用するものとする。

b 具体的な内容

- (7) 農産局長が知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀は、国内産米穀とする。
- (イ) 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受けるものとする。
- (ウ) (イ)の米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。
- (エ) 災害救助法が発動され、救助を行う場合、代金の納付期間は30日以内であって農産局長と知事が協議して決定した期間とし、担保及び金利を徴しないものとする。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、3か月以内で農産局長と知事が協議して決定した期間とする。
 - (a) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
 - (b) 自衛隊の派遣が行われていること。
 - (c) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

〔食品の給与〕

- ① 食品の給与のため必要な食料の調達は、市町村本部において行う。
- ② 市町村本部による調達が不可能な場合は、県は市町村本部からの要請に応じ、又は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村本部からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、食料を確保し供給するものとする。

なお、県は、国、市町村本部との間で、食料の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、迅速かつ円滑な被災市町村への食料支援を図るものとする。

オ 供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当りの給食並びに供給基準は、一食あたり 200 精米グラムとする。

ただし、消費の実情に応じて乾パンの供給を行う（乾パンの一食分は 100 グラムとする。）。

カ 救助法による救助基準

① 炊出し及び食品給与対象者

- a 避難所に收容された者
- b 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
- c 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪者等

② 実施期間

災害発生の日から 7 日以内とする。ただし被災者が一時縁故地等へ避難する場合はこの期間内に 3 日以内を現物により支給することができる。

③ その他

炊出し等を実施する場合には市町村本部長は、その責任者を指定するとともに各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊き出しに必要な次の帳簿を整理し、保管しなければならない。

- a 救助実施記録日計票
- b 炊出し給与状況
- c 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- d 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- e 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

※ 災害救助用精米の供給等の協力に関する協定は、資料編 43-01-02 を参照

※ 救助用食糧の確保状況は、資料編 43-02-00 を参照

※ パン製造業者名簿は、資料編 43-05-00 を参照

第5節 給水計画（県環境生活部・県福祉保健部）

1 計画方針

地震災害のため飲料水が確保できない、又は汚染により飲用に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確保を図る。飲料水供給の実施は主に市町村が行うものであり、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、実施できないときは、隣接市町村、関係団体または県に速やかに応援要請する体制の確保を図るものとする。また、県は水質の安全性確保の見地から、水質検査について支援する。

2 計画内容

(1) 実施者

市町村本部長が行うものとする。市町村本部長は所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、更に風呂、便所及び炊事等に必要な生活用水の確保にも努めるものとする。ただし、被災市町村において実施できないときは、該当市町村本部長の要請により、隣接市町村等は応援又は協力して実施するものとする。

(2) 供給方法

飲料水等は、おおむね次の方法により供給するものとする。

ア 給水車又は容器等による運搬供給

浄水場や被災地に近い水道から取水し、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活用水の輸送を行う。この場合特に病院、避難所等緊急度の高い所を優先する。

イ ろ過器等による供給

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器等を通して、飲料水を確保する。

ウ 家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸について、水質検査の結果、飲用水として適当と認められた場合には、その付近の罹災者者のための飲料水として供給する。

なお、飲料に適さない場合には、生活用水またはろ過・消毒等により飲料水として確保する。

(3) 事務手続き

ア 市町村本部長は、飲料水の供給計画に基づく応急対策または飲料水の供給ができないときの隣接市町村等への応援、協力の要請を実施したときは、直ちに、支部保健班（該当保健所）経由のうえ本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）へ報告する。

なお、要請等に当たっては、次の事項を示すものとする。

- ① 給水地
- ② 必要水量（何人分、何立方メートル）
- ③ 給水方法
- ④ 給水期間
- ⑤ 水道又は井戸の名称
- ⑥ その他

(4) 救助法による基準

ア 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内

イ 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

- ① 水の購入費
- ② 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
- ③ 浄水用の薬品費及び資材費

ウ 帳簿等の作成

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の帳簿等を作成し、整理保管するものとする。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- ③ 飲料水の供給簿
- ④ 飲料水供給のための支払証拠書類

(5) 水道の対策

水道事業体は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法により対策を講じるものとする。

ア 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

イ 施設の損壊、漏水等の被害を認めるときは、応急措置を講じるとともに、支部保健班（当該保健所）を経由して本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに電話等をもって報告する。

ウ 水道が断水のため、該当事業体のみで飲料水の供給ができなくなったときは、支部保健班（当該保健所）を経由して本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）を通じて他の府県水道事業体等に対する広域的な支援の要請を行う。

エ 水道の復旧に当たっては、復旧行動指針・復旧計画等に添って行うものとするが、特に浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

オ 水道の復旧に当たって支援が必要と判断したときは、支部保健班（当該保健所）を経由して本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）を通じて他の府県水道事業体や和歌山県管工事業協同組合連合会等による広域的な支援の要請を行う。

カ 水道事業体は復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し管内の消毒等を十分行う。

キ 国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」、「災害復旧事業の事務に関する手引」及び「厚生省所管水道施設災害復旧費調査要領」等により所定の手続等を行う。

(6) その他

市町村本部長は、家庭用井戸の位置の把握に努めておくものとする。また、給水の実施にあ

たつて給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努めるものとする。

- ※ 水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書は、資料編 44-01-00 を参照
- ※ 災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書は、資料編 44-01-01 を参照
- ※ 県内の水道施設設置箇所表は、資料編 44-02-00 を参照
- ※ 県内の給水資機材保有状況は、資料編 44-03-00 を参照

第6節 物資供給計画（県福祉保健部）

1 計画方針

救助法による罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施体制

ア 実施者

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、市町村本部長が行う。

イ 対象者

震災によって、被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

ウ 支給費目

被害の実情に応じ次の品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

- ① 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- ② 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ③ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- ④ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- ⑤ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- ⑥ 食器（茶碗、皿、箸等）
- ⑦ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等）
- ⑧ 光熱材料（マッチ、プロパン等）

エ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ 物資の調達

物資の調達は市町村本部において行う。

市町村本部による調達が不可能な場合は、県は市町村本部からの要請に応じ、又は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村本部からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、物資を確保し供給するものとする。

なお、県は、国、市町村本部との間で、物資の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、迅速かつ円滑な被災市町村への物資支援を図るものとする。

カ その他

物資を供給する場合は、給付段階ごとにそれぞれ責任者を定め、記録及び受領書を次のとおり整備しなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 物資受払簿
- ③ 物資の給与状況表

④ 物資購入関係支払証拠書類

⑤ 備蓄物資払出し証拠書類

(2) 個人備蓄の推進

防災関係機関は、震災直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄を推進するものとする。

第7節 物価対策計画（県環境生活部）

1 計画方針

震災時における生活関連物資（県民生活との関連性が高い物資）の物価安定対策は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 物価の実態把握

ア 物価の監視

県は、県職員による生活関連物資の価格及び需給状況の調査を実施する。

イ 情報収集

県は、物価ダイヤルの増設等により、県民からの情報収集に努める。

(2) 緊急措置

ア 情報提供

県は、ホームページや物価ダイヤル、また、新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを通じて、県民に物価情報を提供する。

イ 事業者への要請

県は、関係事業者に対して物資等の適正な供給を要請する。

ウ 国への要請

県は、被災状況により非常事態に備えて、国民生活安定緊急措置法及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の発動を国（消費者庁）に要請するものとする。

第8節 住宅・宅地対策計画（県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）

1 計画方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、被災した建築物が地震活動等により倒壊の危険性が生じ、多くの住民が二次災害のおそれに直面することとなる。

このため、地震後速やかに専門家（応急危険度判定士（ボランティア））を現地に派遣し、地震活動等による被災建築物の倒壊や落下物の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の使用について判定することにより二次災害を未然に防止するため、応急危険度判定士の活用を図るとともに、宅地についても二次災害防止のため、応急復旧の措置として、「被災宅地危険度判定士」の活用を図る。

2 計画内容

(1) 実施者

ア 市町村は、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施を行うものとするが、実施が困難な場合は県が行うことができる。

イ 県は、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与を行うものとする。

(2) 救助法による賃貸型応急住宅の供与の基準

ア 費用の限度

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

イ 着工時期

災害発生の日から速やかに提供

ウ 入居基準

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

(3) 賃貸型応急住宅の供与

賃貸型応急住宅の供与については、「災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部に協力を求めることができる。

※ 災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書は、資料編 76-02-06、資料編 76-02-07 を参照

(4) 救助法による建設型応急住宅の供与の基準

建築基準法第 85 条の建築の緩和を適用し、実施するものとする。

ア 規模並びに費用の限度

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

イ 建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

ウ 入居基準

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

(5) 建設型応急住宅の供与

建設型応急住宅の供与については、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき一般社団法人プレハブ建築協会に、また「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会に協力を求めることができる。

※ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書は、資料編 45-01-00 を参照

※ 災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書は、資料編 45-01-01 を参照

(6) 救助法による住家の応急修理の基準

ア 規模並びに費用の限度

① 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分に対し現物をもって行うものとする。

② 費用の限度

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

イ 応急修理の期間

災害発生の日から3カ月以内に完了すること。

(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヶ月以内に完了)

ウ 対象者

① 居住者が自己の資力をもって応急修理ができない者

(7) 資材の確保

資材は原則として請負業者が確保するものとするが、業者において確保出来ないときは本部長があっせん調達を行い、又は資材を支給するものとする。〔別表1〕

(8) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、市町村長が知事から委託を受けて管理するものとする。

ア 家賃及び維持管理

① 家賃は無料とする。

② 維持修理は、入居者において負担する。

③ 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ 応急仮設住宅台帳の作成

市町村長は入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写を提出するものとする。

ウ 供与期間

完成の日から2年以内とする。

(9) 公営住宅法による災害公営住宅

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助(割当)を受けて建設し、入居させるものとする。

① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

b 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

c 滅失戸数がその区域内住宅戸数の10%以上のとき

- ② 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）
 - a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - b 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

イ 建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として市町村が建設し、管理するものとする。

ただし、市町村の財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が市町村に代わって建設管理するものとする。

災害公営住宅の建設及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。

① 入居者の条件

次の各号の条件に適合する世帯

- a 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- b その他入居収入基準等は市町村条例によるものとする。

② 建設戸数

- a 市町村別建設戸数は被災滅失住宅戸数の30%以内
- b ただし他市町村で余分があるときは30%を超えることができる。
- c 県において、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の30%以下の場合、30%に達することがある。

※ 上記について激甚法の適用を受けた場合は、30%が50%に引き上げられる。

③ 規 格

住宅1戸の床面積の合計が25㎡以上

④ 費 用

標準建設費の2/3国庫補助（激甚災の場合は3/4）

⑤ 家 賃

管理者が入居者の収入に応じて決定する額

⑥ 建設年度

原則として当該年度、やむを得ない場合翌年度

(10) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。

ア 国庫補助適用の基準

1戸当りの復旧費が11万円以上のものを対象としてそれらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市町村営で190万円以上になった場合

① 再建設の場合

公営住宅の構造については、再度の災害対象、合理的な土地利用等を配慮して定めるものとする。

② 補修の場合

補修費は、通常必要な費用を基準として国土交通大臣が定める。

③ 宅地の復旧の場合

- a 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合………造成費は国庫補助対象

別の敷地の場合………起債対象

b 既設公営住宅団地の宅地のみが被害をうけた場合………起債対象

イ 国庫補助率

1 / 2

※ 激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(11) 罹災に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害の罹災者に対する罹災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の種類の融資制度を積極的に活用して、早急に罹災住宅の復旧を図るものとする。

ア 災害復興住宅建設、補修資金等の貸付

①申込みができる方

- ・ 自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から次に示す「罹災証明書」の発行を受けた方

[建設・購入]

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方

※「罹災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない。

(〔補修〕のみ対象)

※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要。

[補修]

住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」の発行を受けた方

※被災住宅の所有者の方が復旧を行わない場合には、被災住宅賃借人または居住者の方も申し込みすることができる。

- ・ 自分が居住するために住宅を建設、購入または補修される方

※被災者向けに貸すための住宅を建設、購入または補修する場合も対象となる。

(ただし、連帯保証人が必要となるなどの所定の要件あり。)

[親孝行ローン]

被災住宅に居住している親(満60歳以上の父母・祖父母)が住むための住宅を建設、購入または補修する場合は、親孝行ローンを申し込むことができる。

- ・ 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(=総返済負担額)次の基準を満たす方

年収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

※すべての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含む。)などの借入れをいう。

※総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない系親族の収入を

合算できる場合もある。

- ・日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方または法人

②申込受付期間

- ・「罹災証明書」に記載された「罹災日」から2年間。

③融資を受けることができる住宅

a 共通

- (ア) 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。
- (イ) 建設・購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建てまたは連続建てであること。
- (ウ) 敷地の権利が転貸借でないこと。
- (エ) 店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上必要。

b 建設

- (ア) 1戸当たりの住宅部分の床面積が13m²以上175m²以下の住宅
※被災前の住宅部分の床面積が175m²超の場合は、その床面積が上限。

c 新築購入

- (ア) 1戸当たりの住宅部分の床面積が50m²(マンションの場合30m²)以上175m²以下の住宅
※被災前の住宅部分の床面積が175m²超の場合は、その床面積が上限。
- (イ) 申込日から2年前の日以降に竣工した住宅、または竣工予定の住宅

d リ・ユース(中古)購入

- ・1戸当たりの住宅部分の床面積が50m²(マンションの場合30m²)以上175m²以下の住宅
※被災前の住宅部分の床面積が175m²超の場合は、その床面積が上限。

e 補修

- (ア) 床面積の制限なし。

④融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となる。(10万円以上で10万単位)

a 基本融資額

1. 建設の場合の融資限度額

基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得融資)	基本融資額 (整地資金)
1,500万円	460万円	970万円	400万円

2. 購入の場合の融資限度額

●新築住宅

基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
2,470万円	460万円

●リ・ユース住宅(中古住宅)

	基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
リ・ユース住宅	2,170万円	460万円
リ・ユースマンション		

リ・ユースプラス住宅	2,470万円
リ・ユースプラスマンション	

3. 補修の場合の融資限度額

基本融資額		
補修資金	整地資金	引方移転資金
660万円	400万円	400万円

b 貸付利率

住宅金融支援機構へ問い合わせのこと

c 返済期間

最長返済期間は、次の1または2のいずれか短い年数となる。

1. 住宅の構造・タイプによる最長返済期間

【建設資金・新築購入資金】（10年以上1年単位で設定）

耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年
木造（一般）	25年

※融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

【リ・ユース（中古）購入資金】（10年以上1年単位で設定）

リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅	35年
リ・ユースマンション、リ・ユース住宅	25年

※融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

【補修資金】 20年（1年以上1年単位で設定）

※返済期間内で融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる。

（返済期間は延長されない。）

2. 年齢による最長返済期間

「80歳」 — 「申込本人の申込時の年齢（1歳未満切り上げ）」

※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なる。

d 返済方法

元金均等返済（+ボーナス併用払い）

元利均等返済（+ボーナス併用払い）

e 担保

【建設・購入の場合】

建物及び敷地に機構の第1順位の抵当権を設定。

【補修の場合】

建物に機構の抵当権を設定。

（審査の結果、敷地にも抵当権を設定する場合あり。）

※被害を受けた住宅に機構の既融資がある場合は、今回の融資に係る抵当権を既融資分と同順位1位で設定。

f 火災保険

建物には、火災保険を付け、その保険金請求権に機構のための第1順位の質権を設定。

⑤申込み・問い合わせ

a 申込先

住宅金融支援機構（郵送）

※融資の決定から返済終了までの手続きは取扱金融機関で行う。

※災害の状況によっては、金融機関の窓口で申込みできる場合あり。

b 申込みに必要な書類

- ・罹災証明書の写し
- ・災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表及び個人情報の取に関する同意書、災害復興住宅融資商品概要説明書
- ・運転免許証、パスポート、健康保険証または住民基本台帳カードのうちいずれかの写し
- ・申込本人の収入及び納税に関する証明書
- ・その他審査上必要な書類

c 借入申込書等の入手方法

- ・住宅金融支援機構 お客様コールセンターに請求。

※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(12) 公営住宅の空き部屋情報連絡体制

被災者に対する空き部屋提供を計画的に実施するため、空き部屋情報を一元的に把握できる体制整備を行う。

(13) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 応急仮設住宅

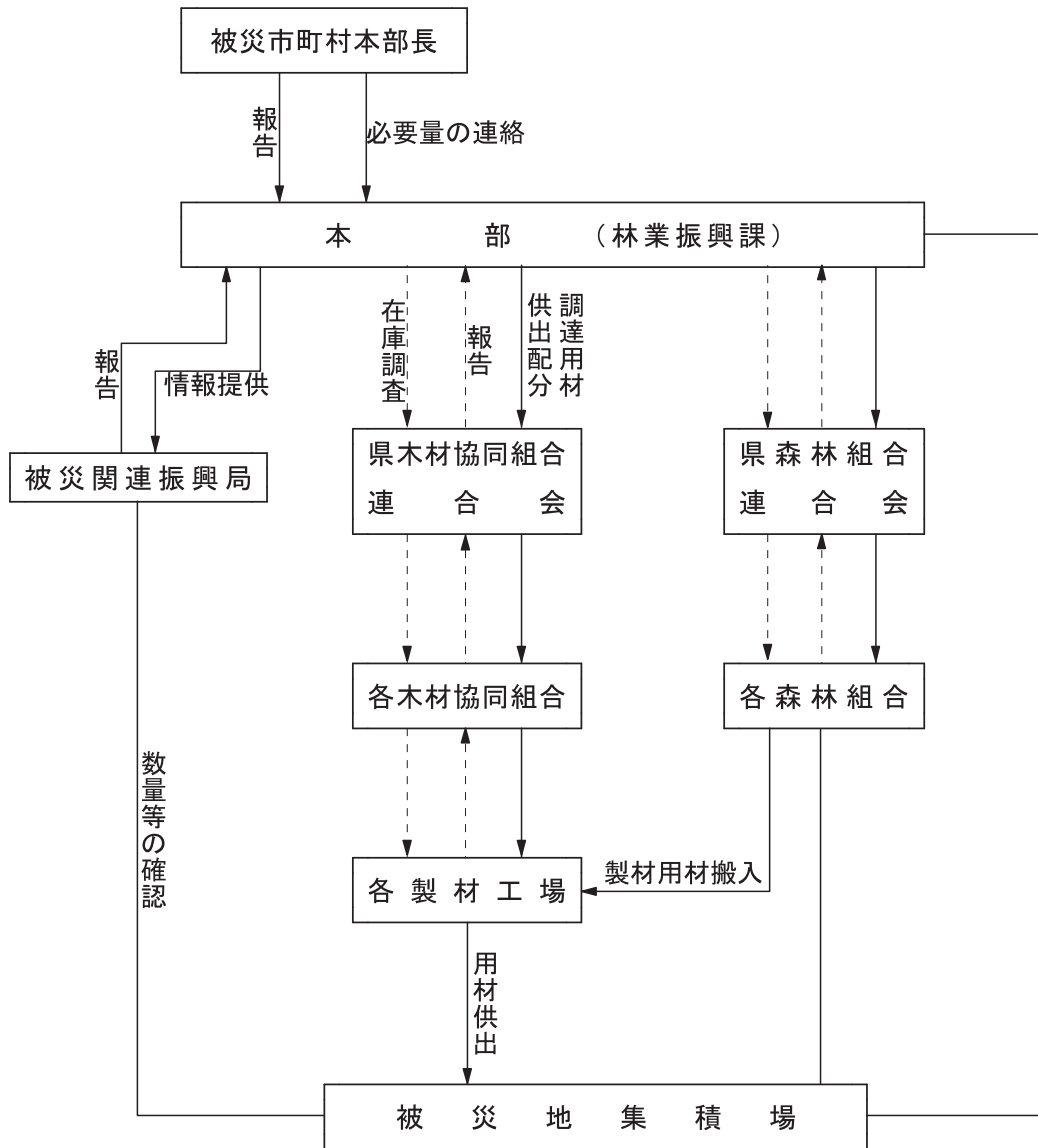
- ① 救助実施記録日計票
- ② 応急仮設住宅台帳
- ③ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ④ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- ⑤ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ⑥ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

イ 応急修理

- ① 救助実施記録日計票
- ② 住宅応急修理記録簿
- ③ 工事契約書、仕様書等
- ④ 応急修理支払証拠書類

〔別表1〕木材の緊急調達に関する連絡指示系統



第9節 被災建築物・被災宅地応急危険度判定計画（県土整備部）

1 計画方針

地震により多くの建築物や宅地が被災した場合、その使用の可否を応急的に判定することにより、地震活動等によって起こる建築物の倒壊や宅地の崩壊などの2次災害時の住民の安全確保を図るため、市町村が実施し県が支援する応急危険度判定を次の計画により行う。

2 計画内容

(1) 地方公共団体における応急危険度判定の実施

- ① 市町村長は、その区域において地震により多くの建築物や宅地が被災し災害対策本部を設けた場合、応急危険度判定実施の要否を判断し、応急危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。
- ② 知事は、区域内にある市町村長が危険度判定の実施を決定した場合、必要な支援を行う。

(2) 市町村実施本部の業務

実施本部の業務は次のとおりである。

- ①建築物や宅地に関する被害情報の収集
- ②判定実施要否の決定
- ③実施本部、判定拠点の設置
- ④判定士の参集要請、派遣要請
- ⑤判定士等の受入
- ⑥判定の実施
- ⑦判定結果の集計、報告
- ⑧実施本部、判定拠点の解散等

(3) 県支援本部の業務

県支援本部の業務は以下のとおりである。

- ①地震発生時の情報収集
- ②支援本部の設置
- ③支援実施計画の作成
- ④他府県等への支援要請
- ⑤支援の実施
- ⑥支援本部の解散

第10節 医療助産計画（日赤県支部、県医師会、県看護協会、県薬剤師会、県福祉保健部）

1 計画方針

震災のためその地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機構が混乱した場合における医療及び助産の実施については、市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、薬剤師会その他医療関係機関の協力を得て、次の計画により行う。

2 計画内容

(1) 実施責任者

市町村長の要請等により、知事が医療班を現地に派遣して実施する。ただし、医療班が現地に到着するまでの間、及び知事が実施しない小災害にあつては市町村長において実施する。なお、知事が必要があると認めるとき、その職権の一部を市町村長に委任し、市町村長がこれを行う。

(2) 実施の方法

ア 知事は市町村長から要請があつたとき、または自ら必要があると認めるときは、次の機関に要請し医療班を現地に派遣する。 ※ 災害派遣医療チーム（DMAT）については別に定める。

① 災害拠点病院・災害支援病院

※ 災害時の医療救護についての協定書は、資料編 46-02-01 を参照

② 日本赤十字社和歌山県支部医療救護班

なお、日本赤十字社和歌山県支部は、大災害等、特に緊急を要する場合においては、初動の段階で要請を待たないで、独自に被災の情報収集のための先遣隊及び医療救護班を派遣することができる。また、災害の規模により、日本赤十字社和歌山県支部は日本赤十字社本社及び全国の日本赤十字社都道府県支部から医療救護班を動員することができる。

※ 災害救助に関する業務委託契約は、資料編 46-01-00 を参照

③ 県医師会救急医療班

※ 災害時の医療救護についての協定書は、資料編 46-02-00 を参照

※ 医療救護活動にかかる実費弁償等にかかる覚書は、資料編 46-03-00 を参照

④ 県看護協会救急医療班

※ 災害時の医療救護についての協定書は、資料編 46-06-00 を参照

⑤ 労働福祉事業団医療救護班

※ 災害時の医療救護活動に関する協定は、資料編 46-04-00 を参照

※ 災害時の医療救護活動に関する協定実施細目は、資料編 46-05-00 を参照

⑥ 柔道整復救護班

※ 柔道整復救護班の派遣に関する協定は、資料編 46-15-00 を参照

⑦ 県薬剤師会薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）

※ 薬剤師班及びモバイルファーマシーの派遣に関する協定は、資料編 46-06-04 を参照

⑧ 県歯科医師会医療救護班

※ 災害時の歯科口腔保健に係る医療救護班の派遣についての協定は、資料編 46-17-00 を参照

イ 災害救助法を適用する場合については、同法により、又同法によらない場合は同法に準じて行うものとする。

(3) 情報収集等

知事は、本部及び事務職員を現地に派遣するほか、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する「広域災害・救急医療情報システム」を活用し、地域の医療体制の実情を早急に把握するための必要な措置を講じるものとする。

なお、災害時のトリアージについては、災害拠点病院会議等において定めた和歌山県統一様式のトリアージタグを可能な限り使用するものとする。

(4) 医療班の編成基準

医師1名、看護師2名、事務員1名、薬剤師1名、自動車運転手1名（計6名）を原則とし、災害の規模・現地の状況等により編成を組み替えるものとする。

(5) 医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等については、それぞれの医療機関、薬剤師班（モバイルファーマシー登載品含む）の所持品を繰替使用するとともに、県、市町村においても確保に努めるものとする。

なお、複数の医療班から医薬品等が持ち込まれた場合は、原則、薬剤師班が一括管理し、在庫リストの作成・配付等を行う。

(6) 近隣府県等との連携

知事は、災害の規模等現地の状況により関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、人員の派遣・受入、傷病者等の搬送・受入等の必要な措置を講じるものとする。

(7) その他

医療及び助産を実施した場合、整備しなければならない書類は次のとおりである。

ア 医療班活動状況

イ 救助実施記録日計票

ウ 医薬品、衛生材料等使用簿

エ 医療、助産関係支出証拠書類

- ※ 医薬品・血液調達先一覧は、資料編 46-06-01 を参照
- ※ 保健所管内別医療機関及び医療関係人員一覧は、資料編 46-07-00 を参照
- ※ 地区医師会所在地・連絡先は、資料編 46-08-00 を参照
- ※ 医療機関（病院）一覧は、資料編 46-09-00 を参照
- ※ 和歌山県救急告示医療機関一覧は、資料編 46-10-00 を参照
- ※ 県内無医地区は、資料編 46-11-00 を参照
- ※ 和歌山県統一様式のトリアージタグは、資料編 46-12-00 を参照

(8) 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

知事は、地震及び事故等による大規模な災害が発生した場合、災害の急性期に対応するため災害派遣医療チーム（DMAT）に対し派遣要請をする。

※ 和歌山DMATの派遣に関する協定書は、資料編 46-13-00 を参照

(9) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣

知事は、地震及び事故等による大規模な災害が発生し、災害対策本部又は被災保健所等で保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認める場合、厚生労働省を通じて災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣要請をする。

第11節 罹災者救出計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

罹災者の救出は、市町村本部長が消防機関、警察官、自衛隊、海上保安官、水防団、奉仕団等の協力により、船舶その他必要な器具を借り上げて実施する。

(2) 対象者

ア 罹災者の救助は、災害のため現に救出を要する状態に置かれている者で、おおむね次のような状態にある者

- ① 火災の際に火中に取り残された場合
- ② 災害の際倒壊家屋の下敷になった場合
- ③ 流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生理になった場合
- ④ 海上における船舶が災害に遭遇した場合又は陸上から海上に流された場合

イ 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

(3) 災害救助の基準等

救助法による罹災者救出の実施基準その他は次のとおりとする。

ア 費用の範囲

おおむね次の範囲とする。

- ① 借上費
救出のための必要な機械器具の借上費
- ② 購入費
救出のため必要とした機械器具の購入費
- ③ 修繕費
救出のため必要とした機械器具の修繕費
- ④ 燃料費
機械器具の使用に必要な燃料費

イ 救助の期間

災害発生の日から3日以内とする。

(4) その他

整理しなければならない書類は次のとおりである。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- ウ 被災者救出状況記録簿
- エ 被災者救出関係支払い証拠書類

第 12 節 住居等の障害物除去計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

被災地の障害物の除去の計画樹立及び実施は、市町村本部長が行う。

(2) 救助法による障害物の除去の基準

ア 対象者

- ① 自己の資力では障害物の除去ができない者
- ② 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、また、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にある者

イ 除去の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ウ 費用の限度

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

(3) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 救助実施記録日計票

イ 障害物の除去の状況記録簿

ウ 障害物除去費関係支払証拠書類

第13節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者への災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進するものとする。

2 計画内容

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け

ア 実施者

市町村長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付けを行う。

イ 実施基準等

※ 災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等は、資料編 47-01-00 を参照

(2) 生活福祉資金（福祉資金）の貸付け

ア 実施主体

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯等に対し、災害を受けたことにより臨時に必要となった資金を貸付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付け対象となる世帯を除く。

イ 生活福祉資金貸付条件

※ 生活福祉資金貸付条件は、資料編 47-02-00 を参照

第 14 節 遺体搜索処理計画（県環境生活部・県福祉保健部）

1 計画方針

震災の混乱期に死亡し埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索並びに災害の際に死亡した者の遺体処理については、本計画による。

2 計画内容

(1) 遺体の搜索

ア 実施者

市町村本部長が警察官、海上保安官等の協力を得て実施する。

イ 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

ウ 搜索の方法

市町村本部において警察機関、海上保安部機関と連携を取りつつ実施する。

エ 費用

次の費用の当該地域における通常の実費

- ① 借上費（舟艇その他搜索のための機械器具借上費）
- ② 購入費（同上購入費）
- ③ 修繕費（同上修繕費）
- ④ 燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

オ 搜索期日

災害発生の日から 10 日以内とする。

カ その他

搜索を実施した市町村本部長は、次の書類を整備し保存しておかなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 搜索用機械器具燃料受払簿
- ③ 死体搜索状況記録簿
- ④ 死体搜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処理

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合において、市町村本部長が遺族等に代って処理を行うものである。

※ 資料編 48-00-00「和歌山県広域火葬実施要綱」を参照

ア 遺体処理の内容

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ② 遺体の一時保存
- ③ 検案

イ 遺体処理の方法

現場給付で行うものとする。

ウ 遺体処理の費用

※ 資料編 41-02-00「災害救助による救助の程度・方法及び機関」を参照

エ 処理機関

災害発生の日から 10 日以内とする。

オ その他

- ① 救助実施記録日計票
- ② 遺体処理台帳
- ③ 遺体処理関係支出証拠書類

(3) 埋 葬

災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、市町村本部長が実施するものとする。

なお、市町村本部長は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、支部保健班（当該保健所）を経由して本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、県内市町村等による広域的な火葬を要請し、速やかな埋葬に努めるものとする。

※ 資料編 48-00-00「和歌山県広域火葬実施要綱」を参照

※ 資料編 48-01-00「和歌山県遺体処理に係る支援事務処理要領」を参照

※ 資料編 48-02-00「大規模災害時等における葬祭用品の供給及び遺体の処理等に関する協定・実施細目」を参照

※ 資料編 48-03-00「大規模災害時等における協力に関する協定書」を参照

※ 資料編 48-04-00「広域火葬時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定・実施細目」を参照

ア 埋葬の方法

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務提供

イ 埋葬の費用（救助法による基準）

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

ウ 埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

エ その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給した市町村本部長は、次の書類を保存し、整備しなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

第15節 災害義援金品配分計画（日赤県支部、（福）和歌山県共同募金会、県福祉保健部）

1 計画方針

罹災者、罹災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 災害義援金品の引継ぎを受ける機関

災害義援金品の引継ぎは次の機関から受けるものとする。

機関区分	義 援 金	義 援 品
県 段 階	県知事、日赤県支部長、県共同募金会等	県知事
県 段 階	振興局長	振興局長
市町村段階	市町村長	市町村長

※ 日赤県支部、県共同募金会は原則として義援品の受付は行わない。ただし、日赤県支部においては、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等を配分し、必要あるときは全国の日赤支部等から供給するものとする。

(2) 義援品の配分

引継ぎを受けた義援品は、次の方法によって配分する。

ア 配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

イ 県及び郡単位機関の配分

県及び郡単位機関で引継いだ義援品は、関係機関が協議して、特別施設等に配分するものは施設別に、また、一般罹災者に配分するものについては、市町村に配分割等をするものとする。

ただし、県単位機関が郡単位機関に配分割等をしたときは、郡単位機関で市町村別に配分割等をするものとする。

ウ 市町村における配分

県及び郡単位機関が配分を受け、また市町村において受付けた義援品は、県における配分の方法を参考とし、民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。

エ 配分の時期

配分はできる限り受付又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援品が少量時の配分は、世帯別に困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したとき行う等配分の時期に十分留意して行うものとする。ただし、腐敗変質のおそれのある物資については速やかに適宜の処置をするよう配慮すること。

オ 義援品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分するものとする。

(3) 義援金の募集・配分

義援金は、次の方法によって募集配分する。

ア 義援金の募集

義援金の募集は、県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会により募集するものとする。

募集期間は1箇月で、災害の規模により延長することができる。

イ 義援金の管理・配分

義援金の管理・配分は県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会の募集機関、被災地関係者、学識経験者等による配分委員会を組織して、協議のうえ実施するものとする。

配分委員会事務局は県に置き、義援金の管理、配分の事務を行う。

ウ 金銭の管理

各機関が募集した義援金は配分委員会に、速やかに管理換する。

なお、配分委員会に管理換するまで現金の領収保管は、会計部会計班（会計課）が担当する。

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備え付け出納の状況を記録し、経理するものとする。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

(4) 費用

義援品の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。また、義援金の募集・配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。

ただし、募集・配分の規模により、配分委員会にて費用負担について協議することができるものとする。

(5) 本部における分業

本部における義援品は、福祉保健部福祉保健総務班が担当するが、物資の配分等はそれぞれの受付機関が本部と協議のうえ、配分を行うものとする。

第16節 外国人支援計画（県企画部）

1 計画方針

地震・津波発生時における外国人支援体制は、この計画によるものとする。

2 計画内容

和歌山県国際交流センターに災害時多言語支援センターを開設し、外国人の被災状況を把握するとともに、多言語による情報を提供し、相談を受ける。

(1) 被災状況の確認

市町村と連絡調整のうえ外国人の被災状況について調査を行う。

(2) 情報の提供

各種メディアを通じて必要と思われる多言語で情報提供を行う。

(3) 相談

多言語による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。

相談は国際交流ボランティア等に支援を依頼し可能な限り多くの言語で対応する。

また、必要に応じて通訳の派遣をボランティアに依頼する。

(4) その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに応えるべくボランティアネットワーク作りを支援する。

第17節 海外からの支援の受入計画（県企画部・県福祉保健部）

1 計画方針

地震・津波災害発生時における海外からの救援物資の提供や救援隊派遣の申し出があった場合の受入れは、この計画によるものとする。

2 計画内容

海外からの支援については、国及び関係機関等と十分な協議を行い、またそのニーズを把握のうえ受け入れることとする。

(1) 救援物資の受入れ

ア 海外救援物資の受入れについては、次のことを申出者に確認のうえ、迅速に行うものとする。

- ① 品目（トラブルを避けるため、英語若しくは日本語で確認すること。）
- ② 数量（単位について確認すること。）
- ③ 使用期限等のあるものについては、その期限
- ④ 輸送手段及びルート
- ⑤ 搬入場所
- ⑥ 搬入予定日時

イ 通関等

受入れに際しては、法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで、受け入れることとする。

ウ 協力依頼

物資の通関、輸送に関して関係機関、関係会社等に協力依頼を行うこととする。

(2) 救援隊等の受入れ

ア 海外からの救援隊等の受入れについては、申出者に次のことを確認のうえで行うものとする。

- ① 活動内容
- ② 人数及び資格
- ③ 持ち込む機材、物資等の種類（救助犬等を含む。）及びその数
- ④ 県が準備する物資の要・不要（例 テント等）
- ⑤ 到着場所
- ⑥ 到着日時
- ⑦ 通訳及び日本側協力者の要・不要

イ 県は、救援隊に可能な限り自力で活動を行うことを要請することとする。

ウ 受入れに際しては、その活動や機材、物資等の持ち込みに関する法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで受け入れることとする。

第6章 保健衛生計画

第1節 防疫計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するものとする。

2 計画内容

(1) 防疫態勢の確立

県及び市町村は、防疫計画に基づき当該災害に即応した対策を樹立するとともに、態勢の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という）に基づき、法に定める感染症の発生を予防するため、知事はその場所の管理をする者に命ずることができる。ただし、その者が発生を予防することが困難であると認めるときは、市町村に指示し、又は県の職員に発生を予防するために必要な措置をとらせることができる。

(3) 組織

災害防疫実施のための組織は、県にあっては、本部防疫班、支部にあっては保健班、市町村にあっては市町村本部の組織によるものとするが、各種作業実施の直接組織として、次の班を編成する。

ア 防疫班の編成

市町村本部は、防疫実施のため防疫班を編成する。防疫班は概ね衛生技術者1名（班長）、事務吏員1名、作業員数名をもって編成する。

イ 検病調査班の編成

支部保健班（当該保健所）は、検病検査のため検病調査班を編成する。検病調査班は、医師1名（班長）、保健師又は看護師1名、その他1名をもって編成する。

ウ 健康診断班（検査班）の編成

支部保健班（当該保健所）は、健康診断の必要のあるときは、本部防疫班（健康推進課）に協議の上、健康診断班を編成する。健康診断班は医療技術者1名（班長）、保健師、又は看護師1名、その他1名をもって編成する。

(4) 災害防疫の実施方法

ア 県の業務

① 検病調査及び健康診断

a 支部保健班（当該保健所）は、検病調査班により、帯水地域並びに集団避難所を重点に検病調査を行い、下痢患者等の発見に努めるものとする。なお、実施に当たっては、市町村、地区内の衛生組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努めるものとする。

b 検病調査の結果、必要があるときは、法第17条の規定による健康診断を実施するもの

とする。

② 患者の入院方法

感染症等であって、入院が適当なものについては、法第19条の規定により、早急に入院の手続きをとるものとする。

感染症指定医療機関が被災した場合又は、交通事情等の理由により入院が困難な場合は、その他の医療機関に入院の手続きをとるものとする。

③ 市町村に対する指導及び指示

知事は、感染症予防上特に必要と認めるときには、範囲及び期間を定めて、次の事項について指示を行うものとする。

- a 法第27条第2項の規定による消毒に関する指示
- b 法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
- c 法第29条第2項の規定による感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件についての消毒の指示
- d 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示
- e 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示

④ 広報の周知徹底

支部保健班（当該保健所）は、市町村を指導し、災害時の防疫情報並びに防疫活動等について、周知徹底を図るものとする。

⑤ 報 告

災害時における被害状況及び防疫活動状況等の報告は、本部防疫班は、支部保健班を通じ市町村本部の報告をとりまとめ、すみやかに報告書を厚生労働省健康局あて提出するものとするが、さしあたり事前の措置として必要事項を電話をもって報告する。

⑥ 記録の整備

本部防疫班又は支部保健班（当該保健所）は、おおむね次の書類を整備し、保管しておく。

- a 災害状況報告書
- b 災害防疫活動状況報告書
- c 防疫経費所要額調及び関係書類
- d 各種防疫措置の指示、命令に関する書類
- e 防疫作業日誌（作業の種類、作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載すること）

イ 市町村の業務

① 防疫処置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

② 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意すること。

③ 消毒の実施

法第27条第2項の規定による消毒は、次によるものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

〔消毒方法〕

市町村は、法第 27 条第 2 項の規定による知事（県立保健所長）の指示に基づき、法施行規則第 14 条に定めるところによって実施するものとする。

④ ねずみ族昆虫等の駆除

市町村は、法第 28 条第 2 項の規定により知事（県立保健所長）が定めた地域内で知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

⑤ 生活の用に供される水の供給

市町村は、法第 31 条第 2 項の規定による知事（県立保健所長）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をするものとする。実施に当たっては、（第 5 章第 5 節「給水計画」）に定める方法によって行うものとする。

⑥ 避難所

市町村は、避難所を開設（第 5 章第 3 節「避難計画」）したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期するものとする。

⑦ 報 告

市町村長は、警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記の事項について所定の様式（災害防疫事務要領）により所轄保健所を經由して、知事に報告（電話、書類）するものとする。

- a 被害の状況
- b 防疫活動状況
- c 災害防疫所要見込額
- d その他

⑧ 市町村で備付けを要する記録

- a 災害状況報告書
- b 防疫活動の状況報告書
- c 消毒に関する書類
- d ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- e 生活の用に供される水の供給に関する書類
- f 患者台帳
- g 防疫作業日誌
- h 防疫経費所要額調及び関係書類

⑨ その他

災害防疫の業務分掌の概要は次表のとおりである。

災害防疫における業務分掌概要

実施主体	市 町 村 本 部	支部保健班（保健所）	本部防疫班 （健康推進課）	備 考
検病調査		主 防疫計画 4-(1)アにより、検病調査班を編成し、実施する。		
健康診断		主 検病調査の結果必要と認め足るときは本部と協議の上行うこと。	健康診断を行うに必要な器材、薬剤の確保	
患者の入院		主 感染症患者又は病原体保有者の発生したときは速やかに入院の手続きをとる。		
		主 患者多数発生又は交通途絶のため感染症指定医療機関に入院困難なときは他の医療機関に入院の手続きをとる。	患者数、入院先などの把握等を通じてまん延対策を講じる。	
生活の用に供される水の供給	主 支部の指示により実施すること。	市町村本部に指示する。	給水ろ過班の現地派遣、自衛隊の出動要請。	
消 毒	主 支部の指示により実施すること。			市町村の被害激甚でその機能が著しく阻害され市町村本部が実施できないか実施しても不十分であると本部が認めるときは本部が代執行する。
		"		
ねずみ族昆虫駆除	主 支部の命令により実施すること。	市町村本部に実施範囲、期間を示達する。		
集団避難所	主 集団避難所を開設したときはその衛生管理に特に注意すること。 （自治組織の編成）			
臨時予防接種	市町村本部で実施することが可能と認め支部が命令したときは、市町村本部において実施するものとする。	主 本部の命令により対象者、期間を定めて臨時予防接種を実施するものとする。	感染症予防上必要と認めるときは、対象者期日を指定して支部に臨時予防接種を指示する。	

※ 防疫用資材状況は、資料編 49-00-00 を参照

第2節 清掃計画（県環境生活部）

1 計画方針

震災の発生によって、ごみ、汚泥並びにし尿等（以下「廃棄物」という。）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は、本計画及び和歌山県災害廃棄物処理計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

ア 被災地における廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は市町村が行うが、特に以下の点について、配慮するものとする。

- ① 市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等における生活ごみや震災によって生じた廃棄物（がれき）の処理の必要性や収集・処分見込みを把握し、必要に応じ仮置場を設置するよう努めるものとする。
- ② 市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処分見込みを把握し、必要に応じ設置するよう努めるものとする。

イ 当該市町村は、被害が甚大で当該市町村限りで応急対策の実施が不可能な場合は、他の市町村等の応援を得るものとする。

ウ 県は、市町村等による相互の支援状況を踏まえつつ、市町村及び関係団体に対し、広域的な支援の要請をすると共に、廃棄物の収集処分の実施については技術的援助、支援活動に係る調整に努めるものとする。

また、県は、県災害ボランティアセンター及びNPOと連携・調整を行い、市町村は、災害廃棄物の搬出など災害廃棄物処理の支援を受けるものとする。

なお、被災規模が大きく市町村が独自で処理できないと判断される場合などは、地方自治法第252条の14の第1項の規定に基づき、被災市町村は和歌山県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部又は一部の委託を要請することができる。

(2) 実施の方法

ア 応急対策を実施するに当たっては、責任者を定め、その指揮下災害程度に応じてごみ処理班、し尿処理班を編成し実施する。

イ 県は、被災地域の市町村及び一部事務組合から協力要請があるときは、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会、一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会に協力を要請するものとする。

※ 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書については資料編 50-00-00 を参照

ウ 本部長は、必要があると認めるときは、速やかに職員（災害廃棄物処理支援要員）を市町村に派遣する。職員は、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うために支援を行う。

エ 市町村は、し尿等の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、県と一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両法人に協力を要請する。

※ 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書については、資料編 50-02-00 を参照

(3) 事務処理

ア 市町村は、災害により廃棄物が発生したとき及び廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、速やかに、その発生量、被害状況等を、保健所を經由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

イ 報告は、「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課令和3年2月改定）」において定められた「災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被害状況について」により行うものとし、必要に応じて事前に電話等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して報告する。

※ 「災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被害状況について」は、資料編 50-01-00 を参照

3 その他

堆積土砂と災害清掃事業との関係

堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされない。

ただし、廃棄物を含む津波堆積物であれば清掃作業とみなすことがある。

※ 清掃施設等の状況は、資料編 50-02-01～02 を参照

第3節 食品衛生計画（県環境生活部）

1 計画方針

被災地営業施設及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設）の実態を把握し、適切な処置を講ずることによって被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

2 計画内容

(1) 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員、保健所職員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

[重点指導事項]

ア 手洗い消毒の励行

イ 食器器具の消毒

ウ 給食従事者の健康

エ 原材料、食品の検査

オ 浸水、断水による飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱うようにする。

(2) 営業施設

営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

[重点監視指導事項]

ア 浸水地区は浸水期間中営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設、設備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。

イ その他の地区においては臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。

また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗、変敗した食品が供給されることのないようにすること。

(3) その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員、保健所職員のみでは、十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、食品衛生指導員を指揮して指導に当たらせる配慮をする。

第4節 保健師活動計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の健康保持を図るとともに、関係者との協働により疾病予防活動及びこころのケア活動に努めるものとする。

2 計画内容

(1) 実施主体

被災地を直轄する市町村長が行うものとする。ただし知事は、市町村長の要請、または必要に応じて保健師の派遣等を行うなど、計画方針の円滑な実施に努める。

(2) 業務内容

ア 本部（防疫班）の業務

- ① 被災地住民の健康状況の把握を行うものとする。
- ② 保健師の勤務状況の把握を行うものとする。
- ③ 要請により、または必要に応じ、被災地を管轄しない保健所、市町村、又は他の都道府県に対し保健師の派遣依頼又は派遣要請を行うものとする。
- ④ 必要に応じ保健師派遣計画を作成する等、保健師の派遣等に係る総合調整を行うものとする。

イ 支部（保健班）の業務

- ① 被災地住民の健康状況の把握を行うものとする。
- ② 保健師の勤務状況の把握を行うものとする。
- ③ 医療班、防疫班等の各班との連携、調整を行うものとする。
- ④ その他関係機関との調整を行うものとする。
- ⑤ 派遣保健師の被災地における活動調整を行うものとする。

(3) 保健師活動

ア 保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

イ 被災地における活動内容

- ① 被災住民（地域・避難所・仮設住宅）の健康に関する実態把握
- ② 情報収集及び情報提供
- ③ 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- ④ 保健衛生指導の実施
- ⑤ 要援護者の安否確認
- ⑥ 関係機関との連絡調整

(4) 報告および記録

保健師活動を実施した場合、支部（保健班）は本部（防疫班）に報告するとともに以下の書類を整備し、保管しておくものとする。

ア 報告書類

- ① 地域活動記録（様式は資料編 50-03-01 を参照）
- ② 避難所活動記録（様式は資料編 50-03-02 を参照）

- ③ 保健活動日報（様式は資料編 50-03-03 を参照）
- ④ 保健師活動状況報告書（様式は資料編 50-03-07 を参照）

イ 記録書類

- ① 健康相談票及び経過用紙（様式は資料編 50-03-04 を参照）
- ② 健康調査連名簿及び健康調査世帯票（様式は資料編 50-03-05 を参照）
- ③ 仮設住宅入居者世帯調査票（様式は資料編 50-03-06 を参照）
- ④ その他

第5節 精神保健福祉対策計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立するとともに、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を変化する状況に応じて常に適正なものに保つものとする。

2 計画内容

(1) 各段階における震災対策

ア 震災時

- ① 県は、災害派遣精神医療チーム（DPA T）の派遣要請及び受入の決定等を行う。
- ② 県保健所には、プライバシーに配慮した相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や市町村への支援体制を構築し、これを広く周知させるように努める。

イ 震災後

- ① 県は、担当行政関係者を含む精神保健福祉関係者に対して、災害時のメンタルヘルスについての資料を提供し、講演会などの活動を必要に応じて行うものとする。
- ② 県は、被災者あるいは一般住民に対して、災害時の心理的反応に関する正しい知識を普及啓発するため、各種規模のミーティング・講演会の開催、パンフレット・ニュースレターの配布などの活動を行う。これにより、異常と思われる心理的反応の多くが、「異常な事態に対する正常な反応」であることを周知し、心理的ケアに対する障壁を低くすることに努める。

(2) 震災時こころのケア活動

災害が発生した場合に、心的外傷後ストレス障害などこころに傷を負う者及び精神障害者等に対応するため、市町村、医療機関等の関係機関、団体等との連携のもとに適切な支援や情報提供等の震災時におけるこころのケア活動を総合的に推進するものとし、次のような活動を行う。

ア こころのケアホットラインの設置

イ 災害派遣精神医療チーム（DPA T）の派遣

ウ こころのケアに関する普及啓発

エ 援助者へのこころのケアに関する教育研修

(3) 被災地の震災対策

震災時の地域の精神保健福祉活動の拠点は、支部保健班（保健所）とする。

支部保健班は、国、本部防疫班と十分連携をとり、市町村並びに精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

(4) 要配慮者への対策

ア 精神障害者の生活再建支援

被災精神障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすい。これまで関わっていた精神保健福祉相談員等が早期に関わり本人の悩みを聴き、問題処理にあたって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

- ① デイケア、障害福祉サービス事業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮のうえ、できるだけ早期に通所者同士が災害のこと、仲間のこと等語れる場を提供する。
- ② 医療費助成、被災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

イ 高齢者への対応

身体的にも不安を抱える高齢者は、震災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。特に仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

高齢者が安心できる支援システムの整備が、こころのケアにつながる。

- ① 地域に応じて実施されている高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認事業等で把握された精神保健面からのアプローチが必要なケースについて継続的にフォローする。
- ② 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

ウ アルコール関連問題への対応

- ① 震災後には、大きなストレスの為に過剰にアルコールを飲酒する恐れがあるため、アルコール飲料販売の自粛指導、支援物資に含まれるアルコール飲料の適正な処理、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。
- ② アルコール依存症の自助グループのミーティング会場が失われた場合は、早急に場所の確保を行い、ミーティングによる再飲防止への協力を行う等、自助グループの活動を積極的に支援する。
- ③ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家による早期介入及び、アルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等と連携を図り対応するとともに、断酒会等の自助グループやボランティアを含む諸関係機関の連携による生活支援体制をつくる。

エ 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。支部保健班は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

オ 家族等を亡くした人達への支援

震災による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から震災直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第6節 動物保護管理計画（県環境生活部）

1 計画方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想されるため、県は、被災者支援の一環として「災害時動物救援本部」を設置し、県獣医師会、動物愛護関係団体等の協力のもと、動物保護管理活動を行う。

2 計画内容

(1) 避難所等における被災した動物の飼養者への支援

県は、市町村と連携し、市町村が避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。

ア 避難所での動物の飼養状況の把握

イ 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供

ウ 「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣

エ 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置）

オ 動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供

カ 家庭動物に関する相談の実施等

キ 動物に関する寄付金の管理・配分

ク 県外からの受援体制の確保

(2) 被災地域における飼養者不明の動物の保護

県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。

ア 放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引取り

イ 飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等

(3) 危険動物の状況の把握

県は、所有者等を通じて危険動物の状況を把握する。

第7章 公共土木施設等応急対策計画（県農林水産部・県土整備部）

1 計画方針

震災の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切など応急工事を実施する。

2 計画内容

(1) 実施について

応急工事の施工にあたっては、県が保有する建設機械を用いて直営で実施するほか、平常時より地元建設業界、建設業者と調整を図り速やかな実施に努める。

※ 建設機械関係資料は、資料編 51-01-01 を参照

(2) 個別計画

ア 河川災害

被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

イ 海岸、港湾災害

海岸背後地の土地利用状況（救援、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）がある地区等）や、放置すると甚大な二次被害が発生する等、緊急に復旧する必要がある箇所に仮締め切り工事を行う。

ウ 砂防・地すべり等土砂災害

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。又、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、応急対策として仮設防護柵等を設置する。

エ 道路、橋梁災害

被害した道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

オ 下水道等災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

また、必要に応じて下水道事業災害時近畿ブロック支援体制による支援要請を行う。

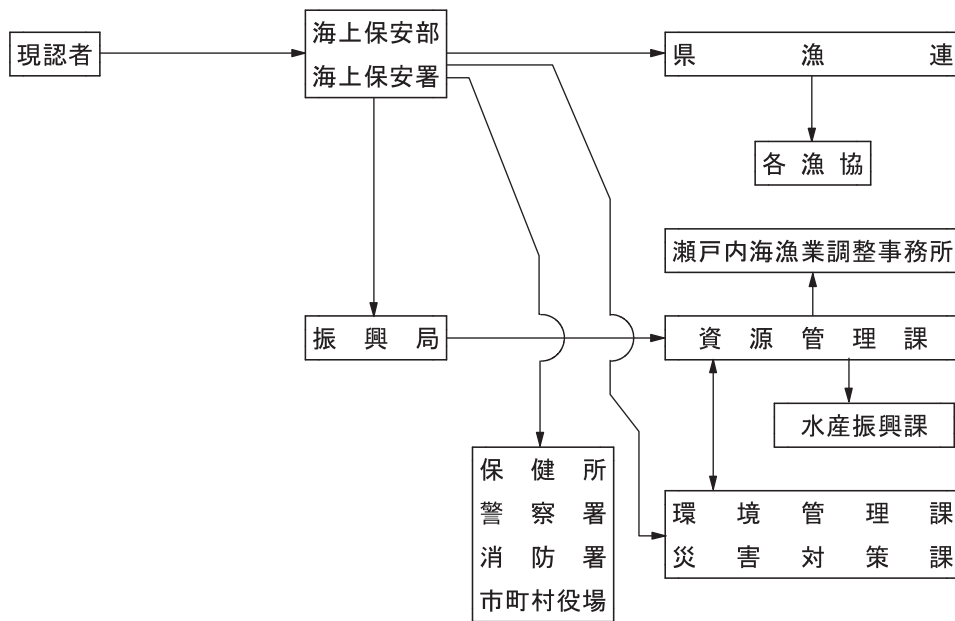
第8章 水産関係災害応急対策計画（県農林水産部）

1 計画方針

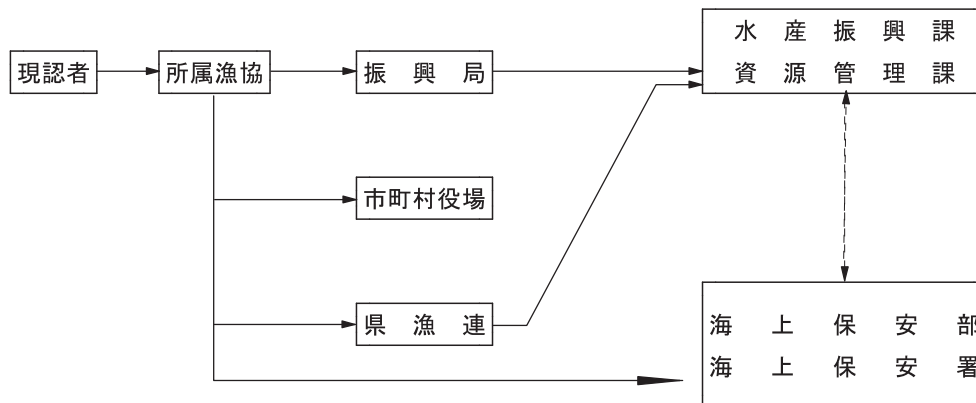
地震及び津波災害による漁場及び水産関係施設等の被害を最少限度にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

2 計画内容

(1) 油流出による漁場及び水産関係施設等の被害発生等の伝達方法は次のとおりとする。



(2) 震災等による漁船及び水産関係施設等の被害発生等の伝達方法は次のとおりとする。



第9章 事故災害応急対策計画

第1節 海上災害応急対策計画（和歌山・田辺海上保安部、県総務部危機管理局・県農林水産部・ 県土整備部・警察本部）

1 計画方針

- (1) 本計画は、海上における船舶の座礁、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油等事故の災害（以下「海上災害」という。）が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。
- (2) 大規模かつ広域的な海上災害の発生又はそのおそれがある場合は、隣接県や関係団体等への協力要請を行うと共に、県知事又は第五管区海上保安本部長は、被害の程度に応じ自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

2 実施機関

実施機関	担当業務
事故関係者（船舶所有者）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置
和歌山海上保安部	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行警報等による災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
田辺海上保安部	
海南海上保安署	
串本海上保安署	
市町村	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の拡大防止のための応急措置
県	
漁業関係者（漁協等）	災害の拡大防止のための応急措置に対する協力

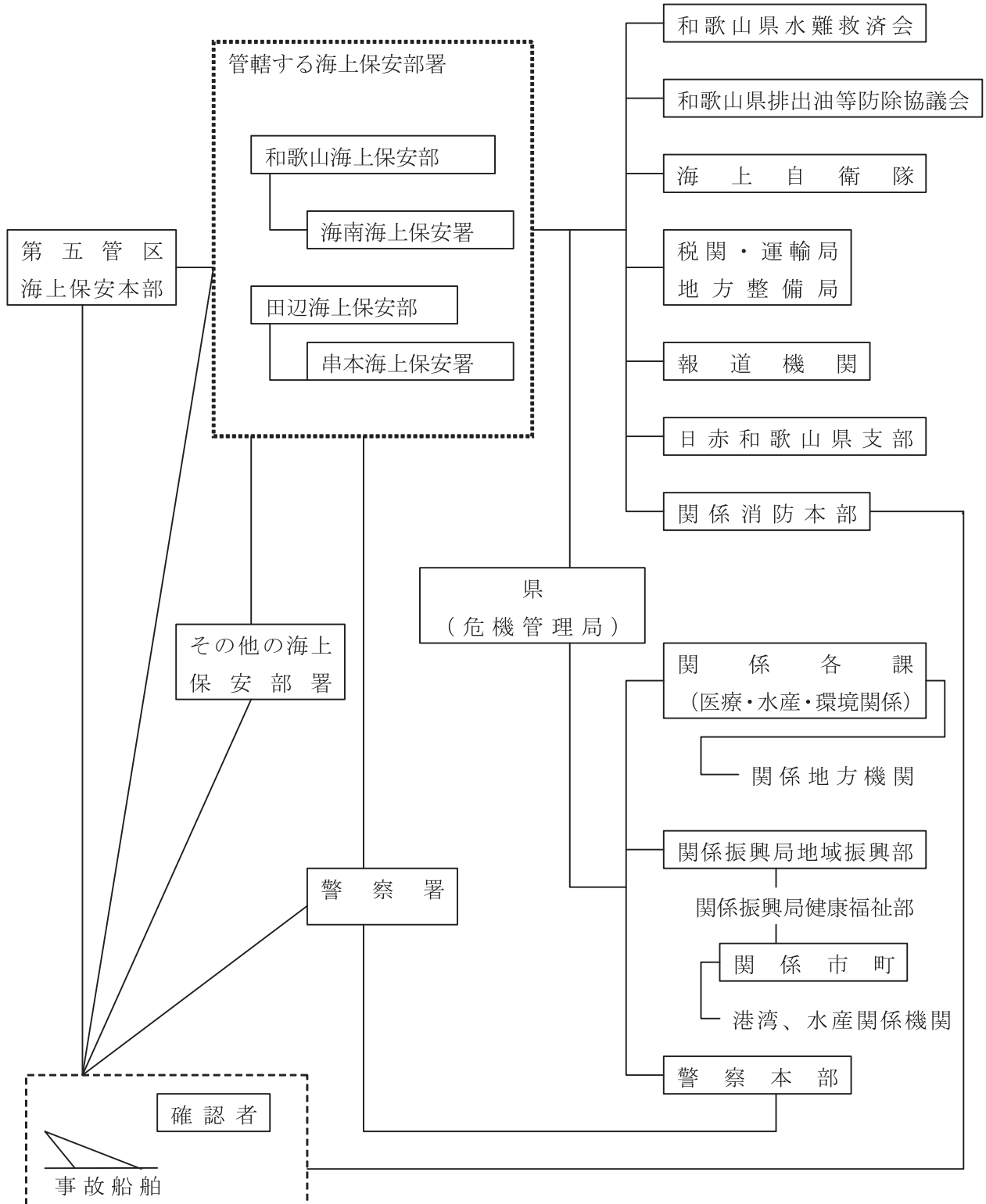
[県本部の担当]

部	課	支部班	担当業務
総務部	危機管理局	総務班	1 海上保安部、他県等との連絡調整 2 自衛隊の災害派遣要請
福祉保健部	医務課	医療班	1 医療機関との連絡調整
農林水産部	資源管理課	農林水産班	1 漁連、漁協との連絡調整 2 港外にいる漁船に対する災害の周知
	農業農村整備課	農林水産班	1 所管漁港又は港湾並びに海岸に係る保全措置 2 在港船舶に対する災害の周知 3 災害防止のための応急措置
県土整備部	港湾空港振興課	土木班	
	港湾漁港整備課 河川課		
警察本部	地域指導課	警察班	1 沿岸部における地域安全及び警戒活動

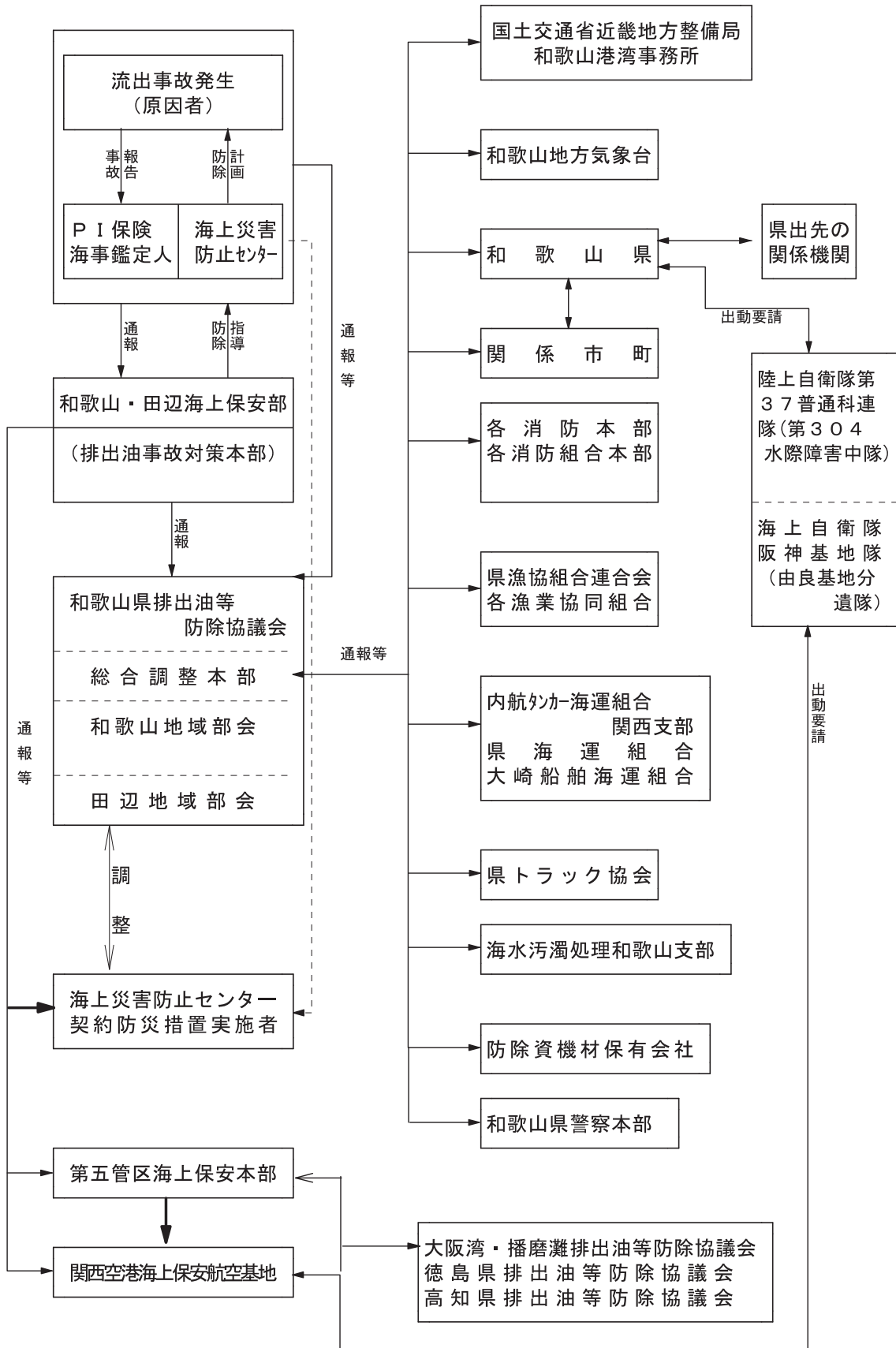
3 実施要領

(1) 通報連絡体制

- 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。
(但し、流出油等事故災害の場合は、上記の他、和歌山県排出油等防除協議会の連絡体制を併用する。)



○和歌山県排出油等防除協議会連絡体制



○ 船舶に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	対 象 船 舶
海上保安部署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船 舶 全 般
巡視船艇等	無線電話、船舶電話、拡声器、ライトメール、漁業無線	
放送局	テレビ、ラジオ	
港湾・漁港管理者	拡声器	在 港 船 舶
漁業用海岸局	漁業無線	港 外 漁 船

なお、必要に応じて航空機により上空から一般航行船舶への周知を行う。

○ 住民に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	周 知 事 項
関係市町村（消防機関）	広報車、防災無線等	ア 災害の状況
警 察	パトカーの拡声器	イ 防災活動の状況
海 上 保 安 部 署	巡視船艇の拡声器	ウ 火気使用及び交通等の制限事項
放 送 局	テレビ、ラジオ	エ 避難準備等の一般的注意事項 オ その他必要事項

なお、必要に応じて航空機により上空から沿岸住民への周知を行う。

4 警戒措置

(1) 海上警戒

○ 実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実 施 機 関 名	措 置 の 内 容
海 上 保 安 部 署	ア 船舶の航行制限及び禁止 イ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 ウ 警戒区域等の設定 エ 巡視船艇等の配置による現場警戒及び交通整理 オ 現場周辺における火気使用の制限 カ 流出油等の監視パトロール
その他の防災関係機関	海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

○ 実施機関は、流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実 施 機 関 名	措 置 の 内 容
市 町 村	1 沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告 2 流出油等の漂着に係る監視パトロール
県	流出油等の漂着に係る監視パトロール
警 察	沿岸地域の交通制限等

5 応急措置

(1) 海上流出油等対策

- 各実施機関は、海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着し又は漂着のおそれがある場合は、流出油等災害の拡大を防止するため、和歌山県排出油等防除等協議会等関係機関と連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

海上保安部署	ア 航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ウ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関への通報 エ 遭難船舶の救助、消火活動、油等の拡散防止措置 オ 海上における流出油等防除 カ 流出油等防除作業の技術指導 キ 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令 ク 海上保安庁長官等の指示を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する具体的指示 ケ 船舶所有者等の委託を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する指導、助言
県	ア ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 イ 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
市町村	ア 流出油等の状況把握 イ 関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ 回収油等の保管
海上災害防止センター	ア 海上保安庁長官等の指示による排出油等の防除のための措置 イ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置 ウ 保有している油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の船舶所有者等への供与 エ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置に関する指導及び助言
その他の関係機関	海上保安部署、県、市町村等が実施する応急措置に対する協力

- 県本部長は、上記のほか、次の措置を講じる。

- ア 防除活動用の資機材が不足するときは、隣接県等に対し、調達又はあっせんを要請する。
- イ 人命救助及び被害の拡大防止のために必要と認めるときは、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。
- ウ 災害応急対策の長期化が予想されるときは、関係団体等の協力を得て、食料、飲料水、医

薬品、燃料等の確保を図る。

(2) 海上災害における人身事故等

- 各実施機関は、相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。
 - ア 搜索、人命救助、救護
 - イ 消火活動、延焼防止
 - ウ 応急資機材の調達
 - エ 遭難船の移動

6 災害対策連絡調整本部の設置

災害関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、和歌山海上保安部長及び田辺海上保安部長又は地元市町長（ふ頭又は岸壁にけい留されたタンカー等の事故が発生した場合は、県本部長と協議の上、災害対策連絡調整本部を次のとおり設置する。

構 成	海上保安部、県、警察、関係市町（消防機関を含む）港湾関係機関、海上災害防止センター（但し、海上保安庁長官等の指示又は、船舶所有者等の委託による場合）、事故発生責任機関並びにその他防災関係機関
設 置 場 所	海上保安部署庁舎又は、事故現場に近い適当な場所
任 務	災害情報の交換 総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整 関係機関に対する協力要請
そ の 他	各防災関係機関は、連絡調整のため防災責任者を必要期間、災害対策連絡調整本部に常駐させる。

7 関係団体

和歌山県水難救済会並びに和歌山県排出油等防除協議会は、海上保安部をはじめ関係行政機関から協力を要請された場合は、これに協力するよう努めるものとする。

※油等・・・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に規定する油及び同条第3号に規定する有害液体物質を示す。

第2節 航空災害応急対策計画（大阪航空局、県県土整備部）

1 計画方針

本県における航空機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、被害を最小限度にとどめるため応急対策を迅速かつ的確に講ずるものとする。

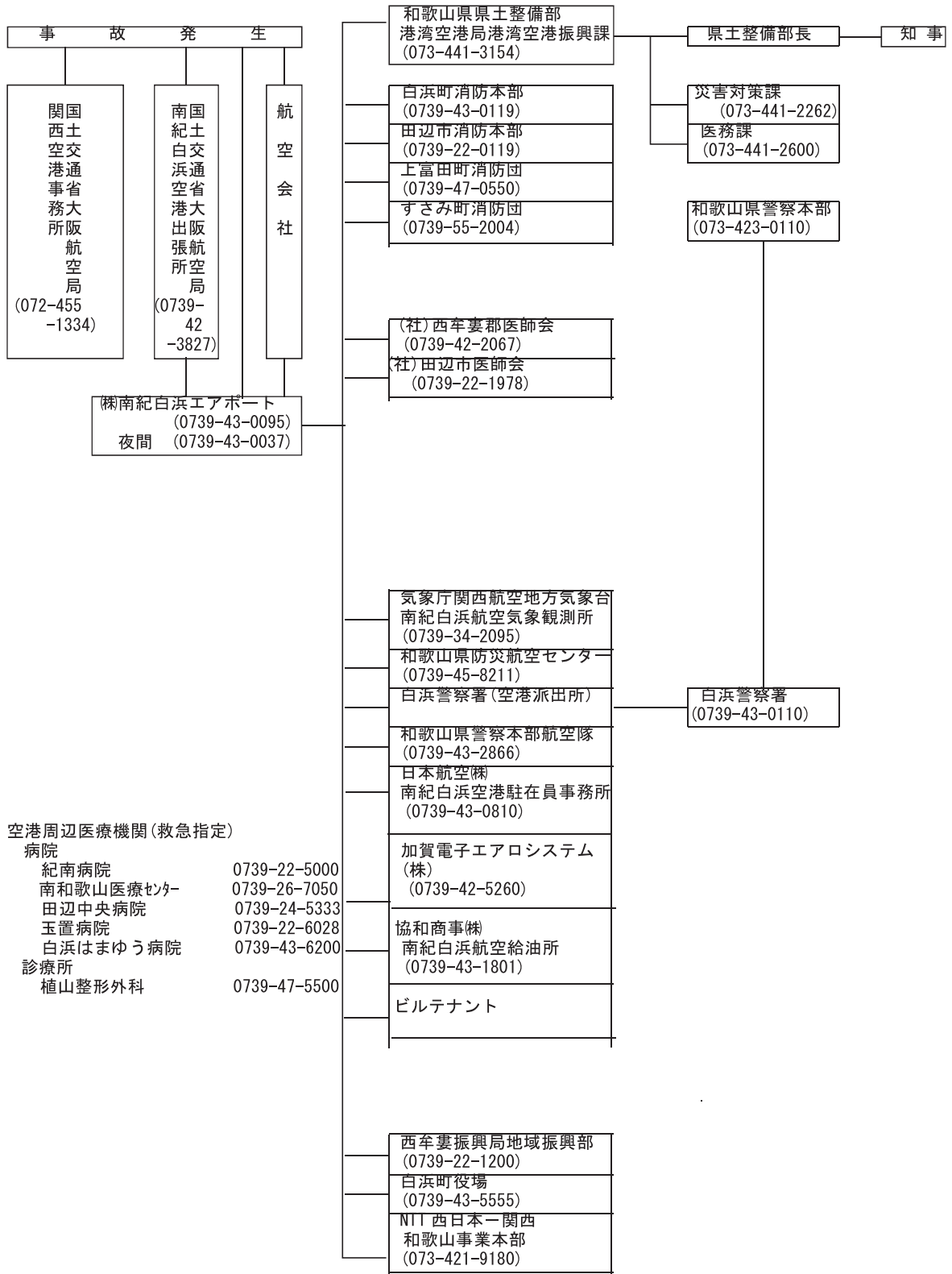
2 計画内容

(1) 関係機関に対する通報連絡

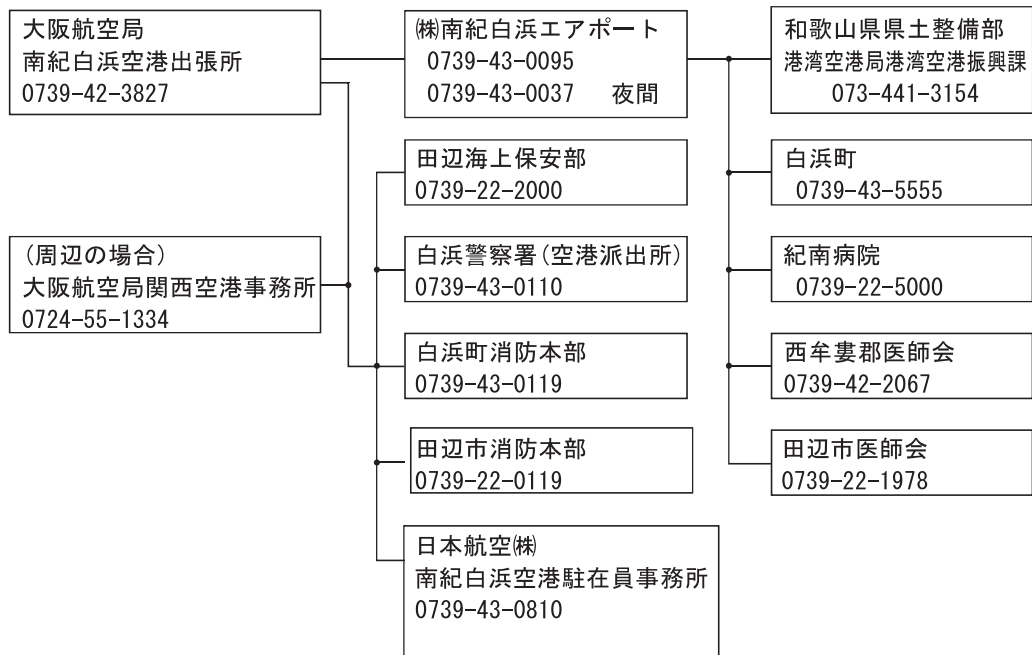
災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めた場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の通信系統により通報連絡するものとする。

ア 南紀白浜空港内及び周辺の場合

(7) 消火救難の場合



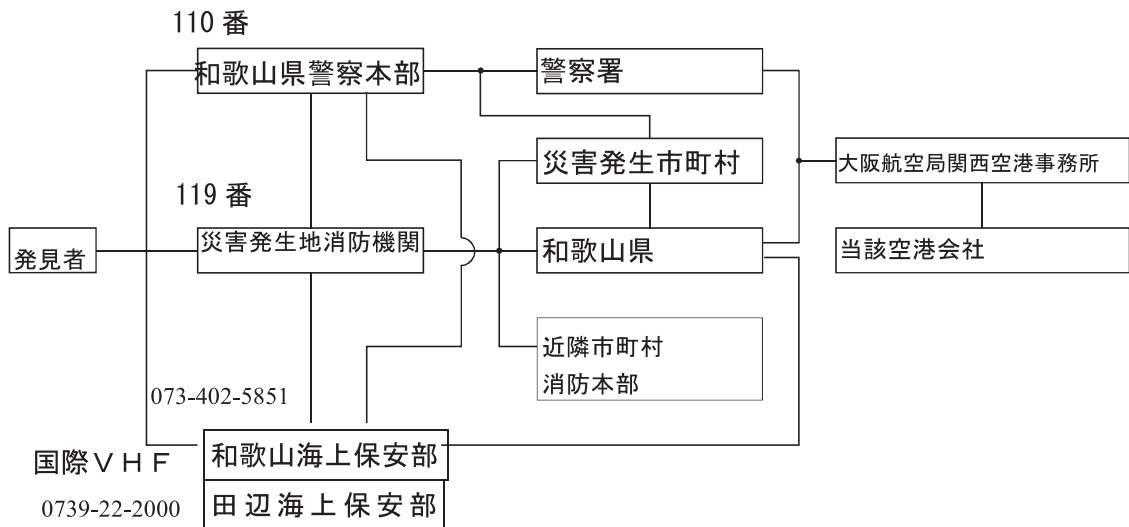
(イ) 搜索救難の場合



(注) 白浜町消防本部、田辺市消防本部への通報連絡は、発生地点が各消防本部管轄市町内の場合のみ行う。

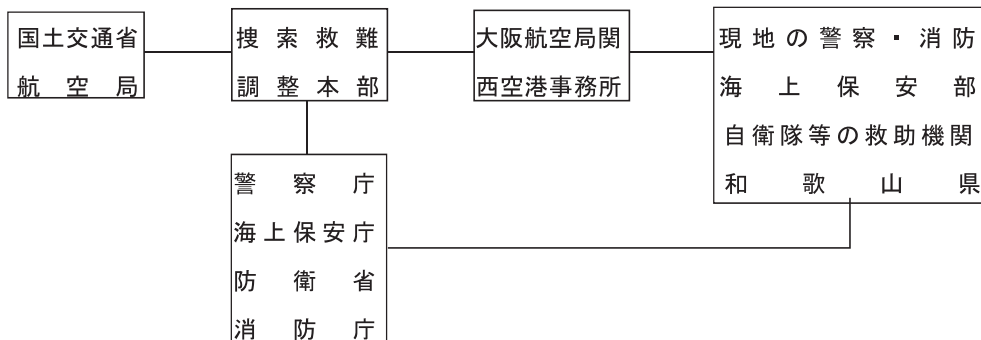
イ その他の地域の場合

(7) 発生地点が明確な場合 (消火救難の場合)



(注) 和歌山・田辺海上保安部への通報連絡は、発生地点が沿岸及び沿岸海域の場合のみ行う。

(イ) 発生地点が不明確な場合 (搜索救難の場合)



(注) 搜索救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 広 報

航空機災害が発生した場合の広報の方法は、次のとおりとする。

大阪航空局関西空港事務所、大阪航空局南紀白浜空港出張所、航空機災害に係わる航空会社、災害地市町村、和歌山県及び和歌山県警察本部等は、災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

- ア 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- イ 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ウ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- エ 地域住民等への協力依頼
- オ その他必要な事項

(3) 消火救難活動

ア 南紀白浜空港内及び周辺の場合

「南紀白浜空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」、「南紀白浜空港の消火救難活動に関する協定」、「南紀白浜空港医療救護活動に関する協定」及び「南紀白浜空港消防救急業務実施要領」並びに「南紀白浜空港消火救難対策実施要領」に基づき、消火救難業務の迅速的確な遂行を期するものとする。

イ その他の地域の場合

(ア) 実施機関

災害地市町村、災害地市町村消防機関、和歌山海上保安部及び田辺海上保安部（沿岸及び沿岸海域の場合）

(イ) 協力機関

近隣市町村消防機関、和歌山県警察本部

(ウ) 実施事項

- ・航空機災害に係る火災が発生した場合、災害市町村長、市町村長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- ・災害の規模等が大きく、災害地市町村消防機関では、対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。
- ・乗客、地域住民等の救出は、実施機関の協議に基づき、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

(4) 搜索救難活動

搜索救難活動については、警察庁、防衛省、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び消防庁との間で締結されている「航空機の搜索救難に関する協定」に基づき、国土交通省が主体となり実施されるものであるが、現地の警察・消防等の各関係機関へ通報連絡するとともに、国土交通省をはじめとする各協定機関から搜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

**第3節 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道㈱和歌山支社、南海電気鉄道㈱、
紀州鉄道㈱）**

<西日本旅客鉄道㈱和歌山支社>

1 計画方針

本計画は、JR西日本に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の応急対策等について、定めるものとする。

2 計画内容

災害等により、応急対策を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害応急処置要項」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。

(1) 事故災害対策通信連絡体制

- 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。
- 通報経路は、次のとおり。
 - ・ 事故発生時の速報体制

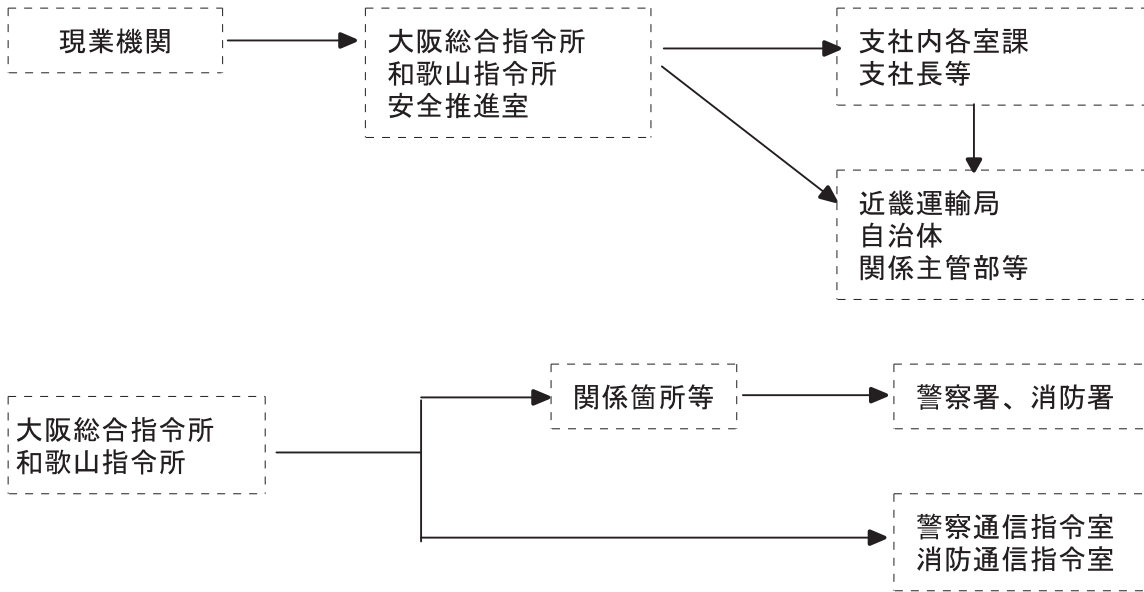
1. 部外機関への速報方

大阪総合指令所又は和歌山指令所から重大な事故等の速報を受けた場合は、必要により次の部外機関に速報する。

部外機関名	連絡先	連絡責任者	連絡担当者	記 事
近畿運輸局	近畿運輸局 鉄道部安全指導課 (運転事故等) 指導課長 06-6949-6440 06-6949-6529 (FAX)	安全推進室長	安全推進室長	連絡内容については連絡担当者間で情報共有を図る事。
	技術課(災害等) 技術課長 06-6949-6441 06-6949-6529 (FAX)		施設課長 電気課長	
和歌山県	①和歌山県危機管理局 災害対策課 073-441-2262 ②和歌山県危機管理局 危機管理・消防課 073-441-2263 ③和歌山県企画部 総合交通政策課 073-441-2353	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 (宿直担当) 073-441-3300
大阪府	大阪府庁政策企画部 危機管理室 06-6944-6021	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 06-6944-6021
奈良県	奈良県庁 防災統括室 0742-27-8425	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 0742-27-8944
和歌山県 警察本部	本部長 073-423-0110	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 073-423-0110
大阪府 警察本部	本部長 06-6943-1234	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 06-6943-1234
奈良県 警察本部	本部長 0742-23-0110	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 0742-23-0110
鉄道警察隊	隊長 073-422-2436	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 073-422-2436
警察署	署長	関係箇所長		
消防署	〃			
市町村	市町村長			
医療機関	医療機関の長			
輸送機関	輸送機関の長	支社長	輸送課長	運輸指令長が行う
レッカー 等、復旧用 重機械類及 び化学薬品 処理指導 者、タンク ローリー所 有会社	所有会社の長	関係箇所長	関係箇所長	脱線復旧のレッカー車の 手配については、和歌山 指令所から連絡を受けた 車両復旧受持区が判断 し、必要と認めたときは レッカー車所有会社に出 動を要請する。

2. 伝達ルート

大阪総合指令所、和歌山指令所、又は現業機関から支社への連絡は次による。



対策本部及び現地対策本部の組織構成

○体制基準詳細について

※標準とするが、上位の体制に移行するときは支社対策本部長が判断する

種別	招集決定者	設置標準	招集範囲 (間接部門社員)	招集範囲 (直接部門社員)
第1種体制	安全推進室長、 又は 駅業務課長、 輸送課長、 施設課長、 電気課長 及び 和歌山指令所 指令長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道運転事故等報告手続第4条の鉄道運転事故が発生した場合 ・ お客様、通行人等に死傷者が生じたとき又はその恐れがあるとき ・ 和歌山支社エリア内で震度5弱以上の地震が発生したとき ・ その他必要と認めたととき 	指定を受けている社員を招集 指定を受けていない社員は、被害状況が判明した時は、最寄の現業機関に outreach	箇所長等により必要数を招集
第2種体制		<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送障害、自然災害等により、概ね2時間以上不通となり設備被害があるとき ・ その他必要と認めたととき 	指定を受けている社員を規模に応じて招集	
第3種体制		<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送障害、自然災害等により、概ね2時間以上不通となる恐れがあるとき ・ その他必要と認めたととき 		

※ 上記を標準として支社室課長、種別毎の招集者を定めておくこと。

※ 複数の死傷者が生じたとき、その恐れがあるときは、事故現場に隣接する現業区の出勤社員は現地に急行し、お客様の救命・救護を行うこと。

※ 本社対策本部からの指示により、事故の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

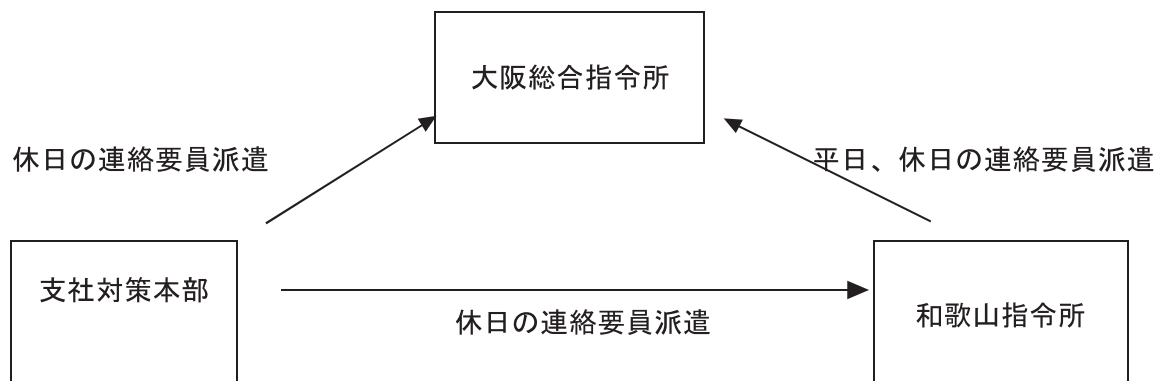
※ 輸送課長は、気象情報等を参考に、必要により関係者を招集する。

※ 関係主管課長及び関係箇所長は、線路警備等の警戒警備に必要な要員の手配を行なう体制を整える。

○ 連絡体制強化図

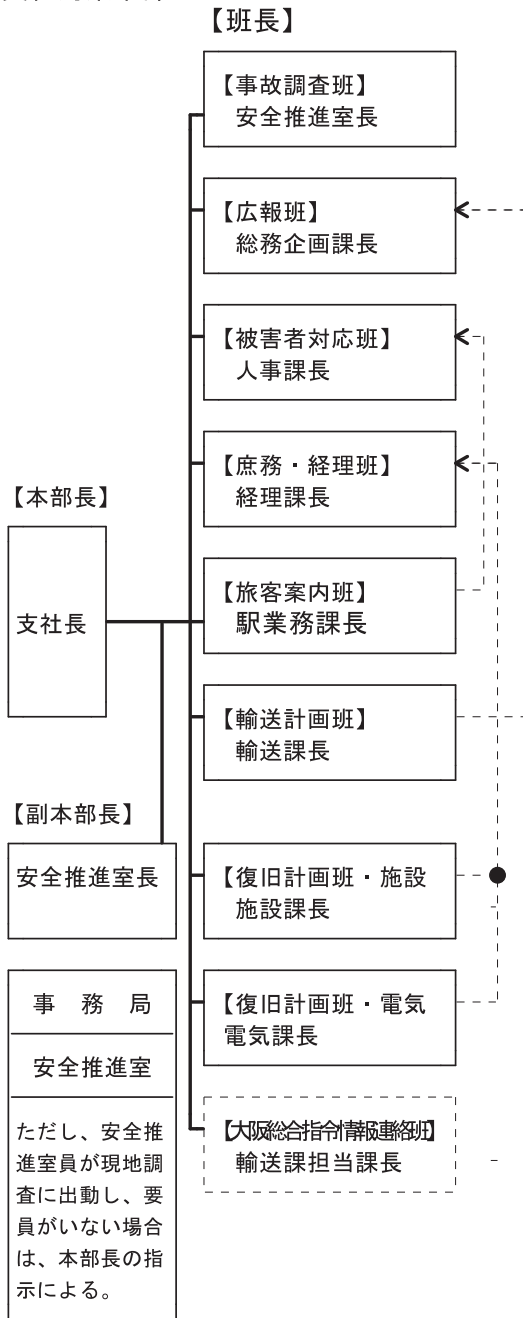
大阪総合指令所、和歌山指令所及び支社対策本部との連絡体制の強化については、支社対策本部及び輸送課担当課長がその都度判断し、連絡要員を大阪総合指令所に派遣する。

連絡要員は運行状況等を逐次連絡する。

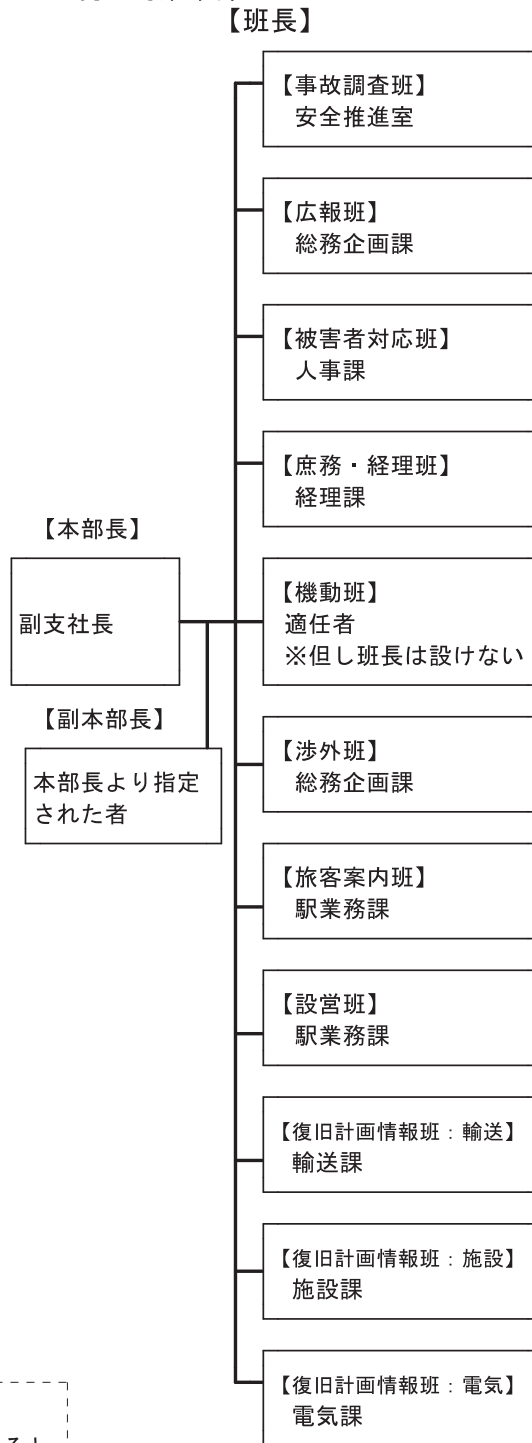


①第1種体制

支社対策本部



現地対策本部



【備考】

- ・複数の死傷者が生じたとき、又はその恐れがあるときは、支社対策本部の旅客案内班・輸送計画班・復旧計画班の各班は初動強化を図るため他班の支援を行う。
- ・各班は円滑な連絡情報体制の確立のため、支社対策本部各班に情報収集担当責任者を1名以上配置する。
- ・関係する各室課長は適任者を現地対策本部班長に指定して現地に派遣する。

・箇所長は現地到着の際、本部長の指示に従い関係班の配下に入る。

※復旧計画情報班の配下には復旧作業班を設営する。

【備考】

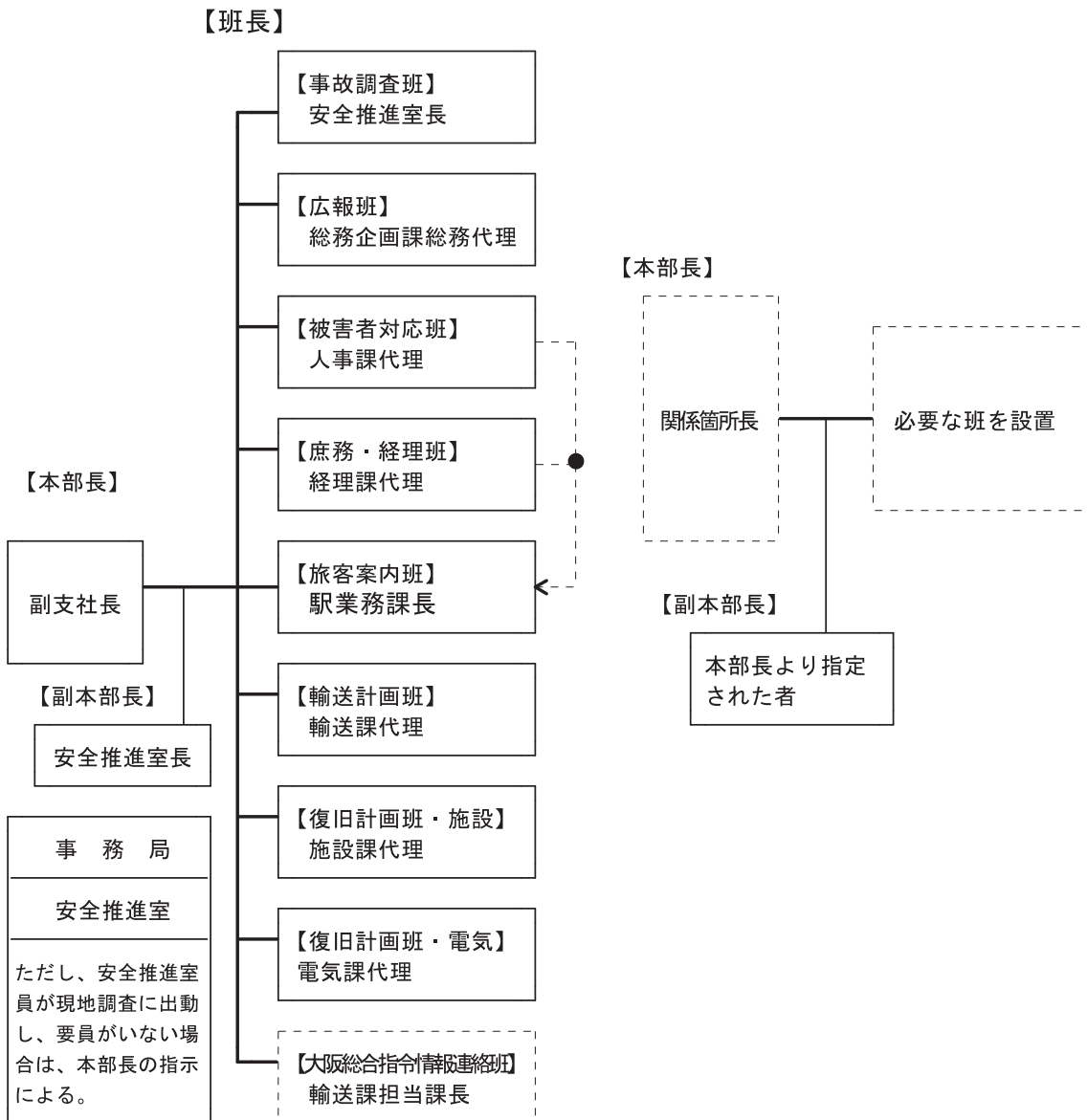
複数の死傷者が生じたとき、又はその恐れがあるときは、事故現場に隣接する現業区の出勤社員は現地に急行し、お客様の救命・救護を行う

②第2種体制

※必要な班のみ設置（本部長から連絡する）

支社対策本部

現地対策本部



備考

- ・ 大幅な列車遅れなどによる場合は、被害者対応班、庶務経理班は旅客案内班の初動体制支援を行う。
- ・ また、設置が必要でない班については、本部長の指示により他班の支援を行なう。
- ・ 各班は円滑な連絡情報体制の確立のため、支社対策本部に情報収集担当責任者を1名以上配置する。

③ 第3種体制

第2種体制に準じて構成し、必要な班のみを設置する。

旅客救済及び設備点検の主体となる課長は、情報収集担当責任者を指定し支社対策部に派遣する。

なお、支社対策本部長は安全推進室長、副本部長は復旧の主体となる主管課長とする。

④ 情報連絡体制

関係社員への迅速な状況伝達、関係部門で情報収集や共有を行う必要がある場合に施行する。なお、体制施行における召集範囲は、別に定める「和歌山支社における非常連絡体制表」における連絡体制とし、支社対策本部などの設置は行わないこととする。

<南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)>

1 計画方針

本計画は、和歌山県の地域において民間鉄道の列車衝突、脱線、転覆、その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害が発生し、若しくは発生し得る可能性のある場合における応急救助対策等について、定めるものとする。

2 計画内容

重大事故その他風水害、火災、震災等の災害発生時における応急処理に関しては、各社の災害応急処理規定等の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡非常措置及び応急対策を遂行するため、必要に応じて本社に災害対策本部を設置するとともに、災害の程度によって現地で非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地本部を設置し応急対策に当たる。

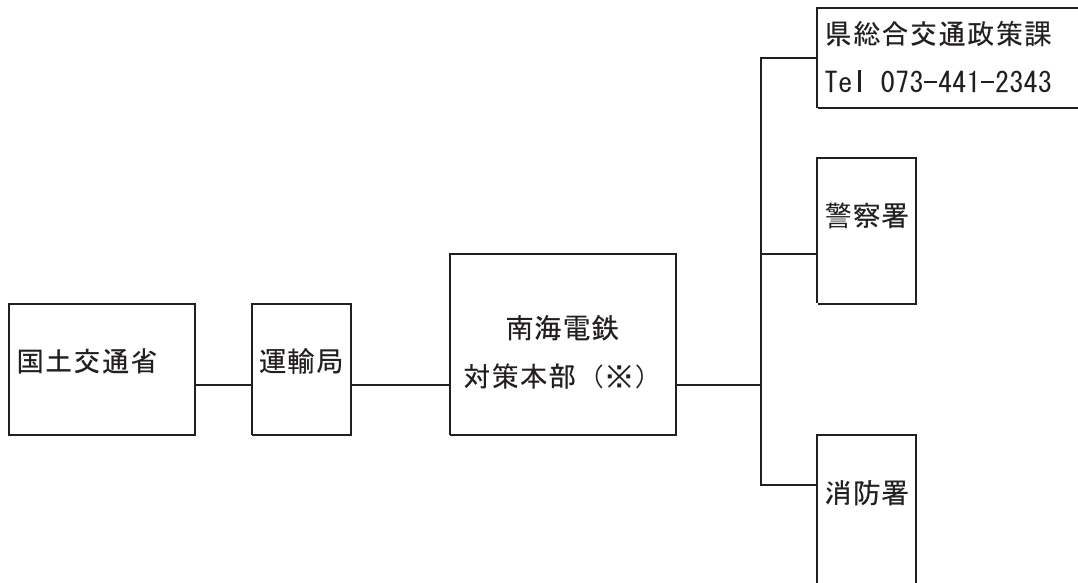
(1) 南海電気鉄道株式会社

ア 災害発生時の体制

災害の程度に応じ、次の体制を発令する。

体制区分	事 故・災 害の程度	対策本部長 及び副本部長	現 地 総括責任者
1号体制	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害対策規程に定める中央災害対策本部が設置されたとき ◎ 事故・災害の程度又は被害が多 大で社会的に大きな影響を及ぼすと 認められるとき 	(本部長) 鉄道営業本部長 (副本部長) 鉄道営業本部副本部長	運輸車両部長
2号体制	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 列車衝突事故、列車脱線事故、 列車火災事故が発生したとき ◎ 乗客・乗務員等に死亡者が生じた とき ◎ 5人以上の死傷者が生じたとき ◎ 異常事態によりその影響が全 線に及ぶと認められるとき ◎ その他特に異例の事故・災害と認 められるとき 	(本部長) 鉄道営業本部長 (副本部長) 鉄道営業本部副本部長	運輸車両部長

イ 通報及び連絡体制



※南海電鉄対策本部連絡先

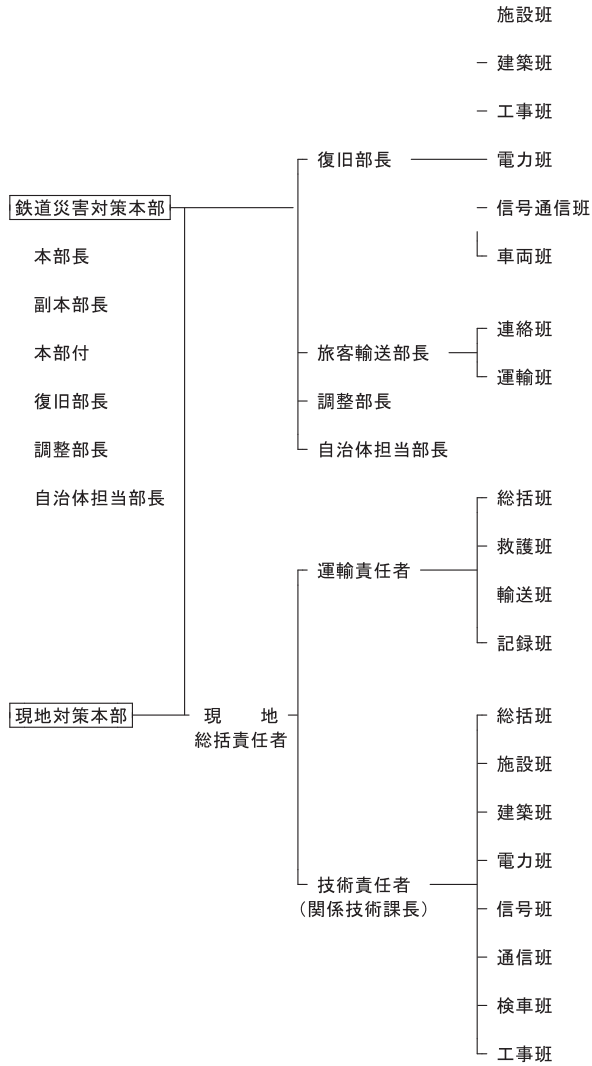
[平日昼間 鉄道営業本部統括部]	TEL 06-6644-7161
	FAX 06-6644-7163
[夜間休日 輸送指令]	TEL 06-6632-8400
	FAX 06-6644-7162

ウ 非常招集

災害発生時の非常招集については、各部で別に定める。

エ 災害対策本部及び現地本部の組織構成

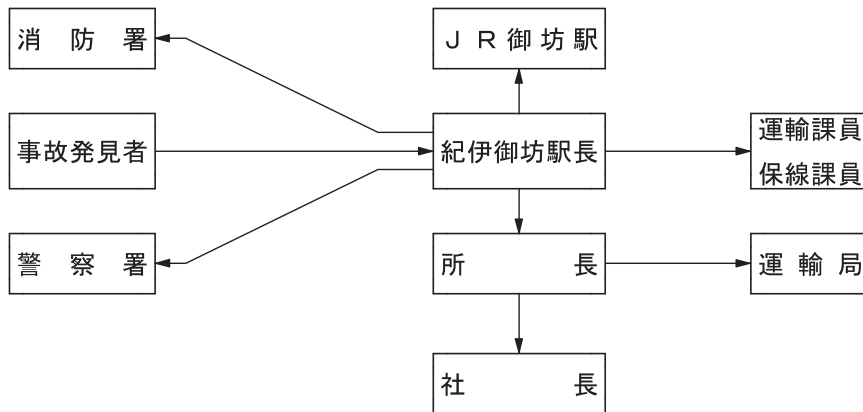
体制の発令に伴い、次の組織を設置する。



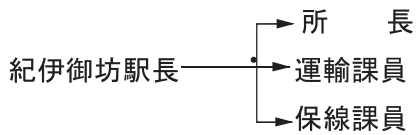
(2) 紀州鉄道株式会社

ア 事故発生時の通報及び連絡体制

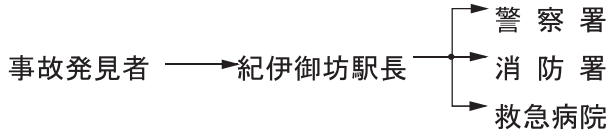
① 事故発生時の報告及び連絡系統



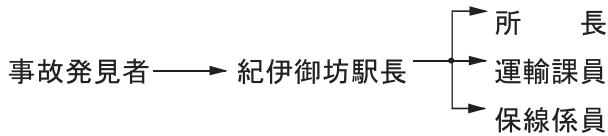
② 夜間、休日における事故発生時の非常召集体制



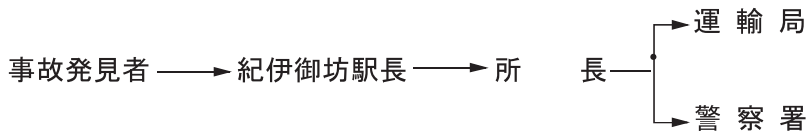
③ 事故発生時の救急機関への要請系統



④ 事故発生時の関係現場機関の出動体制



⑤ 監督官庁及び司法機関への連絡方法

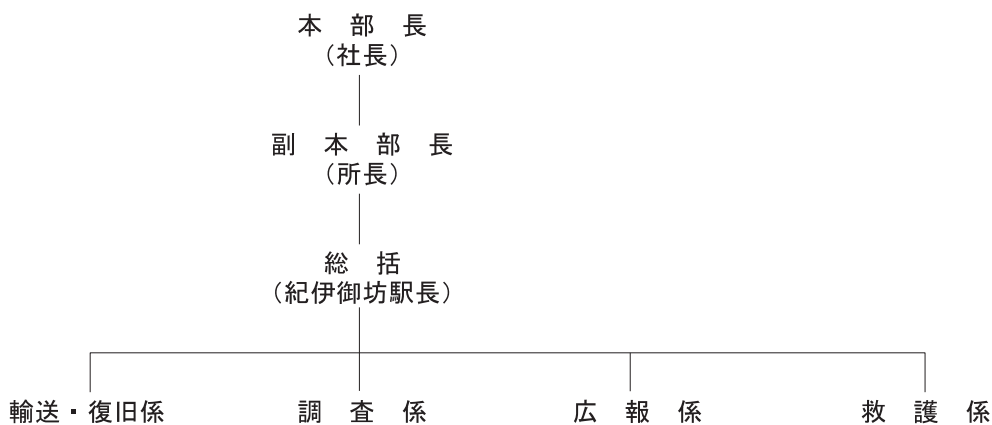


イ 事故又は災害発生時の体制

事故又は災害の程度により、以下の体制とする。

内容 体制	程 度	召集範囲
第1種	列車脱線又は乗客に死亡者若しくは多数の負傷者が生じた場合	全 員
第2種	踏切障害事故等により、6時間以上本線に運転支障をきたす場合	全 員
第3種	その他必要と認めた場合	平常勤務者

ウ 災害対策本部組織図



第4節 道路災害応急対策計画（近畿地方整備局、西日本高速道路（株）、県県土整備部・
県農林水産部・警察本部）

1 計画方針

本計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

2 計画内容

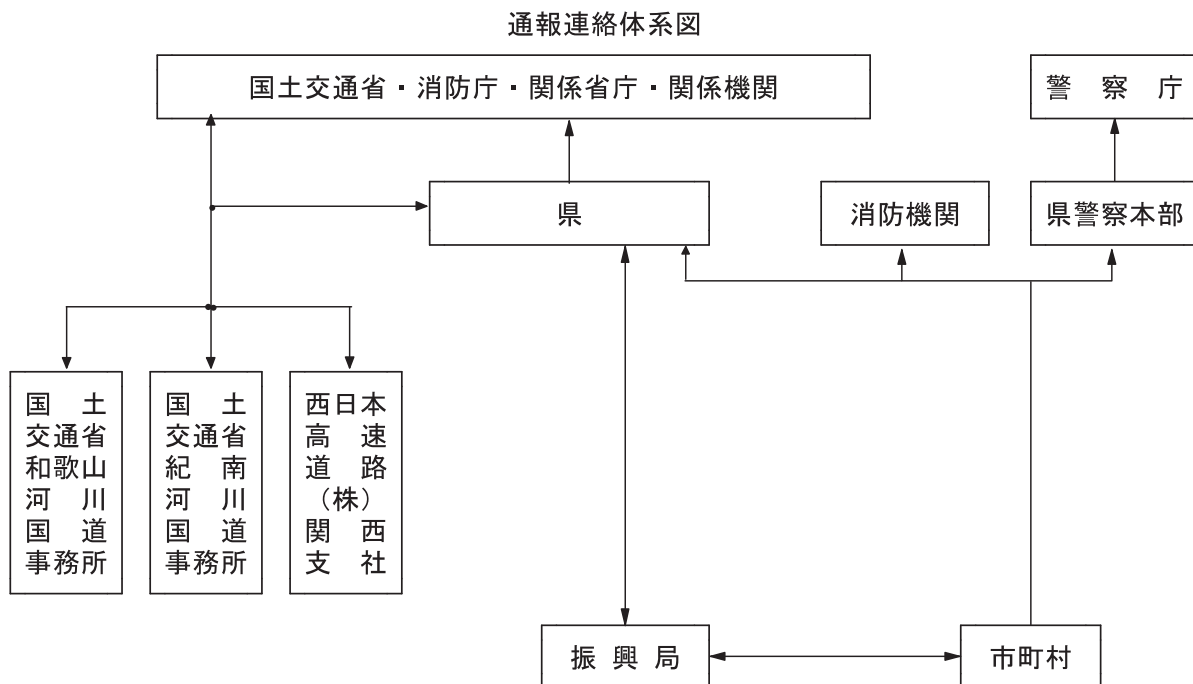
(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市町村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

ウ 県は、市町村から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ 県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。



(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 関係機関は、「第1章 防災組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

- ア 道路管理者は、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- イ 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
- ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

(4) その他

- ア 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
- イ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
- ウ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。
- エ 再発防止対策
道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第10章 在港船舶対策計画（和歌山・田辺海上保安部、県県土整備部）

1 計画方針

津波等に際し、港内の船舶の災害対策は本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 津波時における船舶の災害を防止するため次の組織を通じ、適切な運営により事故防止の徹底を図る。

ア 日ノ御埼以北の沿岸部 ー 和歌山紀北地区台風・津波対策協議会（H17.3）

イ 日ノ御埼以南からすさみ町に至る沿岸部 ー 紀南地区海上安全対策協議会（H4.4）

ウ 新宮港 ー 新宮港安全対策協議会（H22.7）

(2) 在港船舶に対する措置

津波により在港船舶に被害が生じるおそれがある場合、在港船舶に対して避難勧告又は注意喚起を行う。

(3) 港内における障害物の措置

ア 漂流物、沈殿物その他航路障害物が生じたときは、巡視船艇により必要な応急措置を執るとともに、当核物件の所有者又は占有者に対し除去を命ずる。

イ 漂流物等のため、船舶の航行に危険があると認めた場合は、船舶交通の制限又は禁止を行うとともに、航行警報、水路通報等により、一般に周知を図る。

ウ 港湾管理者は、港内における漂流物その他航行に支障を及ぼすおそれがあるものを除去する。

(4) 和歌山下津港長及び田辺港長の措置

ア びょう地の指定

イ けい留施設使用の制限又は禁止

ウ 移動命令

エ 入港の制限又は禁止及び港外退去の命令又は勧告

オ 修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船命令

カ 木材けい留に関し、船舶交通の支障とならぬよう流失防止及び沈木の処理等の条件を付し、かつ、港内巡視を強化し、適切な海上貯木を図る。

第11章 危険物等災害応急対策計画

第1節 危険物施設災害応急対策計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

危険物施設等は、地震災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規程、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

2 計画内容

(1) 事業所

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、県、市町村、消防本部等と連携して、地震災害時における応急措置を次により実施するものとする。

ア 災害が発生するおそれのある場合の措置

- ① 情報及び警報等を確実に把握する。
- ② 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。
- ③ 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。
- ④ 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

イ 災害が発生した場合の措置

- ① 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。
- ② 消防設備を使用し災害の防除に努める。
- ③ 危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。
- ④ 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を講じる。

(2) 市町村

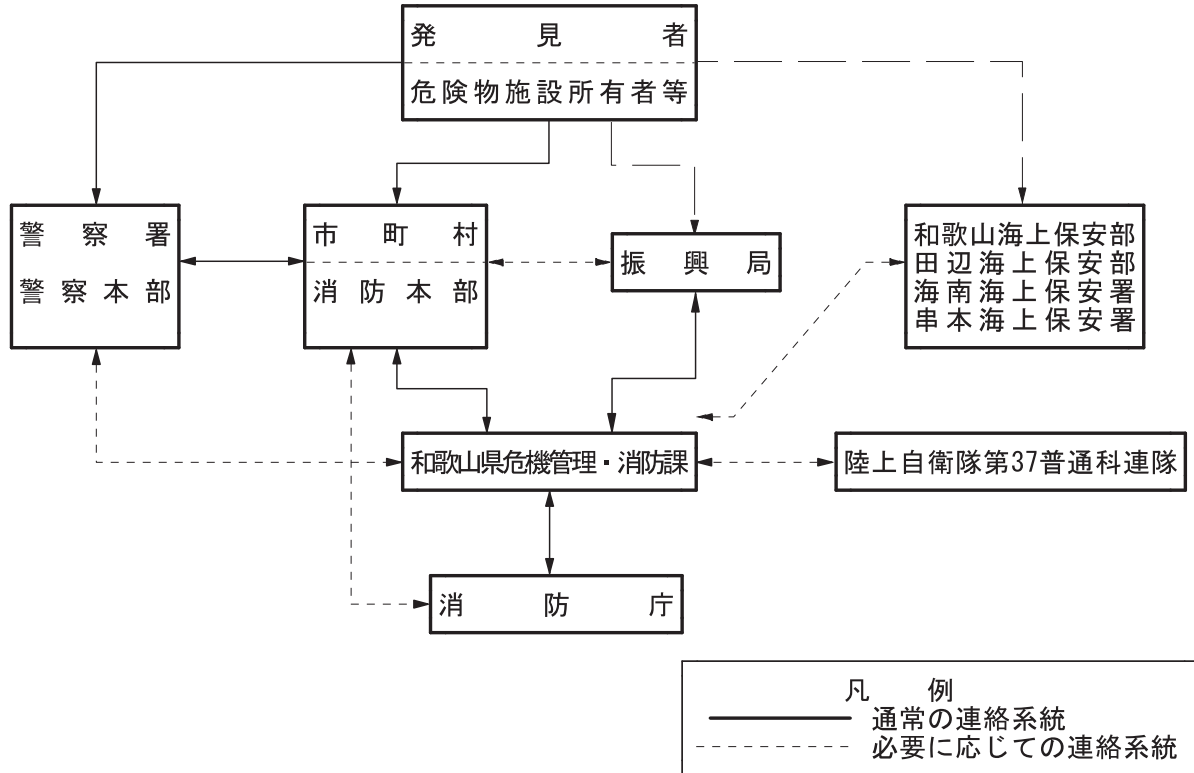
危険物施設の所有者、管理者又は占有者と密接な連けいを保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を市町村消防計画の定めるところにより実施するものとする。

(3) 県

危険物災害発生市町村及び国との連絡を密にするとともに、職員の防災体制等措置要領に基づき実施する。

(4) 通報連絡体制

危険物施設において事故・災害が発生した場合、次図により関係機関に通報する。



第2節 火薬類災害応急対策計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

火薬類による災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために、この計画を定める。

2 計画内容

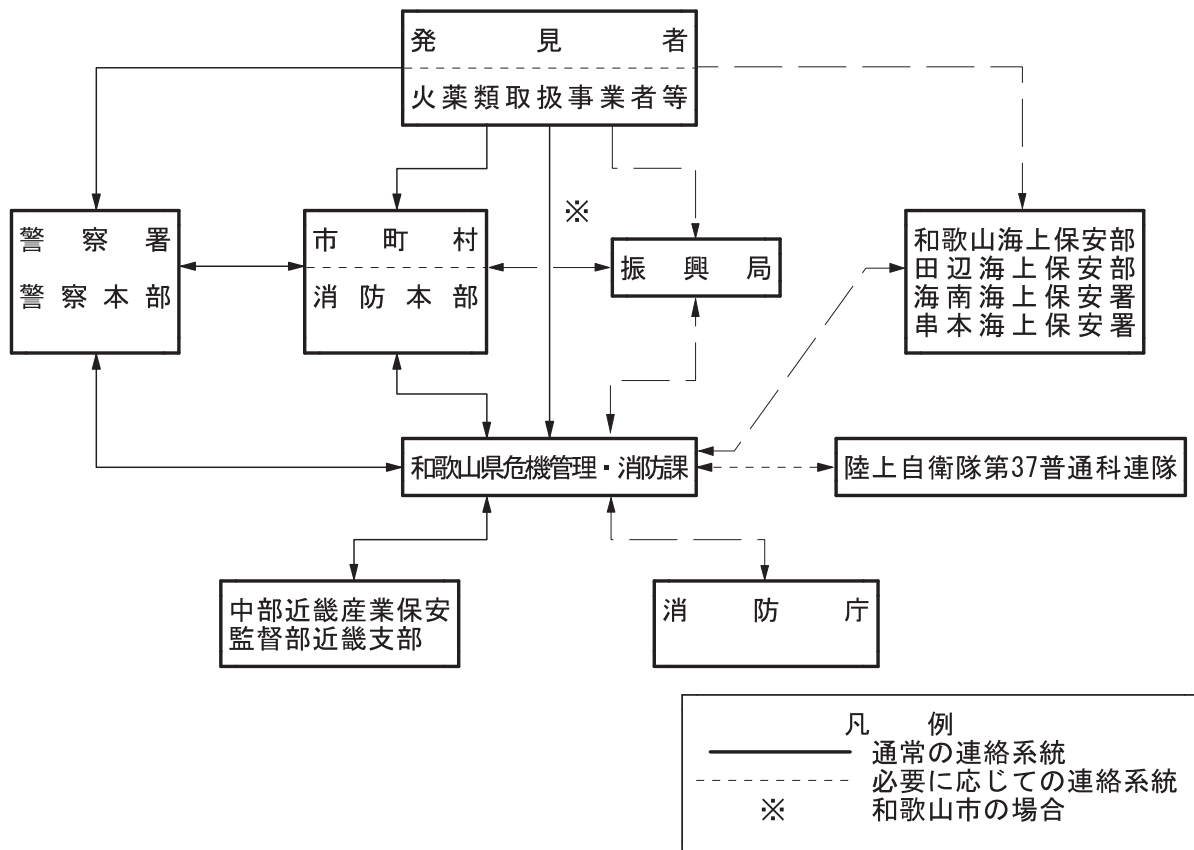
火薬類による災害の発生するおそれがある場合、又は、災害が発生したときは、災害の発生又は、拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- (1) 火薬類貯蔵設備等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、設備等の管理者は、関係機関との連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者を近づけないようにする。
- (2) 火薬類の搬出に余裕がない場合は、災害のおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内にいる住民を避難させるための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。

ア 立入禁止区域の設定及び交通規制

イ 被災者の救出、救護

ウ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動



第3節 高圧ガス災害応急対策計画（県総務部危機管理局）

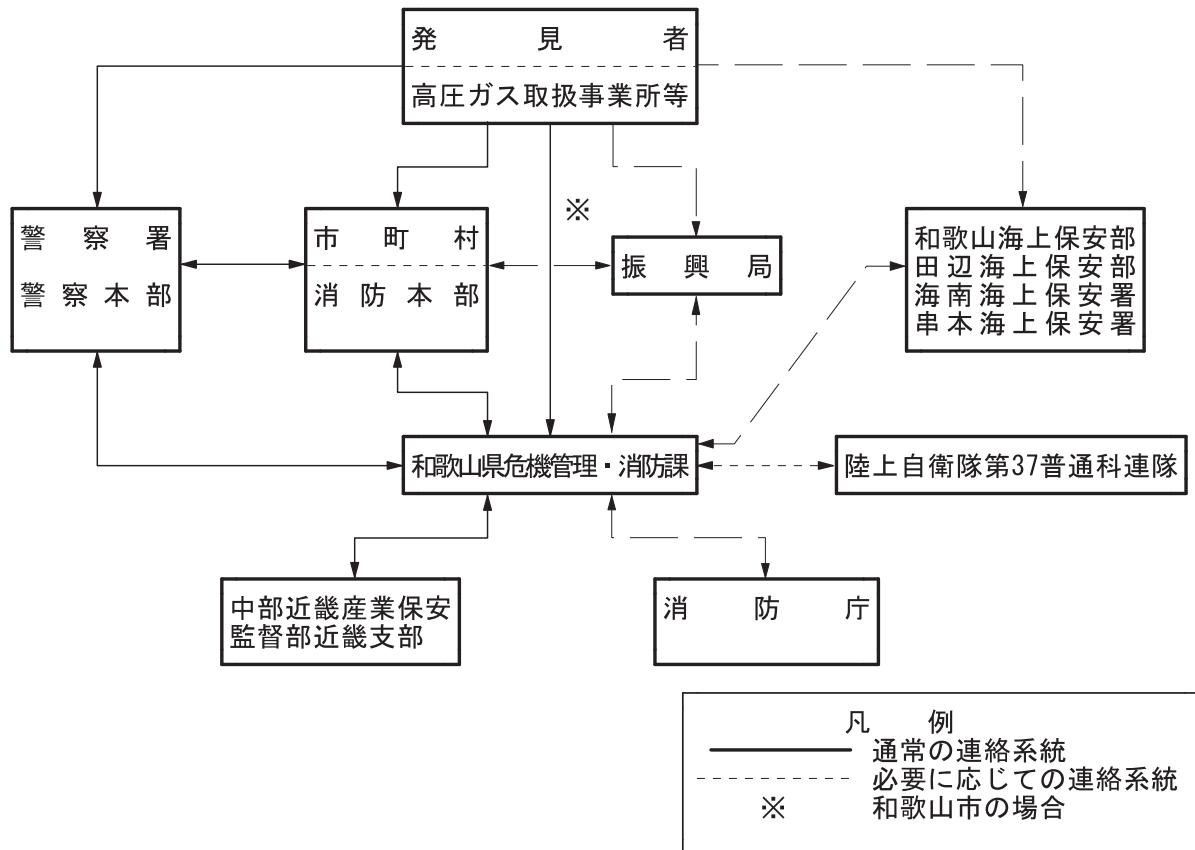
1 計画方針

高圧ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するためにこの計画を定める。

2 計画内容

高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- (1) 高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。
- (2) 上記の措置が執れない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講じる。
- (3) 高圧ガスによる災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。
 - ア 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - イ 被災者の救出、救護
 - ウ 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動
- (4) 必要に応じて、県内高圧ガス関係団体又は関係事業所の応援を求める。



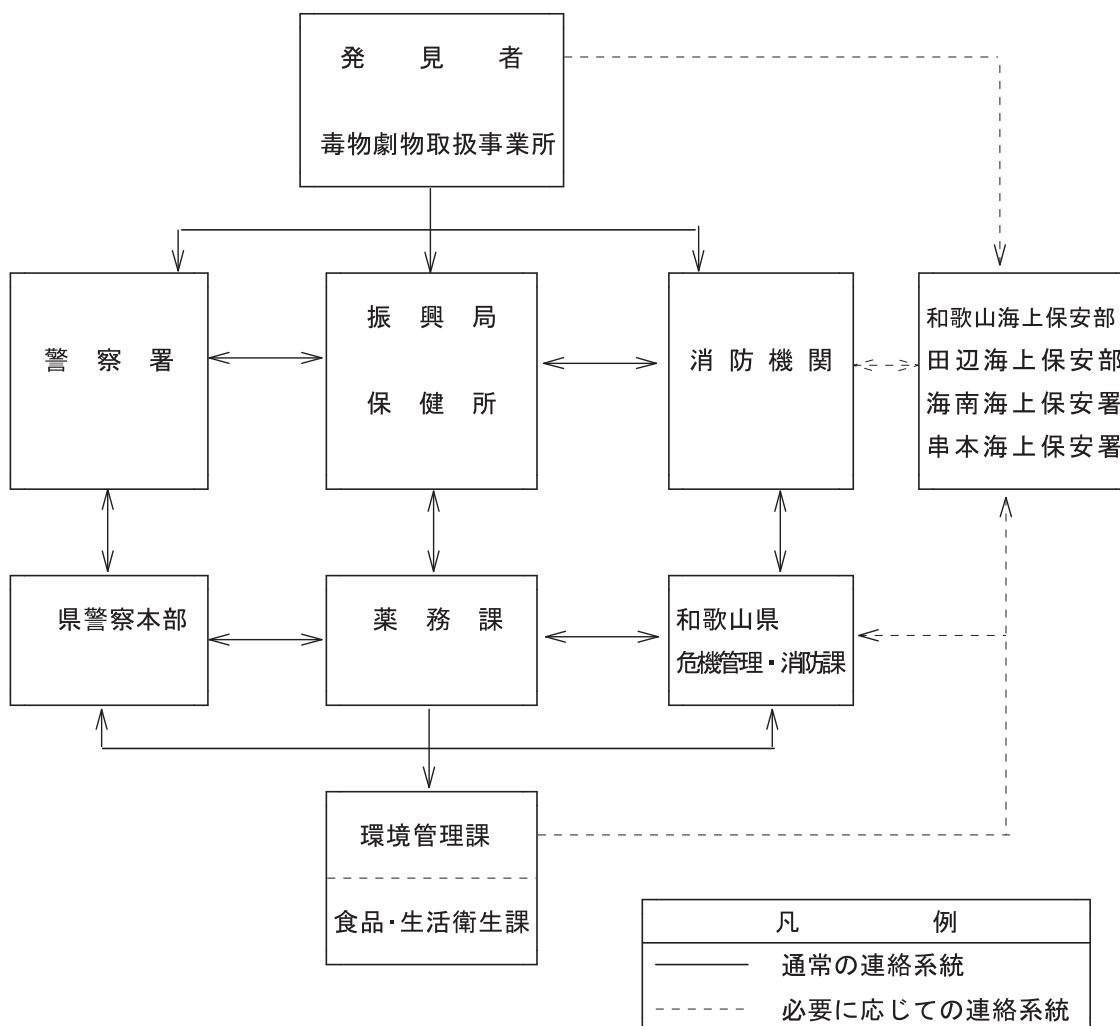
第4節 毒物劇物災害応急対策計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合における応急対策については、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところによる。

2 計画内容

- (1) 災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所・消防機関又は警察署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。
- (2) 緊急措置
保健所（又は消防機関、警察署）は、毒物・劇物の流失散逸等の状況について把握するとともに、速やかに関係機関に情報を提供するものとする。
- (3) 事故、災害が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質質量、現場の状況等を十分把握し行動するものとする。



第5節 放射性物質事故応急対策計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

放射性物質の特殊性に鑑み、放射性物質による事故の発生するおそれ及び事故発生に対する防災関係機関の初動体制を確立するとともに、事故の発生するおそれ及び事故発生に対し迅速・的確な応急対策を実施して、住民の安全を確保するためにこの計画を定める。

2 計画内容

放射性物質による事故が発生するおそれがあるときは事故の発生を防止するため、及び事故が発生したときは事故による被害の拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- (1) 放射性物質取扱業者は、放射性物質による事故が発生するおそれのあるとき及び事故が発生したときは、速やかに国、県及び市町村等へ通報する。
- (2) 県は、事故の連絡、通報を受けたときは、消防庁及び防災関係機関に連絡、通報するとともに、原子力規制委員会と連絡調整を行う。又、事故に関する情報の収集を図り、原子力規制委員会の指導を得て事故に対する対応方針を決定するほか、その他の関係機関との連絡調整、住民への情報提供等を行う。

参考「放射線検出時対応マニュアル」は資料編 51-02-00

第6節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画（県総務部危機管理局・警察本部）

1 計画方針

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

2 計画内容

(1) 輸送従事者

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講ずるものとする。

ア 消防機関及び警察官に通報する。

イ 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。

ウ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。

エ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。

オ 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め適切な措置を講じる。

(2) 市町村

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を、市町村消防計画の定めるところにより実施するものとする。

第7節 有害物質流出等応急対策計画(県環境生活部)

1 計画方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散により住民の健康被害が生じ又はその恐れがある場合の応急対策についてはこの計画による。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び市町村と連携して実施する。

2 計画内容

(1) 石綿飛散応急対策（上記1-(2)-アの物質）

石綿飛散応急対策については、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」※1に基づき行うものとする。

ア 県は、市町村と協力してアスベスト台帳※2に基づき石綿飛散の恐れのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。

イ 吹付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。

ウ 県は、被災状況に応じて石綿の大気濃度測定を行い、住民に情報提供する。

エ 県及び市町村は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。

(2) 有害物質流出応急対策（上記1-(2)-イの物質）

有害物質流出応急対策については、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」※3に準じて行うものとする。

ア 県は、市町村、関係機関及び事業所と連絡を取り、対象有害物質流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集する。

イ 事業者は、水質汚濁防止法第14条の2に基づき応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、市町村に報告する。

ウ 県及び市町村は、事業者が講じた応急の措置が十分でないとは判断される場合は指導を行う。

エ 事業者は、被災状況に応じて、有害物質に汚染された土壌等の測定を実施する。なお、測定場所の選定等においては、県及び市町村の協力を得て実施する。

オ 事業者は、有害物質の流出により住民の健康に被害が生じる恐れがある場合は、県及び市町村等に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。

※1 「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」資料編 23-01-00 を参照

※2 「アスベスト台帳」とは、飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

※3 「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対

策】」資料編 23-01-01 を参照

第12章 公共的施設災害応急対策計画

第1節 公衆電気通信施設災害応急対策計画

本章は、地震防災の応急対策に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

(西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

1 情報収集と伝達

情報収集と伝達は、基本計画編第3編第13章第1節2項(災害時における情報の収集及び連絡)による。

2 重要通信のそ通確保

重要通信のそ通確保は、基本計画編第3編第13章第1節4項(1)(重要通信のそ通確保)による。

3 災害時伝言ダイヤル等の提供

災害用伝言ダイヤル等の提供は、基本計画編第3編第13章第1節4項(3)(災害時伝言ダイヤル等の提供)による。

4 対策要員の確保及び広域応援

対策要員の確保及び広域応援は、基本計画編第3編第13章第1節6項(対策要員の確保)及び9項(対策要員の広域応援)による。

5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保

地震災害の発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、基本計画編第2編第20章第1節6項(災害対策用機器及び車両等の配備)に定めるところにより、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。

また、災害応急対策及び災害復旧を実施するため、基本計画編第2編第20章第1節7項(災害対策用資機材等の確保と整備)に定めるところにより、平常時から、災害対策用資機材を配備する。災害時には、基本計画編第3編第13章第1節10項(災害時における災害対策用資機材の確保)により、確保する。

6 通信建物、設備等の重視と点検

津波襲来時等に備えて、通信建物並びに重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

7 工事中の設備に対する安全

津波の襲来のおそれがある場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中止する。工事の中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要に応じて保安措置等を講ずる。

(KDDI株式会社)**I 応急対策****1 情報の収集及び連絡**

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う。

- (1) 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
- (2) 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

2 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとる。

3 防災に関する組織

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- (2) 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

- (1) 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとる。

5 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

II 地震防災強化計画**1 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化**

会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとる。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

(1) 地震防災応急対策**ア 地震予知情報等の伝達**

東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報、警戒宣言、地震防災

応急対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。

イ 災害対策本部等の設置

東海地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認めるときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等を設置する。

ウ 地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務

会社は、地震予知情報等が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行う。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、I-4-(2)に定めるところにより、利用制限等臨機の措置をとる。

エ 災害対策用機器、設備、車両等の配備

地震災害が発生した場合に必要なと認められる災害対策用機器、設備、車両等を事前に配備しておく。

オ 局舎、設備等の点検

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行う。

カ 社員等の安全確保

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとる。

キ 地震防災応急対策の実施準備

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行う。

ク 地震防災応急対策の実施状況等の報告

会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告する。

(2) 地震防災に関する知識の普及及び訓練

ア 地震防災上必要な知識の普及

強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東海地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図る。

イ 地震防災訓練

強化地域内の事業所等の長は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策に必要な地震予知情報等の伝達、社員の安否確認および避難・救護、通信の疎通確保、通信設備の応急復旧、ならびに関係地方公共団体等との連携等に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行う。

2 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

会社は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、

南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、1の対応に加えて、次の措置をとる。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

(1) 津波情報等の伝達経路等の設定

気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」という。）等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。

(2) 地震防災応急対策

ア 安全の確保

推進地域内の事業所等の長及び推進地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるとともに、津波情報等が確実に伝達できるよう十分留意する。

イ 重要通信の確保

津波情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、第14条に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとる。

(3) 地震防災上必要な知識の普及

推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図る。

(ソフトバンク株式会社)

I 応急対策

ソフトバンク株式会社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

1 災害発生直後の対応

(1) 情報収集および被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保。

(2) 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

2 復旧作業にいたるまでの対応

(1) 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

(2) 応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧。基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、

通信サービスを復旧させる。

(3) 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。(借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり。)

(4) 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEBサイトで地図等を用いて情報を公開する。

II 地震防災強化計画

1 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域(以下「強化地域」という。)における地震防災に関し、次の措置をとる。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

(1) 防災応急対策

① 地震予知情報等の伝達

会社は、東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報等(以下「警戒宣言等」という。)について一元的に収集し、社内に連絡または伝達する。また、その内容を正確かつ迅速に伝達できるように、情報の伝達経路や伝達方法をあらかじめ定めておく。

② 災害対策本部等の設置

会社は、東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、状況に応じた災害対策本部等の対策組織を設置する。

③ 動員

会社は、災害対策本部等に必要な要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

④ 指令伝達および情報連絡の経路

対策組織の指令伝達および情報連絡の経路は、情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

⑤ 社外機関との連携体制

会社は、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体、および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力を努める。

次に掲げる事項に関し、社外機関とあらかじめ協議するとともに相互に連絡内容、方法等を具体的に定めておくことにする。

ア 会社の業務運営および電気通信サービス利用者の協力を得るための広報

イ 商用電源の確保

ウ 人員、物資等の緊急輸送

エ 消防対策

オ 通信建物、設備等の警備

カ 社員の避難、誘導および食糧、飲料水等の確保

キ その他必要な事項

⑥ 重要通信のそ通確保

会社は、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和および重要通信のそ通確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- ウ 非常、緊急通話は、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。
- エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- オ 電気通信事業者との連携をとること。

⑦ 災害対策用機器等の配備および災害対策用資機材の確保

会社は、地震災害の発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。

また、災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材を配備する。災害時には、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求し確保する。

⑧ 通信建物、設備等の巡視・点検および作業員の安全確保

会社は、東海地震注意情報が発せられた場合、東海地震防災対策推進地区内の通信建物および重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。なお、津波からの避難する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。

(2) 地震防災に関する知識の普及及び訓練

① 地震防災教育

会社は、東海地震防災応急対策に関与する社員および一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識を徹底するよう教育を行う。

② 地震防災訓練

東海地震防災対策推進強化地域内の大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる防災訓練を毎年1回以上実施する。

- ア 警戒宣言等の伝達
- イ 非常招集
- ウ 警戒宣言前の準備行動および警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置
- エ 大規模地震発生時の災害応急対策
- オ 避難と救護
- カ その他必要とする事項

2 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

会社は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、1の対応に加えて、次の措置をとる。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

(1) 防災応急対策

① 津波情報等の伝達

会社は、気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」という。）等について一元的に収集し、社内に連絡または伝達する。また、その内容を正確かつ迅速に伝達できるように、情報の伝達経路や伝達方法をあらかじめ定めておく。

② 災害対策本部等の設置

会社は、南海トラフ地震が発生した場合、状況に応じた災害対策本部等の対策組織を設置する。

③ 動員

会社は、災害対策本部等に必要な要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

④ 指令伝達および情報連絡の経路

対策組織の指令伝達および情報連絡の経路は、情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

⑤ 社外機関との連携体制

会社は、防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体、および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

次に掲げる事項に関し、社外機関とあらかじめ協議するとともに相互に連絡内容、方法等を具体的に定めておくことにする。

ア 会社の業務運営および電気通信サービス利用者の協力を得るための広報

イ 商用電源の確保

ウ 人員、物資等の緊急輸送

エ 消防対策

オ 通信建物、設備等の警備

カ 社員の避難、誘導および食糧、飲料水等の確保

キ その他必要な事項

⑥ 重要通信のそ通確保

会社は、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和および重要通信のそ通確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

ウ 非常、緊急通話は、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。

エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

オ 電気通信事業者との連携をとること。

⑦ 災害対策用機器等の配備および災害対策用資機材の確保

会社は、南海トラフ地震が発生した場合、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。

また、災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材を配備する。

災害時には、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達また

は購買部門等に要求し確保する。

⑧ 通信建物、設備等の巡視・点検および作業員の安全確保

会社は、南海トラフ地震が発生した場合、南海トラフ地震防災対策推進地区内の通信建物および重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。なお、津波からの避難する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。

(2) 地震防災に関する知識の普及及び訓練

① 地震防災教育

会社は、南海トラフ地震防災応急対策に関与する社員および一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識を徹底するよう教育を行う。

② 地震防災訓練

南海トラフ地震防災対策推進地域内の災害を想定し、防災応急対策の実施上必要な次に掲げる防災訓練を毎年1回以上実施する。

ア 津波警報等の伝達

イ 非常招集

ウ 大規模地震発生時の災害応急対策

エ 避難と救護

オ その他必要とする事項

(楽天モバイル株式会社)

I 応急対策

1 情報収集と連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

- (1) 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。
- (2) 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

2 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

3 重要通信の疎通確保

- (1) 災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。
- (2) 「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

4 災害時における広報

- (1) 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことに

よる社会不安の解消に努める。

- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

5 対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

6 社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

7 災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。

8 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

II 地震防災強化計画

1 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとる。また、強化地域の周辺にある事務所等においてもこれに準じた措置をとる。

(1) 防災応急対策

① 伝達

会社は、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」（以下これらを総称して、「南海トラフ地震臨時情報等」という）、および津波情報等を一元的に収集し、社内に連絡または伝達する。また、その内容を正確かつ迅速に伝達できるように、対策組織の指令伝達および情報連絡の経路は、情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

② 防災体制の確立

会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合、状況に応じた緊急事態の態勢を確立し、また、対策組織を予め編成しておく。

③ 緊急事態の発令及び解除

ア 会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合、あらかじめ定める緊急事態を発令する。

イ 会社は、緊急事態への対応の必要がなくなった場合は、緊急事態を解除する。

④ 権限の行使と責任

ア 緊急事態が発令された場合は、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

イ 緊急事態が発令された場合は、対策組織の長は、職制上の権限を行使して活発に対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。なお、責任・権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続をとる。

⑤ 動員

会社は、災害対策本部等に必要な要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

⑥ 指令伝達及び情報連絡の経路

対策組織の指令伝達および情報連絡の経路は、情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

⑦ 社外機関との連絡体制

会社は、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

次に掲げる事項に関し、社外関係機関とあらかじめ協議するとともに相互に連絡内容、方法等を具体的に定めておく。

ア 会社の業務運営および電気通信サービス利用者の協力を得るための広報

イ 商用電源の確保

ウ 人員、物資等の緊急輸送

エ 消防対策

オ 通信建物、設備等の警備

カ 社員の避難、誘導および食糧、飲料水等の確保

キ その他必要な事項

⑧ 重要通信のそ通確保

会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合における重要通信のそ通確保については、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

ウ 非常、緊急通話は、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）第8条第1項および「電気通信事業法施行規則」（昭和60年郵政省令第25号）第55条の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。

エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

オ 電気通信事業者との連携をとること。

⑨ 災害時における災害対策用機器等の配備および災害対策用資機材の確保

会社は、地震災害発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、災害対策用機器等を事前に配備する。

ア 会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合、災害復旧等に係る組織においては、災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。

イ 会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合における人員、資機材の緊急輸送、もしくは災害発生後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な車両については、緊急輸送用としての事前届出を実施するものとする。

⑩ 通信建物、設備等の巡視と点検

会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合、通信建物および重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。なお、津波からの避難する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。

(2) 地震防災に関する知識の普及及び訓練

① 地震防災教育

会社は、東海地震防災応急対策に関与する社員および一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識を徹底するよう教育を行う。

② 地震防災訓練

会社は、東海地震防災対策推進強化地域内の大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる防災訓練を毎年1回以上実施する。

ア 警戒宣言等の伝達

イ 非常招集

ウ 警戒宣言前の準備行動および警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置

エ 大規模地震発生時の災害応急対策

オ 避難と救護

カ その他必要とする事項

③ 総合防災訓練への参加

会社は、中央防災会議、または都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に可能な限り参加し、これに協力する。

2 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

会社は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、1の対応に加えて、次の措置をとる。また、推進地域の周辺にある事務所等においてもこれに準じた措置をとる。

(1) 防災応急対策

① 伝達

会社は、南海トラフ地震臨時情報等および津波情報等について一元的に収集し、社内に連絡または伝達する。また、その内容を正確かつ迅速に伝達できるように、対策組織の指令伝達および情報連絡の経路は、情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

② 防災体制の確立

会社は、南海トラフ地震が発生した場合、状況に応じた緊急事態の態勢を確立し、また、対策組織を予め編成しておく。

③ 緊急事態の発令及び解除

ア 会社は、南海トラフ地震が発生した場合、または南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、あらかじめ定める緊急事態を発令する。

イ 会社は、緊急事態への対応の必要がなくなった場合は、緊急事態を解除する。

④ 権限の行使と責任

ア 緊急事態が発令された場合は、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

イ 緊急事態が発令された場合は、対策組織の長は、職制上の権限を行使して活発に対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。なお、責任・権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続をとる。

⑤ 動員

会社は、災害対策本部等に必要な要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

⑥ 指令伝達及び情報連絡の経路

対策組織の指令伝達および情報連絡の経路は、情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

⑦ 社外機関との連絡体制

会社は、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

次に掲げる事項に関し、社外関係機関とあらかじめ協議するとともに相互に連絡内容、方法等を具体的に定めておく。

ア 会社の業務運営および電気通信サービス利用者の協力を得るための広報

イ 商用電源の確保

ウ 人員、物資等の緊急輸送

エ 消防対策

オ 通信建物、設備等の警備

カ 社員の避難、誘導および食糧、飲料水等の確保

キ その他必要な事項

⑧ 重要通信のそ通確保

会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、または南海トラフ地震が発生した場合における重要通信のそ通確保については、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

ウ 非常、緊急通話は、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）第8条第1項および「電気通信事業法施行規則」（昭和60年郵政省令第25号）第55条の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。

エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

オ 電気通信事業者との連携をとること。

⑨ 災害時における災害対策用機器等の配備および災害対策用資機材の確保

会社は、地震災害発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、災害対策用機器等を事前に配備する。

ア 会社は、南海トラフ地震が発生した場合、災害復旧等に係る組織においては、災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。

イ 会社は、南海トラフ地震が発生した場合における人員、資機材の緊急輸送、もしくは災害発生後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な車両については、緊急輸送用としての事前届出を実施するものとする。

⑩ 通信建物、設備等の巡視と点検

会社は、南海トラフ地震防災対策推進地域内および南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の通信建物および重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。なお、津波からの避難する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。

(2) 地震防災に関する知識の普及及び訓練

① 地震防災教育

会社は、南海トラフ地震防災応急対策に関与する社員および一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識を徹底するよう教育を行う。

② 地震防災訓練

会社は、南海トラフ地震防災対策推進強化地域内および南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる防災訓練を毎年1回以上実施する。

ア 南海トラフ地震臨時情報、津波警報等の伝達

イ 非常招集

ウ 大規模地震発生時の災害応急対策

エ 避難と救護

オ その他必要とする事項

③ 総合防災訓練への参加

会社は、中央防災会議、または都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に可能な限り参加し、これに協力する。

第2節 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条に基づき、電力施設に係る災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2 計画の基本構想

関西電力及び関西電力送配電は電気事業の公共性に鑑み、電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

また、非常事態が発生した場合、広域にわたる被害へ対応するため、すべての事業所は、必要な要員を確保し、すみやかに広域連携・支援体制を確立する。

3 通報・連絡

(1) 通報・連絡の実施

対策組織の長は、被害情報などについて、定められた経路に従い通報・連絡する。

(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、通信連絡施設・設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。

4 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア) 一般情報

- ① 気象、地象情報
- ② 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
- ③ 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）
- ④ その他災害に関する情報（交通状況等）

イ) 関西電力及び関西電力送配電の被害情報

- ① 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ② 停電による主な影響状況
- ③ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
- ④ 従業員等の被災状況
- ⑤ その他災害に関する情報

(2) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その

他必要な措置を講ずる。

また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、関西電力及び関西電力送配電の支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

5 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ⑤ 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- ⑥ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ⑦ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ⑧ 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- ⑨ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

6 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力及び関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送電ネットワーク株式会社及び電力広域的運営推進機関と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

7 災害時における復旧用資機材等の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力及び関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

8 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

9 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、関西電力及び関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

10 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア) 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移

動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

1.1 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

(1) 情報伝達、避難誘導

気象台からの津波警報等に関する情報は、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて、速やかに従業員へ周知する。

また、緊急地震速報システム等により津波警報を受信した業務機関については、構内放送等を通じて構内の従業員及び作業員等に安全な場所へ避難するよう周知する。なお、見学者、訪問者等に対しても、関係市町村と連携のうえ、避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

(2) 津波からの避難

津波警報が発表されたとき、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

その後は、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保したうえで、次項に定める必要な安全確保措置を実施する。

(3) 津波襲来に備えた措置

津波警報が発表された場合、火力発電所及び浸水が予想される変電所等では、対策組織の判断により、津波からの避難に要する時間に配慮しつつ、従業員及び作業員等の安全を確保したうえで、可能な範囲で、次の安全措置、緊急点検及び巡視を実施する。

ア) 安全措置

- ① 高圧ガス、燃料等危険物の受入、払出、移送等の作業の停止
- ② 津波・高潮対策用設備（防潮扉等）の閉鎖
- ③ 作業用電力、エンジン類の停止、火気使用の禁止

イ) 緊急点検および巡視

- ① 転倒または移動するおそれのある設備の固定状況の点検
- ② 非常用電源設備、消火設備等の巡視点検

避難区域にある仕掛り工事および作業中の電力施設において、津波警報を確認した場合は、原則として工事及び作業を中断するものとする。

また、津波からの避難に要する時間を配慮しつつ、従業員及び作業員等の安全を確保したうえで、可能な範囲で、上記（ア）（イ）に準じた措置を実施する。

1.2 複数の巨大地震の時間差発生を考慮した措置

複数の巨大地震が時間差発生した場合による被害の拡大を防止し、電力の安定供給を確保するため、本店及び地域の非常災害対策総本部長の判断により、電力施設における安全措置に関して、次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。

なお、この場合において、津波、余震等のおそれなくなった後に、被害状況等を考慮し、従業員及び作業員等の安全を確保したうえで、可能な範囲で実施するものとする。

(1) 特別巡視、特別点検等

電力施設等に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を定められた手順等により実施する。

(2) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。

また、社外的には電気通信事業者、鉄道、警察、消防、諸官庁等の社外防災機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。

(3) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設（建設所を含む。）については、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を定められた手順等により実施する。

1 3 復旧計画

地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧用資機材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の完了見込
- (6) 宿泊施設、食糧等の手配
- (7) その他必要な対策

1 4 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第3節 大規模停電災害応急対策計画（県総務部危機管理局）

1 計画の方針

この計画は、大規模停電発生時における重要施設等における迅速かつ円滑な電源確保について定めることを目的とする。

2 重要施設に対する燃料供給

県は、重要施設の非常用発電設備を稼働させるための燃料が不足した場合には、和歌山県石油商業組合との「大規模災害等発生時における支援等に関する協定」により、重要施設に燃料供給を行うものとする。

また、県内だけでは需要に対応できないときは、県は、「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には政府対策本部に対し、実施されていない場合には資源エネルギー庁に対し、石油連盟災害情報収集システムを活用のうえ、燃料供給を要請し、国や石油連盟、全国石油商業組合連合会の調整により、重要施設に燃料供給を行うものとする。

※大規模災害等発生時における支援等に関する協定書は、資料編 41-00-02 を参照。

3 重要施設への電源車の配備調整等

県は、大規模停電発生時には直ちに、重要施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車の配備先の候補案を作成するものとする。

県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車の配備先を決定し、電気事業者は、電源車の配備に努めるものとする。

4 外部電源供給可能な車両等の活用

県は、協定を締結している自動車販売会社等が所有する、外部電源供給が可能な車両等の提供を受けて、電力が必要な施設等を把握の上、配備先を決定し、自動車販売会社等へ配備を依頼するものとする。

各協定締結自動車販売会社等は、外部電源供給が可能な車両等の提供に努めるものとする。

第4節 都市ガス施設災害応急対策計画（大阪ガスネットワーク株式会社、新宮ガス株式会社）

<大阪ガスネットワーク>

1 計画方針

地震災害発生時には、「災害対策規程」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

2 計画内容

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア 地震情報の収集、伝達

地震情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

① 地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

イ 通信連絡

① 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網（衛星通信）の充実を図る。

② 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

③ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

ア 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 震度5（弱）以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

ウ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、（社）日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最少限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、広報車・工作車に装備した広報設備により災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

イ 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害

情報から行う。

ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

(5) 応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスを供給再開する。

イ 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命に関わる箇所及び救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。併せて、仮設シャワー設備の設置、カセットコンロの配布、圧縮天然ガスボンベ供給等の生活支援サービス、代替手段による臨時供給などの顧客支援を実施する。

＜新宮ガス＞

1 計画方針

地震災害が発生した際には、それに伴う、ガス漏れによる二次災害を防止するために、以下に述べる応急対策を講じることとする。

2 計画内容

(1) 情報の収集、伝達及び報告

ア 気象予報等の収集、伝達

本部室で収集した気象予警報は所定の伝達経路により伝達する。

イ 災害発生時の関係先との伝達方法

警察、消防等他の第一次関係機関とは平素から緊密な連絡協調に努める。

ウ 被害状況等の収集

工場施設及び供給区域内顧客施設の受けた被害状況、応急対策実施状況、その他各種の情報を本部室で収集する。

(2) 災害広報

災害時において混乱を防止し被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは顧客及び一般市民に対し、工作車に装備したマイクにより災害に関する各種の情報を広報する。

ア 報道機関に対する情報発表は本部室が行う。

イ 顧客に対する広報は、広報車の巡回、チラシ等印刷物の配布により行う。

(3) 防護保全対策

平常業務において、現場状況に応じ防護、修理、取替等により保全業務を行っているが非常の際には、次のとおり地域、場所別に重点巡視警戒を行う。

ア 見廻り巡回を重点実施

イ 情報、連絡による場所別状況の調査

ウ 水害、冠水地域の整圧器の機能監視

エ 河川の増水状況の調査

オ 河川増水による架管に対する遮断バルブの調査及び流出防止処置

カ 他工事現場の特別見廻りと防護強化打合せ

キ がけ崩れ、地盤沈下地域の調査、警戒

ク 防護機材の点検整備

以上のほか、本部室からの情報連絡と災害状況により、本部室の指令に基づき行動する。なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の風水害、その他の災害実績から被害が予想される施設を掲示し重点的に監視する。

(4) 危険防止対策

危険防止については、防護対策をたて、災害情報特異危険、現場状況及び災害対策本部の指令に基づき、次のとおり危険防止の（巡視員が）応急実施に当たる。

ア ガス供給施設（バルブ、ガバナー等）周囲の危険物除去

イ ガス導管の折損等危険が予想される個所の供給遮断

ウ ガス管内への流水防止のためのガス供給遮断

エ 他工事関係の危険個所の防護及びガス供給遮断

オ 災害による事故発生の場合は、爆発火災等を考慮して付近住民の避難の要請を行う。

カ その他現場の状況に応じて適切な処置を行う。

(5) 応急復旧対策

供給施設の災害復旧はガス供給上長時間又は長日時停止できない場合は、災害状況により主に次の応急復旧作業に当たる。

ア 本部室の指令に基づきバルブ操作又は圧送操作を行い、供給可能な範囲で供給系統を変えてガス遮断区域を最小限にくい止める。

イ ガス導管内の採水作業の早急実施

ウ ガス導管の折損あるいは漏えい個所の復旧修理

エ その他、現場の状況により適切な処置を行う。

第13章 文教対策計画

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書等、次の応急措置を講ずる。

第1節 小・中学校及び市立高等学校の計画（県教育委員会）

1 計画方針

小・中学校及び市立高等学校に関する災害の応急対策は、別に定めるもののほか、この計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 児童生徒の安全の確保

ア 児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。

イ 校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休業、学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに市町村（県）本部に報告するものとする。

ウ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し確立しておくこと。

{「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）、学校における防災教育・安全指針（県教育委員会）参照}

(2) 学校施設の確保

ア 被害程度別応急教育予定場所

① 応急的修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急措置をして使用する。

② 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等利用し、なお不足する場合は、二部授業等の方法による。

③ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

④ 特に地区が全体的被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、り災を免れた公民館等公共施設を利用する。

イ 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により、当該施設管理者の応援を得るものとする。

① 同一市町村施設利用の場合

市町村本部において、関係者協議の上行うものとする。

② 他市町村施設利用の場合

当該市町村本部は、教育部に対して施設利用の応援を要請するものとする。教育部におい

ては、要請に基づいて利用すべき施設の区域を管轄する市町村本部に協力をあっせんするものとする。

(3) 教職員の対策

ア 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

イ 同一市町村内操作

学校内で解決できないときは、学校長は市町村本部に派遣の要請をするものとする。市町村本部は、管内の学校内において操作するものとする。

ウ 県内操作

市町村において解決できないときは、市町村本部は、教育部に教職員派遣の要請をする。要請を受けた教育部は、適当な市町村本部に対して教職員派遣をあっせんするものとする。

エ 県内操作不能の場合

教育部はウの方法によって解決できないときは、欠員の状況に応じて近畿府県から教職員の応援派遣を受ける措置、又は状況に応じ、臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

第2節 県立学校関係の計画（県教育委員会、県立医科大学）

1 計画方針

県立の大学、高等学校、特別支援学校の地震災害時における応急対策は、別の計画で定めるもののほか、この計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 県立医科大学

ア 大学施設の確保

応援の要請

災害時における応急対策は他施設の利用以外に方法がないときは、知事と協議の上、直接他施設管理者に対し、その利用の応援を要請するものとする。

イ 教職員の対策

災害時に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法によるものとする。

① 学内対応

欠員が少数のときは、大学内において対応する。

② 学外対応

大学内において対応できないときは、知事との協議の上、学外から応援を受ける等の措置を講じるものとする。

ウ 授業料の減免、育英補助

災害により住家の被害を受けた学生に対しては、授業料の減免及び育英補助の措置を講じるものとする。すなわち、学長は、学生の被害状況を取りまとめ、被害学生の数が相当数に達し、授業料の減免、育英補助の必要を認めるときは、その措置の実施について知事と協議する。

(2) 県立高等学校等

ア 児童生徒等の安全の確保

① 生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。

② 校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒等に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休業、学校行事の中止等適切な措置を講じるとともに県、（市町村）本部に報告するものとする。

③ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒等の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

{「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）、学校における防災教育・安全指針（県教育委員会）参照}

イ 学校施設の確保

授業実施のため校舎施設の確保は、「第1節 小・中学校の計画」に定める計画によるものとする。ただし、施設利用のための応援要請等の手続、順序は、次の方法によるものとする。

① 応援の要請

各学校長は、他施設の利用以外に方法がないときは、教育部に対して直接他施設利用の応

援を要請するものとする。

② 応援の指示等

要請を受けた教育部は、当該学校に隣接する適当な県立の学校等に対し、施設利用について応援をするよう指示するものとする。

なお、当該地域に適当な県立の学校等の施設がないときは、その地域に所在する適当な公共的施設等の利用について、その施設の管理者に応援の協力を要請するものとする。

ウ 教職員の対策

災害に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法によるものとする。

① 学校内操作

欠員が少数のときは、当該学校内において操作する。

② 県内操作

学校内操作で解決できないときは、学校長は直接教育部に対して、教職員派遣の要請をするものとする。

要請を受けた教育部は隣接する適当な学校等から職員を派遣するものとする。

③ 県内操作不能の場合

教育部は、県で操作できないときは、欠員の状況に応じて当該欠員分を近畿府県から応援を受ける措置、又は状況に応じ、臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

エ 育英補助

災害により人的、物的な被害を受け、経済的に就（修）学が困難な状況となった児童生徒に対しては、授業料の育英補助等必要な措置を講ずるものとする。

第3節 私立学校関係の計画（県企画部）

1 計画方針

私立学校の災害応急対策は、それぞれの学校設置者が計画を樹立し、その実施に当たるものとするが、公費負担（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）等に関係のある被害状況の報告について、周知徹底を図るものとする。

第4節 学校給食関係の計画（県教育委員会）

1 計画方針

災害時における学校給食の応急対応策は、この計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施計画

ア 教育部は、被害状況に応じ、市町村における学校等の給食施設を利用し、応急給食を実施するよう指導・助言を行うものとする。

イ 被害を受けた市町村に対し、できる限り学校給食の継続実施について指導・助言を行うものとするが、施設及び原材料が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施するよう指導・助言を行うものとする。

ウ 災害時において、学校等が避難所として使用される場合で、学校給食を再開する場合には、その業務に支障が及ぶことがないよう一般罹災者との調整を図るよう留意するものとする。

エ 応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症等発生のおそれがあるので、衛生管理等には、特に留意するものとする。

(2) 物資対策

被害を受けた市町村本部及び県立学校長は、被害状況報告を速やかに行うものとし、教育部は、被害物資の掌握、処分等を指示、指導・助言を行うものとする。

第5節 社会教育施設関係の計画（県環境生活部・県教育委員会）

1 計画方針

地震・津波災害時における公民館等社会教育施設の応急処理等の措置を講ずる。

2 計画内容

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合も少なくないので、市町村本部は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急処置等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

第6節 文化財等救援・保全活動の計画（県教育委員会）

1 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における文化財等の救援・保全等の措置を図るものとする。

なお、詳細については、令和3年3月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び別に定める対応マニュアルによるものとする。

2 計画内容

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、文化財災害予防計画において体制整備を行った和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議等関係機関と連携し、文化財の被害状況の把握・救援・保全を速やかに実施するよう努めるとともに、必要に応じて近畿圏危機発生時の相互応援や復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用し、文化庁、地方公共団体及び独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターなどの外部組織への支援要請を行う。また、被災状況に応じた復旧・復興計画を策定し実行するものとする。

(1) 文化財の被災状況の把握

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに市町村文化財主管部局に報告し、市町村文化財主管部局は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

県教育委員会では、県内全体の文化財の被災状況を把握しその対応について検討する。

(2) 文化財及び文化施設の緊急点検と入場者の避難

各文化財及び文化施設の所有者及び管理者は被災状況を点検し、安全が確保できない場合は入場者等を安全な場所へ避難誘導する。

(3) 文化財レスキュー

関係機関と連携し、文化財の種類、被災状況に応じた救援・保全を行う。

(4) 文化財の復旧・復興計画の策定と実施

各市町村が策定する復旧・復興計画と調整を図りながら文化財に特化した計画を策定し保護を行う。

埋蔵文化財については、文化財の保護及び復旧・復興事業の円滑な推進のためにも、試掘・確認調査成果等をもとに計画策定段階から十分な調整を行い、極力埋蔵文化財を回避できるよう努める。また、やむを得ず記録保存のための発掘調査が必要となった場合においても、事業を円滑に進められるよう、早急に文化庁と調整し県外から専門職員の支援を受けることができる体制を整える必要がある。

第7節 学用品支給計画（県企画部・福祉保健部・県教育委員会）

1 計画方針

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は損傷した小・中・高等学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

2 計画内容

(1) 給与の種別

教科書（教科書の発行に関する臨時措置法第2条1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材）、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者

(3) 給与方法

ア 学用品は、原則として県において一括購入し、罹災児童生徒に対する配分は、県又は市町村が実施するものであるが、教科書等については、地域ごと学校等により、その使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため職権の委任により、調達から配分までの業務を市町村長に委任することがある。

イ 県又は市町村は、学用品の給与に当たっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、罹災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握しなければならない。

(4) 救助法による学用品の給与基準

ア 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

イ 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行われること。

- ① 教科書
- ② 文房具
- ③ 通学用品

ウ 「学用品の給与」のため支出できる費用

① 教科書費

- ・ 小学校児童及び中学校生徒

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材を給与するための実費とする。

- ・ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費とする。

② 文房具費及び通学用品費

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。

エ 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内、その他の学用品に

については15日以内に完了しなければならない。

(5) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 学用品の給与状況
- ウ 学用品購入関係支払証拠書類
- エ 備蓄物資払出証拠書類

第14章 災害警備計画

第1節 警察警備計画（警察本部）

1 計画方針

大規模地震等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、和歌山県警察の総力を挙げ、迅速、適切かつ効果的な警察活動を実施し、住民の安全と県内における秩序を維持する。

2 計画内容

(1) 任務と活動

大規模地震等が発生した場合には、次の警察活動を行うものとする。

- ア 被害情報の把握
- イ 避難等の措置
- ウ 救出救助及び行方不明者の捜索
- エ 死体の検視及び見分
- オ 被災地等における交通の安全と円滑の確保
- カ 危険箇所の実態把握及び警戒区域の設定
- キ 津波警報等気象情報の収集及び伝達
- ク 被災地における犯罪の予防・検挙
- ケ 地域安全情報、災害関連情報等の広報
- コ 関係機関の活動に対する援助

(2) 警備体制

「和歌山県警察大規模地震災害警備計画」に基づき、警察職員の各参集場所への自主参集、または非常招集により緊急な立ち上がりを行う。

次いで、和歌山県警察本部及び各警察署は、その地震の規模及び被害状況に応じた災害警備本部等を設置し、警備体制を確立する。

なお、必要に応じ、警察災害派遣隊等の県外部隊の応援要請を行い、体制の充実を図る。

(3) 通信体制

大規模地震等が発生した場合における通信については、「和歌山県警察大規模地震災害警備計画」の定めるところによる。

第2節 海上災害警備計画（和歌山・田辺海上保安部）

1 計画方針

災害時における県沿岸海上の大規模な犯罪、海難等の対策については、海上保安部と緊密な連携のもとに実施する。

2 計画内容

(1) 警備救難体制

海上保安部は、部内規則に基づき、海上における大規模な犯罪、海難等の防止と局限を図るための体制を確立する。

(2) 措置内容

ア 要員の確保

イ 犯罪、災害等の発生の防止、又は局限するための対策の検討

ウ 情報収集及び関係先への通報

エ 通信配備の強化、必要に応じて通信統制又は通信制限の実施、若しくは臨時通信系の設定

オ 巡視船艇、航空機の発動

カ 業務上必要な施設及び資材機器の点検、整備又は手配

キ 航行警報等による情報伝達、措置すべき事項の指導、必要に応じて関係者に対する船舶の移動命令、航行制限等

ク 関係諸機関との緊急連絡、情報交換及び必要に応じて協議する等の相互協力

ケ 住民の心の安定に重点を置いた広報

(3) 対策本部の設置

海上保安部は、海難その他における災害の規模と継続期等により必要と認めるときは、対策本部を設置し、船艇、航空機、人員等の派遣を受け、災害時の応急措置を統一かつ強力に推進する。

(4) 通信体制

災害発生地などとの通信連絡の途絶等が生じた場合は、通信を中継する巡視船を派遣するなどして、関係機関相互間の通信連絡の確保に努める。

第 15 章 震災対策要員の計画

震災応急対策を実施するために必要な要員は、本計画によるものとする。

震災対策の要員については、概ね次の順序で動員を行うものとする。ただし、震災応急対策作業の内容によっては、先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 県・市町村職員の動員
- (2) 労働者の雇上げ

また、動員はそれぞれの応急対策実施機関において行うものであるが、これらの機関が震災応急対策及び災害救助を実施するに当たり、現地において、労働者の雇上げ等が不可能で人員に不足を生ずる場合は、次の応援要請事項を示して、本部へ要請するものとする。

応援要請事項

- ア 応援を必要とする理由
- イ 従事場所
- ウ 作業内容
- エ 人員
- オ 従事期間
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

第1節 ボランティア受入計画（日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部危機管理局・県企画部
・
県環境生活部・県福祉保健部・県教育委員会）

1 計画方針

地震・津波災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入計画は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 防災ボランティアの受入

ア 市町村等からの要請内容の伝達等

県内において、地震・津波等の大規模な災害が発生し、県又は県内の市町村から防災ボランティアに対する協力要請があった場合、県知事は、専門ボランティアにあつては、窓口団体を通じてその内容を伝え、救援ボランティアチームにあつては、直接に代表者にその内容を伝える。

なお、内容伝達に当たっては、ボランティアの活動地、必要人員、活動地への移動手手段等必要な情報の提供を行う。

※ 窓口団体とは、専門ボランティアが登録する際の窓口となる団体をいう。

イ 防災ボランティアの活動の基本

被災現地に出動した防災ボランティアは、県又は現地市町村と協力して災害救援活動に当たるものとする。

ウ 未登録専門ボランティアに対する対応

県、市町村等は、未登録の専門ボランティア希望者からの問い合わせや活動申入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。

エ 窓口団体との調整

窓口団体との調整は、各団体毎に関係各班において行うものとし、総合調整については、環境生活部県民生活班において行うものとする。

(2) 一般ボランティアの受入

ア 県災害ボランティアセンター（常設型）

災害発生後、県災害ボランティアセンターは、一般ボランティアの受入体制を整え、被災地で円滑にボランティア活動が行えるよう、災害ボランティア活動に係る情報の受発信や、市町村災害ボランティアセンターの後方支援業務を行う。

(ア) 県の役割

県は、環境生活部県民生活班を通じ、県災害ボランティアセンターに対して各種調整、指示、情報提供を行うとともに、職員を派遣し、その運営を支援する。

(イ) 県社会福祉協議会の役割

県社会福祉協議会は、県内外の社会福祉協議会、その他関係機関との連絡調整等、事務局として県災害ボランティアセンターの運営業務を行う。

イ 市町村ボランティアセンター

被災地の市町村又は市町村社会福祉協議会は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、地域の実情にあった活動が行えるよう努めるものとし、その調整窓口として、市町村災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコ

一ディネーター等の業務を行う。

※ 日本赤十字奉仕団委員長名・団員登録数一覧は、資料編 52-01-00 を参照

※ 県婦人団体連絡協議会都市会長及び会員数一覧は、資料編 52-03-00 を参照

第2節 労働者の確保計画（和歌山労働局・県福祉保健部・県商工観光労働部）

1 計画方針

災害応急対策の実施が本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 労働者の雇用

労働者の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行うものとする。

(2) 労働者雇用の方法

労働者の雇上げについては、県下各公共職業安定所の求職者を対象として要員確保に努めるものとする。

(3) 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが、救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、次のとおりである。

ア 罹災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導人員を必要とするとき。

イ 医療及び助産のための移送要員

① 救護班では処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならぬ患者がおり、病院・診療所に運ぶための人員を必要とするとき。

② 救護班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員

③ 傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員

ウ 罹災者の救出要員

罹災者の身体の安全を保護するため、罹災者を救出するための要員

エ 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための、医薬品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用の食糧品・調味料・燃料、医薬品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員

カ 遺体搜索要員

遺体搜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する人員。

キ 遺体の処理（埋葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員。

(4) 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。

(5) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き労働者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

(6) 実施上の特例

知事は、あらかじめ定めた災害の救助の程度、方法及び期間等に基づき、個々の救助を実施する際、救助の適切な実施が困難な場合が生じたときは、そのつど内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(7) その他

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しておかなければならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 賃金職員等雇上げ台帳
- ウ 賃金支払関係証拠書類

第16章 交通輸送計画

第1節 道路交通の応急対策計画（近畿地方整備局、西日本高速道路（株）、

県県土整備部・警察本部）

1 計画方針

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施するものとする。

2 計画内容

(1) 交通規制の種別及び根拠

災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）するものとする。

イ 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条、6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し若しくは制限する。

ウ 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

(2) 交通規制の実施

ア 規制の実施は次の区分によって行うものとする。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者等	国土交通大臣 知 事 市 町 村 長	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	公安委員会 警察署長等 警 察 官	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

ただし、道路管理者等と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置を執られるよう配慮するものとする。

イ 隣接府県に対し広域交通管制の要請を行う。

(3) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに警察官又は市町村長に通報するものとする。

通報を受けた市町村長は、その道路管理者等及びその地域を所管する警察署に速やかに通報するものとする。

(4) 各機関別実施の要領

道路管理者等又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行うものとする。

ア 道路管理者等

災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整のうえ速やかに必要な規制をするものとする。

ただし、市町村長は、該当市町村以外の者が、管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行うものとする。この場合市町村長は、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行うものとする。

イ 警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行うものとする。

(5) 緊急通行車両及び規制除外車両の通行確認

基本法第 76 条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続は、次のとおりとする。

なお、道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車の他、自衛隊、米軍及び外交官車両については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

ア 緊急通行車両の基準

緊急通行車両とは、

- ① 道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車
 - ② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両とされており、②の車両については緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。
 - ・規制除外車両とは、民間事業者等による災害応急対策車両で、規制除外車両の確認を受けた標章を掲示し、証明書を備え付けている車両
- ※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行う。

イ 緊急通行車両の確認

① 確認の申出

a 申出場所

警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊、交通の検問場所

b 申出手続方法

緊急通行車両確認申出書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約

書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写しを添付する。

c その他

緊急通行車両確認申出書（車両の用途、輸送人員又は品名、出発地等記載）については各申出場所に備付けのものを使用。

② 確認と標章等の交付

警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、基本法施行規則第6条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。

③ 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けた者は、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

④ 事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両及び一定の規制除外車両については事前の届出をすることができる。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申出するものとする。なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。

- a 災害対策基本法施行令第32条の2第2号に規定する「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されることから、災害発生時において、防災基本計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- b 原子力緊急事態宣言発令時において、原子力災害対策特別措置法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- c 警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の想定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として同法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両
- d 国民保護法第2条第1項に規定する武力攻撃事態等において、同法第32条第1項に規定する基本指針、第33条第1項、第34条第1項又は第35条第1項に規定する国民の保護に関する計画、第36条第1項に規定する国民の保護に関する業務計画等に基づき、使用される計画がある車両
- e 緊急通行車両とならないもののうち、
 - 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
 - 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送用車両にあつては、建設用重機と同一の使用者による届出に限る。）

のいずれかに該当する車両

ウ 緊急通行車両の通行の確保（災害対策基本法第76条の6）

- ① 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、

その管理する道路についてその区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。

- ② 道路管理者等は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。
- ③ 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合は、道路管理者等は自ら車両等の移動を行うことができる。
- ④ 道路管理者等は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

(6) 交通規制時の車両の運転者の義務（災害対策基本法第 76 条の 2）

基本法に規定による交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。

ア 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

イ 前記アに係わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(7) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等（災害対策基本法第 76 条の 3）

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は次のとおりである。

ア 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ 前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

ウ 前記ア及びイを警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊及び消防吏員の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

この場合において、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(8) 公安委員会から道路管理者等への車両移動等の措置要請（災害対策基本法第 76 条の 4）

公安委員会は、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、災害対策基本法第 76 条の 6 に規定する車両移動等の措置を要請するものとする。

(9) 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合は、政令の定めるところにより、次の標識を設置するものとする。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導に当たるものとする。

ア 規制標識

規制標識は、次の様式と方法により設置するものとする。

- ① 道路交通法第4条、5条及び道路法第46条によって規制したとき。
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月7日号外総理府建設省令第3号）に定める様式と方法による。
- ② 災害対策基本法第76条によって規制したとき。
災害対策基本法施行規則第5条に定める様式と方法による。

イ 規制内容の表示

規制標識には、次の事項を明示して表示する。

- ① 禁止、制限の対象
- ② 規制の区域及び区間
- ③ 規制の期間

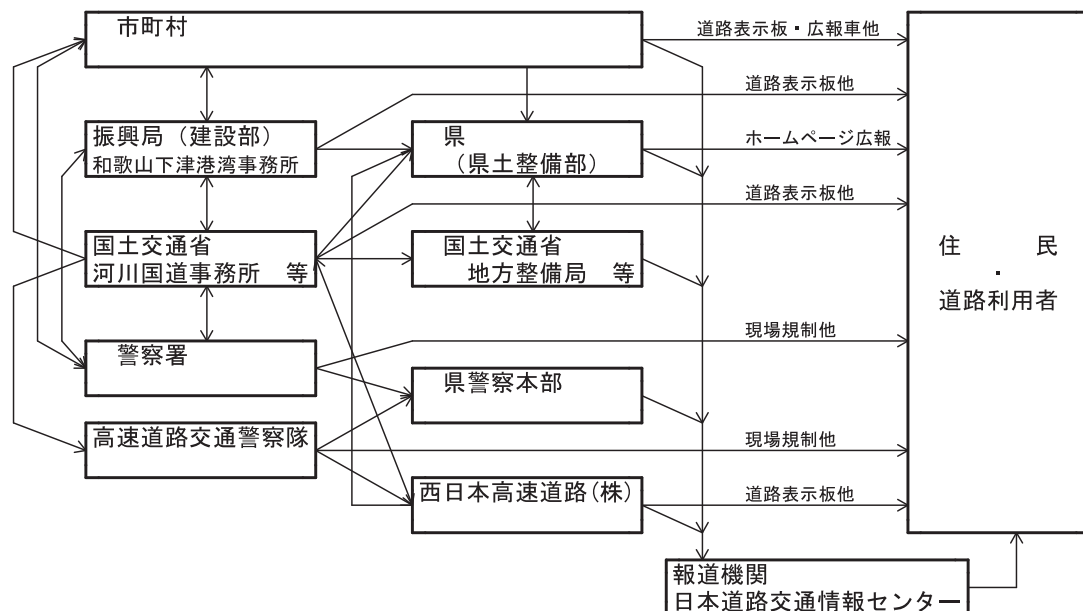
ウ 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者等は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努めるものとする。

(10) 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知するものとする。

ア 系統図



イ 報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 禁止、制限の種別と対象
- ② 規制する区域及び区間
- ③ 規制する期間

④ 規制する理由

⑤ 迂回路その他の状況

(11) 道路の応急復旧

ア 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

イ 市町村長の責務

① 他の道路管理者に対する通報

市町村長は、管内の国道、県道等他の管理者に属する道路ががけくずれ等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

② 緊急の場合における応急復旧

市町村長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

③ 知事に対する応援要請

市町村は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請するものとする。

※ 基本法施行規則第1条及び第5条による通行の禁止又は制限についての標示の様式は、資料編 53-01-00 を参照

※ 基本法施行規則第6条による緊急通行車両の標章及び証明書の様式は、資料編 53-02-00 を参照

※ 緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャートは、資料編 53-03-00 を参照

※ 異常気象時における道路通行規制基準は、資料編 53-06-01～03 を参照

第2節 船舶交通の応急対策計画（和歌山・田辺海上保安部、県農林水産部・県国土整備部）

1 計画方針

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における船舶交通の安全を確保するため、航行規制及び航路障害物の除去等に関し定めるものとする。

2 計画内容

(1) 航行規制の実施者等

港の種類	実施責任者	港名	規制の内容
港則法 適用港	和歌山海上保安部長 (和歌山下津港長)	由良、湯浅広、和歌山下津※	各種法令に基づき、 関係機関と連携し、船舶交通の安全確保、海上災害等の防止に必要な措置を実施する。
	田辺海上保安部長 (田辺港長)	新宮、宇久井、勝浦、浦神、古座西向、串本、日置、田辺※、日高	
その他の港	和歌山海上保安部長	日ノ御埼以北の港	
	田辺海上保安部長	日ノ御埼以南の港	

※特定港を示す

ア 港長又は、和歌山海上保安部長及び田辺海上保安部長（以下「港長等」という）は航行制限に当たっては、港湾管理者、けい留施設の管理者と密接な連絡を取るよう配慮する。

イ 田辺港、和歌山下津港以外の港における規制内容は、(4)とする。

(2) 発見者等の通報

災害時に港内の船舶施設の被害又は、船舶交通が極めて混乱している状況を発見したものは、速やかに港長等又は市町村長に通報するものとする。

通報を受けた市町村長は、その港湾の最寄りの海上保安部署長に通報するものとする。

(3) 航行規制の要領

ア 災害等により水路の損壊沈没物等のため、船舶の航行に危険がある場合は、港長等は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。

イ 船舶交通の制限禁止を行った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡回等により広く一般に周知を図る。また、必要に応じて標識を設置する。

(4) 航路障害物の除去

ア 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部

① 巡視船艇により可能な範囲で漂流物、沈没物、その他の航路障害物の応急的な除去作業を行う。

② 当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。

③ 港湾管理者及び漁港管理者に障害物の存在を通報して除去を促進する。

イ 港湾管理者及び漁港管理者

その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障

害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。
必要あるときは、除去命令を出す。

第3節 輸送計画（和歌山・田辺海上保安部、近畿運輸局、近畿地方整備局、自衛隊、西日本旅客鉄道㈱、県総務部危機管理局・県企画部・県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）

1 計画方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸・海・空のあらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現するものとする。

特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活動を推進するものとする。

2 計画内容

(1) 基本方針

ア 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象の想定

① 第1段階

- a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- c 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
- d 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- a 上記①の続行
- b 食糧及び水等生命の維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- a 上記②の続行
- b 災害復旧に必要な人員及び物資
- c 生活必需品

(2) 実施者

災害輸送は他の計画で別に定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行うものとする。

(3) 災害輸送の種別

災害輸送は次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- ア 自動車及びバイク等による輸送
- イ 鉄道軌道等による輸送

ウ 船舶による輸送

エ ヘリコプター等による空中輸送

オ 人力等による輸送

(4) 輸送力の確保等

ア 自動車輸送力の確保順位

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、おおむね次の順序による。

- ① 当該実施機関所有の車両等
- ② 公共的団体の車両等
- ③ 営業用の車両等
- ④ その他の自家用車両等

イ 各機関における措置

① 県

- a 本部各班は自動車、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保を要するときで、県有車両等のみで不足するときは、次の輸送条件を示して総合交通政策班に要請するものとする。ただし、土木工事等のため業者所有建設車両を調達するときは、県土整備部土木総務班に要請する。 ※ 建設機械関係資料は、資料編 51-01-01～02 を参照

(ア) 輸送区間又は借上機関

(イ) 輸送量又は車両の台数等

(ウ) 集合の場所及び日時

(エ) その他の条件

- b 総合交通政策班は、次により処置する。

(ア) 自動車のうちトラックについては（公社）和歌山県トラック協会に、バスについては（公社）和歌山県バス協会に、それぞれ輸送を要請し、タクシーについては（一社）和歌山県タクシー協会、（一社）和歌山県ハイヤー・タクシー協会、和歌山県個人タクシー協同組合に輸送要請。

※ トラックによる緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書は、資料編 45-04-02 を参照

※ バスによる緊急・救援輸送に関する協定書は、資料編 54-02-01 を参照

※ タクシーによる緊急・救援輸送に関する協定書は、資料編 54-02-02 を参照

(イ) 鉄道によって輸送する場合は、必要の都度、各関係機関と協議して要請するものとする。

(ウ) 船舶のうちフェリーについては、南海フェリー（株）に輸送を要請し、それ以外は総合統制室を通じ和歌山海上保安部及び田辺海上保安部、自衛隊等に輸送を、和歌山運輸支局及び和歌山運輸支局勝浦海事事務所に借上げあっせんを要請する。

※ 船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書は、資料編 45-03-01 を参照

(エ) 漁船及び遊漁船等については、農林水産部水産振興班を通じ和歌山県水難救済会及び和歌山県漁業協同組合連合会に輸送を要請する。

※ 漁船による大規模災害時の緊急輸送活動の協力に関する協定書は、資料編 54-05-00 を参照

※ 船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書は、資料編 54-05-01 を参照

(オ) ヘリコプター等については、総合統制室を通じ和歌山海上保安部及び田辺海上保安

部、自衛隊等に輸送を要請する。

② 市町村

a 市町村においては、輸送に必要な車両及び要員等の確保については、市町村計画に定めておくものとする。

b 市町村の所要車両が調達不能となった場合は、輸送条件を示して支部に応援を要請する。

③ 近畿運輸局（和歌山運輸支局、和歌山運輸支局勝浦海事事務所）

近畿運輸局は、対策実施要綱等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、県の要請等により、輸送機関等に対し調達のあっせんを行う。

④ 西日本旅客鉄道(株)和歌山支社及びその他の私鉄会社

西日本旅客鉄道(株)和歌山支社及びその他の私鉄会社は、それぞれの実施機関と協議して、鉄軌道による輸送を行うものとする。また、緊急輸送の要請は最寄り駅長を通じて行うものとし、当該輸送機関は、緊急輸送の必要があると認めたときはその万全を期するものとする。

⑤ 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部

和歌山海上保安部及び田辺海上保安部は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、海上保安庁が保有する船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。

⑥ 近畿地方整備局和歌山港湾事務所

近畿地方整備局和歌山港湾事務所は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、自ら保有する船舶を用いて緊急輸送活動を実施する。

⑦ 自衛隊

自衛隊は、「第 17 章 自衛隊派遣要請等の計画」に定める知事の災害派遣要請に基づき、自ら保有する車両、船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。

(5) 緊急輸送道路ネットワーク計画

国、県、自衛隊等で構成される協議会は、防災上の拠点となる施設及び輸送拠点を結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画を策定する。

ア 緊急輸送道路

国、県、自衛隊等で構成される協議会において、隣接府県及び防災上の拠点となる施設等を結ぶ路線等を緊急輸送道路に位置づける。

① 高速自動車国道、国道、主要地方道等の主要幹線道路

② 防災上の拠点となる施設、輸送拠点へのアクセス道路

③ 上記①、②を補完する道路

イ 防災上の拠点となる施設

① 県（総合庁舎を含む。）、市町村庁舎、消防署、警察署等

② 病院、災害救助物資保管場所

ウ 輸送拠点

① 港湾、漁港等

② 飛行場、ヘリポート等

③ 駅

④ 高速道路 I C、道の駅等

※ 緊急輸送ネットワーク計画図は、資料編 54-01-01 を参照

(6) 維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備、耐震補強等に努め、災害発生時に万一被災した場合は、相互に連携し迅速な復旧に努めるものとする。

(7) 輸送能力

※ 陸上における輸送能力は 資料編 54-02-00 を参照

※ 海上における輸送能力は 資料編 54-03-01 を参照

※ 空の輸送能力は 資料編 54-04-00 を参照

(8) 燃料輸送

県は、災害応急対策を行う緊急通行車両等の燃料が不足した場合には、「災害時石油供給連携計画」とは別に、和歌山県石油商業組合との「大規模災害等発生時における支援等に関する協定」に基づき、緊急通行車両等に燃料を給油するための移動式給油機（どこでもスタンド）の設置拠点に燃料を輸送する手段を確保するものとする。

※ 大規模災害等発生時における支援等に関する協定は、資料編 41-00-02 を参照

第 17 章 自衛隊派遣要請等の計画（陸上自衛隊第 37 普通科連隊）

1 計画方針

県地域の防災に関し自衛隊の災害派遣について必要な事項は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 災害派遣要請基準

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、知事は、生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

(2) 派遣の種類

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要と認めた場合の知事の要請に基づく部隊等の派遣

イ まさに災害が発生しようとしている場合における知事の要請に基づく部隊等の予防派遣

ウ 災害に際しその事態に照らし特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認めて、知事からの要請を待たないで、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

なお、その判断の基準とすべき事項については次に掲げるとおりである。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- ④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

エ 庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

(3) 派遣要請要領

ア 知事の派遣要請

災害に際し、知事は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ① 県下市町村長から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合
- ② 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合
- ③ 知事が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

イ 派遣要請の方法

派遣の要請は、陸上自衛隊第 37 普通科連隊長に対し、原則として文書により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

ウ 要請書の様式

※ 自衛隊災害派遣要請書の様式は、資料編 55-01-00 を参照

連絡先は次のとおりとする

陸 上 自 衛 隊	
第37普通科連隊	
連絡先	0725-41-0090 (代表)
(昼間)	第3科 (内236~239)
(夜間)	当直司令室 (内302)
県防災電話	
第3科	392-400
F A X	392-499

(4) 市町村長等の知事への派遣要請依頼

市町村長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって振興局を經由して県（災害対策課）に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

ただし、通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合、市町村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

※ 知事への部隊派遣要請依頼書及び部隊等の撤収要請依頼書の様式は、資料編 55-02-00 を参照

(5) 派遣要請不要時の連絡

知事は、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

(6) 自衛隊が災害派遣を行う場合の通知

陸上自衛隊第37普通科連隊長は、知事の派遣要請又は自主的判断により、部隊等を派遣した場合は、速やかに派遣部隊の指揮官の官職氏名、その他必要事項を知事に通知する。

(7) 自衛隊との連絡調整

ア 情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、自衛隊の災害派遣を有効に行うため、情報の交換等連絡調整を行う。

イ 自衛隊災害派遣業務を調整しその迅速化を図るため、通常県に自衛隊連絡員の連絡所を設置する。

(8) 派遣部隊の誘導及び受け入れ体制

ア 派遣部隊等の誘導

① 県は自衛隊に災害派遣を要請した場合は、県警察本部（警備課）及び要請依頼の関係機関にその旨連絡する。

② 県警察本部は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路、交通事情等に応じパトカー又は白バイにより被災地へ誘導する。

イ 派遣部隊の受け入れ体制

① 現地連絡責任者の指定

県は、部隊受け入れ及び作業の円滑を期するため、現地連絡責任者を指定し、派遣部隊指

揮官との連絡調整に当たらせる。

② 作業計画及び資材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた機関は、災害の状況、他の機関の応援対策実施状況等を十分勘案し、自衛隊の部隊が迅速かつ円滑に作業を実施できるよう作業計画を策定するとともに、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、宿舎等必要な設備を整えるよう配慮する。

③ その他

ヘリコプターを使用する災害派遣要請をおこなった場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期する。

(9) 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として生命、財産の救助のため、各機関と綿密な連携を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

ア 災害発生前の活動

① 連絡班及び偵察班の派遣

a 連絡班

状況の悪化に伴い県その他必要な機関に連絡員を派遣し、情報の交換及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によって通信班を配慮する。

b 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

② 出動体制への移行

a 連隊本部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い作戦室を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

b 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

③ 海、空自衛隊との連絡調整

海、空自衛隊と、平素からの協定に基づき連絡を密にし、上級司令部の命令があれば速やかに適切な協同行動が実施できるよう準備する。

イ 災害発生後の活動

① 被害状況の把握

知事からの要請があったとき、又指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、船舶、航空機等により偵察を行う。

② 避難の援助

避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要と認めるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

③ 遭難者の捜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。

④ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防活動を行う。

⑤ 消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。

⑥ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が破壊し、もしくは障害物がある場合は、これらの啓開除去にあたる。

⑦ 応急医療、救護及び防疫

診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行う。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

⑧ 通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において支援する。

⑨ 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認めた場合は、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑩ 炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

⑪ 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において自衛隊車両を対象として、交通規制の支援を行う。

⑫ 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類爆発物の保安措置及び除去を実施する。

⑬ その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

(10) 派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長又は市町村長から委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいない場合に限り、次の職務を執行することができる。

ア 警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止又は退去の命令（基本法第 63 条第 3 項）

イ 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収容（基本法第 64 条 8 項）

ウ 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去等（基本法第 64 条 8 項）

エ 住民又は現場にある者の応急業務への従事命令（基本法第 65 条 3 項）

なお、この場合、自衛官は直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

(11) 派遣部隊等の撤収要請

ア 知事は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

イ 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

※ 派遣部隊等の撤収要請書の様式は、資料編 55-03-00 を参照

※ 災害時におけるヘリコプター発着予定地は、資料編 55-04-00 を参照

(3) 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

イ 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送

エ 被災者等の救出

オ 救援物資、人員等の搬送

カ 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動

キ その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

※ 和歌山県防災ヘリコプター応援協定は、資料編 56-00-00 を参照

※ 災害時におけるヘリコプター発着予定地は、資料編 55-04-00 を参照

第19章 防災拠点施設活用計画(県総務部危機管理局)

1 計画方針

震災に際し、災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する県民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとする。また、大規模災害時に備えるため、広域防災拠点の活用を進めるものとする。

2 計画内容

(1) 広域防災拠点(県管理)

① 第1広域防災拠点(和歌山・海草地域に配置)

- ・和歌山、海草、有田、日高、那賀地域の支援及び県全体の総括拠点
コスモパーク加太(574,000㎡)
県立和歌山ビッグホール(55,562㎡)

② 第2広域防災拠点(西牟婁地域に配置)

- ・西牟婁、日高、東牟婁地域の支援及び県外からの航空輸送における後方支援の進出拠点
南紀白浜空港(741,000㎡)
旧南紀白浜空港跡地(200,000㎡)
田辺スポーツパーク(308,000㎡)

③ 第3広域防災拠点(東牟婁地域に配置)

- ・孤立化が長期かつ多数予想される地域を支援する拠点
新宮市民運動競技場(新宮市立佐野体育館含む)(51,000㎡)
串本町総合運動公園(16,016㎡)
東紀州防災拠点(三重県熊野市)(12,280㎡)

④ 第4広域防災拠点(伊都地域に配置)

- ・伊都、那賀地域の支援及び県外からの陸上輸送における後方支援の進出拠点
橋本市運動公園(県立橋本体育館含む)(340,000㎡)

(2) 基幹的広域防災拠点との連携(国管理)

京阪神都市圏における大規模地震発生時等に広域災害応急対策の拠点となる堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点と連携し効果的な輸送機能を確保する。

第20章 広域防災体制の計画（県総務部危機管理局、県福祉保健部）

1 計画方針

広域的な対応が必要とされる大規模広域災害が発生した場合に備え、県は平常時から広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

県は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性を図りながら、関西広域連合や構成府県等からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。

また、県が防災関係機関に対し、広域的な応援を要請する場合、別に定める広域防災拠点受援計画に基づき、円滑な受入体制を整備する。

2 計画内容

(1) 関西圏域内の応援体制

- ・ 県は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、物資の受入れ体制や避難者・傷病者の受入れ体制の整備を図り、さらに災害に関する関西広域連合構成府県及び連携県の情報の共有を図るなど関西圏域の府県との連携強化に努める。
- ・ 県は、紀伊半島に位置する三重県及び奈良県と「紀伊半島三県災害時等相互応援に関する協定」に基づき、2県との連携強化に努める。
- ・ 県は、「和歌山県と徳島県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」に基づき、徳島県との連携強化に努める。

(2) 他ブロック間の応援体制

- ・ 県は、関西広域連合が締結している「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、相互応援体制の整備を図り、情報交換や防災訓練の実施等を通して、九州地方知事会の構成県との連携強化に努める。

(3) 全国レベルの応援体制

- ・ 県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、他の都道府県との連携強化に努める。
- ・ 県は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援を要請するものとする。なお、緊急消防援助隊が出動された場合は、和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき速やかに受入体制を整える。
- ・ 県は、都道府県の枠を越えて迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報等の収集、救出・救助、緊急交通路の確保等にあたる警察広域緊急援助隊の受入体制を整える。

(4) 県内の応援体制

- ・ 県内の市町村は、平成8年3月1日付けで締結した「和歌山県下消防広域相互応援協定」に基づき、県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努めるものとする。

※「和歌山県下消防広域相互応援協定」については、資料編 40-03-00 を参照

- ・ 県内の市町村は、平成8年2月23日付けで締結した「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」に基づき、県下において地震、異常湧水その他の水道災害

が発生した場合、応急給水、応急復旧等の相互応援に努めるものとする。

※「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」については、資料編 44-01-00 を参照

- ・ 県内の市町村は、災害の規模に応じて、大規模広域災害時に他の市町村へ広域的に避難することが可能となるよう、関係機関との連携体制を検討するよう努めるものとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、必要な助言を行うものとする。

(5) その他の応援体制

- ・ 県は、関西広域連合が締結している「大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定」に基づき、トヨタ L & F 和歌山株式会社等に対し、救援物資の集積拠点にフォークリフトを配備することについて協力を求めることができる。

※「大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定」については、資料編 57-01-01 を参照

第21章 近畿地方整備局による災害時の応援計画（近畿地方整備局）

1 計画方針

災害が発生又はその恐れのある場合、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ」（平成17年6月14日近畿整備局企画部長・和歌山県県土整備部長により締結）に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の応援を行う。

2 計画内容

(1) 応援の内容

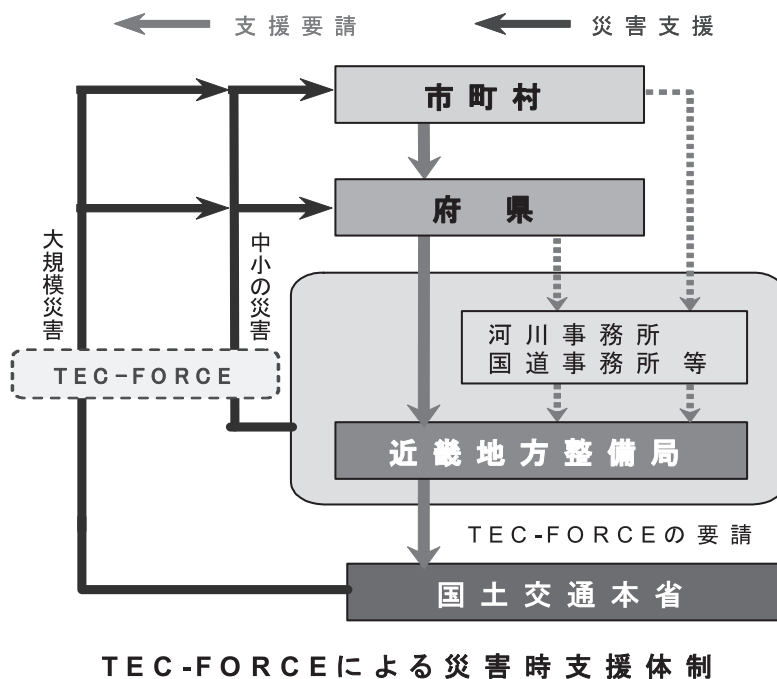
- ・被害情報の収集
- ・災害応急復旧
- ・二次災害の防止
- ・その他必要と認められる事項

(2) 応援の要請

和歌山県は近畿地方整備局へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

近畿地方整備局は、和歌山県より応援の要請を受け応援を行う場合は、和歌山県に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うものとする。

【連絡先】近畿地方整備局防災室（TEL：06-6942-1575、FAX：06-6944-4741）



(3) 応援の実施

近畿地方整備局は和歌山県への応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

(4) 応援要請によらない応援

災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、和歌山県からの要請を待ついとまがないと確認されるときは、近畿地方整備局は独自の判断により応援を行うものとする。

※「災害時の応援に関する申し合わせについては、資料編 76-02-08 を参照」

第 5 編

災害復旧・復興計画

第1章 施設災害復旧事業計画

(県総務部危機管理局・県企画部・県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部)

1 方針

公共的施設等の災害復旧事業計画は施設の緊急復旧とともに、再発災害の防止のための施策が考えられるが、復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは、関連事業の採用を積極的に働きかけ、資金の性格にとらわれずより効果的経済的な配慮を盛り込むとともに、本県の特殊性すなわち台風常襲地帯、多雨地帯、長いリアス式海岸、断層破碎地帯等の要素と、被害の原因を検討して、綿密周到な計画を組まなければならない。特に、公共土木施設災害復旧事業の推進については災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央の査定のための調査、測量及び設計を早急に実施し、関係者と十分協議検討を加え、復旧計画に当たっては被害原因を基礎にして再度災害が発生しないよう、あらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、関連事業を十分考慮に入れて災害関連緊急事業の促進を図る。

また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、国の権限代行制度等も含めて、このような事態を想定して十分検討しておかなければならない。

2 事業計画の種別

方針を基盤として次にかかげる事業計画について、被害の都度検討作成するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設復旧事業計画
 - ウ 砂防設備復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木施設復旧事業計画
 - ケ 漁港公共土木施設復旧事業計画
 - コ 下水道施設復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - ア 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) 文化財災害復旧事業計画

(11) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧対策

(1) 財政的措置

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

ア 国庫補助及び国の財政措置

- ① 公共土木施設災害復旧……公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- ② 農林水産施設災害復旧……農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
- ③ 公立学校施設災害復旧……公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- ④ 公 営 住 宅 の 建 設……公営住宅法によるもの
- ⑤ 都 市 施 設 災 害 復 旧……都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

イ 地方債に基づく措置によるもの

ウ 地方交付税に基づく措置によるもの

エ 激甚災害時の特別財政措置によるもの

激甚災害指定の手続きについては、次により行うものとする。

① 激甚災害の調査

(ア) 県

県は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

(イ) 市町村

市町村は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

② 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

③ 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市町村は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

※ 激甚災害指定基準は、資料編 58-01-00 を参照

(2) 技術的支援

県は、市町村が円滑に復旧対策を実施できるよう、人的支援を行うための技術職員の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し職員の派遣その他の協力を求める。

第2章 災害復旧資金計画（県福祉保健部・県商工観光労働部・県農林水産部）

1 方針

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

2 資金の種類

(1) 農林漁業関係の資金融通

ア 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

イ 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

- ① 農業経営基盤強化資金
- ② 林業基盤整備資金
- ③ 漁業基盤整備資金
- ④ 漁船資金
- ⑤ 農林漁業施設資金（共同利用施設）
- ⑥ 農林漁業セーフティネット資金

ウ 生活営農資金

(2) 商工業関係の資金融通

ア 和歌山県融資制度枠の拡大、新制度創設

イ 災害復旧高度化融資

(3) 福祉関係の資金融通

ア 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）

- ① 総合支援資金
- ② 福祉資金
- ③ 教育支援資金
- ④ 不動産担保型生活資金

イ 母子父子寡婦福祉資金

- ① 事業継続資金
- ② 住宅資金

(4) 住宅関係の資金融通

ア 災害復旧住宅資金

イ 災害特別貸付

第3章 災害復興都市計画（県土整備部）

1 方針

都市の復興計画は、災害に対する応急、復旧活動が講じられる中、まちづくりに関する分野の基本方針を定めると同時に都市計画決定作業も並行して行うことが想定される。

大規模災害が発生した場合、物資供給、救命、救援等の応急活動と公共施設等の復旧活動が実施されることになるが、特に都市基盤が脆弱な密集市街地等の被災地については、原状への復旧だけでなく、震災前と比べより災害に強く快適なまちづくりに向けての取り組みを、他の活動と並行して計画的に進める必要がある。

また緊急かつ健全な復興にあたり、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合には、建築の制限や被災市街地復興推進地域の指定など迅速な対応が求められる。

2 流れ

(1)被災状況の把握、復興手段の設定【被災後1週間以内】

建築基準法第84条に基づく建築制限を掛ける範囲の判断材料として、市町村は被害状況について調査を行う。（第一次調査）

ア 災害対策本部から情報収集・分析

イ 現地調査

ウ 調査結果の整理

エ 都市計画、市街地開発事業等の実施地区の検討

(2)建築基準法第84条による建築制限の実施【被災後2週間以内】

集中的または面的災害を被った地域において、市街地開発事業等を行う場合、無秩序な建築行為等による事業への影響を防ぐため、市町村都市計画部局は特定行政庁と調整を行い、特定行政庁は2週間以内を目処に建築基準法第84条の建築制限を実施するものとする。

ア 復興都市計画の区域を設定するための内部調整

イ 建築基準法第84条による建築制限の告示（第1次建築制限）

(3)都市復興基本方針（任意）の設定【被災後1ヶ月以内】

市町村は被災後、建築制限を実施した大被害地区において、市街地開発事業等の復興都市計画により市街地の再形成を行うが、大被害地区以外に対しても、街の被害状況、被災前の都市計画方針等に応じて復興の基本方針を定めることが重要である。また、特定行政庁は、あわせて建築基準法第84条による建築規制の延長を検討する。

ア 復興対象地区の設定

イ 復興基本方針の周知

ウ 建築基準法第84条による建築制限の期間延長の検討

(4)被災市街地復興推進地域の都市計画決定（都市計画法第10条の4）【被災後2ヶ月以内】

建築基準法第84条の建築制限は、災害発生から2ヶ月で失効するが、市町村は、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（被災市街地復興特別措置法第5条）を行い、緊急復興方針及び建築制限満了の日を定めることにより被災市街地復興特別措置法第7条にもとづき引き続き建築制限（第二次建築制限）を実施することになる。（最長2年）

また、建築基準法第84条の建築制限が失効されるまでに、市街地開発事業等の都市計画決定を行った場合でも、被災市街地の国費採択要件の緩和等の特例制度を活用するためには、あわせて被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う必要がある。

ア 臨時市町村都市計画審議会

イ 知事協議

ウ 被災市街地復興特別措置法第7条の規定による建築制限（第2次建築制限）

(5) 市街地開発事業等の都市計画決定【被災後2ヶ月以降】

被災市街地復興推進地域の決定により、被災市街地復興特別措置法第7条の建築制限に移行した地域は市街地開発事業等の都市計画決定の手続きを行っていく。

被災市街地復興特別措置法第7条の建築制限は最長2年となっているが、より早急な復興を実現するために、可能な限り素早く都市計画決定を行うことが必要である。なお、各地区の被災状況により、住宅の再建計画等と調整を行ったうえで、具体的な施策や方針を示し、住民との合意形成を図ることが重要である。

第4章 その他の復旧計画

被災者への雇用対策（和歌山労働局、県商工観光労働部）

1 被災者の雇用の確保

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を中心として関係機関が協力し、就業の斡旋と雇用の確保に努める。
- (2) 県は、従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止のため、関係団体の協力を得て事業主に雇用維持を要請する。

2 雇用保険の失業等給与に関する特例措置

- (1) 災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。
- (2) 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、一定の要件を満たすものについては、特例として求職者給付を行う。

第5章 復興計画事前策定（県総務部危機管理局）

1 方針

大規模な災害が発生した際、災害への初動対応、復旧等の業務量が膨大となるため、行政は、災害対応で多忙な中、復興の方向性を示し、復興まちづくり計画を立案して、住民合意の形成を図ることが必要であるが、様々な課題が発生して、速やかな計画策定が困難となることが想定される。

将来、南海トラフ地震をはじめ直下型地震や風水害による大規模災害が発生した後、地域の復興に時間がかかりすぎると、住民や企業は疲弊し、再生する意欲を失ったり、まちを離れる事態を招くなど、地域の活力が失われ、まちの存続が危うくなるおそれがある。

このため、被災前から事前に復興まちづくりの基となる計画を準備しておくことが重要であり、大規模な災害が発生した際には、その計画を基に復興計画を速やかに作成して、より早く復興に取り組むことが可能となる。

市町村は県が示す「復興計画事前策定の手引き」を参考に事前の復興計画を策定し、県は支援本部を設置するなどの市町村の計画策定を支援するものとする。

※ 「復興計画事前策定の手引き」は、資料編 77-01-09 を参照

2 復興計画事前策定の進め方

(1) まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区の選定

復興計画事前策定を検討するためには、人口・産業や土地利用などの市町村の概況や南海トラフ巨大地震の被害想定などの現状把握を行い、まちづくり上の問題を明らかにすることが不可欠であり、まちづくりに関連する各種計画を確認するとともに、現状に対する課題、住民の評価等を把握することが必要である。その上で、まちの現状や被災の大きさなどにより、対象地区を選定する。

(2) 復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理

復興計画事前策定対象地区について、人口・世帯数や地場産業など地区ごとの特性について現状分析を行うとともに、道路が狭い密集市街地等の地区の課題を抽出・分析し、ポイントを整理する。

(3) 復興計画事前策定における基本的な方針

対象地区の現状分析や課題整理を踏まえ、復興まちづくりの達成すべき目標を明確にするため、「命を守るまちづくり」、「暮らしやすさを高めるまちづくり」、「産業を守るまちづくり」等の観点を整理し、スピード感をもって、持続可能なまちが復興できるよう基本的な方針を策定する。

(4) 「復興まちづくりイメージ」の作成

復興まちづくりは、多重防御、移転、嵩上げのパターンを単独で、あるいは、組み合わせて検討を行うこととする。

地形図に復興まちづくりで行う土地利用計画のイメージを作成する。作成時には、どのような事業手法で行うかなど併せて検討しておくことが望ましい。

(5) あらかじめ取り組むべきこと

迅速でより良い復興を実現するため、地籍調査の推進、都市計画区域の指定など下記の項目に

ついて、大規模災害の発生前である現在からあらかじめ取り組むべきことを検討し、復興計画事前策定に盛り込む。

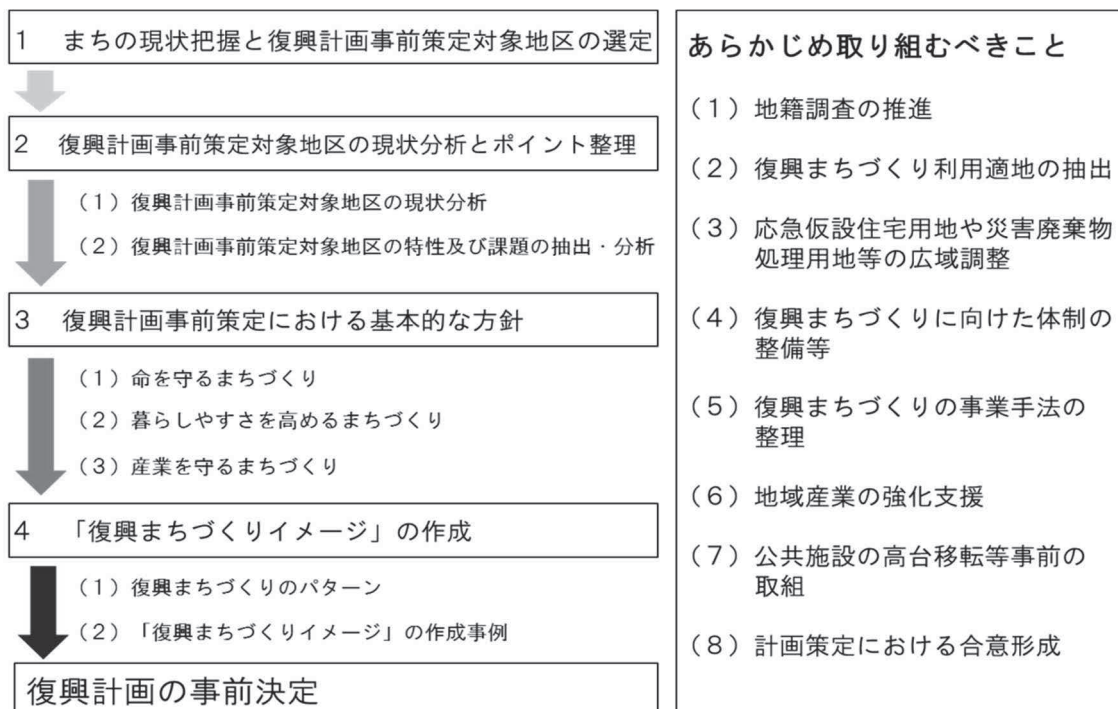
- ①地籍調査の推進
- ②復興まちづくり利用適地の抽出
- ③応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整
- ④復興まちづくりに向けた体制の整備等
- ⑤復興まちづくりの事業手法の整理
- ⑥地域産業の強化支援
- ⑦公共施設の高台移転等事前の取組
- ⑧計画策定における合意形成

3 復興計画事前策定の手順

市町村における事前の復興計画は、①まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区を選定、次に、②復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイントを整理し、続いて、③復興計画事前策定における基本的な方針を策定した後、④「復興まちづくりイメージ」を作成する。

そして、あらかじめ取り組むべきことを盛り込み、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた事前の復興計画とする。

〈復興計画の事前決定のフローイメージ〉



第 6 編

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2節 推進地域

南海トラフ法第3条第1項の規定に基づき指定された本県の地震防災対策推進地域の区域は、全市町村である。

【平成26年4月1日現在】

和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

第3節 特別強化地域

南海トラフ法第10条第1項の規定に基づき指定された本県の津波避難対策特別強化地域の区域は、次の19市町である。

【平成26年4月1日現在】

和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、湯浅町、広川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町

第4節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

和歌山県の地域に係る地震防災に関し、和歌山県、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第5章「防災関係機関の実施責任と業務大綱」に定めるところによる。

第2章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあるため、下記について留意する。

ア 県・市町村は、災害の状況及びこれに対しておとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めるものとする。

イ 指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集することとする。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努めるものとする。

情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、第4編第2章「情報計画」に定めるところによる。

(2) 避難のための指示

【地震全般】

ア 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難の指示をすることとする。

また、市町村長は、避難のための立ち退きを指示し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告するものとする。

イ 知事は、災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村長が、避難のための立ち退きの指示ができなくなったときは、市町村長に代わって実施するものとする。

ウ 警察官又は海上保安官

① 市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要請があったときは、住民等に対して避難のための立ち退きを指示することとする。この場合、避難のための立ち退きを指示した旨を市町村長に通知することとする。

② 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にはいないときで特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

【津波】

ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっ

くりとした揺れを感じたときには、市町村長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示することとする。

イ 地震発生後、津波警報等が発表されたときには、市町村長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示することとする。

ウ 知事は、当該災害の発生により市町村長が上記の指示できなくなったときは、市町村長に代わって実施するものとする。

(3) 避難方法・避難誘導等

第4編第5章第3節「避難計画」に定めるところによるが、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等も講じることとする。

2 施設の緊急点検・巡視等

県・市町村は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

県・市町村は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町村へ指示するものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4編第3章「消防計画」並びに第5章第10節「医療助産計画」に定めるところによる。

なお、文化財の被害軽減を図るため、延焼防止のための対策を予め講じることとし、その計画については、第3編第18章「文化財災害予防計画」に定めるところによる。

5 物資調達

(1) 県は、発災後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。

(2) 県は、県内市町村における備蓄量について、(1)と同様把握し、必要に応じ市町村間のあわせん調整を実施する。

(3) 県は、(1)(2)により把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。

6 輸送活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4編第16章第3節「輸送計画」に定

めるところによる。

7 保健衛生・防疫活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4編第6章「保健衛生計画」に定めるところによる。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

県は、県内の市町村における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村から当該物資等の供給の要請があった場合には、被害の状況を勘案し、必要に応じ当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置及び市町村間のあっせん等の措置をとるとともに、県内で物資等が不足する場合には、必要に応じ、国や関西広域連合等に対して調達・供給の要請を行うものとする。

2 人員の配備

県は、管内の市町村における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、和歌山県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3節 他機関に対する応援要請

1 他の都道府県への応援要請

第4編第20章「広域防災体制の計画」に定めるところによる。

2 自衛隊の派遣要請

第4編第17章「自衛隊派遣要請等の計画」に定めるところによる。

3 近畿地方整備局の派遣要請

第4編第21章「近畿地方整備局による災害時の応援計画」に定めるところによる。

4 消防庁・警察庁等との連絡体制の確保

県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防機関及び警察庁と連絡体制を確保し、活動拠点の

確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

5 海上保安庁との連絡体制の確保

和歌山海上保安部及び田辺海上保安部との連絡が困難な場合は、防災相互通信波を活用し、沖合いに配備された巡視船艇または航空機を通じて所要の連絡及び情報交換を行うものとする（海上保安庁船艇・航空機は防災相互通信波の受信機を搭載）。

6 広域的な災害対応体制の整備

南海トラフ地震は、関東から九州に至る広域な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に隣接府県からの応援を求めることは困難であるため、国や他の都道府県と協議し、広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、東南海地震と南海地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

1 整備方針

津波からの防護施設等の整備については、「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」等に基づき、推進する。

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の自動化・遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、閉鎖者の安全管理に配慮し、津波発生時に十分な避難時間が確保できないと判断された水門・樋門については、大津波警報及び津波警報が発表された場合、閉鎖作業を行わず速やかに避難することとする。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 県・市町は、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、第3編第7章「海岸防災計画」、同第8章「港湾防災計画」、同第9章「漁港・漁村防災計画」に定めるところとする。
- (5) 県・市町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、第3編第23章「防災行政無線整備計画」に定めるところとする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

- 1 津波に関する情報の伝達等については、第4編第2章第1節「津波警報・注意報・予報等の伝達計画」に定めるところによる。

第3節 避難対策等

1 県の措置

県は、以下の事項について実施する。

- (1) 市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導
- (2) 県の管理する施設を避難所として開設する際の協力、避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて収容者の救護のための必要な措置
- (3) 災害救助法の対象となる市町が行う避難対策についての指導調整

- (4) 居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」に基づく対策の推進

2 避難の確保

- (1) 県は、想定される津波の高さ、到達時間、浸水域等を調査し、市町が津波避難対象地域及び事前避難対象地域を定めることを支援する。
- (2) 市町は、避難対象地域において、津波からの避難場所、避難経路、その他津波災害の特性に応じた避難実施方法を定めることとし、各種防災施設の整備状況や、被害想定結果の活用などにより、その避難実施方法を見直すこととする。
- (3) 県、市町は避難場所、避難経路の整備、津波避難ビルの活用、既存施設の安全性の確保等を推進する。
- (4) 避難対象地域の居住者等は、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が襲来した場合に備える。
- (5) 南海トラフ法に基づく南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所においては、別に定める県の策定指針に基づき、計画を策定するとともに、所在する市町との連携を図る。
- (6) 自主防災組織や(5)に規定する事業所以外についても、具体的な避難の方法等を平時から確認しておく。
- (7) 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域が指定された市町においては、地域防災計画の見直しを進める。また、各市町の地域防災計画に位置付けられた避難促進施設においては、避難確保計画を作成する。



和歌山県における津波災害警戒区域

3 避難指示の発令及び伝達方法

市町長は、第4編第5章第3節「避難計画」に定めるところにより実施する。

4 避難誘導、避難場所の運営体制

第4編第5章第3節「避難計画」に定めるところにより実施する。

この場合、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて留意することとするが、その方策については基本計画編第2編第31章「避難行動要支援者対策計画」に定めるところによる。

5 避難意識の普及啓発対策

県、市町は、地域住民や企業に対して、津波襲来時に的確な避難が行うことができるように避難訓練、地域住民も参画した津波避難計画作成、防災教育、津波ハザードマップの整備、ワークショップの開催等を通じて、住民等の津波避難に関する意識を啓発する。

第4節 消防機関等の活動

1 市町村の措置

市町村は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール等の確立

2 県の措置

県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- (1) 地震が発生した場合、報道機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、地域住民等の円滑な避難に必要な情報提供を行うこと。
- (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

3 水防管理団体等の措置

水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

2 電気

(1) 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に必要な電源供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

(2) 指定公共機関関西電力送配電株式会社和歌山支社が行う措置は、別に定めるところによる。

3 ガス

- (1) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関大阪ガスネットワーク株式会社、指定地方公共機関新宮ガス株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。

4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
- (2) 指定公共機関西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。
- (2) 放送事業者は、県、市町村、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。
- (3) 指定公共機関日本放送協会和歌山放送局が行う措置は、別に定めるところによる。
- (4) 指定地方公共機関株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。

第6節 交通対策

1 道路

県警察及び道路管理者等は、津波襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じることとし、その計画については、第4編第16章第1節「道路交通の応急対策計画」に定めるところによる。

2 海上

- (1) 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な

除去作業を行うよう努める。これらの計画については、第4編第16章第2節「船舶交通の応急対策計画」に定めるところによる。

(2) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなどの安全確保対策をとるものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止、その他運行上の措置を講じる。

4 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、列車、航空機、船舶等の乗客や、駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

第7節 県が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク ブロック塀の転倒防止対策

(2) 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - イ 学校、職業能力開発校、研修所等にあつては、
 - (ア) 当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
 - ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 市町村推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

第8節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

県は、市町村の消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める取組みについて、必要に応じて適切な助言等を行うものとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

県は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うための方策に関する事項について、別に定めるものとする。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

県は、自衛隊・海上保安庁・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

県は、市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達、県の防災体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報伝達は、第4編第2章第1節「大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達計画」に定めるところによる。
県の防災体制については、第4編第1章第1節「組織計画」に定めるところによる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第4編第2章第1節「大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達計画」に定めるところによる。

また、災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第4編第1章第1節「組織計画」に定めるところによる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4編第2章第4節「災害広報計画」に定めるところによる。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達

県の災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集は、第4編第2章第2節「被害情報等の収集計画」に定めるところによる。

県の災害対策本部等からの指示事項等の伝達は、第4編第1章第1節「組織計画」に定めるところによる。

4 災害応急対策をとるべき期間

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 避難対策

(1) 事前避難対象地域

市町村は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、あらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え 1 週間避難を継続すべき地域として、あらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に関り後発地震の発生に備え 1 週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を推進計画に明示するものとする。

県は、想定される津波の高さ、到達時間、浸水域等を調査し、市町村が事前避難対象地域を定めることを支援する。

(2) 避難計画

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る避難計画は、第 4 編第 5 章第 3 節「避難計画」に定めるところによる。

国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。指定避難所の場所、避難の経路及び方法については、市町村において別に定めるものとする。

なお、市町村長が発令する避難情報等の基準は、第 4 編第 5 章第 3 節 2 (2)「避難情報等の基準」に定めるところによる。

県は、第 3 編第 2 6 章「防災知識普及計画」の定めるところにより、高齢者等事前避難対象地域の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

また、県は、第 4 編第 2 章第 4 節「災害広報計画」の定めるところにより、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(3) 避難所の運営

避難所の開設や収容保護等については、第 4 編第 5 章第 3 節「避難計画」に定めるところによる。

6 消防機関等の活動

- (1) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

ア 報道機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、地域住民等の円滑な避難に必要な情報提供を行うこと。

イ 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

(3) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に次のような措置をとるものとする。

ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

ウ 水防資機材の点検、整備、配備

7 警備対策

県警察等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業の管理者等は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

ア 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

イ 指定公共機関関西電力送配電株式会社和歌山支社がとる体制は、別に定めるところによる。

(3) ガス

ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

イ 指定公共機関大阪ガスネットワーク株式会社、指定地方公共機関新宮ガス株式会社がとる体制は、別に定めるところによる。

ウ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社がとる体制及び行う措置は、別に定めるところによる。

(5) 放送

ア 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であ

るため、正確かつ迅速な報道に努めることとする。

イ 放送事業者は、県、市町村、防災関係機関と協力して、交通に関する情報、避難所に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報提供等に努めるよう留意する。

ウ 指定公共機関日本放送協会和歌山放送局がとる体制は、別に定めるところによる。

エ 指定地方公共機関株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、関西テレビ放送株式会社、読賣テレビ放送株式会社がとる体制は、別に定めるところによる。

9 金融

指定公共機関日本銀行大阪支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容は、別に定めるところによる。

10 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

ウ 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、その周知方法は、第4編第2章第4節「災害広報計画」に定めるところによる。

(2) 海上および航空

ア 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部、港湾管理者は、在港船舶の避難対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に行うものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し行うものとする。

ウ 指定地方公共機関株式会社南紀白浜エアポートは、後発地震の発生に備えて、運航者に対し必要な航空情報の提供等を行うなど、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとし、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

11 県が管理又は運営する道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

第6編第3章第7節「県が管理又は運営する施設に関する対策」に定めるところによる。

イ 個別事項

(7) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

(イ) 学校等にあつては、次に掲げる事項

① 児童生徒等に対する保護の方法

② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(ウ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

① 入所者等の保護等の方法

② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 道路、河川、海岸等

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(3) 工事中の建築物等に対する措置

施設管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

1.2 滞留旅客等に対する措置

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を別に定める。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、県の防災体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第4編第2章第1節「大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達計画」に定めるところによる。

県の防災体制については、第4編第1章第1節「組織計画」に定めるところによる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法は、第4編第2章第4節「災害広報計画」に定めるところによる。

3 災害応急対策をとるべき期間

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 県のとるべき措置

県は、第4編第2章第4節「災害広報計画」の定めるところにより、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 整備すべき施設

次の施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」に定めるところによる。

なお、県が所有する施設については、別に定める耐震化の方針に基づき、対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の対策を特に推進する。

- (1) 避難場所の整備
- (2) 避難経路の整備
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に要する道路
- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (8) 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設又は河川管理施設
- (9) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (10) 公的医療機関等の改築又は補強
- (11) 国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間医療を行っている病院等の改築又は補強
- (12) 社会福祉施設の改築又は補強
- (13) 公立の小学校、中学校等の改築又は補強
- (14) 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物の改築又は補強
- (15) 農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (16) 地域防災拠点施設
- (17) 防災行政無線施設その他の施設又は設備
- (18) 飲料水、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備、非常用電源施設その他の施設又は設備
- (19) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- (20) 負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急的な措置に必要な設備又は資機材

2 整備方針

- (1) 県、市町村は、施設整備の年次計画にあたっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 県、市町村は、施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。

第6章 防災訓練計画

南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、指定公共機関、地方公共団体及び地域住民等との連携を図ることに努めることとし、その事業計画については、第3編第25章「防災訓練計画」に定めるところによる。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

南海トラフ地震に関する地震防災上必要な教育及び広報については、第3編第26章「防災知識普及計画」に定めるところによる。